

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	2019年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 吉田 憲一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 松岡 直美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 松岡 直美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高及び営業収入	百万円	8,105,712	7,603,250	8,543,982	8,665,687	8,259,885
営業利益	百万円	294,197	288,702	734,860	894,235	845,459
税引前利益	百万円	304,504	251,619	699,049	1,011,648	799,450
当社株主に帰属する当期純利益	百万円	147,791	73,289	490,794	916,271	582,191
包括利益（損失）	百万円	44,915	143,652	553,220	995,542	666,032
純資産額	百万円	3,124,410	3,135,422	3,647,157	4,436,690	4,789,535
総資産額	百万円	16,673,390	17,660,556	19,065,538	20,981,586	23,039,343
1株当たり純資産額	円	1,952.79	1,977.72	2,344.96	2,995.31	3,380.96
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	円	119.40	58.07	388.32	723.41	471.64
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	円	117.49	56.89	379.75	707.74	461.23
自己資本比率	%	14.8	14.1	15.6	17.9	17.9
自己資本利益率	%	6.2	3.0	18.0	27.3	14.8
株価収益率	倍	24.2	64.9	13.3	6.4	13.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	746,403	807,530	1,253,971	1,258,738	1,349,745
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,027,939	1,255,022	823,068	1,307,445	1,352,278
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	380,122	452,302	246,456	122,884	65,658
現金・預金及び現金同等物 期末残高	百万円	983,612	960,142	1,586,329	1,470,073	1,512,357
従業員数	人	125,300	128,400	117,300	114,400	111,700

(注)1 当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）の連結経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。

2 売上高及び営業収入には、消費税等は含まれていません。

3 純資産額は米国会計原則にもとづく資本合計を使用しています。

4 1株当たり純資産額、自己資本比率及び自己資本利益率は、当社株主に帰属する資本合計を用いて算出しています。

5 2019年4月1日から、ソニーはリース会計基準を変更する会計基準アップデート（Accounting Standards Update、以下「ASU」）2016-02を適用しました。ソニーは、修正遡及法によってこのASUを適用しており、比較年度の表示・開示を修正再表示していません。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『3 主要な会計方針の要約（2）新会計基準の適用』参照）

(2) 提出会社の経営指標等

回次		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
決算年月		2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
営業収益	百万円	2,186,972	1,246,460	536,686	373,436	569,092
経常利益	百万円	165,856	215,619	117,819	157,462	339,288
当期純利益	百万円	205,164	128,256	123,359	15,127	390,987
資本金	百万円	858,867	860,645	865,678	874,291	880,214
発行済株式総数	千株	1,262,494	1,263,764	1,266,552	1,271,230	1,261,059
純資産額	百万円	2,482,659	2,587,308	2,687,044	2,591,685	2,706,537
総資産額	百万円	3,690,139	3,735,737	3,561,251	3,241,916	3,391,804
1株当たり純資産額	円	1,957.61	2,039.88	2,115.12	2,062.91	2,207.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円 (円)	20.00 (10.00)	20.00 (10.00)	27.50 (12.50)	35.00 (15.00)	45.00 (20.00)
1株当たり当期純利益金額	円	165.75	101.63	97.60	11.94	316.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	163.10	99.55	95.45	11.68	309.75
自己資本比率	%	66.9	68.9	75.2	79.6	79.4
自己資本利益率	%	9.2	5.1	4.7	0.6	14.8
株価収益率	倍	17.5	37.1	52.7	389.0	20.3
配当性向	%	12.3	19.7	28.2	291.2	14.1
従業員数	人	10,511	6,185	2,428	2,519	2,682
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	% %	91.3 (89.2)	119.3 (102.3)	163.4 (118.5)	148.8 (112.5)	205.9 (101.8)
最高株価	円	3,970	3,792	5,738	6,973	8,113
最低株価	円	2,199	2,541	3,402	4,507	4,647

(注)1 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を前事業年度の期首から適用しており、2017年度にかかる主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっています。

3 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2【沿革】

年月	経過
1946年5月	電気通信機及び測定器の研究・製作を目的とし、東京都中央区日本橋に資本金19万円をもって東京通信工業(株)を設立。
1947年2月	本社及び工場を東京都品川区に移転。
1955年8月	東京店頭市場に株式公開。
1958年1月	社名をソニー(株)と変更。
12月	東京証券取引所上場。
1960年2月	米国にSony Corporation of America(以下「SCA」)を設立。
1961年6月	米国でADR(米国預託証券)を発行。
1968年3月	米国CBS Inc.との合併により、シーピーエス・ソニーレコード(株)を設立(当社50%出資)。(1988年1月 当社100%出資、1991年4月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメントに社名変更)
1970年9月	ニューヨーク証券取引所上場。
1979年8月	米国 The Prudential Insurance Co. of Americaとの合併により、ソニー・ブルーデンシャル生命保険(株)を設立(当社50%出資)。(1991年4月 ソニー生命保険(株)に社名変更、1996年3月 当社100%出資)
1984年7月	ソニーマグネスケール(株)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。(1996年10月 ソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)に社名変更、2004年4月 ソニーマニュファクチュアリングシステムズ(株)に社名変更、2012年4月 ソニーイーエムシーエス(株)(2016年4月 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株)に社名変更)と統合)
1987年7月	ソニーケミカル(株)(2006年7月 ソニー宮城(株)と統合し、ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株)に社名変更、2012年10月 デクセリアルズ(株)に社名変更)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1988年1月	米国CBS Inc.のレコード部門であるCBS Records Inc.を買収。(1991年1月 Sony Music Entertainment Inc.に社名変更、2008年12月 Sony Music Holdings Inc.に社名変更)
1989年11月	米国Columbia Pictures Entertainment, Inc.を買収。(1991年8月 Sony Pictures Entertainment Inc.に社名変更)
1991年11月	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1993年11月	(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント(2016年4月 (株)ソニー・インタラクティブエンタテインメントに社名変更)を設立。
1994年4月	事業本部制を廃止し、新たにカンパニー制を導入。
1995年10月	マイケル・ジャクソンとの合併により、Sony/ATV Music Publishingを設立(当社50%出資)。(2016年9月 当社100%出資)
1997年6月	執行役員制を導入。
1999年4月	カンパニーを統合・再編し、新たにネットワークカンパニー制を導入。
2000年1月	上場子会社3社(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント、ソニーケミカル(株)(現:デクセリアルズ(株))、ソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)(現:ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株))を株式交換により完全子会社化。(2012年9月 ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株)(現:デクセリアルズ(株))を含むケミカルプロダクツ関連事業を(株)日本政策投資銀行に売却)
2001年4月	組立系設計・生産プラットフォーム会社ソニーイーエムシーエス(株)(現:ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株))を設立。 半導体設計・生産プラットフォーム会社ソニーセミコンダクタ九州(株)(2011年11月 ソニー白石セミコンダクタ(株)と統合し、ソニーセミコンダクタ(株)に社名変更、2016年4月 ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)に社名変更)を設立。
10月	Telefonaktiebolaget LM Ericsson(以下「エリクソン」)とソニー(株)の携帯電話端末事業における合併会社Sony Ericsson Mobile Communications ABを設立(当社50%出資)。(2012年2月 当社100%出資、Sony Mobile Communications ABに社名変更)
2002年10月	上場子会社アイワ(株)を株式交換により完全子会社化(2002年12月 吸収合併)。
2003年6月	委員会等設置会社へ移行。

年月	経過
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)(以下「SFH」。ソニー生命保険(株)(以下「ソニー生命」)、ソニー損害保険(株)及びソニー銀行(株)を子会社とする持株会社)を設立。(2007年10月 SFHの株式を東京証券取引所市場第一部に上場)
8月	Samsung Electronics Co., Ltd.(以下「Samsung」)と液晶ディスプレイパネル製造を行う合弁会社 S-LCD Corporationを設立(当社50%マイナス1株出資)。(2012年1月 ソニーが保有する持分全てをSamsungに売却)
2005年 4月	ソニーの海外音楽制作事業において、Bertelsmann AGと合弁会社 SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTを設立(当社50%出資)。(2008年10月 当社100%出資、2009年1月 Sony Music Entertainmentに社名変更)
10月	SCA及び米国の複数投資家グループなどからなるコンソーシアムがMetro - Goldwyn - Mayer Inc.を買収。
12月	ネットワークカンパニー制を廃止し、事業本部・事業グループなどからなる新組織を導入。
2007年 2月	ソニーコミュニケーションネットワーク(株)(2006年10月 ソネットエンタテインメント(株)に社名変更、2013年7月 ソネット(株)に社名変更、2016年7月 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)(以下「SNC」)に社名変更)の株式を東京証券取引所マザーズに上場。
2008年 1月	本社を東京都港区に移転。 SNCが東京証券取引所マザーズから市場第一部へ市場変更。 (2013年1月 SNCにつき、公開買付けによる株式の取得及び株式交換を経て、完全子会社化)
2012年 6月	SCAを含む出資グループがEMI Music Publishingを所有し運営するためにDH Publishing, L.P.(以下「EMI」)を設立し、EMI Music Publishingを買収。かかる買収にともない、SCAとEstate of Michael Jackson(以下「MJ財団」)がそれぞれ74.9%と25.1%を保有するNile Acquisition LLC(以下「Nile」)がEMIの持分約40%を取得。(2018年7月 MJ財団が保有するNileの持分の取得にともない、当社約40%出資。2018年11月 EMIの残りの約60%の持分取得にともない、当社100%出資)
2013年 4月	オリンパス(株)と医療事業における合弁会社ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)を設立。(当社51%出資)
2014年 7月	ソニーがVAIOブランドを付して運営するPC事業を、ソニーから日本産業パートナーズ(株)に譲渡。 テレビ事業を分社化し、ソニービジュアルプロダクツ(株)(以下「SVP」)として営業開始。
2015年10月	ビデオ及びサウンド事業を分社化し、ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株)(以下「SVS」)として営業開始。
2016年 4月	イメージング&センシング・ソリューション事業を分社化し、ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)として営業開始。
2017年 4月	イメージング・プロダクツ&ソリューション事業を分社化し、ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株)として営業開始。
9月	電池事業を(株)村田製作所グループへ譲渡。
2019年 4月	SVPとSVSが統合し、ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ(株)として営業開始。
2020年 4月	エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション事業を束ねる中間持株会社としてソニーエレクトロニクス(株)を設立。

- (注)1 2021年4月1日付で、ソニー(株)は「ソニーグループ(株)」に、ソニーエレクトロニクス(株)は「ソニー(株)」に、それぞれ商号を変更する予定です。(「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」参照)
- 2 当社は、SFHの完全子会社化に向けて、同社株券等に対する公開買付けを2020年5月20日に開始していません。(「第5 経理の状況」連結財務諸表注記「29 重要な後発事象」参照)

3【事業の内容】

ソニーは、2019年4月1日付の組織変更及び担当上級役員の変更にもない、2019年度第1四半期より、業績報告におけるビジネスセグメント区分を変更し、従来のホームエンタテインメント&サウンド分野、イメージング・プロダクツ&ソリューション分野及びモバイル・コミュニケーション分野を合わせ、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション（以下「E P & S」）分野としました。このセグメント変更にもない、各分野の2018年度における売上高及び営業収入ならびに営業損益を2019年度の表示に合わせて組替再表示しています。また、2019年度第1四半期より、従来の半導体分野をイメージング&センシング・ソリューション（以下「I & S S」）分野に名称変更しました。

ソニーは、ゲーム&ネットワークサービス（以下「G & N S」）、音楽、映画、E P & S、I & S S、金融及びその他の事業から構成されており、セグメント情報はこれらの区分により開示されています。G & N S分野には、主にネットワークサービス事業、家庭用ゲーム機の製造・販売及びソフトウェアの制作・販売が含まれています。音楽分野には、主に音楽制作、音楽出版及び映像メディア・プラットフォーム事業が含まれています。映画分野には、主に映画製作、テレビ番組制作及びメディアネットワーク事業が含まれています。E P & S分野には、主にテレビ事業、オーディオ・ビデオ事業、静止画・動画カメラ事業、スマートフォン事業及びインターネット関連サービス事業が含まれています。I & S S分野には、主にイメージセンサー事業が含まれています。金融分野には、主に日本市場における個人向け生命保険及び損害保険を主とする保険事業ならびに日本における銀行業が含まれています。その他分野は、ディスク製造事業、記録メディア事業等の様々な事業活動から構成されています。ソニーの製品及びサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものであります。

2020年3月31日現在の子会社数は1,529社、関連会社数は155社であり、このうち連結子会社（変動持分事業体を含む）は1,490社、持分法適用会社は140社です。

なお、当社の連結財務諸表は米国会計原則にもとづいて作成しており、関係会社の情報についても米国会計原則の定義にもとづいて開示しています。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様です。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

G & N S、音楽、映画、E P & S、I & S S、金融及びその他の各分野の事業内容ならびに主要会社は次のとおりです。

事業区分及び主要製品		主要会社
ゲーム&ネットワークサービス		
	ゲーム機 ソフトウェア ネットワークサービス事業	(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント Sony Interactive Entertainment LLC Sony Interactive Entertainment Europe Ltd.
音楽		
音楽制作	パッケージ及びデジタルの音楽制作物の販売 アーティストのライブパフォーマンスからの収入	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント Sony Music Entertainment
音楽出版	楽曲の詞、曲の管理及びライセンス	Sony/ATV Music Publishing LLC
映像メディア・プラットフォーム	アニメーション作品及びその派生ゲームアプリケーションの制作・販売 音楽・映像関連商品のサービス提供	
映画		
映画製作	映画作品の製作・買付・配給・販売	Sony Pictures Entertainment Inc.
テレビ番組制作	テレビ番組の制作・買付・販売	CPT Holdings, Inc.
メディアネットワーク	テレビ、デジタルのネットワークオペレーション	
エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション		
テレビ	液晶テレビ 有機ELテレビ	ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ(株) ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株)
オーディオ・ビデオ	ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー 家庭用オーディオ ヘッドホン メモリ内蔵型携帯オーディオ	ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) ソニーネットワークコミュニケーションズ(株) ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) ソニーマーケティング(株)
静止画 動画カメラ	レンズ交換式カメラ コンパクトデジタルカメラ 民生用・放送用ビデオカメラ	Sony Electronics Inc. Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.
モバイル・コミュニケーション	スマートフォン インターネット関連サービス事業	Sony Europe B.V. 索尼(中国)有限公司
その他	プロジェクターなどを含むディスプレイ製品 医療用機器	
イメージング&センシング・ソリューション		
	イメージセンサー	ソニーセミコンダクタソリューションズ(株) ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株) ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd. Sony Europe B.V.
金融		
	生命保険 損害保険 銀行	ソニーフィナンシャルホールディングス(株) ソニー生命保険(株) ソニー損害保険(株) ソニー銀行(株)

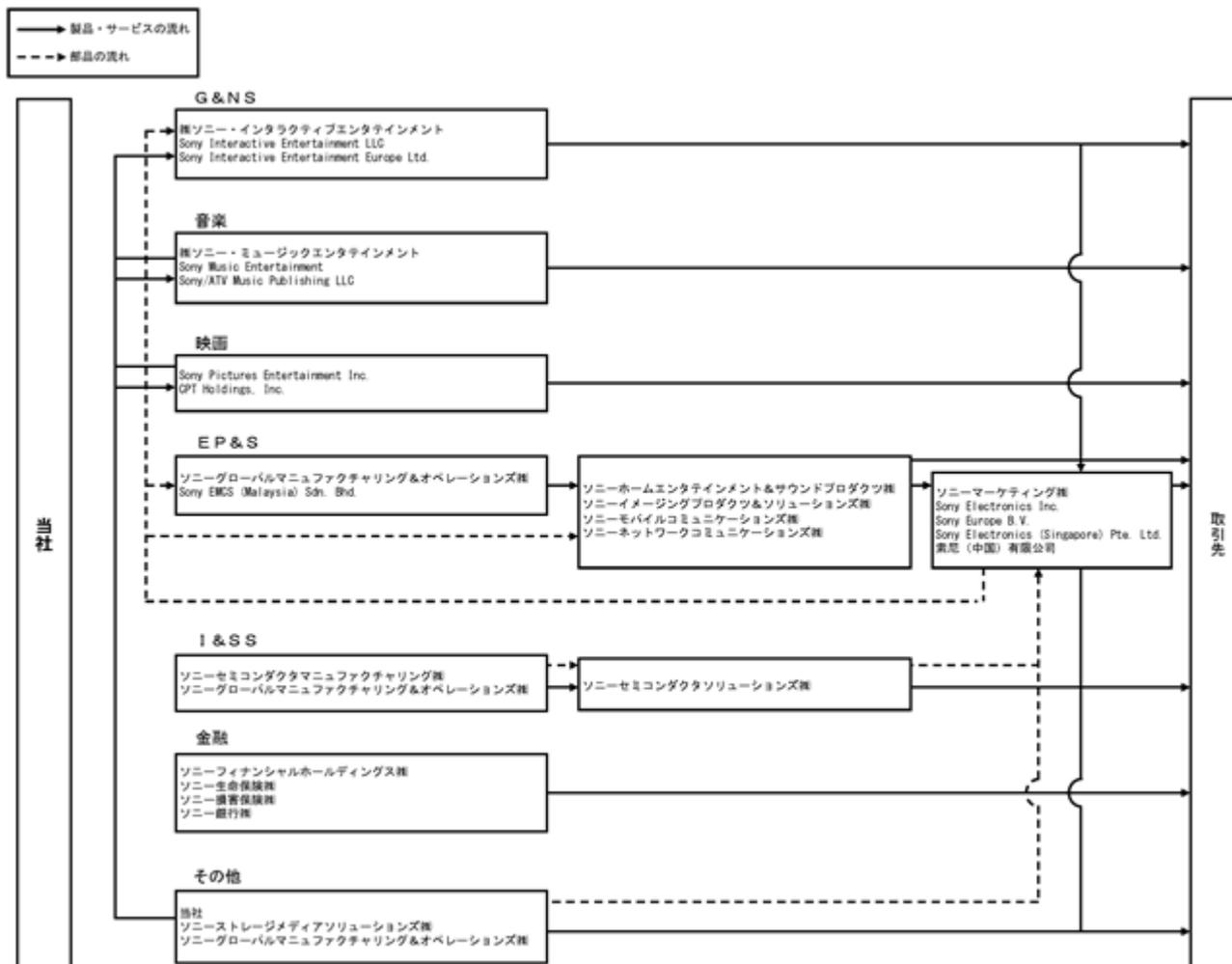
事業区分及び主要製品	主要会社
その他 上記カテゴリーに含まれない製品やサービス ディスク製造事業 記録メディア事業 その他の事業	当社 ソニーストレージメディアソリューションズ(株) ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd. Sony Europe B.V. 索尼(中国)有限公司

[ビジネスセグメントの関連性]

I & S S分野では、国内及び海外の製造会社が製造した一部の半導体を、G & N S分野及びE P & S分野の会社に供給しています。

音楽分野及びその他分野のディスク製造では、国内及び海外の製造会社が製造した一部のパッケージメディアを、G & N S分野、音楽分野及び映画分野の会社に供給しています。

事業の系統図は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント*3	東京都港区	110	G & N S	100.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株)*3	東京都港区	400	E P & S	100.0	・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・当社へ賃借建物の一部を事務所用として転貸しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニー銀行(株)*5	東京都千代田区	31,000	金 融	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・有
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株)*3	東京都港区	100	E P & S、I & S S、その他	100.0	・当社製品の製造会社です。 ・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・当社から製造設備を賃借していません。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニーストレージメディアソリューションズ(株)	東京都港区	10	その他	100.0	・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニー生命保険(株)*3,5	東京都千代田区	70,000	金 融	100.0 (100.0)	・当社へ所有建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)*3	神奈川県厚木市	400	I & S S	100.0	・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)	熊本県菊池郡	100	I & S S	100.0 (100.0)	・当社製品の製造会社です。 ・当社所有の土地・建物の一部を工場用として賃借しています。 ・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニー損害保険(株)*5	東京都大田区	20,000	金 融	100.0 (100.0)	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)	東京都品川区	7,970	E P & S	100.0 (100.0)	・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ(株)*3	東京都品川区	110	E P & S	100.0	・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニーフィナンシャルホールディングス(株)*4,5	東京都千代田区	19,994	金 融	65.1	・役員の兼任等・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
ソニーマーケティング ㈱	東京都港区	100	E P & S、その他	100.0	・当社製品の国内における販売会社です。 ・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
㈱ソニー・ミュージックエンタテインメント	東京都千代田区	100	音 楽	100.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーモバイルコミュニケーションズ㈱	東京都品川区	3,000	E P & S	100.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
CPT Holdings, Inc. *3	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Americas Holding Inc. *3	アメリカ デラウェア	千米ドル 10	全社（共通）	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony/ATV Music Publishing LLC	アメリカ デラウェア	-	音 楽	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
索尼（中国）有限公司	中国 北京	千元 1,006,936	E P & S、その他	100.0 (100.0)	・当社製品の中国における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Corporation of America *3	アメリカ ニューヨーク	百万米ドル 11,317	その他、全社（共通）	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 570	E P & S、I & S S、 その他	100.0 (100.0)	・当社製品の米国における製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	千米ドル 181,974	E P & S、I & S S、 その他 全社（共通）	100.0 (100.0)	・当社製品のシンガポールにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア セランゴール	千マレーシア リングギット 35,000	E P & S	100.0 (100.0)	・当社製品のマレーシアにおける製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Europe B.V.	イギリス サリー	千ユーロ 10	E P & S、I & S S、 その他	100.0 (100.0)	・当社製品の欧州における製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Global Treasury Services Plc	イギリス サリー	千米ドル 74	全社（共通）	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Interactive Entertainment Europe Ltd.	イギリス ロンドン	千ポンド 50,000	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Interactive Entertainment LLC	アメリカ カリフォルニア	-	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Music Entertainment	アメリカ デラウェア	-	音 楽	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Overseas Holding B.V.	オランダ 北ホラント	千ユーロ 181,512	全社（共通）	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Pictures Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 110	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
その他 1,460社					

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
エムスリー(株) *4	東京都港区	28,925	その他	34.0	・ 役員の兼任等・・・・・・・・有
その他 139社					

- (注) 1 「主な事業の内容」には、セグメントの名称を記載しています。
- 2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内書です。
- *3 特定子会社に該当します。
- *4 有価証券報告書を提出しています。なお、(1) 連結子会社のその他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は、SMN(株)です。また、(2) 持分法適用関連会社のその他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は、(株)エニグモ及びSREホールディングス(株)です。
- *5 当社はソニーフィナンシャルホールディングス(株)の株式を65.1%保有しています。ソニーフィナンシャルホールディングス(株)は、ソニー銀行(株)、ソニー生命保険(株)及びソニー損害保険(株)の株式を、それぞれ100%保有しています。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
G & N S、E P & S 及び I & S S	73,000
音楽	9,900
映画	8,400
金融	12,300
その他	3,200
全社(共通)	4,900
合計	111,700

(注) 1 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

2 2019年度末の従業員数は、G & N S (海外)、I & S S (国内)、音楽、金融分野などでの人員増加がありましたが、E P & S、映画、その他分野において人員が減少した結果、前年度末に比べ約2,700名減少し、約111,700名となりました。E P & S 及びその他分野における人員減少は、スマートフォン事業及びディスク製造事業における構造改革などによるものです。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,682	42.4	16.6	10,571,348

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	2,682

(注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

ソニーの労働組合員数は全従業員数の約11%であり、労使関係は良好です。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

ソニーのマネジメントが認識している経営課題とそれに対処するための取り組みは以下のとおりです。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

世界経済は米中貿易摩擦の激化や英国の欧州連合離脱（以下「ブレグジット」）などの地政学的な緊張感の高まりから、2019年度の上半期にかけて低迷が続いていました。下半期には、米中貿易交渉に関する好材料が断続的に見られたことや、合意なきブレグジットに対する懸念の低下などにより、世界経済の減速が底を打ちつつあるという期待感が高まりました。しかし、2020年の年明け以降、世界各地での新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の影響により状況は一変し、世界経済は2019年度末にかけて急速に減速しました。足元では、依然として新型コロナウイルス感染拡大の収束を見通すことが困難であることや、米中貿易摩擦が再燃していることなどにより、今後の世界経済に関する不確実性が高まっています。

ソニーは、グローバルに多様な事業を展開しており、これらの世界経済の状況の変化に加えて、競合他社との価格競争にともなう価格低下圧力の高まり、一部の主要な製品やサービスにおける市場の縮小及び商品サイクルの短期化といった経営環境の変化は、ソニーの各分野の事業に影響を及ぼしています。（分野別の経営環境の詳細については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」及び「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。）

このような経営環境の下、ソニーは、長期視点の経営を重視し、「クリエイティビティとテクノロジーの力で、世界を感動で満たす」というソニーのPurpose（存在意義）と「人に近づく」という経営の方向性にもとづき、各事業の進化と成長に加え、One Sonyの動きを加速することにより、グループ全体の企業価値向上のための取り組みを続けてきました。（分野別の2019年度の実績については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」もあわせてご参照ください。）

事業ポートフォリオ

ソニーの事業ポートフォリオは、「人」を軸に以下の事業により構成されています。

- ・ 「人の心を動かす」コンテンツ事業及びDirect-to-Consumer（以下「DTC」）事業
クリエイターと共に感動コンテンツを創り、それをユーザーに届けるコンテンツ事業及びDTC事業は、「人の心を動かす」ことを目的としています。
- ・ 「人と人を繋ぐ」ブランデッドハードウェア事業及びCMOSイメージセンサー事業
ブランデッドハードウェア事業は、クリエイターが感動コンテンツを制作するために必要な機器やユーザーが感動コンテンツを楽しむために欠かせない機器を提供しています。また、CMOSイメージセンサー事業は、世界中の人々が感動を共有するために利用しているスマートフォンのキーデバイスを提供しています。これらの事業は、「人と人を繋ぐ」ことを目的としています。
- ・ 「人を支える」車載センシング事業、メディカル事業及び金融事業
自動運転のためのイメージング・センシング技術を用いて、人の「安全」を支え、モビリティの未来に貢献する車載センシング事業、イメージングやメカトロニクスなどの技術を活用して人の「健康」に貢献するメディカル事業、及び生命保険、損害保険、銀行などの金融サービスを通じて人の生活と経済的な「安心」に貢献する金融事業は、「人を支える」ことを目的としています。ソニーはこれらの事業をソニーのテクノロジーを活用した長期視点の成長事業と位置づけています。

グループ経営と各事業の進化の方向性

<グループ経営の強化施策>

ソニーは、各事業の進化をリードし、事業ポートフォリオの多様性をさらなる強みとしていくため、以下のとおり、経営機構改革を実施します。

- ・ グループ本社「ソニーグループ株式会社」の発足（2021年4月1日付）
 - ・ 2021年4月1日付で、当社の商号を「ソニーグループ株式会社」（英文表記：Sony Group Corporation）に変更します。
 - ・ 現在、グループ本社機能とエレクトロニクス事業の本社間接機能の両方を有している当社の機能を分離・再定義し、当社は「ソニーグループ株式会社」として、グループ本社機能に特化した会社となります。
 - ・ 「ソニーグループ株式会社」の主なミッションは、長期視点でのグループ全体の企業価値向上の観点から、(1)事業ポートフォリオ管理とそれにもとづくキャピタルアロケーション、(2)グループシナジーと事業インキュベーションによる価値創出、(3)イノベーションの基盤である人材と技術への投資を行うこととし、2021年4月に向けて、詳細な機能・組織・人員の設計を行っていきます。
 - ・ なお、当該商号の変更及びそれにもとづく定款の一部変更は、2020年6月26日に開催された当社の定時株主総会において承認されました。
- ・ エレクトロニクス事業（E P & S分野）による商号「ソニー株式会社」の継承（2021年4月1日付）
 - ・ 「ソニーグループ株式会社」の発足にともない、2021年4月1日付で「ソニー株式会社」の商号は、ソニーグループの祖業であるエレクトロニクス事業（E P & S分野）を行う「ソニーエレクトロニクス株式会社」が継承します。
 - ・ エレクトロニクス事業（E P & S分野）については、2020年4月1日付で同事業を束ねる中間持株会社「ソニーエレクトロニクス株式会社」を設立しました。今後同社と傘下の事業会社・プラットフォーム組織のさらなる一体運営の推進、組織・人材・事業ポートフォリオの最適化と一層の競争力強化、及び新規事業の推進を行います。
- ・ 金融事業の完全子会社化
 - ・ 金融事業のさらなる成長とガバナンス強化を通じて、グループ全体の企業価値向上を図ることを目的に、当社が約65%の株式を保有している金融事業の持株会社であるSFHの完全子会社化に向けて、同社株券等に対する公開買付けを実施することを決定し、かかる公開買付けを2020年5月20日に開始しています。（「第5経理の状況」連結財務諸表注記『29 重要な後発事象』参照）
 - ・ 金融事業は、ソニーの長期的な成長戦略の一翼を担うコア事業です。この事業は、成長に向けた資金調達の柔軟性などの観点から子会社上場を維持してきましたが、今般、上場子会社という一定の制約のもとに独自の資金調達手段を保持させるよりも、迅速かつ柔軟な経営判断を優先し、個々の事業に即した戦略の実行やさらなるグループシナジーの追求に取り組むべきと考え、完全子会社化に向けた公開買付けを実施することを決定しました。

< G & N S >

- ・ 「イマーシブ（没入感）」と、「シームレス（いつでも、どこでも切れ目なく）」を進化のテーマとします。
 - ・ 2020年の年末商戦期に発売予定のプレイステーション®5（以下「PS5™」）の導入により、コンソールでの「イマーシブ」なゲーム体験をさらに進化させます。具体的には、演算性能のさらなる向上と超高速広帯域の専用SSDとの組み合わせによる圧倒的な「スピード」、コントローラーの進化によりプレイヤーの五感に訴えかける「触感」、及び3Dオーディオによる多様かつ複雑な「音」の表現が一体となることで、これまでにない次世代機にふさわしい「イマーシブ」なゲーム体験を提供します。
 - ・ クラウドストリーミングゲームサービスの「プレイステーション™ナウ」（以下「PS Now」）や「リモートプレイ」機能により、いつでもどこでも「シームレス」なゲーム体験を提供します。
- ・ コンピューティング、ストリーミング、クラウド、5Gなどの最新技術と、優れたコンテンツにより、「プレイステーション」のミッションである「The Best Place to Play」を追求していきます。

<音楽>

- ・ 定額ストリーミング市場の伸びから得られる事業機会を最大化するため、音楽カタログの質と量を強化するとともに、アーティストの発掘や育成を通して、新たな音楽コンテンツを生み出していきます。
- ・ 2018年度に行ったEMIの完全子会社化による音楽出版事業の強化とストリーミング市場の伸長により、安定した成長を見込んでいます。
- ・ 海外の音楽事業では、2019年8月に音楽制作事業と音楽出版事業を合わせたSony Music Groupを発足しており、「Most Talent Friendly Music Company」のビジョンのもと、今後もアーティストを全方位からサポートしていきます。
- ・ 音楽、アニメ、キャラクタービジネスなど多様なIPの軸でヒットを創出する日本の音楽事業においても、アーティストマネジメントを強化していきます。

<映画>

- ・ 独立系スタジオとしての強み、再活性化が可能な数多くのコンテンツIPライブラリ、及びソニーグループ内のIPシナジーによって、強い競争ポジションの獲得をめざします。
- ・ 足元では、DTCサービスが続々と立ち上がり、映像コンテンツの需要が以前にも増して高まる中、独自IPの展開とクリエイティビティの強化への投資を通じて、幅広いジャンルで優れた映像コンテンツの製作を継続していきます。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による映像コンテンツの消費行動の変化を注視し、映画作品の劇場公開の再開に向けて、クリエイティブコミュニティや劇場などのサプライチェーンパートナーと連携していきます。

<アニメ>

- ・ アニメDTCサービスを通じて、日本のアニメを世界中に届けることにグループを挙げて貢献していきます。
 - ・ 成長が見込まれる中国のデジタルエンタテインメント市場において、アニメ、ゲーム、音楽等の領域で現地企業との関係強化に努めていきます。
- アニメは、ソニーの業績報告におけるビジネスセグメントではなく、その業績はG & N S分野、音楽分野及び映画分野の各分野に含まれています。

< E P & S >

- ・ E P & S分野に含まれる、テレビ、オーディオ・ビデオ、静止画・動画カメラ及びスマートフォンなどのソニーブランドを冠する商品群をブランドハードウェアと定義し、音、映像、通信の技術によって「リアリティ」と「リアルタイム」を極める商品及びサービスを展開するとともに、人と人、人とモノを遠隔でつなぐ「リモート」ソリューションへのニーズの高まりにも貢献していきます。
- ・ メディカル事業では、長年培ってきたイメージング、ディスプレイ、メカトロニクス of 技術を活用し、長期視点で人々の健康に貢献する取り組みを一層強化します。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大による商品の需要やサプライチェーンへの影響に鑑み、環境変化に応じた経営体制の強化に取り組みます。

< I & S S >

- ・ スマートフォンに搭載されるカメラの多眼化・大判化によって、中長期的なCMOSイメージセンサーの需要は引き続き拡大していくと想定しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響などにもなう足元の不透明な市場環境を踏まえ、生産能力増強のための設備投資の実行は慎重に検討していくものの、イメージング用途での世界No.1を堅持し、センシング用途でも世界No.1をめざすという目標を維持します。
- ・ Time-of-Flightセンサーなどの「人と人を繋ぐ」モバイル機器でのセンシングの領域に加え、長期的な成長が期待される「人を支える」車載センシングの領域にも注力していきます。
- ・ CMOSイメージセンサーは、AI時代のキーデバイスになるとの考えのもと、世界最高水準にある積層技術を生かし、新たな付加価値をもたらすAIセンシング・ソリューションを幅広いアプリケーションに展開していきます。

<金融>

- ・ SFHの新経営体制のもと、中核事業である生命保険事業のコアバリューともいえるライフプランナーのさらなる付加価値向上などの施策に取り組んでいきます。
- ・ ソニーのテクノロジーの活用など、さらなるグループ内シナジーの実現もめざします。

「人」、「社会」、「地球」への貢献

ソニーの社会的使命は「感動」を創り、それを人々に届け続けることです。人々が「感動」で繋がるためには、「人」、「社会」、「地球環境」が健全であることが前提となります。したがって、ソニーは、今後も事業活動や様々な社会支援を通じて、「人」、「社会」、「地球」へ貢献していきます。例えば、環境負荷の軽減にもつながるモビリティの進化への貢献をはじめ、様々な環境への取り組みを実施していきます。また、新型コロナウイルス感染拡大に対する支援として、1億USドルのグローバル支援基金を立ち上げるなど、様々な方法で、「医療」、「教育」、「クリエイティブコミュニティ」への支援を実施していきます。また、Sony Music Groupは、世界中の社会的正義と反人種差別主義の取り組みを支援するために1億USドルのグローバル基金を立ち上げました。

第三次中期経営計画 数値目標とその進捗

<数値目標>

- ・ 当社は、2018年5月22日に2018年度から2020年度の3年間の中期経営計画（以下「第三次中期経営計画」）を発表しました。
- ・ 経営をより長期視点で行っていくため、経営指標には3年間累計の指標を用いることとし、第三次中期経営計画においては、営業活動によるキャッシュ・フローを最も重視する経営指標としました。2018年度から2020年度の3年間において、金融分野を除くソニー連結ベースで累計2兆2,000億円以上の営業活動によるキャッシュ・フローを創出するという数値目標を設定しました。
- ・ 営業活動によるキャッシュ・フローは、一時的な損益の影響を含まないことから、事業の持続的な稼ぐ力をより適切に表すとともに、マネジメントの観点で設備投資、戦略投資及び配当の計画との比較が容易であることから、ソニーが重視する長期視点の経営に適した経営指標であると考えています。
- ・ 創出されたキャッシュの配分（以下「キャピタルアロケーション」）については、CMOSイメージセンサーへの投資増額により、設備投資に1兆1,000億円～1兆2,000億円を支出することとしました。残る1兆円～1兆1,000億円については、さらなる企業価値の向上のために、戦略投資を優先しつつ、株主還元にも適切なバランスのもと配分することとしました。ただし、現在の不透明な市場環境に鑑み、設備投資計画は慎重に見極めていきます。配当については、長期、安定的な増額を進めていく方針としました。
- ・ また、連結株主資本利益率（以下「ROE」）は10%以上の水準を継続することをめざします。

<進捗>

- ・ 2018年度から2019年度において、金融分野を除くソニー連結ベースで累計約1兆5,000億円の営業活動によるキャッシュ・フローを創出しました。また、事業や資産の売却によるキャッシュ・インフローは、約2,000億円となりました。これらのキャッシュをCMOSイメージセンサーの増産投資やEMIの買収など、成長投資に優先して充当してきました。2018年度から2019年度において、設備投資として累計約7,000億円を支出したほか、戦略投資として、約9,000億円を支出しました。戦略投資には主に、約3,900億円を支出した（有利子負債の承継を含む）EMIの完全子会社や、3,000億円の自己株式の取得が含まれます。
- ・ 自己株式の取得については、一株当たり利益の成長を重視する考えのもと、今後も長期的な株主価値向上に向けて、戦略的な投資機会や財務状況、株価水準等を勘案した上で、機動的にその実施を検討していく方針です。
- ・ 2018年度及び2019年度の連結ROEは、それぞれ27.3%及び14.8%となり、経営数値目標として掲げている10%以上の水準を維持しました。
- ・ なお、前述のキャピタルアロケーションとは別に、2020年度において、公開買付けを含む一連の手続きによるSFHの完全子会社化のために約4,000億円を支出する見込みであり、その資金は全額、金融・資本市場から調達する予定です。ただし、当社の資金の状況によっては、その一部を手許資金で充当する可能性があります。

新型コロナウイルス感染拡大への対応方針

新型コロナウイルス感染拡大に対しては、社員と社員の家族、そしてお客様をはじめとするステークホルダーの安全確保、感染拡大の防止を最優先に取り組んでいます。また、社会やお客様からの要請にできるだけ応えるとともに、事業への影響を最小限に抑えるべく、情報収集に努め、必要な対応を迅速に行っています。さらに、前述のとおり、新型コロナウイルス感染拡大により世界各地で影響を受けている人々に対する支援基金を立ち上げるなど、引き続きグローバルカンパニーとしての社会的責任を果たしていきます。（新型コロナウイルス感染拡大による分野別の影響の詳細については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。）

環境中期目標「Green Management（グリーンマネジメント）2020」

2015年6月に当社は、2016年度～2020年度のグループ環境中期目標「Green Management（グリーンマネジメント）2020」を策定しました。この中期目標では、以下の3点を注力すべき重点項目とし、環境負荷を低減するための様々な施策を推進しています。

- ・ G & N S 分野、E P & S 分野及び I & S S 分野においては、2020年度までに製品の年間消費電力量の平均30%削減（2013年度比）、音楽分野及び映画分野では、コンテンツの活用を通じて全世界で数億人以上に持続可能性の課題を伝えることをめざすなど、各事業領域で特色を活かした目標を策定し、施策を推進
- ・ 製造委託先や部品調達先に温室効果ガス排出量や水使用量などの削減を求めるなど、バリューチェーン全体における環境負荷低減の働きかけを強化
- ・ 再生可能エネルギーの導入を加速

ソニーグループは、2050年までに自社の事業活動及び製品のライフサイクルを通して「環境負荷ゼロ」を達成することを長期的ビジョンとして掲げています。「Green Management 2020」は、「環境負荷ゼロ」達成のために、2020年度までに成し遂げなければならないことを2050年から逆算して定めています。「Green Management 2020」の実行により、「環境負荷ゼロ」達成に向けて環境負荷低減活動をさらに加速していきます。この一環として、当社は国際NGO団体であるThe Climate GroupがCDPとのパートナーシップの下で運営するイニシアチブである「RE100」に加盟し、2040年までに自社の事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーにすることをめざします。

また、当社はWWF（世界自然保護基金）が実施する温室効果ガス排出削減プログラムであるクライメート・セイバーズ・プログラムに引き続き参加します。気候変動にかかる目標については、その難易度及び進捗状況について、WWF及び第三者認証機関による検証を受けています。

グループ環境中期目標「Green Management（グリーンマネジメント）2020」及び環境への取り組みの詳細は、ソニーのサステナビリティレポート（https://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/）をご参照ください。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあると考えております。なお、当該事項は、本書提出日現在において入手し得る情報にもとづいて判断したものです。

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大は、ソニーの事業活動、業績及び財政状態に悪影響を及ぼし、その悪影響が今後も続く可能性があります。

新型コロナウイルス感染拡大は、ソニーの全ての分野の製品又はサービスの生産、開発又は制作、及び販売又は提供に悪影響を及ぼし、今後も悪影響が続く可能性があります。例えばG & N S分野では部品のサプライチェーン上の問題からハードウェアの生産に悪影響が出ています。音楽分野では、外出制限の影響により、CDやその他のパッケージメディアの売上が減少しています。また、コンサートその他のイベントが延期又は中止となっている日本などで、ライブ興行や物販、映像ビデオの制作・販売などが減少しています。映画分野では、全世界での映画館の閉鎖などにより、映画興行ビジネス全体に影響が出ており、ソニーにおいても既に製作が完了している作品について劇場でのリリースが基本的にできない状況にあります。E P & S分野では、現地政府の方針により特定の製造事業所が一定期間稼働を停止し、一部で供給が需要に追いついていない状況が続いています。また、複数の製品カテゴリーに部品を供給している特定パートナーの稼働率が低下したことにより、一部の製品で部品不足による生産遅延が発生しました。金融分野では、日本政府の緊急事態宣言発出を受け、2020年4月から5月にかけてソニー生命のライフプランナーによる対面での営業活動が停止していました。これら及びその他の新型コロナウイルス感染拡大が、ソニーの分野ごとの製品又はサービスの生産、開発又は制作、及び販売又は提供に与える影響については、「第2事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染拡大による悪影響を受ける期間や度合いは、今後の事態の進展、例えば、さらなる感染拡大や再流行により、大きく変動する可能性があります。また、各地域における外出制限等の状況に左右される可能性があります。

例えば、G & N S分野では、ハードウェアの生産やゲームソフトウェアの開発の遅れにつながる可能性があります。音楽分野では、新曲のリリースの遅れや世界的な広告活動の減少による悪影響を受ける可能性があります。映画分野では、新作映画の製作やテレビ番組作品の制作及びそれらの公開スケジュールの遅れ、ならびに世界的な広告の減少による悪影響を受ける可能性があります。E P & S分野では、製造事業所の稼働停止やサプライチェーンの混乱、製品の販売店舗の世界的な閉鎖や休業による悪影響を受ける可能性があります。I & S S分野では、最終製品であるスマートフォン市場の減速による悪影響を受ける可能性があります。金融分野では、ソニー生命のライフプランナーによる対面での営業活動の継続的な停止による悪影響を受ける可能性があります。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大は、下記のリスク及び不確実な要素の多くに悪影響を与える可能性があります。

- (2) ソニーは収益又は営業利益率の低下に繋がりがねない一層激化する競争を克服しなければなりません。

ソニーは、業種の異なる複数のビジネス分野に従事しており、さらにそれぞれの分野において数多くの製品・サービス部門を有するため、大規模な多国籍企業から、単一又は数少ないビジネス領域に特化し高度に専門化した企業にわたって、業界の既存企業や新規参入企業などの多くの企業と競争しています。また、潜在的には現在ソニーに製品を供給している企業も競合相手となる可能性もあります。これらの既存の及び潜在的な競合他社がソニーより高度な財務・技術・労働・マーケティング資源を有する可能性があり、ソニーの財政状態及び業績は、当該既存及び新規参入の競合他社に効率的に対抗する能力にかかっています。

ソニーが直面する競合要因は業種により異なります。例えば、ソニーのエレクトロニクス事業は、競合他社との間で価格や機能を含む様々な要素で競争しています。また、ソニーの音楽分野及び映画分野では、アーティスト、作詞家、俳優、ディレクター、及びプロデューサーといった才能ある人材ならびに製作・制作、取得、ライセンス、又は配信されるエンタテインメント・コンテンツを得るため競争しています。競合他社との価格競争は、価格の下落に比例して費用が下落しない場合には利益率の低下につながり、また、才能ある人材と魅力的なコンテンツ獲得競争も、そのような才能ある人材やコンテンツの獲得に必要とされる費用の増加を増収により埋め合わせできない場合には、収益力の低下につながる可能性があります。さらに、イメージセンサーのように、現在ソニーが強い競争力を有していると考えられる製品においても、競合他社の技術力の向上により、ソニーがその優位性を保てなくなる可能性もあります。また、コンシューマーエレクトロニクス事業においては、絶えず変化し、一層多様化する消費者の嗜好に訴求する製品を作るため、あるいは、消費者の多くが同種の製品をすでに保有しているという状況に対処するために、ソニーはより優れた技術を開発し、消費者の嗜好を予測し、競争力ある価格と特長を有する、魅力的で差異化された製品を迅速に開発する必要があります。ソニーは、様々なコンシューマー製品において、一層激化する競合他社との価格競争にともなう価格低下圧力の高まり、小売業者の集約化、新規の販売・流通チャネルの構築、及び製品サイクルの短期化に直面しています。音楽分野及び映画分野における業績は、予測が困難である作品に対する世界中の消費者からの支持による影響、同時期もしくは近接した

時期に公開された他の競合作品による影響、ならびに、ソニーの作品に代わり消費者が利用可能な娯楽及びレジャー活動に影響を受ける可能性があります。例えば、2020年の年初以降の新型コロナウイルス感染拡大を受け、世界各国で外出制限が行われたことにより、消費者行動への影響が出ています。

仮に、ソニーが、技術その他の競争力を持つ分野においてその優位性を保てなくなった場合、ソニーのコンシューマー製品に対して頻繁に影響を及ぼす継続的な価格下落又はその事業に影響を及ぼすコスト圧力について効果的に予測し対応できない場合、既存の事業モデルや消費者の嗜好が変化した場合、又はソニーのコンシューマー製品の平均価格の下落スピードが当該製品の製造原価削減のスピードを上回った場合には、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (3) ソニーは、競争力を維持し消費者の需要を喚起し、製品及びサービスの革新を実現するために研究開発投資を行う必要があり、また新しい製品及びサービスの頻繁な導入を適切に管理しなければなりません。

ソニーは、製品及びサービスの競争力を強化するため、特にイメージセンサー及びG&NS分野といった成長分野において、研究開発投資を継続的に行っています。しかしながら、ソニーとして、著しい成長可能性を持った製品及びサービス、ならびに市場動向を特定できなかった場合やそれらを把握できなかった場合、研究開発投資が成功しない可能性があります。加えて、ソニーの研究開発投資が革新的な技術を生み出さない可能性、想定した成果が十分かつ迅速にもたらされない可能性、又は競合他社に技術開発を先行されてしまう可能性があります。これらは、競争力のある新たな製品やサービスを商品化するソニーの機会を妨げる要因となり得ます。

ソニーは、コンシューマーエレクトロニクス、ネットワークサービス、及びスマートフォン事業において、継続的に製品及びサービスを導入し、これらを拡充させることにより、消費者の需要を喚起し続けていく必要があります。これらの製品及びサービスは、年末商戦における消費者需要に特に影響を受けます。G&NS分野の売上及び収益性には、ストーリーミングを含め、プラットフォームの導入及び普及の成否が重要な影響を及ぼし、この成否は、魅力的なソフトウェアの品揃えとオンラインサービスが消費者に提供されるか否かに影響されます。しかしながら、外部のソフトウェアの開発事業者や開発・販売事業者、主要な協力業者がソフトウェアの開発や供給をし続ける保証はありません。加えて、ソニーは、売上の拡大及び収益性の向上を図るために、ハードウェア、ソフトウェア、エンタテインメント・コンテンツ及びネットワークサービスの統合を促進させること、ならびにそのような統合の効果を達成するための研究開発への投資が不可欠であると考えています。しかしながら、この戦略は、ネットワークサービス技術のさらなる開発能力、ソニーの様々な事業ユニット・販売チャネル間の戦略上及びオペレーション上の課題の調整と適切な優先順位付け、ユーザーインターフェースを含むネットワークプラットフォームをシームレスに接続するための、消費者にとって革新的かつ価格競争力のある魅力的な高性能ハードウェアの継続的な提供に依存しています。そして、業界内やネットワークに接続可能なソニーの製品や事業間における技術やインターフェース規格の標準化を行う能力にも依存しています。加えて、G&NS分野、音楽分野及び映画分野では、消費者の支持を得られるかどうか分かる前に、社内で開発されたソフトウェアのタイトル、アーティスト、カタログ取得、映画作品、テレビ番組の製作及び番組の放送に関連して、相当の先行投資を含め、多額の投資を行わなければなりません。さらに、映画作品の初期の流通市場における業績と、その後の流通市場における業績には高い相関性がみられるため、初期の流通市場における映画作品の業績が想定を下回った場合、公開年及び将来におけるソニーの業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

新製品及びサービスの導入ならびに切り替えの成功は、開発をタイムリーにかつ成功裏に完了させること、市場における受け入れ度合、効果的なマーケティング戦略の企画及び実行、新製品の導入の管理、生産立ち上げ時における課題への対処、新製品向けアプリケーションソフトウェアが入手できること、品質管理、及び年末商戦における消費者需要の集中度など、数多くの要素に依存しています。研究開発への投資に対して想定した成果を達成できない場合、新製品及びサービスの頻繁な導入を適切に管理できない場合、新製品やサービスが消費者に受け入れられない場合、又は統合戦略を実行できない場合、ソニーの評判、業績、及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (4) ソニーの戦略的目的を達成するための買収、第三者との合併、投資、資本的支出、組織再編成、構造改革は成功しない可能性があります。

ソニーは、技術獲得や効率的な新規事業開発のため、又は事業の競争力強化のため、買収、第三者との合併、資本的支出及びその他の戦略的出資を積極的に実施しています。例えば、ソニーは2019年11月18日、Game Show Network, LLCについて、ソニーが保有していなかった残りの42%の持分を取得し、完全子会社としました。

ソニーが買収を行う場合、多額の買収コスト又は統合費用の発生、シナジーが実現できないこと、期待された収益の創出とコスト改善の失敗、主要人員の喪失や債務の引き受けによって、ソニーの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

ソニーが第三者と合併会社を設立したり戦略的パートナーシップを構築する場合、ソニーの財政状態及び業績は、パートナーとの戦略の相違又は文化的相違、利害の対立、シナジーが実現できないこと、合併会社及びパートナーシップ維持のために必要となる追加出資や債務保証、合併パートナーからの持分買取義務、ソニーが保有する合併持分の売却義務、もしくはパートナーシップの解消義務、キャッシュ・フローの管理を含む不十分な経

営管理、特許技術やノウハウの喪失、減損損失、及びソニーブランドを使用する合併会社の行為又は事業活動から受ける風評被害により、悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、スマートフォンやその他の製品向けイメージセンサー用製造設備を含む生産設備や装置に多額の投資を行っています。ソニーは、競争環境、想定を下回る消費者需要、又はソニーの主要顧客の財政状態やビジネス上の意思決定の変更に起因して、これらの資本的支出の一部又は全部を計画した期間内に回収できない場合があります。ソニーは、イメージセンサーの生産能力増強などのために、2018年度及び2019年度にそれぞれ、1,289億円及び2,657億円の資本を投資しました。

さらに、ソニーは、収益力、事業の自律性及び株主価値を向上させるため、及びソニー全体の事業ポートフォリオにおける各事業の位置づけを明確にするため、構造改革及び事業構造変革の施策を実施しています。例えば、ソニーは電池事業を株式会社村田製作所グループへ2017年度に譲渡しました。しかしながら、社内外で生じるビジネス上の阻害要因や予想を上回る市況の悪化が原因となり、想定された収益性レベルの達成を含め、これら施策の実施によって期待される恩恵が得られない可能性があります。ソニーがこれらの戦略的施策を達成できない場合、ソニーの業績、財政状態、評判、競争力又は収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。ソニーでは2017年度、2018年度及び2019年度にそれぞれ224億円、331億円及び250億円が構造改革費用として発生しています。

- (5) ソニーの売上や収益性は卸売事業者、小売事業者、その他の再販売事業者及び第三者の販売事業者の業績の影響を受ける可能性があります。

ソニーは、製品の流通を卸売事業者、小売事業者、その他の再販売事業者及び第三者の販売業者に依存しており、その多くが競合他社の製品を同時に取り扱っています。例えば、携帯電話キャリアを通して販売されるソニーのスマートフォンは、そのキャリアから補助金を受けている場合があります。これらのキャリアとの契約更新又は新しいキャリアと締結する契約において、今後もそのような補助金が同額で継続し、又は補助金そのものを継続的に受けられる保証はありません。映画分野では、映画配給においては第三者の映画館運営会社に、映画やテレビ番組の配信においてはケーブル、衛星、インターネット及びその他配信システムに依存しており、当該第三者からソニーが受領するライセンス料の減少が映画分野の売上に悪影響を与える可能性があります。映画分野における世界中のテレビネットワークを通じた配信も、第三者のケーブル、衛星及びその他配信システム経由で行われ、これらの第三者配信会社との契約を更新できない、又は不利な条件で契約を更新する場合は、これらの第三者ネットワークを通じた広告販売及び予約販売の実績に悪影響を及ぼす可能性があります。ソニーは、卸売事業者、小売事業者、その他の再販売事業者及び第三者の販売業者に対して、ソニー製品を市場に導入し、販売を促進するインセンティブを与えることを目的としたプログラムに資金を投入しています。しかしながら、これらのプログラムの提供が、消費者を競合他社の製品の代わりにソニー製品を買うように促し、結果的にソニーに大きな利益や追加収入をもたらすことを保証するものではありません。

多くの卸売業者、小売業者、その他の再販売事業者及び第三者の販売業者の業績及び財政状態は、特にオンライン小売業者との競争と景気の後退により悪影響を受けます。これらの業者の財政状態が継続的に悪化したり、ソニー製品を取り扱うことを中止したり、もしくはソニー製品に対する需要が不透明になるなどの要因によりこれらの業者がソニー製品の発注数やマーケティング活動、販売奨励金、又は販売を減少させたり縮小させたりするような場合、ソニーの業績及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。例えば、2020年の年初以降の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、販売店舗の世界的な休業などが発生したことで、ソニー製品の販売が減少するなどの影響が出ています。

- (6) ソニーはグローバルに事業を展開しているため、多くの国々において広範な法規制の適用を受けるとともに、企業の社会的責任に関する消費者の関心の高まりに直面しています。これらの法規制や消費者の関心は大きく変わる可能性があり、その変化がソニーの事業活動費用の増加、事業活動の制約及びソニーの評判への悪影響につながる可能性があります。

ソニーはグローバルに事業を展開しているため、広告、販売促進、消費者保護、輸出入、腐敗防止、反競争的行為、環境保護、プライバシー、データ保護、コンテンツや放送規制、労働、課税、外国投資規制、政府調達、為替管理、経済制裁、個人を識別できる情報（以下「個人情報」）の収集、使用、保有、保全及び移転に関する法規制を含む多数の地域における事業活動に影響を与える世界中の多くの国々の法規制の適用を受けます。

これらの法規制を遵守することは事業活動における負担をとめない、また、遵守にとめない費用が発生する可能性があります。これらの法規制は継続的に変更されるとともに、管轄ごとに異なるものとなる可能性があり、その遵守や事業遂行にかかる費用が増加する可能性があります。このような変更は、場合によっては頻繁に又は事前の通知なくして起こり、消費者にとってのソニー製品又はサービスの魅力の低下、新製品又はサービスの導入の遅延もしくは禁止、あるいはソニーの事業遂行の変更や制約に結びつく可能性があります。例えば、米国及びその他の地域における貿易制限措置及び報復措置の導入が、ソニーの製品に賦課される関税率の増加、部品の調達費用の増加、又は既存及び将来的なソニーの製品及びサービスの顧客への販売の制限又は中止につながり、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、ソニーがオンライン上を含め事業を行

う上で依拠又は適用を受ける法規制又はそれに関連する裁判所の解釈に変化が生じた場合や、ソニーがこのような変化を想定できなかった場合にも、ソニーの法的責任に対するリスクの増加、法規制遵守のための費用の増加又は一部の事業活動に対する制限、制約もしくは中止を含む事業活動の変更につながる可能性があります。

ソニー、ならびにソニーの従業員、第三者サプライヤー、ビジネスパートナー、及び代理人が法規制に違反すると、ソニーが罰金、刑罰、法的制裁の対象となり、また、ソニーの事業遂行への制約や評判への悪影響につながる可能性があります。加えて、企業の社会的責任や調達活動に対し、全世界的に規制当局や消費者の注目が高まっており、また、これらの事項に関する情報開示の法的規制が強化されています。特に、アジア地域で操業する電子部品の製造事業者や製造/設計受託事業者又は「ODM/OEM」、製品の製造事業者における労働環境を含む労働慣行への注目が高まっています。ソニーは製品の製造に多くの部品や原材料を使用しており、それらの部品や原材料の供給を第三者サプライヤーに依存しているものの、第三者サプライヤーの調達活動や雇用慣行を直接的には管理していないため、これらの領域における規制の強化や消費者の関心の高まりによって、ソニーの法規制の遵守にかかる費用が増加する可能性があります。さらに、かかる法規制の不遵守があった場合、又は消費者の関心の高まりに対してソニーが適切に対処していないとみなされた場合には、それが法的に求められているか否かにかかわらず、ソニーの評判、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (7) ソニーは市況変動の大きい環境のなか、部品、ソフトウェア、及びネットワークサービスの在庫量、入手可能性、費用及び品質をコントロールするために第三者のサプライヤー及びその他のビジネスパートナーからの大量かつ広範な調達品を管理する必要があります。

ソニーの製品やサービスは、例えば、半導体、プレイステーションのゲーム機及びモバイル製品向けチップセット、ならびにモバイル製品、テレビ及びサービスに利用されている液晶パネルやアンドロイドOSを含め、部品、ソフトウェア、及びネットワークサービスに関して、第三者のサプライヤー及びその他のビジネスパートナーに大きく依存しています。第三者サプライヤーやパートナーの不足、当該第三者サプライヤーやパートナーから提供を受ける部品等の価格変動、品質問題、製造の中止、取引条件の変更、又は第三者サプライヤーやパートナーがエレクトロニクス分野以外の顧客あるいはソニーの競合他社を優先させた場合、ソニーの業績、ブランド、及び評判に悪影響を与える可能性があります。また、第三者のソフトウェア及び技術への依存は、競合他社の製品とソニーの製品との差異化をますます難しくする可能性があります。さらに、特にソニーが一社に部品の調達を依存している場合、特注の部品の生産能力に限界がある場合、もしくは新しい技術を使用する製品の初期生産能力に制約がある場合には、部品に供給不足や出荷遅延が生じ、その結果、ソニー又はビジネスパートナーの製造事業所における生産調整又は生産停止が起きる可能性があります。

ソニーは消費者需要の予測にもとづいて事前に決定した生産量及び在庫計画に沿って部品を発注していますが、そうした消費者需要の変動は大きく、また予測が難しいものです。不正確な消費者需要予測や不十分な在庫管理は、在庫不足もしくは過剰在庫を招き、その結果、生産計画に混乱が生じることにより売上の機会損失や在庫調整につながる可能性もあります。ソニーでは、部品や製品が陳腐化したり、在庫レベルが使用見込み数量を上回ったり、もしくは在庫の帳簿価額が正味実現可能価額を上回る場合には、在庫の評価減を行います。過去にこのような売上機会の損失及び在庫調整、ならびに部品の供給不足がソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼしたことがあり、今後も及ぼす可能性があります。

- (8) ソニーの売上、収益性及び事業活動は、世界及び地域の経済動向及び政治動向ならびに情勢に敏感です。

ソニーの売上及び収益性は、ソニーが事業を営む主要市場の経済動向に敏感です。2019年度のソニーの売上高及び営業収入において、日本、米国、欧州における構成比はそれぞれ29.9%、22.6%、20.6%でした。これらの市場が深刻な景気後退に陥ると、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。ソニーの主要市場における経済状況の悪化や今後悪化するという見通しにより、最終消費が低迷して法人顧客の事業が悪影響を受け、その結果、ソニーの製品やサービスに対する需要が減少する可能性があります。例えば、映画分野においては、景気低迷を受けて広告市場全体の支出が減少する可能性があり、また、景気低迷を受けてテレビネットワークの収益創出力が低下した場合には、自社のネットワークにおける広告収入及びソニーのコンテンツに対して第三者のネットワークが支払うライセンス料が減少すると考えられ、映画分野の収入に悪影響を与える可能性があります。

また、ソニーは世界各地において事業活動を行っており、このような世界規模での事業遂行、特に一部の新興市場での事業遂行には困難がともなうこともあります。例えば、エレクトロニクス事業及びG & N S分野においては、中国やその他のアジアの国々・地域において製品及び部品を生産、調達しているため、これらの地域外の市場に製品を供給するために要する時間が長くなり、変化する消費者需要に迅速に対応することがより難しくなる可能性があります。さらにソニーは、複数の国において、ソニーにとって望ましくない政治的・経済的な要因により、事業を企画・管理する上で困難に直面する可能性があります。この例としては、武力紛争、外交関係の悪化、通商政策の変更、期待される行動規範からの逸脱、及び十分なインフラの欠如などがあります。不安定な国際政治又は国内政治・軍事情勢が今後生じた場合、ソニーやそのビジネスパートナーの事業活動が阻害されることにより、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) ソニーの業績及び財政状態は外国為替変動の影響を受ける可能性があります。

ソニーの製品の多くは開発、製造された国・地域と異なる国・地域で販売されるため、ソニーの業績と財政状態は外国為替相場の変動による影響を受けます。例えば、エレクトロニクス事業においては、研究開発費や本社間接費は主に円で、原材料及び部品の調達や外部委託生産を含む製造費用は主に米ドル及び円で発生しています。売上は日本・米国・欧州・中国・新興国市場を含むその他地域に分散して発生し、それぞれの地域の通貨で計上されています。結果として、特に米ドルに対する大幅な円安及びユーロ安や、ユーロに対する大幅な円高、ならびに新興国通貨に対する米ドル高は、ソニーの業績に悪影響をこれまで及ぼしており、今後も及ぼす可能性があります。また、ソニーの連結損益計算書は世界中の各子会社の現地通貨ベースの業績を円換算して作成されていることから、外国為替相場の変動が、かかる換算にともないソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。さらに、近年では中国や新興国市場を含むその他地域におけるビジネス拡大とともに、これらの地域の通貨の米ドル及び円に対する為替レートの変動の影響も大きくなっています。中長期的な為替レート水準の変動により、ソニーの経営資源のグローバルな配分が妨げられたり、ソニーが研究開発、資材調達、生産、物流、販売といった活動を、収益力を保った形で遂行する能力が低下したりする可能性があります。

また、ソニーは、短期の外貨建債権債務（純額）の一部を取引が発生する前にヘッジすることで為替リスクの低下に努めていますが、かかるヘッジ活動によっても、ヘッジされている為替について限られた期間に為替が不利に変動する場合に、全くもしくは一部しか財政状態への悪影響を解消できない可能性があります。

さらに、ソニーの連結貸借対照表は世界中の各子会社の現地通貨ベースの資産及び負債を円換算して作成されるため、米ドル及びユーロならびにその他の外国通貨に対して円高が進行すると、ソニーの自己資本に悪影響を与える可能性があります。

(10) 格付けの低下や国際金融市場における深刻かつ不安定な混乱状況は、ソニーの資金調達や資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの業績及び財政状態の悪化は、ソニーの信用格付け評価にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。格付けの低下は、資金調達コストの上昇を招き、ソニーのコマーシャルペーパー（以下「CP」）及び中長期債市場からの受諾可能な条件での調達に悪影響を与える可能性があります。

また、国際金融市場が深刻かつ不安定な混乱状況に陥った場合、金融その他の資産価格全般に下落圧力が生じたり、資金調達に影響が生じたりする可能性があります。従来、ソニーは、営業活動によるキャッシュ・フロー、CP及び中長期債などのその他の債券の発行、銀行やその他の融資機関からの借入金などにより資金を調達してきました。しかしながら、将来にわたってこのような資金源からソニーにとって受諾可能な条件で必要かつ十分な資金調達が可能となる状況が継続するという保証はありません。

その結果、ソニーは弁済期限到来時のCPや中長期債の返済、その他事業遂行上必要ある場合や必要な流動性を賄うために、金融機関と契約しているコミットメントラインや資産の売却などの代替的な資金源を活用する可能性があります。そのような資金源からソニーにとって受諾可能な条件で必要かつ十分な資金調達ができない可能性があります。その結果、ソニーの業績、財政状態及び流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) ソニーの成功は、高い能力を持った人材との良好な関係の維持と、それら人材の採用・確保に依存しています。

ソニーが、ますます競争が激しくなる市場において、製品やサービスの開発、設計、製造、マーケティング及び販売を継続するためには、マネジメント人材、クリエイティブな人材、及びハードウェアやソフトウェアエンジニアなどの他の高い能力を持った人材を含む内部及び外部の重要な人材を惹きつけ、確保し、それらの人材との間で良好な関係を維持することが必要となります。しかしながら、そのような人材には高い需要があります。加えて、事業譲渡や構造改革及びその他の事業構造変革施策の実施により、経験豊かな人材やノウハウが意図せず喪失又は流出してしまう可能性があります。また、特にエンタテインメント事業において、労働組合によるストライキが生じた場合、又はそのおそれがある場合、作品のリリースの遅れやコストの増加につながることもあります。もしこれらの事象が起きた場合、あるいは高い能力を持った人材や重要なマネジメント人材を惹きつけ、確保し、良好な関係を維持できなかった場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(12) ソニーの知的財産は不正利用や窃取の被害を受け、また、第三者が保有する知的財産のソニーによる利用が制限される可能性があります。

ソニーは、イメージセンサー等のエレクトロニクス事業の商品を含む製品やサービスに関連する知的財産の不正利用や窃取の被害を受ける可能性があります。例えば、デジタル技術、デジタルメディアの利用及び世界的なインターネットの普及は、ソニーが著作権で保護されたコンテンツを違法コピー及び偽造等から保護することを困難にさせ、正規製品の販売にも悪影響を与えます。ソニーは、知的財産権の保護のために費用を計上しており、今後も引き続き費用を計上します。しかしながら、ソニーが行っているこれらの知的財産保護のための様々

な取り組みが想定している効果を達成できない可能性があり、ソニーの競争上の地位や研究開発投資に悪影響を与えるおそれがあります。

さらに、ソニーの知的財産権は、これらに関して紛争が生じたり、無効にされたりする可能性があります。また、ソニーの知的財産権が、ソニーの競争力を維持するうえで十分ではない可能性があります。

また、多くのソニー製品やサービスは第三者が保有する特許その他の知的財産権のライセンス供与を受けて設計されています。過去の経験や業界の慣行により、将来的にビジネスに必要な様々な知的財産権のライセンス供与を受け又は更新できるとソニーは考えていますが、全く供与されない、又は受諾可能な条件で供与されない可能性があります。そのような場合には、ソニーは、製品又はサービスの設計変更や、マーケティング、販売、あるいは提供もしくは配信の断念を余儀なくされる可能性があります。

ソニーの製品やサービスに利用されている第三者の部品、ソフトウェア及びネットワークサービスを含め、ソニーの製品やサービスが、第三者の保有する知的財産権を侵害しているという主張がソニーに対してなされており、また、今後もなされる可能性もあります。特に、新規技術やより高度な機能が製品及びサービスに導入されるにともない、競合他社又は第三者の権利者から、かかる主張がなされる可能性があります。かかる主張により、ソニーは和解やライセンス契約の締結、又は多額の損害賠償金の支払いが必要となる可能性があり、差止命令、あるいはソニーの製品やサービスの一部についてマーケティング、販売、又は提供の中止に直面する可能性があります。

ソニーの知的財産権の不正利用や窃取を防止できない場合、必要とされる第三者の知的財産権のライセンスが受けられない場合、ソニーの知的財産権が無効になる場合、又は第三者との間で知的財産の権利侵害の訴えについて和解が成立する場合は、ソニーの評判、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (13) 新たな技術や配信プラットフォームによる消費行動の変化や、デジタル音楽配信会社の集中が高まることや配信会社自らがコンテンツを制作することは、音楽及び映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

音楽分野及び映画分野で使用される技術、特にデジタル技術は進化を続け、デジタルコンテンツの配信、消費及び保存の方法は急速に変化しつつあります。このような技術の進歩は、消費者行動を変化させ、消費者が、デジタルコンテンツを消費するタイミング、場所及び方法を、これまでよりも消費者自身がコントロールすることを可能とさせています。

高性能なインターネットやその他新規メディアが普及した場合、パッケージメディアの需要が低下し続けるほか、従来のテレビ放送や劇場での映画鑑賞にも影響が及ぶことが考えられ、ソニーの映画分野の収入に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、より多くの音楽や映像コンテンツがデジタルストリーミングのネットワークで消費されることにより、デジタル音楽配信会社の寡占度がさらに高まり、ソニーの音楽コンテンツに対する競争を減少させることで、ソニーの価格設定に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、デジタルの音楽や映像コンテンツの配信会社は自らのサービスのための自社制作コンテンツを増やす可能性があり、ソニーのエンタテインメント事業が制作するコンテンツに対する需要が減少する可能性があります。ソニーがこのような変化に適切に対応できない場合、又は新たな市場の変化に効果的に適応することができない場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (14) 法令改正や金融市場の動向などが、ソニーの金融分野の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

ソニーの金融分野は、日本における保険や銀行といった法規制や監督の対象となる業界で事業を行っています。将来における法規制・政策などの改正・変更は、当該法規制や政策の遵守に対応するための費用の増加や事業活動に対する制約にもつながる可能性があります。なお、当社は、当社の連結子会社であるSFHからの財務支援又は融資ローンの形態による資金の受け入れに関し、日本の監督官庁の指針による制約を受けています。

また、ソニーの金融分野においては、金利及び外国為替レートの変動ならびに日本国債、国内社債、米国債、株式、不動産及びその他の投資資産の価値変動が業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、ソニーの生命保険事業では、保有契約から生じる長期の負債特性に見合うように、一般勘定資産のうち大部分を超長期日本国債及び国内社債ならびに超長期米国債に投資しています。生命保険事業では、上述の市況変動により投資ポートフォリオの利回りが低下する可能性がある一方で、残存する保険契約の予定利率を保証しています。また、ソニーの銀行事業では、住宅ローンが貸出金の大部分、総資産の過半を占めています。上述の市況変動及び債務者の信用状況の悪化により不良債権の増加や担保不動産価値の減少が生じ、貸倒引当金の積み増しが必要となり、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの生命保険事業及び損害保険事業においては、上述の市況変動とこれらの変動に対するソニーの管理体制、又は日本における大地震や感染症などの疫病、あるいはその他の大規模災害の発生が、費用計上額の増加につながり、又は保険契約債務を履行する保険事業の能力に悪影響を及ぼす可能性もあります。

保険事業における責任準備金や繰延保険契約費は、不確実な多くの保険数理上の前提にもとづいて計算されています。その前提が実績と大幅に乖離することで計算前提が変更された場合に、責任準備金の追加計上や繰延保

険契約費の前倒し償却が必要となる可能性があります。具体的には、保険数理上の前提にもとづいて、保険料収入や購入される資産の運用益及び補償対象としている事象が発生した場合の支払額などの将来スケジュールを想定し、責任準備金や繰延保険契約費を計算しています。なお、保険数理上の前提は、毎事業年度に最低1回の見直しが求められています。

- (15) 大規模な災害や停電などが生じた場合、ソニーの設備や事業活動は被害や損害を受け、それがサプライチェーンや、製造その他の事業遂行における混乱を引き起こし、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの本社及び半導体のような最先端デバイスの製造拠点の多くは、地震のリスクが比較的高い日本国内にあります。日本で大地震が起きた場合、特にソニーの本社がある東京、完成品の製造事業所が所在する東海地方、又は半導体製造事業所が所在する九州地方及び東北地方で起きた場合には、建物や機械設備、棚卸資産が被害を受けたり、製造事業所では生産活動が中断したりするなど、ソニーの事業は大きな被害を受ける可能性があります。例えば、2016年4月14日以降に発生した平成28年（2016年）熊本地震の影響で、九州地方にある半導体製造事業所に損傷があり、その事業所における製造が中断しました。

また、原材料、部品、ネットワーク、情報通信システムインフラ、研究開発、資材調達、製造、映画やテレビ番組の製作・制作、物流、販売及び、オンラインやその他のサービスに使用される、ソニーやサプライヤー、外部サービスプロバイダ及びその他のビジネスパートナーの世界各地にあるオフィスや設備は、自然災害、伝染病などの疫病、テロ行為、大規模停電、大規模火災などの予期できない大惨事により、破壊されたり、一時的に機能が停止したり、混乱に陥ったりする可能性があります。これらのオフィスや設備のいずれかが前述の大惨事により重大な損害を受けた場合、事業活動の停止、設計・開発・生産・出荷・売上計上の遅れ、又はオフィスや設備の修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性があります。例えば、2020年の年初以降の新型コロナウイルス感染拡大により、ソニー及び製造委託先の製造事業所ならびに部品サプライヤーにおける稼働停止又は稼働率低下により、ソニーの一部製品の生産に遅れが生じました。さらに、ソニーは、原材料及び部品の価格高騰や、法人顧客の需要減少による影響を受ける可能性があります。これらの場合には、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (16) ソニーあるいは外部のサービスプロバイダやその他のビジネスパートナーの情報セキュリティに対する侵害又はその他の不正行為があった場合、ソニーのブランドイメージ及び評判や事業への悪影響が及ぶ可能性や、ソニーが法的な責任を追及される可能性があります。

ソニーならびに外部のサービスプロバイダ、サプライヤー及びその他のビジネスパートナーは、情報技術を広範に活用することで営業活動を行い、また顧客に対しネットワークサービスやオンラインサービスを提供しています。これらの事業及びサービス、ならびにソニーのビジネス情報は、国家が支援する組織を含む悪意をもった第三者、犯罪組織、ソニーの従業員、ソニーもしくは外部のサービスプロバイダ又はその他のビジネスパートナーの故意又は不注意により侵害を受ける可能性があります。そのような組織や個人は、悪意のあるソフトウェアをインストールしたり、情報技術の脆弱性を利用したり、ソーシャル・エンジニアリングを用いて従業員やビジネスパートナーのパスワードや機密情報を開示させたり、分散DoS（サービス停止）攻撃を仕組んだりするなど、様々な技術の組み合わせにより、サービスを停止させる可能性があります。サイバー攻撃がますます高度化かつ自動化し、より容易にツールやリソースを利用できるようになりつつあることから、不正な侵入を防止あるいは検知したり、不正な侵入に対応したり、データへのアクセスを制限したり、ビジネス情報の消失、破壊、改変、あるいは流出を防止したり、そういった攻撃の悪影響を抑制したりするためにソニーが行っている対策、セキュリティへの取り組みや管理が、不正アクセスに対して、完全に安全な情報セキュリティを確保できる保証はありません。その結果、個人情報を含むソニーのビジネス情報の消失、破壊、漏洩、悪用、改変、又は承諾を得ない第三者による不正アクセスが発生し、ソニー、あるいは外部のサービスプロバイダ及びその他のビジネスパートナーの情報システム又は事業が破壊される可能性があります。また、悪意をもった第三者は、ソニーに知られることなく、ソニーの外部の事業パートナーを侵害するためのプラットフォームとしてソニーのネットワークに不正にアクセスする可能性があります。ソニーは過去に、高度かつ明確に標的を定めた攻撃の対象になったことがあります。例えば、2014年度に、ソニーの映画分野がサイバー攻撃の対象となり、従業員の情報やその他の情報を含むソニーのビジネス情報が不正にアクセス、窃取、漏洩され、データが破壊されました。また、ソニーのネットワークサービス、オンラインゲーム事業及びウェブサイトは、様々な動機や専門知識を持った団体もしくは個人による、不正アクセスやDoS（サービス停止）攻撃、顧客情報の窃取・漏洩などのサイバー攻撃の対象となったことがあります。

こうした情報セキュリティに対する事象によって、多額の復旧費用が発生する可能性があります。加えて、ソニーのネットワークやオンラインサービス、情報技術への破壊行為、その他のソニーの情報セキュリティに対する侵害行為によって、売上の喪失、ビジネスパートナー及びその他の第三者との関係の悪化、専有情報の不正漏洩、改変、破壊あるいは悪用、ならびに顧客の維持や勧誘の失敗などが生じ、その結果、ソニーの事業や活動が重大な打撃を受ける可能性があります。さらに、これらの破壊や侵害行為がマネジメントの関心や経営資源の分散につながる可能性があります。他にも、メディアの報道に悪影響をもたらし、ソニーのブランドイメージや評

判を傷つける可能性があります。また、ソニーは、訴訟や、規制当局による調査や法的措置を含む法的手続きの対象となる可能性があります。ソニーが加入しているサイバー攻撃に対する保険は、発生する費用や損失の全額を填補できない可能性があり、その結果、ソニー又は外部のサービスプロバイダやその他のビジネスパートナーの情報セキュリティに対するそのような侵害その他の不正行為が、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (17) 訴訟及び規制当局による措置が不利な結果に終わった場合、ソニーの事業が悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、様々な国において事業の遂行に関して、訴訟及び規制当局による措置に服するリスクにさらされています。訴訟及び規制当局による措置により、ソニーは、多額かつ不確定な損害賠償や事業活動に対する制約を要求される場合がありますが、その発生の可能性や影響の程度を予測するには相当の期間を要することがあります。例えば、公正な競争に反する市場慣行に関して規制当局が行う調査が、訴訟や規制当局による措置につながる可能性があります。多大な法的責任や規制当局による不利な措置が課された場合や、訴訟及び規制当局による措置への対応に多大なコストがかかった場合、ソニーの評判や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (18) ソニーは製品品質、製品セキュリティ及び製造物責任による財務上のリスクや評判を損なうリスクにさらされています。

急速な技術の進化や、モバイル製品及びオンラインサービスに対する需要増にともない、コンシューマー製品、ノンコンシューマー製品、部品、半導体、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスなどのソニーの製品・サービスは一層高機能かつ複雑になっており、また、多くの製品が常にインターネットやソニー又は第三者が提供するサービスに繋がっている環境におかれています。ソニーは、製品品質及び製品セキュリティを維持しながら、技術の急速な進展や、モバイル製品及びオンラインサービスの需要増加に対応できない可能性があり、これにより、製造物責任問題に関するリスクが高まる可能性があります。その結果、ソニーの評判に悪影響を及ぼし、製品回収やアフターサービスなどの費用が発生する可能性があります。加えて、既存の製品及びサービスへの販売後のアップグレード、機能の拡充、又は新機能の導入に成功しない可能性や、既存の製品及びサービスを、他の技術及びオンラインサービスとの間で便宜的かつ効果的に連携させ続けることができない可能性があります。その上、インターネットに接続されている製品に対するサイバー攻撃は劇的に増加しており、ソニーの製品・サービスが他者からの攻撃にさらされる事態、顧客情報ならびにソニー及び他社の技術情報が流出する事態、又は製品・サービスが利用不能となる事態や他者への攻撃に悪用される事態が生じるおそれがあります。ソニーが導入したセキュリティ対策は、ソニーの製品及びサービスに対する侵害の防止を保証することはできません。

そのため、ソニーの既存の製品及びサービスについて、顧客満足を維持できない可能性や、需要の減少、競争力の低下、あるいは陳腐化を招く可能性があり、その結果、ソニーの評判や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、根拠の有無にかかわらず、ソニー製品に関するセキュリティ脆弱性、健康面や安全性の問題に関する申立て又は訴訟は、直接的に、ソニーのブランドイメージや、高品質な製品やサービスを提供する企業であるという評価に対して影響を与え、その結果として、ソニーの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの問題は、ソニーがその製品を製造したか否かに関係なく、また、ソニーが直接顧客に販売する製品のみならず、半導体などのソニー製の部品が搭載された他社製品においても生じる可能性があります。

- (19) ソニーの業績及び財政状態は退職給付債務により悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、確定給付年金制度に関する会計基準に従い、確定給付年金制度ごとの予測給付債務から年金制度資産の公正価値を差し引いた金額を未積立退職給付債務として認識しています。年金制度資産価値の減少や割引率の低下、その他の年金数理計算前提となる比率の変動による予測給付債務増加にともない未積立退職給付債務が増加し、その結果、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、ソニーの業績及び財政状態は、日本の確定給付企業年金法の年金積立要求により悪影響を受ける可能性があります。確定給付企業年金法により、ソニーは定期的な財政再計算や年次の財政決算を含む年金財政の検証を行うことが求められています。法定の責任準備金などに対して年金制度資産の公正価値がこれを下回り、かつ法令もしくは特別な政令などにより認められた期間内にそのような状況が回復しないと見込まれる場合には、ソニーは年金制度への追加拠出が必要となり、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。同様に、海外の年金制度についても各国の法令にもとづき追加拠出が必要となる場合、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。また、今後、法令が定める掛金の更新にともなって年金制度資産の長期期待収益率などの前提を見直したことにより、年金制度への拠出金の水準が上げられた場合、ソニーのキャッシュ・フローに対して悪影響を及ぼす可能性があります。

(20) 繰延税金資産に対して評価性引当金を計上している税務管轄におけるさらなる損失の発生、ソニーが繰延税金資産を最大限に利用できないこと、各国の法令にもとづく繰延税金資産の使用の制限、追加的な税金負債あるいは税率の変動がソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において連結会社間の移転価格取引により最終的な税額の決定に不確実な状況が多く生じています。また、ソニーは、多くの税務管轄において税務当局から継続的な調査も受けています。ソニーの税金引当額、及び繰越欠損金や繰越税額控除を含む税金資産の帳簿価額の計算には高度な判断と見積り（将来の課税所得の見積りを含む）が必要です。追加的な証拠が入手可能になると、ソニーは、これら資産の残高の妥当性や評価性引当金による減額の妥当性について判断するため、これら資産の再評価を行います。2020年3月31日現在、総額で6,082億円の評価性引当金が計上されています。評価性引当金の増加は、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産は、税務管轄ごとに評価されます。2020年3月31日時点において、ソニーは主に日本及び米国において評価性引当金を計上しています。さらに、十分な課税所得を適切な税務管轄内で生み出せないなど様々な理由により、繰延税金資産は未使用のまま消滅、又は回収できない可能性があります。繰延税金資産が未使用のまま消滅した場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

一部の税務管轄において、繰越欠損金又は繰越税額控除の使用が、翌期以降の課税所得に対する一定の水準に制限されており、ある特定の要因の所得との相殺にしか使用できない場合があります。したがって、ソニーは、課税所得が発生した税務管轄において、多額の繰越欠損金又は繰越税額控除があるにもかかわらず、税金の支払が発生するため税金費用を計上する可能性があります。

上記に加え、ソニーの将来における実効税率は、法定税率の変更や異なる法定税率が適用される各国での利益の割合の変化、又はロイヤルティや利息の損金算入制限、及び税額控除の使用制限を含む租税法規の改正やそれらの解釈の変更などにより不利な影響を受ける可能性があります。例えば、2017年米国税制改革法を遵守するためには、ソニーの財務諸表における見積りや税金引当額の計算における高度な判断が要求されます。米国税制改革法に関する規定やガイダンスは改訂されるため、ソニーは従来計上している金額に対して、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性のある調整を行う可能性があります。

(21) ソニーは、営業権、無形固定資産もしくはその他の長期性資産の減損を計上する可能性があります。

ソニーは多くの営業権、無形固定資産ならびにエレクトロニクス事業における製造施設及び設備を含む長期性資産を保有しています。これらの資産については、業績の悪化や時価総額の減少、将来のキャッシュ・フローの見積額の減少、世界経済情勢の変化、減損の判定に用いられる高度な判断を必要とする見積り・前提の変更により、減損を計上する可能性があります。営業権及び耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産については、年に1回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。事象又は状況の変化には、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などが含まれます。なお、ソニーがさらされている国際的な競争環境の激化や技術動向の急激な変化により、減損の判定に用いられる見積り、前提及び判断が変動し、減損の計上の可能性が増加することがあります。ソニーが保有しかつ使用する長期性資産及び処分予定の長期性資産の回収可能性は、個々の資産又は資産グループの簿価が回収できなくなる可能性を示す事象や状況（営業権や無形固定資産に関する上記の事象や状況を含む）の変化が生じた場合に検討されます。資産又は資産グループの帳簿価額が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。例えば、2017年度、2018年度及び2019年度において、E P & S分野におけるスマートフォン事業資産グループの長期性資産の減損損失をそれぞれ313億円、192億円及び127億円計上しました。さらに、2018年度において、その他分野におけるストレージメディア事業資産グループの長期性資産及び営業権の減損損失129億円を計上しました。このような減損損失の計上は、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような、マネジメントによる見積り・前提を必要とします。ソニーは、継続的に、過去のデータ、将来の予測及び状況に応じ合理的と判断される範囲での様々な前提にもとづき見積りを評価します。これらの評価の結果は、他の方法からは容易に判定しえない資産・負債の簿価あるいは費用の報告金額についての判断の基礎となります。実際の結果は、これらの見積りと大きく異なる場合があります。新型コロナウイルス感染拡大がソニーの事業に悪影響を与え得るタイミングや度合いは、非常に不確実であり、今後の事態の進展によります。この不確実性は、会計上の見積り及び前提に追加の変動をもたらす可能性があります。主に営業権及び長期性資産の減損や繰延税金資産の評価に使用される見積り及び前提に影響する可能性があります。ソニーは、会社の財政状態や業績に重要な影響を与え、かつその適用にあたってマネジメントが重要な判断や見積りを必要とするものを重要な会計方針であると考えます。ソニーは、以下に述べる項目を会社の重要な会計方針として考えています。

投資

ソニーの投資は、原価法あるいは持分法により会計処理されている負債及び持分証券を含みます。負債証券の投資価値に一時的でない下落が認められた場合は減損を認識し、その投資は公正価値まで評価減されます。ソニーは、個々の負債証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソプリンリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

売却可能証券に区分された負債証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない負債証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

満期保有目的の負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかにより左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

投資の公正価値の下落が一時的であるか否かの判定は、多くの場合、主観的であり、発行企業の業績予想、事業計画及び将来キャッシュ・フローに関するある特定の前提及び見積りが必要とされます。したがって、現在、投資価値の下落が一時的であると判断している負債証券について、継続的な業績の低迷、将来の世界的な株式市況の大幅悪化あるいは市場金利変動の影響等の事後情報の評価にもとづき、将来、公正価値の下落が一時的でないとして判断され、投資の未実現評価損が費用として認識され将来の収益を減額する場合があります。

棚卸資産の評価

ソニーは原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で棚卸資産を評価します。棚卸資産原価と正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成及び処分までの費用を控除した額）の差額を評価減計上します。ソニーは、部品や製品が陳腐化したり、在庫量が使用見込みを上回ったり、又は在庫の帳簿価額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。市場環境が予測より悪化してさらなる値下げが必要な場合には、将来において追加の評価減計上が必要となります。

長期性資産の減損

ソニーは、保有して使用される長期性資産及び処分予定の長期性資産又は資産グループの簿価について、それが回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、減損の有無を検討しています。保有して使用される長期性資産は割引前将来キャッシュ・フローと長期性資産又は資産グループの簿価を比較する

ことにより減損の検討が行われています。この検討は、主として製品カテゴリーごと、特定の場合には、企業ごとの将来キャッシュ・フローの見積りにもとづいて行われます。資産又は資産グループの簿価が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損損失を認識します。公正価値は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価格により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続価値（ターミナル・バリュー）を決定する際に適用される永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

マネジメントは将来キャッシュ・フロー及び公正価値の見積りは、新型コロナウイルス感染拡大による潜在的な影響などを含め、合理的であると考えています。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける期間や度合いは不確実であり、今後の事態の進展によってはソニーの見積りや前提に変動をもたらす可能性があります。またこれらの見積りが実績と乖離する可能性があります。結果として、ソニーのビジネスや前提条件の予測不能な変化によって見積りが変更となることにより、将来キャッシュ・フローや公正価値が減少し、長期性資産の評価に悪影響を与える可能性があります。

企業結合

ソニーは取得法の適用時に、みなし取得価額を識別可能資産及び引受負債に割り当て、残余の取得価額は営業権として計上しています。取得価額の割当てでは、識別可能資産及び引受負債、特に無形固定資産の公正価値の決定に重要な見積りが使用されます。通常、独立した外部の第三者が評価プロセスに関与します。重要な見積り及び前提は、収益及び将来キャッシュ・フローの計上時期及び金額、将来キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、ならびにターミナル・バリューを決定する際に適用される永続成長率等を含みます。

見積りや前提には固有の不確実性が含まれるため、この取得価額は異なる金額で評価され、取得資産及び引受負債に割り当てられる可能性があります。実際の結果が異なる可能性があること又は予想しない事象及び状況がこのような見積りに影響を与える可能性があることから、営業権を含む取得資産の減損損失の計上又は引受負債の増加が必要となる可能性があります。

営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産は、年1回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。事象又は状況の変化とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などで、それらはマネジメントにより定期的に見直されています。

2019年度第4四半期において、ソニーは営業権の定性的評価を行わず、報告単位の公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額の比較による定量的手続を行いました。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セグメントあるいはその一段階下のレベルを指します。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権について減損損失は認識されません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、報告単位に配分された営業権の総額を超えない範囲で、その超過分を減損損失として認識します。耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産の減損判定では、公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。

営業権の減損判定における報告単位の公正価値の決定は、その性質上、判断をとともなうものであり、多くの場合、重要な見積り・前提を使用します。同様に、非償却性無形固定資産の公正価値の決定においても、見積り・前提が使用されます。これらの見積り・前提は減損が認識されるか否かの判定及び認識される減損金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

これらの減損判定において、ソニーは、社内における評価を行い、またマネジメントが妥当と判断する場合には第三者による評価を活用するとともに、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れています。報告単位及び非償却性無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、利益倍率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等多くの見積り及び前提を使用します。営業権を持たない報告単位も含めて、報告単位の公正価値の総額に対するソニーの時価総額を考慮し、適切なコントロール・プレミアムとともに、個々の報告単位に配分されない全社に帰属する資産と負債も考慮します。

将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）に使用される前提は、それぞれの報告単位における見込み及び中期計画にもとづいており、過去の経験、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しています。永続成長率は主に中期計画の3ヵ年予測期間後のターミナル・バリューを決定するために使用されています。映画分野の報告単位など、特定の報告単位においては、より長い見込期間、及び予測期間最終年度の見積キャッシュ・フローに適用される利益倍率を用いた出口価格に、コントロール・プレミアムを加味して算定されたターミナル・バリューを使用しています。割引率は類似企業の加重平均資本コストにより算出されています。

2019年度の減損判定において、営業権を持つ全ての報告単位の公正価値が帳簿価額を超過していたため、営業権の減損損失を認識することはありませんでした。また、重要な営業権を持つ報告単位において公正価値は帳簿価額を少なくとも10%以上超過しています。耐用年数の確定できない非償却性資産においても、公正価値が帳簿価額を超過していたため、減損損失を認識することはありませんでした。

2020年3月31日現在のセグメントごとの営業権の帳簿価額は以下のとおりです。

	金額 (単位：百万円)
G & N S	170,974
音楽	391,325
映画	152,374
E P & S	12,189
I & S S	46,192
金融	10,834
合計	783,888

上述の中期計画を除く、2019年度の減損判定における、ソニーの報告単位の公正価値への影響に関する感応度分析を含む重要な前提の検討は下記のとおりです。

・割引率は5.2%から10.8%の範囲です。他の全ての前提を同一とし、割引率を1%増加させた場合においても、営業権の減損損失を認識することはありませんでした。

・G & N S分野、E P & S分野、I & S S分野及び金融分野の報告単位におけるターミナル・バリューに適用された成長率はおおよそ1.0%から1.5%の範囲です。音楽分野の報告単位における中期計画を超える期間の成長率は0%から5.2%の範囲、映画分野では3.0%から4.5%の範囲です。他の全ての前提を同一とし、成長率を1%減少させた場合においても、営業権の減損損失を認識することはありませんでした。

・映画分野の報告単位におけるターミナル・バリューの算定に使用される利益倍率は9.0から10.0の範囲です。他の全ての前提を同一とし、利益倍率を1.0減少させた場合においても、営業権の減損損失を認識することはありませんでした。

マネジメントは、営業権の減損判定における公正価値の見積りに用いられた前提は、新型コロナウイルス感染拡大による潜在的な影響などを含め、合理的であると考えています。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける期間や度合いは不確実であり、今後の事態の進展によってはソニーの見積りや前提に変動をもたらす可能性があります。またこれらの見積りが実績と乖離する可能性があります。結果として、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、将来においてソニーが営業権及びその他の無形固定資産の減損損失を認識することになる可能性があります。

退職年金費用

従業員の退職年金費用及び債務は、最新の統計数値にもとづく割引率、退職率及び死亡率を含む特定の前提条件に加え、年金制度資産の長期期待収益率及びその他の要因にも左右されます。特に割引率と長期期待収益率は、期間退職・年金費用及び退職給付債務を決定する上で、二つの重要な前提条件です。前提条件は、少なくとも年に一度、又はこれらの重要な前提条件に重大な影響を与えるような事象の発生又は状況の変化があった場合に評価されます。

米国会計原則にしたがって、前提条件と実際の結果が異なる場合は、その差異が累積され将来期間にわたって償却されます。これにより実際の結果は、通常、将来認識される退職年金費用及び退職給付債務に影響します。マネジメントはこれらの前提条件が適切であると考えていますが、実際の結果との差異や前提条件の変更が、ソニーの退職給付債務及び将来の退職年金費用に影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの主要な年金制度は国内年金制度です。個別の海外年金制度に関して、年金制度資産及び退職給付債務の国内及び海外総額にとって重要性のあるものはありません。

ソニーは2020年3月31日現在の国内年金制度の退職給付債務の決定において、0.6%の割引率を適用しました。割引率は、現在利用可能かつ退職給付債務の満期までの期間において利用可能であると見込まれる高格付けの債券の収益率情報を使用し、給付の見込支払額と時期を考慮して決定されます。この収益率情報には、公表されている市場情報及び複数の格付け機関から提供される数値が使用されています。この0.6%の割引率は2018年度と同等の水準であり、昨今の日本における市場金利状況を反映しています。

年金制度資産の長期期待収益率を決定するため、ソニーは、現在及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。国内年金制度における2019年3月31日及び2020年3月31日現在の年金資産の長期期待収益率は、それぞれ2.6%及び2.5%でした。2018年度及び2019年度の実際の収益率は、それぞれ2.7%及び1.3%でした。2019年度において実際の収益率が期待収益率を下回った要因としては、主に2019年度第4四半期における新型コロナウイルス感染拡大に起因する世界的な株価下落が挙げられます。実際の結果と年金制度資産の長期期待収益との差異は、累積され、退職年金費用の一部として将来の一定期間にわたって償却されます。その結果、毎年の退職年金費用のボラティリティが軽減されています。2019年3月31日及び2020年3月31日現在における、ソニーの国内年金制度についての年金制度資産の損失を含む年金数理純損失は、それぞれ3,111億円及び2,234億円でした。2019年度において、年金制度資産の実際の収益率が長期期待収益率を下回ったものの、主に国内年金制度の変更の影響により、年金数理純損失は減少しました。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『16 年金及び退職金制度』参照）

以下の表は、他の前提条件を2020年3月31日より一定とした場合の、2020年度における国内年金制度の割引率と年金制度資産の長期期待収益率の変動による影響を表しています。

前提条件の変更	予測給付債務	退職年金費用	当期純利益
割引率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	-/+186億円	+/-2億円	-/+1億円
年金制度資産の長期期待収益率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	-	-/+11億円	+/-7億円

繰延税金資産の評価

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

過年度に計上した損失の結果、2020年3月31日現在、繰延税金資産に対して総額で6,082億円の評価性引当金を計上しています。この評価性引当金には、日本における当社とその連結納税グループの法人税にかかるものが2,748億円、地方税にかかるものが1,255億円含まれています。日本において、繰延税金資産に対して評価性引当金を引き続き計上するかどうかの分析における重要な要素は、比較的短い繰越欠損金の繰越可能期間を考慮したうえでの収益見通しとなります。2020年初頭からの新型コロナウイルス感染拡大による影響により将来の収益性が見込が不確実であることから、2019年度においては過去数年にわたって利益を計上しているものの、日本における当社とその連結納税グループにおける繰延税金資産（純額）には引き続き評価性引当金を計上しています。また、米国において、主に外国税額控除及び一部の試験研究費税額控除に関する約600百万米ドルの繰延税金資産に対して評価性引当金を引き続き計上しています。今後の米国の税務ポジション及びこれらの繰延税金資産の使用状況によっては、将来において当該繰延税金資産にかかる評価性引当金を取り崩す可能性があります。

ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動、とりわけ連結会社間の移転価格において、最終的な税額の決定が不確実な状況が多く生じています。繰延税金資産の金額は、連結会社間の移転価格の決定による各税務管轄における課税所得の最終的な配分などに関するソニーの判断にもとづき不確実な税務ポジションのうち50%超の可能性で起こり得る最終的な結果を考慮しています。繰延税金資産の評価に関する見積りは、貸借対照表日時点で適用されている税制や税率にもとづいており、また、ソニーの財務諸表及び税務申告書で認識されている事象に関して将来に起こり得る税務上の結果についてのマネジメントの判断と最善の見積り、様々な税務戦略を実行する能力、一定の場合における将来の結果に関する予測、事業計画及びその他の見込みを反映しています。ソニーが事業を行っているそれぞれの税務管轄における

現在の税制や税率の改正は、実際の税務上の結果に影響を与える可能性があり、市場経済の悪化やマネジメントによる構造改革の目標未達は、将来における業績に影響を与える可能性があります。そして、これらのいずれかが、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。将来の結果が計画を下回る場合、税務調査の結果や連結会社間の移転価格に関する事前確認制度の交渉が現在の損益配分に関する予想と異なる結果となる場合、及び税務戦略の選択肢が実行可能ではなくなる場合や売却を予定する資産の価値が税務上の簿価を下回ることになる場合には、繰延税金資産を回収可能額まで減額するために、将来において追加的な評価性引当金の計上が要求される可能性があります。一方、将来の予測される利益の改善や継続した利益の計上、ビジネス構造の変革といった他の要因によって、関連する質的要因や不確実性を考慮した上で、税金費用の戻し入れをとまなう評価性引当金の取崩しが計上される可能性があります。現在の見込みにおいて予想していないこれらの要因や変化は、評価性引当金が計上又は取崩される期間において、ソニーの業績又は財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

米国税制改革法により企業に対する米国の課税方法が大きく変わりました。米国税制改革法では、従来の米国の税法では要求されていなかった複雑な計算や米国税制改革法の規定の解釈における重要な判断、計算における重要な見積り、ならびに従来は関連性がないもしくは定期的に作成されていない情報の収集と分析が必要となります。米国財務省、内国歳入庁ならびにその他基準設定機関により、米国税制改革法の規定の適用・施行に関する解釈とガイダンスの発行が引き続き行われる予定です。ガイダンスが今後発行されることにより、従来計上した税金引当額に対して修正を行い、当該修正を行う期間の財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

映画会計

映画会計においては、作品ごとの予想総収益を見積もる過程でマネジメントの判断が必要となります。この予想総収益の見積りは次の2点において重要となります。第一に、映画作品が製作され関連する費用が資産化される際に、その繰延映画製作費の公正価値が減損し、回収不能と見込まれる額を評価減する必要があるかどうかを決定するため、マネジメントは発生時に費用化される配給関連費用を含む追加で発生する費用を控除した予想総収益を見積もる必要があります。第二に、ある映画作品に関する売上原価として認識される繰延映画製作費の額は、その映画作品がそのライフサイクルにおいて様々な市場で公開されることから、予想総収益に対する当該年度の収益実績額の割合にもとづいています。

マネジメントが各作品の予想総収益を見積もる際に基礎とするのは、同種の過去の作品の収益、主演俳優あるいは女優の人気度、その作品の公開される予測映画館数、BD/DVDなどのパッケージメディアやデジタル販売、テレビ放映及びその他の付随マーケットでの期待収益ならびに将来の売上に関する契約などです。この見積りは、各作品の直近までの実現収益及び将来予測収益にもとづいて定期的に見直されます。例えば、公開当初数週間の劇場収入が予想を下回った場合には、通常、劇場、BD/DVDなどのパッケージメディアやデジタル販売、及びテレビ放映の生涯収益などを下方に修正することになります。そのような下方修正を行わなかった場合、当該期間における映画製作費の償却費の過少計上になる可能性があります。

保険契約債務

後述の最低保証給付に対する債務を除き、保険契約債務は、主として個人保険契約に関連しており、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。当該保険契約債務は0.5%から4.5%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表によっています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が大きく異なる場合、あるいは前提条件を大きく変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

保険契約債務には変額年金保険契約及び変額保険契約における最低保証給付に対する債務を含んでいます。変額年金保険契約及び変額保険契約に関して、ソニーは最低保証（死亡、年金原資など）を行っており、契約上定められた最低給付額を保険契約者に支払う義務を負っています。最低保証が付帯する変額年金保険契約には公正価値オプションを適用しています。（詳細については「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『14 公正価値による測定』を参照）公正価値オプションを適用している部分を除き、当該最低保証給付に係る保険契約債務は、契約の存続期間全体の予想される超過支払いの現在価値を予想される総徴収の現在価値で除した比率に基づいて計算しています。当該計算の重要な前提条件には、死亡率、解約率、割引率及び資産運用利回りが含まれています。

生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定は、勘定預り金累積元本に付与利息を加えたものから、引出額、経費及び危険保険料を差し引いた額を表しており、ユニバーサル保険及び投資契約等から構成されています。ユニバーサル保険には、利率変動型終身保険及び変額保険が含まれています。利率変動型終身保険に対する付与利

率は1.7%から2.0%です。変額保険契約については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されま
す。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリ
オの価値にもとづいています。投資契約には、主に一時払養老保険契約、一時払学資保険契約、変額個人年金
保険契約及び年金開始後契約が含まれています。投資契約(変額個人年金保険除く)に対する付与利率は、
0.01%から6.3%です。変額個人年金保険契約については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示さ
れます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポート
フォリオの価値にもとづいています。生命保険ビジネスにおける契約者勘定には最低保証が付帯する変額年金
保険契約及び変額保険契約に関する債務を含んでいます。また、このうち一部の生命保険ビジネスにおける契
約者勘定には公正価値オプションを適用しています。(詳細については「第5 経理の状況」連結財務諸表注
記『14 公正価値による測定』参照)

(2) 生産、受注及び販売の状況

ソニーの生産・販売品目は極めて多種多様であり、ゲーム機やゲームソフト、音楽・映像ソフト、エレクトロニクス機器等は、その性質上、原則として見込生産を行っています。なお、ソニーはG & N S分野、E P & S分野及びI & S S分野においては、市場の変化に柔軟に対応して生産活動を行っていることから、生産状況は販売状況に類似しています。このため生産及び販売の状況については後述の「(3) 経営成績の分析」内のG & N S分野、E P & S分野及びI & S S分野の業績に関連付けて示しています。

(3) 経営成績の分析

営業概況

	2018年度 (億円)	2019年度 (億円)
売上高及び営業収入	86,657	82,599
持分法による投資利益(損失)	30	96
営業利益	8,942	8,455
税引前利益	10,116	7,995
当社株主に帰属する当期純利益	9,163	5,822

連結業績

売上高

2019年度の売上高及び営業収入(以下「売上高」)は、前年度比4,058億円減少し、8兆2,599億円となりました。これは、I & S S分野の大幅な増収などがあったものの、E P & S分野及びG & N S分野の大幅な減収などによるものです。なお、2019年度の売上高には、特定のライセンス契約締結にともなう特許料収入79億円が含まれており、全社(共通)及びセグメント間取引消去に計上されています。売上高の内訳の詳細については、後述の「分野別営業概況」をご参照ください。

(後述の「売上原価」、「研究開発費」及び「販売費及び一般管理費」に関する売上高に対する比率分析において、売上高には、純売上高及び営業収入のみが考慮されており、金融ビジネス収入は除かれています。これは、金融ビジネス費用は連結財務諸表上、売上原価や販売費及び一般管理費とは別に計上されていることによります。さらに、後述の比率分析のうち、セグメントに関するものについては、セグメント間取引を含んで計算されています。)

売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業益(純額)

2019年度の売上原価は、前年度比3,976億円減少して4兆7,532億円となり、売上高に対する比率は前年度の69.7%から68.3%に改善しました。

研究開発費(売上原価に全額含まれる)は、前年度比181億円増加して4,993億円となり、売上高に対する比率は前年度の6.5%に対し7.2%になりました。(詳細は「第2 事業の状況」『5 研究開発活動』参照)

販売費及び一般管理費は、前年度比742億円減少し、1兆5,026億円になりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は前年度の21.3%から21.6%に悪化しました。

その他の営業益(純額)は、前年度比680億円減少し、36億円の利益となりました。この大幅な悪化は、主に以下の2019年度に発生した要因の寄与及び2018年度に発生した要因による影響がなかったことによるものです。(「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『21 連結損益計算書についての補足情報』参照)

2019年度に発生した要因

- ・SREホールディングス(株)の上場及び一部売出しにともなう再評価益及び売却益 173億円(その他分野)
- ・(株)NSFエンゲージメント株式の一部譲渡にともなう売却益及び再評価益 63億円(全社(共通)及びセグメント間取引消去)

2018年度に発生した要因

- ・EMIの連結子会社化による再評価益1,169億円(音楽分野)
- ・スマートフォン事業における長期性資産の減損損失 192億円(E P & S分野)
- ・ストレージメディア事業における長期性資産及び営業権の減損損失 129億円(その他分野)

持分法による投資利益（損失）

2019年度の持分法による投資利益（損失）は、前年度の30億円の損失に対し、96億円の利益を計上しました。この損益改善は主に、前年度において音楽分野に含まれるEMIの持分約60%の取得にともない発生した新株予約権関連費用及びマネジメントインセンティブ費用等により、EMIの持分法投資損失116億円を計上していたことによるものです。

営業利益

2019年度の営業利益は、前年度比488億円減少し、8,455億円となりました。この減益は、I & S S分野及びその他分野の大幅な増益などがあったものの、音楽分野及びG & N S分野の大幅な減益などがあったことによるものです。なお、当年度及び前年度の営業利益には、前述のその他の営業益（純額）として計上された要因が含まれています。

その他の収益及び費用

2019年度のその他の収益は、前年度から1,228億円減少し、219億円となりました。一方、その他の費用は前年度に比べ406億円増加し、680億円となりました。その他の収益からその他の費用を差し引いた純額は、前年度比1,634億円悪化し、460億円の費用となりました。これは主に前年度において、Spotify Technology S.A.（以下「Spotify」）株式の上場及び一部売却にともなう売却益及び評価益1,178億円を計上したこと、当年度は持分証券に関する損失（純額）を計上したこと及び為替差損（純額）が増加したことによるものです。

為替差損（純額）は、前年度比155億円増加し、268億円を計上しました。なお、受取利息及び配当金は、前年度比23億円減少し、193億円となりました。支払利息は前年度比13億円減少し、111億円となりました。

税引前利益

2019年度の税引前利益は、前年度比2,122億円減少し、7,995億円となりました。

法人税等

2019年度の法人税等は、1,772億円を計上し、実効税率は前年度の4.5%を上回り22.2%となりました。これは主に、前年度において、米国の連結納税グループにおける相当部分の繰延税金資産に対する評価性引当金を取り崩した結果、法人税等が1,542億円減少したこと、及びEMI持分に関する再評価益に対して税金費用を計上しなかったことによるものです。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『22 法人税等』参照）

非支配持分に帰属する当期純利益

2019年度の非支配持分に帰属する当期純利益は、前年度比102億円減少し、401億円となりました。

当社株主に帰属する当期純利益

2019年度の当社株主に帰属する当期純利益（非支配持分に帰属する当期純利益を除く）は、前年度比3,341億円減少し、5,822億円となりました。

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は前年度の723.41円に対し、2019年度は471.64円となりました。また、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は前年度の707.74円に対し、2019年度は461.23円となりました。（1株当たり当社株主に帰属する当期純損益の詳細については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『23 基本的及び希薄化後EPSの調整表』参照）

分野別営業概況

以下の情報はセグメント情報にもとづきます。各分野の売上高及び営業収入は、セグメント間取引を含みます。（「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『28 セグメント情報』参照）

G & N S 分野

主要経営数値

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)
製品部門別の外部顧客向け売上高		
デジタルソフトウェア・アドオンコンテンツ	1,102,231	1,010,296
ネットワーク	326,524	337,265
ハードウェア・その他	795,867	572,199
外部顧客向け売上高の合計	2,224,622	1,919,760
セグメント間取引	86,250	57,791
セグメント売上高	2,310,872	1,977,551
セグメント営業利益	311,092	238,400
主要製品の売上台数	(万台)	(万台)
PS4ハードウェア	1,780	1,360

2019年度のG & N S 分野の売上高は、前年度比3,333億円減少し、1兆9,776億円となりました。この大幅な減収は、プレイステーション®プラス(以下「PS Plus」)の増収はあったものの、プレイステーション®4(以下「PS4®」)のハードウェアの減収、ゲームソフトウェアの減収、及び為替の影響などによるものです。

営業利益は、前年度比727億円減少し、2,384億円となりました。この大幅な減益は、PS Plusの増収及びコスト削減などがあったものの、主に前述のゲームソフトウェアの減収及び為替の悪影響によるものです。

2019年度の当分野の業績は、事前購入ではなく少額課金によって収益を得るFree-to-play型のゲームの勢いが落ちた一方で、ハードウェア、ソフトウェア、及びネットワークサービスにおいては継続的な需要があったことを反映したものとなりました。クラウドベースのゲームストリーミングサービスは、引き続き市場の関心事となっています。このような環境の下、ソニーはPS Plusや、リモートプレイ、及びPS Nowなどの独自のゲームストリーミングサービスなど、様々な方法でネットワークサービスを拡大によって、プレイステーションユーザーにイマーシブなゲーム体験を提供する予定です。これに加え、2019年度において、ソニーは自社ソフトウェアの強化策の一つとしてInsomniac Games, Inc.の買収を完了しました。2020年度もこれらの活動を継続しながら、PS5の発売に注力していきます。

新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響に関する現状認識

- ・ PS4のハードウェア生産に関して部品のサプライチェーン上の問題により、生産に若干の影響は出ているものの、現状の在庫で足元の需要には対応しており、販売は堅調に推移しています。
- ・ ゲームソフトウェアのダウンロード売上やPS Plus及びPS Nowの会員数は大幅に増加しています。
- ・ PS5の立ち上げについては、社員の在宅勤務や海外渡航制限などにより、一部の検証作業や生産ラインの確認などに制約が出ていますが、必要な対応策を講じており、2020年の年末商戦期での発売に向け、準備を進めています。
- ・ 自社スタジオ及びパートナー各社のゲームソフトウェア開発スケジュールに関しては現時点で顕在化している大きな問題はありません。

音楽分野

2018年11月14日、ソニーは従来持分法適用会社であったEMIについて、ムバダラインベストメントカンパニーが主導するコンソーシアムが保有する約60%の持分全てを取得したことにより、EMIはソニーの完全子会社となりました。2018年度において音楽分野に含まれているEMIの業績は、2018年4月1日から11月13日までの期間は持分法による投資損益、2018年11月14日から2019年3月31日までの期間は売上高及び営業損益に含まれています。2019年度においては、2019年4月1日以降、音楽分野の売上高及び営業損益に含まれます。

音楽分野の業績には、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Music Entertainment（以下「SME」）、Sony/ATV Music Publishing（以下「Sony/ATV」）、及びEMIの円換算後の業績、ならびに円ベースで決算を行っている日本の㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの業績が含まれています。

主要経営数値

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)
ビジネス部門別の外部顧客向け売上高		
音楽制作（ストリーミング）	227,513	276,039
音楽制作（その他）	199,413	191,114
音楽出版	106,666	157,478
映像メディア・プラットフォーム	261,433	213,961
外部顧客向け売上高の合計	795,025	838,592
セグメント間取引	12,464	11,317
セグメント売上高	807,489	849,909
セグメント営業利益	232,487	142,345

2019年度の音楽分野の売上高は、前年度比424億円増加し、8,499億円となりました。この増収は、モバイル向けゲームアプリ「Fate/Grand Order」の減収などによる映像メディア・プラットフォームの減収があったものの、主にEMIを連結したことで音楽出版において売上が増加したこと、及びストリーミング配信の売上が増加したことなどによる音楽制作の増収によるものです。

営業利益は、前年度比901億円減少し、1,423億円となりました。この大幅な減益は、前年度においてEMIの持分約60%の取得にともない持分法投資損失116億円を計上したこと、及び前述の増収の影響があったものの、前年度においてEMIの連結子会社化により再評価益1,169億円を計上したことなどによるものです。

2019年度の当分野の業績は、物理メディアやダウンロード販売の減収の一方で、デジタルストリーミング配信の拡大などによりレコード音楽市場の成長が続いていることを反映したものとなりました。このような環境の下、ソニーは引き続き音楽出版における新作や音楽出版への投資を続けることで、ストリーミング配信、パフォーマンス収入、及びその他ライセンスからの収入を増加させてきましたが、2020年度もこれら取り組みを継続させ、アニメ作品をもとにしたモバイル向けゲームアプリの開発・販売を行っていきます。

新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響に関する現状認識

- ・ 米国をはじめとする世界各国において、アーティストによる楽曲のレコーディングや音楽ビデオの制作に影響が出ていることなどにより、新曲のリリースに遅れが出ています。
- ・ ストリーミングの普及率が高い米国などでは、現時点でこの新曲リリースの遅れによる収益への影響は限定的であるものの、まだ普及率が低い日本やドイツなどでは、外出制限の影響により、CDなどのパッケージメディアの販売が減少しています。
- ・ コンサートその他のイベントが延期又は中止となっている日本などで、ライブ興行や物販、映像ビデオの制作・販売などが減少しています。
- ・ 世界的な広告活動の縮小により、広告型ストリーミングサービスからの収入や、テレビCMなどからの楽曲使用料が減少しています。また、映画の製作やテレビ番組の制作の遅れも楽曲使用料を減少させています。

映画分野

映画分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Pictures Entertainment Inc. (以下「SPE」)の円換算後の業績です。ソニーはSPEの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

主要経営数値

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)
ビジネス部門別の外部顧客向け売上高		
映画製作	436,017	475,061
テレビ番組制作	288,816	301,224
メディアネットワーク	260,437	234,429
外部顧客向け売上高の合計	985,270	1,010,714
セグメント間取引	1,603	1,140
セグメント売上高	986,873	1,011,854
セグメント営業利益	54,599	68,157

2019年度の映画分野の売上高は、前年度比250億円(3%)増加し、1兆119億円となりました(米ドルベースでは、5%の増収)。この米ドルベースでの増収は、主に「スパイダーマン：ファー・フロム・ホーム」、「ジュマンジ/ネクスト・レベル」及び「パッドボーイズ・フォー・ライフ」の貢献により全世界での劇場興行収入が増加したこと、及びテレビ番組作品のライセンス収入が増加したことによるものです。一方、メディアネットワークにおける、前年度に実施したチャンネルポートフォリオ見直しの影響などによる減収の影響もありました。

営業利益は、前年度比136億円増加し、682億円となりました。この大幅な増益は、前述のチャンネルポートフォリオ見直しの効果、及び映画製作におけるカタログ作品の収益性の改善などによるものです。一方、テレビ番組制作における番組企画費の増加や米国の放送局及びケーブルテレビ向けの新規番組の増加にともなう費用の増加の影響、ならびに前年度に128億円計上したポートフォリオ見直し費用が今年度は170億円に増加したことによる影響もありました。

2019年度の当分野の業績は、配信事業者がさらにコンテンツの保有を追求し、オンデマンド型デジタルビジネスモデルへの移行が非連続的に進んだことを反映したものとなりました。このような環境の下、ソニーは、コンテンツのグローバルな魅力を高め、開発及び取得した知的財産を強化するために尽力し、同時に、世界中のトップコンテンツクリエイター及び主要放送局との強力な関係の構築・維持に努めてきました。かかる戦略の一環として、2019年度において、米国におけるテレビクイズ・ゲーム番組ビジネスを牽引することを目的としたAT&T Inc.が保有するGame Show Networkの持分の取得、子ども向けコンテンツ事業を強化することを目的とした、Silvergate Mediaの買収を行いました。さらに2019年度にはメディアネットワークにおいて事業合理化と強化をさらに進化させるべくポートフォリオ見直しを行いました。2020年度もクリエイターとの強固な関係を維持しながらコンテンツの強化を続けていきます。

新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響に関する現状認識

- ・ 全世界の映画館において、徐々に閉鎖解除の動きは始めているものの、未だその多くが閉鎖又は閉鎖解除後も観客動員に制限を受けている状況にあり、映画興行ビジネス全体に影響が出ています。そのため、ソニーにおいても、既に製作が完了している作品について劇場でのリリースが基本的にできない状況にあります。
- ・ 人の移動が制限されていることにより、米国をはじめ世界各国において、ソニーの新作映画の製作やテレビ番組作品の制作スケジュールに大幅な遅れが発生しています。このため、映画製作においては、劇場興行収入や、それに続くホームエンタテインメントやテレビ向けライセンスなどの収入の減少が見込まれる一方で、新型コロナウイルス感染拡大前にソニーが劇場公開した一部の作品のデジタルのビデオレンタルやビデオ販売などの収入は好調に推移しています。テレビ番組制作においては、テレビ局や動画配信事業者への番組の納入が遅れることにより、売上への影響が出はじめています。
- ・ メディアネットワークにおいては、世界的な広告の減少により、インドなどでソニーの広告収入が大幅に減少しています。

E P & S 分野

主要経営数値

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)
製品部門別の外部顧客向け売上高		
テレビ	788,423	646,513
オーディオ・ビデオ	362,580	346,060
静止画・動画カメラ	421,506	384,142
モバイル・コミュニケーション	487,330	362,144
その他	243,328	231,021
外部顧客向け売上高の合計	2,303,167	1,969,880
セグメント間取引	17,461	21,388
セグメント売上高	2,320,628	1,991,268
セグメント営業利益	76,508	87,276
主要製品の売上台数	(万台)	(万台)
テレビ	1,130	930
デジタルカメラ * (静止画・動画カメラ事業)	360	290
スマートフォン	650	320

* 「主要製品の売上台数」のデジタルカメラは、コンパクトデジタルカメラ、及びレンズ交換式一眼カメラを含みます。

2019年度のE P & S分野の売上高は、前年度比3,294億円減少し、1兆9,913億円となりました。この大幅な減収は、主にスマートフォン及びテレビの販売台数の減少、ならびに為替の影響によるものです。

営業利益は、前年度比108億円増加し、873億円となりました。この増益は、分野全体の減収の影響及び為替の悪影響はあったものの、主にモバイル・コミュニケーションにおけるオペレーション費用の削減や、モバイル・コミュニケーションにおける長期性資産の減損損失の減少によるものです。

2019年度の当分野の業績は、テレビ、デジタルカメラ及びスマートフォンの市場縮小を反映したものとなりました。このような環境の下、ソニーは各商品において高付加価値商品のさらなる強化を実施し、さらに、モバイル・コミュニケーションにおいては、2020年度における営業損失からの脱却を見据え、オペレーション費用の削減を行いました。2020年度においてもこのような取り組みを継続し、オペレーションを強化していきます。

新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響に関する現状認識

- ・ テレビを製造する主力4工場のうち、マレーシアの自社工場、メキシコとスロバキアの生産委託工場、現地政府の方針により3月中旬以降順次稼働を停止していました。これらの3工場では、既に部分的に稼働を再開していますが、一部で供給が需要に追いついていない状況が続いています。
- ・ 中国やタイにあるデジタルカメラやスマートフォンの自社工場については、現時点では通常どおり稼働しています。
- ・ 販売店舗の世界的な休業などにより、店頭売上が大幅に減少しており、アジア、中南米の一部市場ではその影響が継続しています。一方で、日本、欧州、北米及び中国においては、販売店舗の営業再開が進んでいます。また、デジタルカメラについては、全世界で需要が大幅に減少しており、売上・利益共に大きな影響を受けています。

I & S S分野

主要経営数値

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)
外部顧客向け売上高の合計	770,622	985,259
セグメント間取引	108,708	85,317
セグメント売上高	879,330	1,070,576
セグメント営業利益	143,874	235,584

2019年度のI & S S分野の売上高は、前年度比1,912億円増加し、1兆706億円となりました。この大幅な増収は、為替の影響があったものの、製品ミックスの改善や販売数量の増加にともなうモバイル機器向けイメージセンサーの大幅な増収などによるものです。

営業利益は、前年度比917億円増加し、2,356億円となりました。この大幅な増益は、減価償却費及び研究開発費の増加、ならびに為替の悪影響などがあったものの、前述の増収の影響などによるものです。

2019年度の当分野の業績は、現在、ソニーのイメージセンサーにとって最も重要な市場であるモバイル機器向けイメージセンサーの需要が継続的に成長したことを反映したものとなりました。この成長は、主にスマートフォンカメラの多眼化・大判化の進展により、高付加価値イメージセンサーに対する需要が増加したことによるものです。このような環境の下、ソニーは第三次中期経営計画上のキャピタルアロケーションにおいて、イメージセンサーへの設備投資を重点分野として位置付け、イメージセンサーの生産能力を増強するための投資を継続し、需要を慎重に見極めながら顧客基盤を拡大してきました。2020年度においてもこのような取り組みを継続していきます。

新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響に関する現状認識

- ・ イメージセンサーの国内の各製造事業所は、現時点で大きな影響を受けておらず、通常どおり稼働しています。
- ・ イメージセンサーの販売先である主要なスマートフォンメーカー各社の工場の稼働やサプライチェーンも回復が進んできていると認識しています。
- ・ 一方で、最終製品であるスマートフォン市場の減速については、その度合いを注視しています。

以下の棚卸資産、外部顧客に対する売上高の地域別分析、地域別の生産状況及び新型コロナウイルス感染拡大による製造事業所における状況は、G & N S分野、E P & S分野及びI & S S分野に関するものです。

棚卸資産

	2018年度 (億円)	2019年度 (億円)
G & N S	751	563
E P & S	2,213	2,065
I & S S	2,534	2,505
合計	5,498	5,133

外部顧客に対する売上高の地域別分析

	2018年度	2019年度
日本	16.6%	16.6%
米国	23.8%	26.7%
欧州	26.6%	24.7%
中国	13.0%	12.3%
アジア・太平洋地域	13.3%	13.0%
その他地域	6.7%	6.8%
合計	100%	100%

地域別の生産状況

以下の表は、G & N S分野、E P & S分野及びI & S S分野合計の年間全生産高の自社生産高及び社外への生産委託による生産高の内訳、ならびに年間自社生産高の地域別内訳を示したものです。

自社生産高及び社外への生産委託による生産高の内訳*

	2018年度	2019年度
自社生産高	64%	73%
社外への生産委託による生産高	36%	27%
合計	100%	100%

自社生産高の地域別内訳*

自社生産高の地域別内訳におけるカッコ内の数値は、各地域からそれ以外の地域に輸出された製品の比率を示しています。

	2018年度	2019年度
日本	47% (89%)	63% (92%)
中国	19% (55%)	12% (60%)
アジア・太平洋地域	31% (72%)	24% (66%)
米州及び欧州	3% (5%以下)	1% (20%)
合計	100%	100%

。小数点以下を四捨五入して記載しております。したがって、各欄の合計が合計額の欄と一致しない場合があります。

新型コロナウイルス感染拡大による製造事業所における状況

- ・ 中国には4つの自社工場（上海市に2カ所、江蘇省無錫市及び広東省惠州市にそれぞれ1カ所）があり、2020年1月24日に春節休暇に入って以降、2月9日までは現地政府の指導にもとづく休暇の延長により、全ての工場の稼働を停止していました。当該4工場では、2月10日以降、順次稼働を再開しています。部品の供給問題はほぼ解消し、稼働は感染拡大前の水準に戻りました。
- ・ マレーシアには2つの自社工場（クアラルンプール及びペナン）があり、現地政府の方針により3月18日から稼働を停止していましたが、4月16日に現地当局から稼働を条件付きで承認され、稼働は感染拡大前の水準に戻りつつあります。
- ・ イギリス（ウェールズ）にある自社工場は、現地政府の方針により3月26日から稼働を停止していましたが、3月31日より現地当局の合意を得て、段階的に稼働を開始しています。
- ・ 国境を越えた人の移動の制限により、新製品の立ち上げや生産指導のために生産拠点である中国及び東南アジア諸国へエンジニアを派遣することが困難になるなどの影響が出ています。

金融分野

金融分野には、SFH及びSFHの連結子会社であるソニー生命、ソニー損害保険㈱（以下「ソニー損保」）、ソニー銀行㈱（以下「ソニー銀行」）等の業績が含まれています。金融分野に記載されているソニー生命の業績は、SFH及びソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

主要経営数値

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)
金融ビジネス収入	1,282,539	1,307,748
営業利益	161,477	129,597

2019年度の金融ビジネス収入は、前年度比252億円増加し、1兆3,077億円となりました。これは主に、ソニー生命において、特別勘定の運用損益の悪化があったものの、一時払保険を主とする保険料収入が増加したことなどによるものです。なお、ソニー生命の収入は、前年度比286億円増加し、1兆1,717億円となりました。

営業利益は、ソニー生命及びソニー銀行の減益により、前年度比319億円減少し、1,296億円となりました。ソニー生命の営業利益は、前年度比221億円減少し、1,235億円となりました。この減益は、主に株式相場の下落や金利の低下などともなう責任準備金繰入額の増加及び資産運用損益の悪化によるものです。また、ソニー銀行の減益は有価証券評価損益の悪化によるものです。

2019年度の当分野の業績は、日本経済と債券市場の状況を反映したものとなりました。日本経済は、前半は底堅く推移しましたが、後半は大幅に悪化しました。債券市場は米国の金融政策の影響を強く受け、市場金利は低下しました。また、2020年に入ると世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、景気後退は不可避なものとなり、3月には金利が乱高下しました。このような環境の下、ソニーは、お客さまに最も信頼される金融サービスグループをめざして、健全な財務基盤を維持しつつ、お客さま一人ひとりに付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供すべく、商品・サービスの強化・拡充、内部管理態勢の一層の充実など、様々な取組みを行ってまいりました。ソニーは今後も質の高い金融商品とサービスを提供することで他社との差異化を図り、引き続き成長をめざしていきます。

新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響に関する現状認識

- ・ 日本政府の緊急事態宣言発出を受け、4月以降ソニー生命のライフプランナーによる対面での営業活動を停止していましたが、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたことを受け、6月1日以降、営業活動を再開しています。営業活動を停止していた間、新規契約の申込の減少などの影響がありました。
- ・ 金融市場における相場変動が当分野の業績に影響を与える可能性があります。

金融分野を分離した経営成績情報

以下の表は金融分野の要約損益計算書、及び金融分野を除くソニー連結の要約損益計算書です。これらの要約損益計算書は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこのような比較表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つものと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引（非支配持分を含む）を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約損益計算書（3月31日に終了した1年間）

(単位：百万円)	金融分野		金融分野を除くソニー連結		ソニー連結	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
金融ビジネス収入	1,282,539	1,307,748	-	-	1,274,708	1,299,847
純売上高及び営業収入	-	-	7,396,401	6,965,971	7,390,979	6,960,038
売上高及び営業収入合計	1,282,539	1,307,748	7,396,401	6,965,971	8,665,687	8,259,885
売上原価	-	-	5,160,284	4,764,014	5,150,750	4,753,174
販売費及び一般管理費	-	-	1,572,714	1,497,764	1,576,825	1,502,625
金融ビジネス費用	1,120,276	1,179,776	-	-	1,112,446	1,171,875
その他の営業損（益）(純額)	104	1,729	71,672	3,841	71,568	3,611
売上原価、販売費・一般管理費及びその他の一般費用合計	1,120,380	1,178,047	6,661,326	6,257,937	7,768,453	7,424,063
持分法による投資利益(損失)	682	104	2,317	9,741	2,999	9,637
営業利益	161,477	129,597	732,758	717,775	894,235	845,459
その他の収益(費用)(純額)	73	20	133,929	28,299	117,413	46,009
税引前利益	161,404	129,577	866,687	689,476	1,011,648	799,450
法人税等	44,763	36,311	335	141,552	45,098	177,190
当期純利益	116,641	93,266	866,352	547,924	966,550	622,260
控除 非支配持分に帰属する当期純利益	235	483	8,778	7,092	50,279	40,069
金融分野の当期純利益	116,406	92,783	-	-	-	-
金融分野を除くソニー連結の当期純利益	-	-	857,574	540,832	-	-
当社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	916,271	582,191

その他分野

2019年度の売上高は、前年度比943億円減少し、2,514億円となりました。この大幅な減収は主に、ディスク製造事業及びストレージメディア事業の売上高が減少したことによるものです。

営業損益は、前年度の111億円の損失に対し、当年度は163億円の利益となりました。前述の減収の影響はあったものの、SREホールディングス株式会社の上場及び一部売出しにともなう再評価益及び売却益173億円、ならびに前年度においてストレージメディア事業の長期性資産及び営業権の減損損失129億円を計上したことなどにより、大幅な損益の改善となりました。

構造改革

厳しい経営環境の中、ソニーは組織の最適化や事業の業績向上のため、事業や製品カテゴリーからの撤退、従業員数の削減、販売・間接部門の能率化など、様々な構造改革を実施しました。例えば、2019年度には、E P & S 分野に含まれるスマートフォン事業の収益構造の改善などに向けた施策を中心に構造改革を実行しました。また、映画分野に含まれるメディアネットワークにおける集中と選択を進めるために2018年度に開始したチャンネルポートフォリオの見直しの継続など、他の分野においても様々な構造改革を実施しました。

競争環境は今後も一層厳しくなるとみており、事業の規模や環境の変化を考慮して、常にコスト水準や収益構造の見直しを行い、ソニーが適切だと考えるコスト削減を継続します。

2018年度及び2019年度における構造改革に関連する費用（「構造改革に関連する資産の減価償却費」を含む）は以下のとおりです。（詳細は「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『20 構造改革にかかる費用』参照）

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)
構造改革費用	33,091	24,966

為替変動とリスク・ヘッジ

2019年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ108.7円、120.8円と前年度の平均レートに比べ米ドルは2.2円、ユーロは7.7円の円高となりました。

2019年度の連結売上高は、前年度に比べ4,058億円（5%）減少し、8兆2,599億円となりました。前年度の為替レートを適用した場合、売上高は約3%の減少となります。

連結営業利益は、前年度比488億円減少し、8,455億円となりました。主にG & N S分野、E P & S分野及びI & S S分野において為替変動の悪影響が生じました。

前述の分野ごとの為替変動による売上高及び営業損益への影響については、以下の表をご参照ください。また、詳細については、「経営成績の分析」の分野別概況における各分野の分析をご参照ください。為替の影響が大きかった分野やカテゴリーについて、その影響に言及しています。

		2018年度 (億円)	2019年度 (億円)	為替変動による影響額 (億円)
G & N S 分野	売上高	23,109	19,776	654
	営業利益	3,111	2,384	122
E P & S 分野	売上高	23,206	19,913	598
	営業利益	765	873	230
I & S S 分野	売上高	8,793	10,706	222
	営業利益	1,439	2,356	182

なお、2019年度の音楽分野の売上高は前年度比5%増加の8,499億円となりましたが、前年度の為替レートを適用した場合、約7%の増収でした。映画分野の売上高は前年度比3%増加の1兆119億円となりましたが、米ドルベースでは、前年度比約5%の増収でした。詳細な分析は、「(3) 経営成績の分析」の「音楽分野」及び「映画分野」をご参照ください。ソニーの金融分野は、円ベースのSFHを連結しています。同分野の事業のほとんどが日本で行われていることから、ソニーは金融分野の業績の分析を円ベースでのみ行っています。

2019年度のG & N S分野、E P & S分野及びI & S S分野において、米ドルに対する1円の円高の影響は、売上高では約230億円の減少、営業損益はほぼなしと試算されます。ユーロに対する1円の円高の影響は、売上高では約90億円、営業損益では約50億円の減少と試算されます。（「第2 事業の状況」『2 事業等のリスク』参照）

ソニーの連結業績は、主に収入と費用において通貨構成が異なることから生ずる為替変動リスクにさらされています。G & N S分野では、米ドル建てのコストの割合が高いのに対して、売上高は日本円、米ドル又はユーロで計上されるため、米ドルに対する円高は営業利益に好影響を、ユーロに対する円高は営業利益に悪影響を及ぼします。E P & S分野では、主要製品におけるドル建ての製造コスト等の割合が高いことなどから米ドルに対する円高は営業利益に好影響を及ぼします。一方で、新興国での売上高の割合が高いため、新興国通貨に対する円高は営業利益に悪影響を及ぼします。I & S S分野では、米ドル建ての販売契約の割合が高い一方、主に日本で製造を行っていることから、米ドルに対する円高は営業利益に大幅な悪影響を及ぼします。

これらの為替変動によるリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針に従い、先物為替予約、通貨オプション契約を含むデリバティブを利用しています。ソニーが行っているこれらのデリバティブは、主に当社及び当社の子会社の予想される外貨建て取引及び外貨建て売上債権や買入債務から生じるキャッシュ・フローの為替変動によるリスクを低減するために利用されています。

ソニーは、総合的な財務サービスを当社及び当社の子会社・関連会社に提供することを目的として、Sony Global Treasury Services Plc（以下「SGTS」）を英国に設立しています。為替変動リスクにさらされている当社及び全ての子会社が、リスク・ヘッジのための契約をSGTSとの間で結ぶことがソニーの方針となっており、当社及び当社の子会社のほとんどはこの目的のためにSGTSを利用しています。為替リスク集中の原則にもとづき、SGTSと当社がソニーグループ全体の相殺後のほとんどの為替変動リスクをヘッジしています。ソニーの方針として、金融機関との為替デリバティブ取引は、リスク管理のため、原則としてSGTSに集中しています。SGTSはグループ外の信用の高い金融機関との間で外国為替取引を行っています。ほとんどの外国為替取引は、実際の輸出入取引が行われる前の予定された取引や債権・債務に対して行われます。一般的には、実際の輸出入取引が行われる1カ月前から3カ月前までの間にヘッジを行っています。ソニーは金融機関との外国為替取引を主にヘッジ目的のために行っています。ソニーは、金融分野を除き、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においては、主に資産負債の総合管理（以下「ALM」）の一環としてデリバティブを活用しています。

また、特にG & N S分野、E P & S分野及びI & S S分野では、為替変動が業績に与える影響を極力小さくするために、海外において市場により近い地域での資材・部品調達、設計、生産を推進しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初累積その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられます。一方、ヘッジ会計の要件を満たさない先物為替予約、通貨オプション契約、及びその他のデリバティブは時価評価され、その変動は、ただちにその他収益・その他費用に計上されます。2019年度末における外国為替契約の想定元本の合計及び資産に計上された公正価値（純額）の合計は、それぞれ1兆6,974億円、52億円となっています。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『15 デリバティブ及びヘッジ活動』参照）

注：この章において、為替変動による影響額は、売上高については前年度及び当年度における平均為替レートの変動を主要な取引通貨建て売上高に適用して算出し、営業損益についてはこの売上高への為替変動による影響額から、同様の方法で算出した売上原価ならびに販売費及び一般管理費への為替変動による影響額を差し引いて算出しています。I & S 分野では独自に為替ヘッジ取引を実施しており、営業損益への為替変動による影響額に同取引の影響が含まれています。また、E P & S 分野では前年度までモバイル・コミュニケーションにおいて独自に実施していた為替ヘッジ取引の影響が、営業損益への為替変動による影響額に含まれています。前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況は、当年度の現地通貨建て月別売上高に対し、前年度の月次平均レートを適用して算出しています。音楽分野のSME、Sony/ATV及びEMI、ならびに映画分野については、米ドルベースで集計した上で、前年度の月次平均米ドル円レートを適用した金額を算出しています。これらの情報は米国会計原則に則って開示されるソニーの連結財務諸表を代替するものではありません。しかしながら、これらの開示は、投資家の皆様にソニーの営業概況をご理解頂くための有益な分析情報と考えています。

所在地別の業績

所在地別の業績は、顧客の所在国又は地域別に分類した売上高及び営業収入を「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『28 セグメント情報』に記載しています。

(4) 財政状態の分析

以下の表は金融分野の要約貸借対照表、及び金融分野を除くソニー連結の要約貸借対照表です。これらの要約貸借対照表はソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則には準拠していませんが、金融分野はソニーのその他のセグメントとは性質が異なるため、ソニーはこのような比較表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つものと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引（非支配持分を含む）を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約貸借対照表

(単位：百万円)	金融分野		金融分野を除くソニー連結		ソニー連結	
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
資産						
流動資産						
現金・預金及び現金同等物 *1	509,595	550,039	960,478	962,318	1,470,073	1,512,357
有価証券 *2	1,324,538	1,847,772	-	-	1,324,538	1,847,772
受取手形、売掛金及び契約資産 (評価性引当金控除後)	16,479	10,532	1,055,669	999,976	1,065,802	1,002,920
棚卸資産	-	-	653,278	589,969	653,278	589,969
未収入金	63,921	73,117	159,758	115,100	223,620	188,106
前払費用及びその他の流動資産	133,214	181,247	376,778	413,496	509,301	594,021
流動資産合計	2,047,747	2,662,707	3,205,961	3,080,859	5,246,612	5,735,145
繰延映画製作費	-	-	409,005	427,336	409,005	427,336
投資及び貸付金 *3	11,400,938	12,457,977	399,696	351,936	11,724,651	12,734,132
金融ビジネスへの投資(取得原価)	-	-	153,968	153,968	-	-
有形固定資産	22,920	18,247	752,847	890,640	777,053	908,644
その他の資産						
使用権資産	-	58,897	-	333,753	-	392,610
無形固定資産	42,968	49,871	874,998	856,439	917,966	906,310
営業権	7,225	10,834	761,327	773,054	768,552	783,888
繰延保険契約費	595,265	600,901	-	-	595,265	600,901
繰延税金	3,533	10,365	198,953	200,021	202,486	210,372
その他	32,085	38,949	311,653	305,028	339,996	340,005
その他の資産合計	681,076	769,817	2,146,931	2,468,295	2,824,265	3,234,086
合計	14,152,681	15,908,748	7,068,408	7,373,034	20,981,586	23,039,343
負債及び資本						
流動負債						
短期借入金 *4	564,609	758,737	226,470	81,246	791,079	839,983
短期オペレーティング・リース負債	-	9,363	-	59,595	-	68,942
支払手形及び買掛金	-	-	492,124	380,810	492,124	380,810
未払金・未払費用	40,228	40,457	1,653,895	1,591,072	1,693,048	1,630,197
未払法人税及びその他の未払税金	19,655	22,825	115,571	123,171	135,226	145,996
銀行ビジネスにおける顧客預金	2,302,314	2,440,783	-	-	2,302,314	2,440,783
その他	197,123	226,455	474,926	514,368	666,024	733,732
流動負債合計	3,123,929	3,498,620	2,962,986	2,750,262	6,079,815	6,240,443
長期借入債務	235,761	240,143	336,349	398,793	568,372	634,966
長期オペレーティング・リース負債	-	41,192	-	273,668	-	314,836
未払退職・年金費用	33,979	34,211	350,253	290,444	384,232	324,655
繰延税金	355,356	391,883	176,065	173,022	531,421	549,538
保険契約債務その他 *5	5,642,671	6,246,047	-	-	5,642,671	6,246,047
生命保険ビジネスにおける契約者勘定	3,048,202	3,642,271	-	-	3,048,202	3,642,271
その他	15,488	21,843	288,164	289,574	281,382	289,285
負債合計	12,455,386	14,116,210	4,113,817	4,175,763	16,536,095	18,242,041
償還可能非支配持分	-	-	8,801	7,767	8,801	7,767
金融分野の株主に帰属する資本	1,695,563	1,790,333	-	-	-	-
金融分野を除くソニー連結の株主に帰属する資本	-	-	2,850,380	3,159,071	-	-
当社株主に帰属する資本	-	-	-	-	3,746,377	4,125,306
非支配持分	1,732	2,205	95,410	30,433	690,313	664,229
資本合計	1,697,295	1,792,538	2,945,790	3,189,504	4,436,690	4,789,535
合計	14,152,681	15,908,748	7,068,408	7,373,034	20,981,586	23,039,343

- (注)*1 2019年度末の金融分野を除くソニー連結における現金・預金及び現金同等物の増加要因は、「第2 事業の状況」『3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析』の『(5) キャッシュ・フローの状況の分析』をご参照ください。
- *2 2019年度末の金融分野における有価証券の増加は、主にSFHがソニーライフ・エイゴン生命保険㈱及びSA Reinsurance Ltd.を連結子会社化したことによるものです。(「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『25 企業結合』参照)
- *3 2019年度末の金融分野における投資及び貸付金の増加は、主にソニー生命において投資及び貸付金が増加したことによるものです。
- *4 2019年度末の金融分野を除くソニー連結における短期借入金金の減少は、主に1年以内に返済期限の到来する長期借入金を返済したことによるものです。
- *5 2019年度末の金融分野における保険契約債務その他の増加は、主にソニー生命において保険契約債務が増加したことによるものです。

投資有価証券

売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの未実現評価損益は次のとおりです。(「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『8 有価証券及び投資有価証券』参照)

項目	2020年3月31日現在(単位:百万円)			
	取得原価	未実現評価益	未実現評価損	公正価値
金融ビジネス:				
売却可能証券				
ソニー生命	1,815,487	309,294	484	2,124,297
ソニー銀行	702,462	3,601	2,065	703,998
その他	83,833	137	822	83,148
満期保有目的証券				
ソニー生命	7,334,780	2,439,769	6,078	9,768,471
ソニー銀行	5,418	-	421	4,997
その他	78,314	22,927	73	101,168
計	10,020,294	2,775,728	9,943	12,786,079
金融ビジネスを除くその他のビジネス:				
売却可能証券	1,370	-	-	1,370
満期保有目的証券	-	-	-	-
計	1,370	-	-	1,370
連結合計	10,021,664	2,775,728	9,943	12,787,449

2020年3月31日現在、ソニー生命が保有する負債証券の未実現評価損の総額は66億円でした。このうち12カ月超継続して未実現評価損の状況にある負債証券に関するものは7.1%です。ソニー生命は、原則として、国内外の公社債に投資しており、その多くはStandard & Poor's Ratings Services(以下「S&P」)、Moody's Investors Service(以下「ムーディーズ」)等の格付け会社によりBBB、又は同等以上に格付けされています。

2020年3月31日現在、ソニー銀行が保有する負債証券の未実現評価損の総額は25億円でした。このうち12カ月超継続して未実現評価損の状況にある負債証券に関するものは4.3%です。ソニー銀行は、原則として、日本の国債、社債及び外国債券に投資しており、その多くはS&P、ムーディーズ等の格付け会社によりBBB、又は同等以上に格付けされています。

これらの未実現評価損は多数の負債証券から構成されており、個々の負債証券の未実現評価損に金額的な重要性はありません。さらに、個々の公正価値の下落金額及び下落率とも僅少であり、公正価値の下落は一時的であると判定されていることから、これらの未実現評価損を認識した負債証券の中に、減損の基準に合致したものはありません。

2020年3月31日現在、ソニー生命が保有する償還期日を有する負債証券のうち、未実現評価損（66億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	-
1年超5年以内	-
5年超10年以内	-
10年超	100.0%

2020年3月31日現在、ソニー銀行が保有する償還期日を有する負債証券のうち、未実現評価損（25億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	22.4%
1年超5年以内	59.1%
5年超10年以内	1.0%
10年超	17.5%

2018年度及び2019年度において、ソニー生命は売却可能証券の実現利益（純額）を計上していません。

ソニーは通常の事業において、多くの非公開会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。2020年3月31日におけるこれらの非公開会社に対する投資の簿価合計は301億円です。非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できない場合、取得原価から減損を控除し、同じ発行体の同一又は類似投資の観察可能な価格変動（秩序ある取引における）を加減した金額で測定しています。

2018年度及び2019年度において実現した減損は、総額でそれぞれ43億円及び91億円計上されました。このうち、2018年度及び2019年度において、それぞれ0.2億円及び0.2億円が、金融分野の子会社により金融ビジネス収入として計上されています。金融分野の子会社以外の実現した減損額は、主として金融分野以外の戦略投資に関するもので、その他の費用として計上されています。この戦略投資は、主にソニーが新技術の開発及びマーケティングのために戦略的関係を有する日本及び米国所在の企業に関するものです。これらの減損の計上は、過去2年間において、これら新技術の開発及び販売に成功しなかったため、これらの企業の業績が以前の見通しより悪化したことにより、これらの企業の公正価値の下落が一時的でないと判断されたことにもとづくものです。個々の減損につき、金額的に重要性のあるものではありません。

有価証券の減損が生じたと判断された場合には、その公正価値にもとづく価額まで評価減を行います。活潑な市場における取引価格が入手可能な有価証券の公正価値は、減損の判断が行われた時点での未調整の取引価格にもとづき測定されます。前述以外の有価証券の公正価値は通常、類似特性を持った有価証券の取引価格にもとづき測定され、もしくは、価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー法、又は市場参加者が価格決定に使用するであろう前提に関するマネジメントの重要な判断もしくは見積りを必要とする類似評価手法を用いて算定されます。過去2年間において計上された減損は、個々の有価証券に固有な要因及び状況によるもので、他の有価証券に対して重要な影響を与えるものではありません。

金融分野の投資額は主にソニー生命とソニー銀行により構成されています。2020年3月31日現在、ソニー生命、ソニー銀行の投資額はそれぞれ金融分野全体の投資額の約93%及び約6%を占めています。

借入債務、オペレーティング・リースによる最低賃借料、コミットメント及び偶発債務

2020年3月31日現在におけるソニーの既発債務及びコミットメントは以下のとおりです。（「注記」は、連結財務諸表注記）

項目	期限別支払額（単位：百万円）				
	合計	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上
既発債務及びコミットメント					
短期借入債務(注記12)	810,176	810,176	-	-	-
長期借入債務(注記9、12)					
ファイナンス・リース債務等	56,350	14,216	15,593	10,011	16,530
その他長期借入債務	608,423	15,591	373,126	114,953	104,753
その他長期借入債務に係る利息	4,409	1,489	1,075	729	1,116
オペレーティング・リース債務(利息含む)(注記9)	424,965	76,469	125,254	70,967	152,275
コミットメント(注記27)					
映画作品及びテレビ番組の製作又は配給権ならびにスポーツイベントの放映権の購入契約	126,917	56,385	52,372	17,480	680
音楽アーティストならびに作詞家、音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との契約	128,678	56,662	33,360	16,576	22,080
広告宣伝の権利に関するスポンサーシップ契約	5,162	4,602	560	-	-
ゲームソフトウェアの開発、販売及び配信に関する長期契約	29,243	5,083	4,571	5,115	14,474
資産購入、部材調達及びその他のコミットメント	394,911	255,587	88,711	47,314	3,299
生命保険ビジネスにおける保険契約債務 その他及び契約者勘定(注記11) *1	26,457,407	594,903	1,299,026	1,370,756	23,192,722
総未認識税務ベネフィット(注記22) *2	41,268	-	-	-	-
合計	29,087,909	1,891,163	1,993,648	1,653,901	23,507,929

(注) *1 生命保険ビジネスにおける保険契約債務その他及び契約者勘定の期限別支払額は、保険契約者等に対する将来の予測支払額です。これらの支払額は罹患率、死亡率及び契約脱退率等の予測にもとづいて算定されています。上記の支払額合計の26兆4,574億円は、連結貸借対照表の計上額である9兆8,249億円より大きくなっています。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『11 保険関連科目』参照）

*2 総未認識税務ベネフィットの合計額は、未認識税務ベネフィットに関する会計基準にもとづく総未認識税務ベネフィットに関する負債を示しています。この負債については、様々な税務当局との合意の時期の不確実性により、その解決時期を合理的に見積もることはできません。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『22 法人税等』参照）

以下の項目は、上記の表及び下記の2020年3月31日現在におけるコミットメントの総額には含まれていません。

- 将来における年金支払の合計額については、現時点では確定できないため、含まれていません。なお、ソニーは2020年度において、確定給付年金制度に対して国内制度で約20億円、海外制度で約80億円を拠出する予定です。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『16 年金及び退職金制度』参照）
- 金融子会社が提供する、顧客に対する貸付契約にもとづく貸付の未実行残高は、現時点では顧客による借入金額を予測できないため、上記の表には含まれていません。なお、2020年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は約343億円です。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『27 コミットメント、偶発債務及びその他』参照）
- 特定の部品組立業者及び生産受託業者からの購入は、ソニーにおける製造のための供給の継続及び最善の価格を達成するために通常の業務過程に組み込まれており、典型的な拘束力を有する購入義務ではないことか

ら含まれていません。購入義務は、ソニーに対して法的拘束力を有する、物品あるいはサービスの購入に関する契約義務として定義されます。これらの義務には購入数量や価格、取引時期に関する条項など、重要な条項が含まれますが、違約金の支払をとまわずに解約できる契約は含まれません。購入には、ソニーが特定の部品組立業者との間で締結している、これらの部品組立業者のために部品を含む物品を調達し、関連する再購入の際に支払から控除する契約が含まれます。これにより、在庫リスクを最小化する、ソニーのフレキシブルなサプライチェーン・マネジメントと、これらの会社との間における相互に利点のある調達関係の実現が可能となります。業界の慣行にしたがい、ソニーが提供する需要予測や生産計画にもとづき、部品組立業者から技術的基準を満たす部品の購入を行っています。

訴訟及び製品保証を含む保証債務については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『27 コミットメント、偶発債務及びその他』をご参照ください。

オフバランス取引

ソニーは流動性と資金調達手段の確保、及びクレジットリスクを軽減するためにオフバランス取引を行っています。

これらの取引は、ソニーが売掛債権に対する支配を放棄したことから、売却として会計処理されます。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『7 金融資産の移転』参照）また、一部の売掛債権売却プログラムには変動持分事業体（以下「VIE」）が関与していますが、ソニーは第一受益者ではないためこれらのVIEを連結対象とはしていません。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『24 変動持分事業体』参照）

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

営業活動によるキャッシュ・フロー：2019年度において営業活動から得た現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比910億円増加し、1兆3,497億円となりました。

金融分野を除くソニー連結では、7,629億円の受取超過となり、前年度比94億円の受取の増加となりました。この増加は、主に非資金調整項目（有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費、その他の営業損益、投資有価証券に関する損益（純額）、ならびに前年度におけるSony Americas Holding Inc.及びその米国連結納税グループにおける繰延税金資産に対する評価性引当金の取り崩し）を加味した後の当期純利益が前年度に比べて増加したことや、受取手形、売掛金及び契約資産の減少額が拡大したことによるものです。一方で、買掛金が増加から減少に転じたことなどのキャッシュ・フローを悪化させる要因もありました。

金融分野では6,042億円の受取超過となり、前年度比826億円の受取の増加となりました。この増加は、有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費（繰延保険契約費の償却を含む）などの非資金調整項目を加味した当期純利益が前年度に比べて増加したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー：2019年度において投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比448億円増加し、1兆3,523億円となりました。

金融分野を除くソニー連結では、3,631億円の支払超過となり、前年度比1,573億円の支払の減少となりました。この減少は、固定資産の購入による支払いが増加した一方で、保有していたオリンパス株式会社の全株式を売却したことによる収入があったことや、前年度においてEMIの約60%の持分取得に対する支払いがあったことなどによるものです。なお、前年度においてはSpotify株式の一部売却による収入もありました。

金融分野では9,891億円の支払超過となり、前年度比2,020億円の支払いの増加となりました。この増加は、ソニー生命における投資及び貸付が前年度に比べて増加したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー：財務活動による現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度の1,229億円の支払超過に対し、当年度は657億円の受取超過となりました。

金融分野を除くソニー連結では、3,771億円の支払超過となり、前年度比1,440億円の支払いの減少となりました。この減少は、普通社債の償還や長期借入金の返済額が前年度比で減少したことや、2019年10月に国内普通社債の発行による資金調達を行ったことなどによるものです。一方、2019年5月16日開催の取締役会において決議した自己株式の取得の実施（取得株数33,059,200株、取得総額2,000億円）にともなう支出がありました。

金融分野では4,253億円の受取超過となり、前年度比434億円の受取の増加となりました。この増加は、ソニー生命における短期借入金が増加したことなどによるものです。

現金・預金及び現金同等物：以上の結果、為替変動の影響を加味した2020年3月末の現金・預金及び現金同等物期末残高は1兆5,124億円となりました。金融分野を除くソニー連結の2020年3月末における現金・預金及び現金同等物期末残高は、2019年3月末に比べ18億円増加し、9,623億円となりました。金融分野の2020年3月末における現金・預金及び現金同等物期末残高は、2019年3月末に比べ404億円増加し、5,500億円となりました。

金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報

以下の表は、金融分野の要約キャッシュ・フロー計算書、及び金融分野を除くソニー連結の要約キャッシュ・フロー計算書です。この要約キャッシュ・フロー計算書は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則には準拠していませんが、金融分野はソニーのその他のセグメントとは性質が異なるため、ソニーはこのような比較表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つものと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引（非支配持分を含む）を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)	金融分野		金融分野を除くソニー連結		ソニー連結	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
営業活動によるキャッシュ・フロー						
1 当期純利益（損失）	116,641	93,266	866,352	547,924	966,550	622,260
2 営業活動から得た又は使用した（ ）現金・預金及び現金同等物（純額）への当期純利益（損失）の調整						
(1) 有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費（繰延保険契約費及び契約コストの償却を含む）	91,179	106,667	282,847	309,975	374,026	416,642
(2) 繰延映画製作費の償却費	-	-	348,493	329,809	348,493	329,809
(3) その他の営業損（益）（純額）	104	1,729	71,672	3,841	71,568	3,611
(4) 有価証券及び投資有価証券に関する損益（純額）	66,383	93,088	118,630	20,177	185,013	113,265
(5) 資産及び負債の増減						
受取手形、売掛金及び契約資産の増加（ ）・減少	867	5,947	2,056	55,466	1,144	62,654
棚卸資産の増加（ ）・減少	-	-	30,455	40,315	30,455	40,315
繰延映画製作費の増加（ ）・減少	-	-	410,994	361,194	410,994	361,194
支払手形及び買掛金の増加・減少（ ）	-	-	18,534	91,435	18,534	91,435
保険契約債務その他の増加・減少（ ）	544,179	520,683	-	-	544,179	520,683
繰延保険契約費の増加（ ）・減少	88,807	99,433	-	-	88,807	99,433
生命保険ビジネスにおける有価証券の増加（ ）・減少	64,034	124,270	-	-	64,034	124,270
(6) その他	10,334	10,021	194,002	84,346	204,227	75,940
営業活動から得た又は使用した（ ）現金・預金及び現金同等物（純額）	521,678	604,240	753,439	762,850	1,258,738	1,349,745
投資活動によるキャッシュ・フロー						
1 固定資産の購入	18,610	21,822	294,044	420,149	312,644	439,761
2 投資及び貸付	1,078,250	1,319,888	53,525	48,853	1,131,775	1,367,915
3 投資の売却又は償還及び貸付金の回収	309,498	343,740	84,909	94,813	394,407	438,553
4 その他	287	8,873	257,719	11,100	257,433	16,845
投資活動から得た又は使用した（ ）現金・預金及び現金同等物（純額）	787,075	989,097	520,379	363,089	1,307,445	1,352,278
財務活動によるキャッシュ・フロー						
1 借入債務の増加・減少（ ）	160,902	193,709	325,247	79,752	164,341	113,724
2 顧客預り金の増加・減少（ ）（純額）	246,945	258,720	-	-	246,945	258,720
3 配当金の支払	26,100	27,189	38,067	49,574	38,067	49,574
4 その他	112	61	157,799	247,754	167,421	257,212
財務活動から得た又は使用した（ ）現金・預金及び現金同等物（純額）	381,859	425,301	521,113	377,080	122,884	65,658
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物（制限付き現金・預金含む）に対する影響額	-	-	52,465	21,643	52,465	21,643
現金・預金及び現金同等物（制限付き現金・預金含む）純増加・減少（ ）額	116,462	40,444	235,588	1,038	119,126	41,482
現金・預金及び現金同等物（制限付き現金・預金含む）期首残高	393,133	509,595	1,199,806	964,218	1,592,939	1,473,813
現金・預金及び現金同等物（制限付き現金・預金含む）期末残高	509,595	550,039	964,218	965,256	1,473,813	1,515,295
控除 その他の流動資産及びその他の資産に含まれる制限付き現金・預金	-	-	3,740	2,938	3,740	2,938
現金・預金及び現金同等物期末残高	509,595	550,039	960,478	962,318	1,470,073	1,512,357

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

以下の基本方針及び数値情報は、独自に流動性を確保している金融分野及びSMN(株)を除いたソニーの連結事業にもとづいて説明しています。なお、金融分野については当該項目の最後に別途説明しています。

流動性マネジメントと資金の調達

ソニーは、事業活動に必要な流動性を保ちながら健全なバランスシートを維持することを財務の重要な目標と考えています。ソニーは、現金・預金及び現金同等物（以下「現預金等」。ただし、国の規制等で資金の移動に制約があるものを除く）及びコミットメントラインの未使用額を合わせた金額を流動性として位置づけています。

流動性の保持に必要な資金は、営業活動及び投資活動（資産売却を含む）によるキャッシュ・フロー及び現預金等でまかないますが、ソニーは必要に応じて社債、CP及び銀行借入などの手段を通じて、金融・資本市場からの資金調達を行っています。

当社、SGTS及び米国の子会社Sony Capital Corporation（以下「SCC」）は日本・米国・欧州の各市場へアクセス可能なCPプログラム枠を有しています。2020年3月31日時点で、当社、SGTS及びSCCは、円換算で合計1兆442億円分のCPプログラム枠を保有しています。2020年3月31日時点における発行残高はありません。

金融・資本市場が不安定な混乱状況に陥り、前述の手段により十分な資金調達ができなくなった場合に備え、ソニーは、多様な金融機関との契約によるコミットメントラインも保持しています。2020年3月31日時点の未使用のコミットメントラインの総額は円換算で5,171億円です。未使用のコミットメントラインの内訳は、日本の銀行団と結んでいる2,750億円の円貨コミットメントライン、日本の銀行団と結んでいる1,700百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン、外国の銀行団と結んでいる525百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン（2020年4月1日付で、金額を1,050百万米ドルに増額して更新）です。金融・資本市場の流動性がなくなった場合でも、ソニーは現預金等及びこれらのコミットメントラインを使用することによって十分な流動性を維持することができるかと本書提出日時点では考えています。

グループ全体の主要な資金調達に関する金融機関との契約において、ソニーの格付けが低下した場合に、強制的に早期弁済を求められるものではありません。また、これら契約のうち一部のコミットメントライン契約については、ソニーの格付けにより借入コストが変動する条件が含まれているものがありますが、未使用のコミットメントラインからの借入を禁ずる条項を含んでいるものではありません。

格付け

ソニーは、流動性及び資本政策に対する財務の柔軟性を確保し、金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持するため、安定した一定水準の格付けの維持を重要な経営目標の一つと位置づけています。

ソニーは、グローバルな資本市場から円滑な資金調達を行うにあたり、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)及びムーディーズ・ジャパン(株)の2社より格付けを取得しています。また、日本国内の資本市場からの調達にあたっては、日本の格付会社である(株)格付投資情報センター及び(株)日本格付研究所からも格付けを取得しています。

またソニーは現時点において、引き続き金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持していると考えています。（将来の格付け低下によるリスクについては、「第2 事業の状況」『2 事業等のリスク』参照）

キャッシュ・マネジメント

ソニーは米国においてはSCC、それ以外の地域においてはSGTSを中心にグローバルな資金管理を行っています。資本取引に規制があり資金移動を制限されている国や地域は一部存在しますが、大部分の子会社における資金の過不足は、当社、SGTS及びSCCにより純額ベースで運用又は調達をしています。ソニーは資金の効率化をめざし、各子会社に資金余剰が出た場合はSGTS及びSCCに預け、また各子会社に資金不足が生じた場合にはSGTS及びSCCを通じて資金の貸し借りを行うことで、余剰資金を活用し、外部借入を削減することができます。関係会社間の効率的な資金移動が制限されている国や地域では、ソニーはSGTS及びSCCの外に資金を残していますが、必要な流動性資金はキャッシュ・フローや外部からの借入（もしくはその両方）によって調達しています。ソニーは、海外に所在する移動を制限されている資金が、ソニー全体の流動性や財務状況ならびに業績に重大な影響を与えらることは考えていません。

金融分野

SFH、ソニー生命、ソニー損保及びソニー銀行の各マネジメントは、業務の遂行にともなう支払義務を履行するのに十分な流動性を確保することが重要だと認識しています。ソニー生命、ソニー損保及びソニー銀行は、法令（保険業法及び銀行法など）や金融庁及びその他関係規制当局の定める各種規制を遵守することに加え、それに準拠した社内規程を制定、運用しながら、十分な現預金等を準備し、支払能力を確保することに努めています。ソニー生命及びソニー損保は、受取保険料を主な資金の源泉とし、有価証券を中心とした投資を行うにあたり、保険金等の円滑な支払等に十分な水準の流動性を確保しています。ソニー銀行は、顧客からの円貨・外貨建て預金を主な資金の源泉とし、住宅ローンを中心とする貸出と主に市場性のある有価証券投資を行う中で、円滑な決済等に必要十分な水準の流動性を確保しています。外貨建て顧客預金で得られた資金は、主に同じ通貨建の金融商品に投資されています。

なお、金融分野の子会社は、保険業務、銀行業務の公共性から、その信用を維持し、契約者や預金者の保護を確保することが保険業法、銀行法で定められております。したがって、金融分野の子会社と金融分野以外のソニーグループ会社間で資金の貸借を行うことは厳格に制限されており、金融分野の子会社は、上記のSGTSを介したグローバルなキャッシュ・マネジメントからも隔離されています。

なお、ソニーグループが創出した営業活動によるキャッシュ・フローに関する、成長投資、手許資金及び株主還元への配分についての考え方に関しては「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等『第三次中期経営計画 数値目標とその進捗』」をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

PS4®ハードウェアを含むソニーのDVDビデオプレーヤー機能付製品は、米国のDolby Laboratories Licensing Corporationとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、DVD規格上特定されている技術に関する特許に大きく依存しています。PS4®ハードウェアを含むソニーのブルーレイディスク™プレーヤー機能付製品は、DVD規格上特定されている技術に関する上記の特許に加え、米国のMPEG LA LLC及びOne-Blue, LLCとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、ブルーレイディスク規格上特定されている技術に関する特許にも大きく依存しています。

5【研究開発活動】

ソニーは「テクノロジーに裏打ちされたクリエイティブエンタテインメントカンパニー」として、テクノロジーを通じて世界を感動で満たすというPurposeに基づいて研究開発を推進しています。経営の方向性としての「人に近づく」をテクノロジーの力で実現するために、ソニーは、クリエイター、ユーザーの「人の動機」に近づくことが必要不可欠だと考え、2019年9月に、ソニーとしては初めてとなる“Sony Technology Day”を開催し、ソニーグループの多様な事業をつなぐ最先端のテクノロジーを紹介しました。ソニーは、「人の心を動かす」「人と人を繋ぐ」「人を支える」を目的とした幅広い事業ポートフォリオを有しています。これらの「人」を軸に構成された事業の社会的意義は高まっており、テクノロジーを通じて社会に貢献していきます。

ソニーの研究開発組織（コーポレートR&D）では「ソニーグループ全体への貢献」「中長期的な骨太の技術テーマ設定」「オープンイノベーションの強化」を実行しています。各事業の研究開発をサポートすると同時に、複数の事業をテクノロジーでつなぎ、中長期に向けた研究開発に注力し、重点領域として差異化につながる「入力/把握」「Agent処理」「出力/表現」の領域への取り組みを推進しています。主に3年から10年先の時間軸を意識した研究開発により、研究の成果を知的財産権として可視化し、社外からのフィードバックを開発ロードマップに活かし、中長期の経営戦略とのすり合わせを定期的に行っています。また、SDGs、ESGの観点から、安心安全の提供、資源・環境問題の解決にも、テクノロジーで社会に広く貢献することをめざしています。

コーポレートR&Dは、日本、中国、欧米にある複数の拠点と連携し、それぞれの地域の特徴や強みを活かした研究開発活動を行っています。これらに加え、インドにも新たな拠点を設置する準備を進め、さらなる海外拠点の強化を図るとともに、各研究開発拠点間のマネジメントや人材の流動性を高め、より多様な視点での研究開発を強化しています。また、エンタテインメントや金融などソニーグループを横断するプロジェクトでは、実組織の枠組みを超えたチームを編成し、フレキシブルかつスピーディーに英知を結集して活動を推進しています。なお、より広い視野でクリエイターやユーザーの動機を収集し、事業の可能性を広げる活動として、大学や研究機関との連携をはじめとするオープンイノベーションにも積極的に取り組んでいます。

2019年度の研究開発費は、前年度に比べ181億円(3.8%)増加の4,993億円となりました。金融分野を除く売上高に対する比率は前年度の6.5%から7.2%になりました。

研究開発費の主な内訳は次のとおりです。

項目	2018年度 (億円)	2019年度 (億円)	増減率 (%)
G & N S	1,163	1,267	8.9
E P & S	1,628	1,459	10.4
I & S S	1,242	1,435	15.5
コーポレートR & D	459	441	4.0

なお、2019年度の主な研究開発活動及び成果には、以下のものがあげられます。

(1) G & N S

・プレイステーション™ネットワーク (PSN)

2019年12月末時点でPSNの月間アクティブユーザー数は1億300万アカウントを超えました。また、PS4は、同時点で全世界の累計実売台数が1億600万台を突破し、ソフトウェアメーカー及びSIEワールドワイド・スタジオのPS4向けソフトウェアタイトルの実売本数の累計は11億8100万本を超えました。これまで以上に創造性と革新性を追求し、充実したインタラクティブなエンタテインメント体験の提供に取り組んでいきます。

・プレイステーション®5

ソニーは、2020年末に次世代コンソールゲーム機PS5を発売する予定です。PS5は、超高速アクセスが可能なSSD、統合されたカスタム入出力、レイトレーシングに対応したカスタムGPU、より深い没入感を実現する3Dオーディオなど、さまざまな機能を備えています。ゲーム開発者のクリエイティビティが最大限に発揮され、ユーザーの皆様に広大な世界観や新しいゲーム体験を実感いただけるよう、開発を進めています。

(2) E P & S

・8Kチューナー内蔵 液晶テレビ ブラビア®MASTER Series 『Z9H』

ソニーの高画質技術を結集したプロセッサ「X1™ Ultimate」から生み出される8K画質や、まるで映像から音が出ているかのようなリアルな視聴体験を可能にする独自の音響技術「Acoustic Multi-Audio™」など、これまでにない精細感と迫力の表現力で、映像に触れられそうなほどリアリティーの高い新たな8K視聴体験を実現します。

・全方位からの音に包まれる新しい音楽体験「360 Reality Audio™」

2019年秋に欧米などから、ソニーの提案する没入感のある立体的な音場を実現する新たな音楽体験「360 Reality Audio™」の提供を開始しました。各ストリーミングサービスのほか、音楽レーベルや、世界的なライブエンタテインメント企業と連携し、対応コンテンツの制作から配信、再生に至るまでの技術提供を通じて、開かれたエコシステムの形成を進めています。

・フルサイズセンサー搭載ミラーレス一眼カメラ 『7R IV』 『9 II』

世界初有効6100万画素のCMOSイメージセンサー搭載により、高精細な被写体を圧倒的な臨場感で映し出すことを実現した『7R IV』や、従来より評価の高い高速性能に加え、1000BASE-T対応の有線LAN端子の搭載や5GHz帯域無線LAN対応を備えた『9 II』など、プロフェッショナルなクリエイターの皆様のご要望に応える性能や機能を搭載した一眼カメラと、その性能を十分に発揮する多彩なレンズ群の開発を行っています。

・5Gを用いたスポーツライブ映像制作の共同実証実験に成功

ソニーは、米国大手通信事業者Verizon、米国テレビ放送局NBC Sportsとともに、第5世代移動通信方式（5G）を用いたスポーツのライブ映像の撮影及び制作に関する実証実験において、リアルタイムで高画質な映像伝送に成功しました。この成功には、Verizonが提供する5Gネットワーク「5G Ultra Wideband」と、ソニーのXperia 5Gミリ波帯対応デバイスやソニーが培ってきた映像信号のエンコーディングなどのノウハウが寄与しています。本実証実験は、5Gによるシステムの無線化によって、新たなスポーツライブ映像制作の可能性を示しました。

・5G対応フラッグシップスマートフォン『Xperia 1（エクスペリア ワン マークツー）』『Xperia PRO』

Xperia™として初めて第5世代移動通信システム（5G）のSub6（6GHz未満の周波数帯）に対応し、ソニーの技術を結集したフラッグシップスマートフォン『Xperia 1』は、5Gの高速通信により、撮影した大容量データの送信や4Kコンテンツのストリーミング再生などをより快適に楽しめます。また、映像制作などプロフェッショナル向けソリューションにも対応した、5Gミリ波帯対応デバイス『Xperia PRO』の開発にも着手しています。

・セルアナライザー最上位機種『ID7000』と蛍光色素KIRAVIA Dyes™（キラビアダイズ）

ソニー独自のスペクトル解析技術を結集し、最大7つのレーザーと計188チャンネルの光検出器、解析アルゴリズムを用いることで、超多色かつ高精度な解析を実現するセルアナライザー『ID7000』を商品化しました。また、組織や細胞の特徴を分析するために使用する蛍光試薬の素材となる、蛍光色素KIRAVIA Dyes™を独自開発し、試薬メーカーへのライセンスを開始しました。これらにより、多種多様な細胞集団の中からがん細胞や幹細胞などの希少な細胞の検出を、一度の解析で可能にします。

・医療映像プラットフォーム「NUCLEUS（ニュークリアス）™」提供開始

病院内の多様な機器の映像をIPネットワーク経由でリアルタイムに一元化し、多用途の記録編集・管理・活用を可能にする新たな医療イメージングプラットフォーム「NUCLEUS™」を提供開始しました。ソニーが従来から提供している高画質イメージング及びビデオ技術を生かした医療周辺機器に、ソフトウェアプラットフォーム「NUCLEUS™」を新たに商品構成に取り入れることで、病院内の統合的なソリューションを提案していきます。

(3) I & S S

・積層型イベントベースビジョンセンサーを開発

ソニーとProphesee S.A.は、画素サイズ4.86 μm で124dB以上のHDR特性を実現する積層型イベントベースビジョンセンサーを共同で開発しました。ソニーが保有するCu-Cu接続を用いた積層型CMOSイメージセンサーの小型、低照度での高感度などの技術と、プロフェシーが保有するMetavision®の高時間分解能、高出力のデータ読み出しなどのイベントベース方式のビジョンセンシング技術を組み合わせることにより、低消費電力で小型ながら高解像度で高速、高時間分解能を実現したビジョンセンサーです。ソニーは、2020年2月に開催されたISSCC（国際固体素子回路会議）において本成果を発表しました。

・低消費電力広域通信規格の「ELTRES™」に対応した通信モジュール『CXM1501GR』

IoT向けに独自開発した低消費電力広域通信規格の「ELTRES™（エルトレス）」に対応した通信モジュール『CXM1501GR』を商品化しました。2019年9月末にサービスを開始した「ELTRES™ IoTネットワークサービス」をはじめ、幅広いIoT向け端末機器への採用を推進することで、長距離や高速移動中の安定的な無線通信の特長を活かした多様なサービスへの展開と、新しい市場の創造を図ってまいります。

・大河内記念生産賞の受賞「Crystal LEDディスプレイシステム」

「マイクロLEDを用いた高画質でスケラブルな大型ディスプレイシステムの開発」で、公益財団法人大河内記念会から「第66回（令和元年度）大河内記念生産賞」を受賞しました。極めて微細なLED素子を光源とする独自開発の技術を用いて、ディスプレイユニットを結合して構築するスケラブルで高画質なディスプレイシステムを実用化したことが評価されたものです。「Crystal LEDディスプレイシステム」として2017年1月から量産出荷を開始しています。

(4) コーポレート R & D

・3D空間ディスプレイ技術

ソニー独自の技術による『視線認識型ライトフィールドディスプレイ』は、高速ビジョンセンサーや顔認識アルゴリズムを用いて、従来の裸眼立体ディスプレイにはない、超高精細な立体空間表現を可能にします。VR（仮想現実）やAR（拡張現実）向けコンテンツへの適用が容易で、エンタテインメントやプロダクトデザインなど様々な分野のクリエイターに汎用性の高い立体コンテンツ制作環境を提供します。

・モビリティの進化に向けた取り組み「VISION-S」

2020年1月のCES 2020にて、モビリティにおける安心・安全から、快適さやエンタテインメントなども追求する取り組みとして「VISION-S」を発表し、試作車を展示しました。ソニーのイメージング・センシング技術や、「360 Reality Audio™」を各シートに内蔵されたスピーカーで提供し、また、直感的な操作性を実現するパノラミックスクリーンなどによるエンタテインメントの追求、AIや通信、クラウド技術を活用した車載ソフトウェアなど、最先端テクノロジーを組み合わせることでモビリティの進化を提案していきます。

・人工知能（AI）の研究開発を加速する組織「Sony AI」を新設

「Sony AI」は、AIの研究開発を加速し、ソニーグループの擁するイメージング&センシング技術、ロボティクス技術や、映画・音楽・ゲーム等のエンタテインメントの資産を掛け合わせ、全ての事業領域における変革と、新たな事業分野の創出に貢献することを目標としています。ゲーム、イメージング&センシング、ガストロノミーの三領域から開始し、将来的にはソニーの事業ドメインの枠を超えて、世界規模の課題解決に対する貢献へとつなげていくこともめざしていきます。

・AIを活用した運転特性連動型自動車保険「GOOD DRIVE™」

ソニー損保及びSNCとともに、AIを活用した運転特性連動型自動車保険「GOOD DRIVE（グッドドライブ）™」を共同開発しました。スマートフォン専用アプリとクラウドコンピューティング環境の双方に搭載した独自のAIアルゴリズムで運転特性データを計測し、事故リスクが低いドライバーに保険料の最大30%をキャッシュバックするサービスです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ソニーは、生産部門の合理化及び品質向上、ならびに需要増大にともなう生産設備の増強を目的とした設備投資のほか、研究開発の強化を図るため継続して投資を行っています。

当年度の設備投資額の内訳は次のとおりです。

セグメントの名称	2019年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) 金額(百万円)
G & N S、E P & S 及び I & S S	401,916
音楽	37,341
映画	14,622
金融	21,643
その他、全社(共通)	37,539
合計	513,061

(注) 1 金額は有形固定資産及び無形固定資産の増加額であり、消費税等は含まれていません。

2 企業結合により生じた増加額は含まれていません。

当年度の設備投資額は、513,061百万円となりました。主な内訳は、G & N S分野、E P & S分野及びI & S S分野で半導体や新製品の生産設備を中心に401,916百万円、音楽分野で37,341百万円、映画分野で14,622百万円、金融分野で21,643百万円、その他で37,539百万円でした。なお、設備の除却等については重要なものではありません。

2【主要な設備の状況】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、その設備の状況はセグメントごとの数値とともに主たる設備の状況を開示する方法によっています。なお、ソニーの連結財務諸表は米国会計原則にもとづき作成されており、使用権資産にはオペレーティング・リース使用権資産とファイナンス・リース使用権資産が含まれています。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『3 主要な会計方針の要約(1)主要な会計方針 12 リース』参照）

当年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

(1) セグメント内訳

2020年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）
	土地 （面積千㎡）	建物及び 構築物	機械装置・ その他の資産	使用権資産	
G & N S、E P & S 及び I & S S	19,135 (2,347)	96,965	708,670	160,486	73,000
音楽	22,614 (324)	17,850	549,136	29,865	9,900
映画	9,041 (268)	34,593	84,786	33,427	8,400
金融	7,478 (27)	7,891	52,749	58,897	12,300
その他、全社（共通）	23,214 (502)	98,775	82,057	109,935	8,100
合計	81,482 (3,468)	256,074	1,477,398	392,610	111,700

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産、建設仮勘定ならびに無形固定資産です。

3 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	
本社(東京都港区)	全社(共通)	本社設備	1,299 (19)	24,992	14,811	1,212
その他	全社(共通)	本社設備	9,443 (305)	27,169	4,514	1,470

- (注) 1 金額には消費税等は含まれていません。
 2 事業所の「その他」には、主にソニーシティ大崎、厚木テクノロジーセンターを集約しています。
 3 「機械装置・その他の資産」は、機械装置、その他の有形固定資産、建設仮勘定及び無形固定資産です。
 4 国内子会社より賃借している設備を含んでいます。
 5 上記のほか、土地、建物及び構築物等を主として国内関係会社に貸与しています。また、使用権資産を主として国内関係会社に転貸しています。

(3) 主要な国内子会社の状況

2020年3月31日現在

主な子会社及び事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	使用権資産	
(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント (東京都港区)	G & N S	家庭用ゲーム機・クラウド関連ソフトウェア	- (-)	1,931	122,555	12,171	2,000
ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ(株) (東京都品川区)	E P & S	テレビ、オーディオ及びビデオ機器等の研究設備	- (-)	434	16,286	14,452	2,300
ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株) (東京都港区)	E P & S	カメラ、放送機器、医療用機器等の研究設備	- (-)	127	19,156	12,680	3,400
ソニーネットワークコミュニケーションズ(株) (東京都品川区)	E P & S	データ通信設備	- (-)	741	40,191	3,358	1,500
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) 幸田サイトほか (東京都港区)	E P & S、 I & S S、 その他	電子機器等の製造設備	5,543 (468)	10,918	17,409	5,631	4,000
ソニーセミコンダクタソリューションズ(株) (神奈川県厚木市)	I & S S	半導体等の研究設備	- (-)	295	19,950	12,484	4,000
ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株) 長崎テクノロジーセンターほか (熊本県菊池郡)	I & S S	半導体等の製造設備	8,515 (624)	64,182	432,579	11,046	7,800
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント (東京都千代田区)	音楽	音楽施設及び自社利用ソフトウェア	22,549 (320)	14,993	33,405	8,848	4,000
ソニー生命保険(株) (東京都千代田区)	金融	自社利用ソフトウェア	6,632 (5)	5,509	28,675	38,318	8,700

(注)1 金額には消費税等は含まれていません。

2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産、建設仮勘定ならびに無形固定資産です。

3 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

4 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)及び(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの各数値は連結決算数値です。

(4) 主要な在外子会社の状況

2020年3月31日現在

主な子会社及び事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	使用権資 産	
Sony Corporation of America (アメリカ ニューヨーク)	E P & S、 I & S S	電子機器等の製造 設備	259 (112)	18,699	3,098	3,550	1,600
	音楽	ミュージック・カ タログ等	65 (4)	2,857	515,731	21,017	5,900
	映画	映画、テレビ番 組、ビデオソフト 等の製作・製造設 備	9,041 (268)	34,593	84,786	33,427	8,400
	その他、全 社(共通)	社屋及び機械装置 等	746 (342)	11,943	15,284	25,568	2,500
Sony Interactive Entertainment LLC (アメリカ カリフォルニア)	G & N S	クラウド関連設備 等	- (-)	6,690	20,150	48,052	4,600
Sony Europe B.V. (イギリス サリー)	E P & S、 I & S S、 その他	社屋及び販売設備 等	2,470 (25)	2,966	4,706	12,434	3,800
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. (マレーシア セランゴール)	E P & S	電子機器等の製造 設備	- (-)	4,602	11,390	304	10,400
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)	E P & S、 I & S S、 その他、 全社(共通)	自社利用ソフト ウェア	- (-)	109	18,214	681	500

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産、建設仮勘定ならびに無形固定資産
です。

3 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

4 Sony Corporation of America、Sony Interactive Entertainment LLC及びSony Europe B.V.の各数値は連結
決算数値です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

2020年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）における設備投資計画（新設・拡充）及び除却等の計画は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現時点で合理的な算定が困難であるため、未定としています。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
計	3,600,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,261,058,781	1,261,058,781	東京・ニューヨーク 各証券取引所	単元株式数 は100株
計	1,261,058,781	1,261,058,781		

(注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(2020年6月)に新株予約権の行使(130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む)により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しています。当該制度は、当社の執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行することが、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき、定時株主総会においてそれぞれ決議されたものです。当該制度の内容は次のとおりです。

定時株主総会の決議年月日	2010年6月18日		2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数	第20回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役員 5名 当社関係会社の取締役 75名 当社及び当社関係会社の従業員 292名	第21回普通株式新株予約権 当社の執行役員 3名 当社関係会社の取締役 33名 当社及び当社関係会社の従業員 626名	第22回普通株式新株予約権 当社の執行役員 4名 当社関係会社の取締役 70名 当社及び当社関係会社の従業員 306名
新株予約権の数 *2	646個 [636個]	886個 [871個]	661個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数 *3	64,600株 [63,600株]	88,600株 [87,100株]	66,100株
新株予約権の行使時の払込金額 *4	1株当たり 2,945円	1株当たり 35.48米ドル	1株当たり 1,523円
新株予約権の行使期間	2011年11月18日から2020年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。		2012年11月22日から2021年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,945円 1株当たり資本組入額 1,473円	1株当たり発行価格 35.48米ドル 1株当たり資本組入額 17.74米ドル	1株当たり発行価格 1,523円 1株当たり資本組入額 762円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。		
新株予約権の譲渡に関する事項	*5	*6	*5
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	-	-

(注) 1 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

*2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*3 注記2により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*4 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

*5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

*6 譲渡による新株予約権の取得（新株予約権者が死亡した時点において行使可能な新株予約権の当該新株予約権者の遺産又は受益者への移転を除く。）については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

定時株主総会の決議年月日	2011年6月28日	2012年6月27日	
付与対象者の区分及び人数	第23回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 53名 当社及び当社関係会社の従業員 641名	第24回普通株式新株予約権 当社の執行役 8名 当社関係会社の取締役 49名 当社及び当社関係会社の従業員 312名	第25回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 48名 当社及び当社関係会社の従業員 624名
新株予約権の数 *2	1,361個 [1,351個]	472個 [456個]	1,554個 [1,543個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数 *3	136,100株 [135,100株]	47,200株 [45,600株]	155,400株 [154,300株]
新株予約権の行使時の払込金額 *4	1株当たり 19.44米ドル	1株当たり 932円	1株当たり 11.23米ドル
新株予約権の行使期間	2012年11月22日から2021年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	2013年12月4日から2022年12月3日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 19.44米ドル 1株当たり資本組入額 9.72米ドル	1株当たり発行価格 932円 1株当たり資本組入額 466円	1株当たり発行価格 11.23米ドル 1株当たり資本組入額 5.62米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。		
新株予約権の譲渡に関する事項	*5	*6	*5
組織再編成行為ともなう新株予約権の交付に関する事項	-	-	-

- (注) 1 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。
- *2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- *3 注記2により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。
- *4 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
 上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。
- *5 譲渡による新株予約権の取得(新株予約権者が死亡した時点において行使可能な新株予約権の当該新株予約権者の遺産又は受益者への移転を除く。)については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。
- *6 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

定時株主総会の決議年月日	2013年6月20日		2014年6月19日
付与対象者の区分及び人数	第26回普通株式新株予約権 当社の執行役 6名 当社関係会社の取締役 48名 当社及び当社関係会社の従業員 333名	第27回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 19名 当社及び当社関係会社の従業員 617名	第28回普通株式新株予約権 当社の執行役 7名 当社関係会社の取締役 67名 当社及び当社関係会社の従業員 294名
新株予約権の数 *2	2,118個	1,959個 [1,941個]	3,503個 [3,478個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数 *3	211,800株	195,900株 [194,100株]	350,300株 [347,800株]
新株予約権の行使時の払込金額 *4	1株当たり 2,007円	1株当たり 20.01米ドル	1株当たり 2,410.5円
新株予約権の行使期間	2014年11月20日から2023年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。		2015年11月20日から2024年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,007円 1株当たり資本組入額 1,004円	1株当たり発行価格 20.01米ドル 1株当たり資本組入額 10.01米ドル	1株当たり発行価格 2,410.5円 1株当たり資本組入額 1,205.3円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。		
新株予約権の譲渡に関する事項	*5	*6	*5
組織再編成行為ともなう新株予約権の交付に関する事項	-	-	-

(注) 1 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

*2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*3 注記2により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*4 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

*5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

*6 譲渡による新株予約権の取得(新株予約権者が死亡した時点において行使可能な新株予約権の当該新株予約権者の遺産又は受益者への移転を除く。)については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

定時株主総会の決議年月日	2014年6月19日	2015年6月23日	
付与対象者の区分及び人数	第29回普通株式新株予約権 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 23名 当社及び当社関係会社の従業員 534名	第30回普通株式新株予約権 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 89名 当社及び当社関係会社の従業員 648名	第31回普通株式新株予約権 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 21名 当社及び当社関係会社の従業員 546名
新株予約権の数 *2	2,370個 [2,345個]	4,866個 [4,825個]	5,195個 [5,157個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数 *3	237,000株 [234,500株]	486,600株 [482,500株]	519,500株 [515,700株]
新株予約権の行使時の払込金額 *4	1株当たり 20.67米ドル	1株当たり 3,404円	1株当たり 27.51米ドル
新株予約権の行使期間	2015年11月20日から2024年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	2016年11月19日から2025年11月18日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める一定の制限に服するものとする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 20.67米ドル 1株当たり資本組入額 10.34米ドル	1株当たり発行価格 3,404円 1株当たり資本組入額 1,702円	1株当たり発行価格 27.51米ドル 1株当たり資本組入額 13.76米ドル
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他割当契約に定める条件及び制限に服するものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	*5	*6	*5
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	-	-

（注）1 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

*2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*3 注記2により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*4 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

*5 譲渡による新株予約権の取得（新株予約権者が死亡した時点において行使可能な新株予約権の当該新株予約権者の遺産又は受益者への移転を除く。）については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

*6 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

定時株主総会の決議年月日	2016年6月17日		2017年6月15日
付与対象者の区分及び人数	第32回普通株式新株予約権 当社の執行役 8名 当社関係会社の取締役 50名 当社及び当社関係会社の従業員 766名	第33回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 25名 当社及び当社関係会社の従業員 650名	第34回普通株式新株予約権 当社の執行役 8名 当社関係会社の取締役 51名 当社及び当社関係会社の従業員 804名
新株予約権の数 *2	9,808個 [9,741個]	9,712個 [9,648個]	12,177個 [12,168個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数 *3	980,800株 [974,100株]	971,200株 [964,800株]	1,217,700株 [1,216,800株]
新株予約権の行使時の払込金額 *4	1株当たり 3,364円	1株当たり 31.06米ドル	1株当たり 5,231円
新株予約権の行使期間	2017年11月22日から2026年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める一定の制限に服するものとする。		2018年11月21日から2027年11月20日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める一定の制限に服するものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,364円 1株当たり資本組入額 1,682円	1株当たり発行価格 31.06米ドル 1株当たり資本組入額 15.53米ドル	1株当たり発行価格 5,231円 1株当たり資本組入額 2,616.5円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他割当契約に定める条件及び制限に服するものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項	*5	*6	*5
組織再編成行為ともなう新株予約権の交付に関する事項	-	-	-

(注) 1 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

*2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*3 注記2により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*4 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

*5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

*6 譲渡による新株予約権の取得(新株予約権者が死亡した時点において行使可能な新株予約権の当該新株予約権者の遺産又は受益者への移転を除く。)については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

定時株主総会 の決議年月日	2017年6月15日		
付与対象者の区分 及び人数	第35回普通株式新株予約権 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 24名 当社及び当社関係会社の従業員 727名	第36回普通株式新株予約権 当社及び当社関係会社の従業員 21名	第37回普通株式新株予約権 当社及び当社関係会社の従業員 1名
新株予約権の数 *2	12,036個 [11,971個]	69個	150個
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的 となる株式の数 *3	1,203,600株 [1,197,100株]	6,900株	15,000株
新株予約権の行使 時の払込金額 *4	1株当たり 45.73米ドル	1株当たり 5,442円	1株当たり 50.39米ドル
新株予約権の行使 期間	2018年11月21日から2027年11 月20日までとする。ただし、 行使期間の最終日が当社の休 業日に当たるときは、その前 営業日を最終日とする。ま た、権利行使期間内であつ ても、当社と新株予約権者 との間で締結される新株予 約権割当契約（以下「割当 契約」という。）に定める一 定の制限に服するものとし る。	2019年2月28日から2028年2月27日までとする。ただし、行 使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業 日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社 と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以 下「割当契約」という。）に定める一定の制限に服するもの とする。	
新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 格及び資本組入額	1株当たり発行価格 45.73米ドル 1株当たり資本組入額 22.865米ドル	1株当たり発行価格 5,442円 1株当たり資本組入額 2,721円	1株当たり発行価格 50.39米ドル 1株当たり資本組入額 25.195米ドル
新株予約権の行使の 条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社 となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合 は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日 以降新株予約権は行使することができない。 その他割当契約に定める条件及び制限に服するものとする。		
新株予約権の譲渡に 関する事項	*5	*6	*5
組織再編成行為にと もなう新株予約権の 交付に関する事項	-	-	-

- (注) 1 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前
月月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月月末現在における内容を[]
内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。
- *2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普
通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整
されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- *3 注記2により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整される
ものとする。
- *4 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う
場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるも
のとする。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少
を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額
は適切に調整されるものとする。
- *5 譲渡による新株予約権の取得(新株予約権者が死亡した時点において行使可能な新株予約権の当該新株予約
権者の遺産又は受益者への移転を除く。)については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するもの
とする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。
- *6 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。た
だし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

定時株主総会 の決議年月日	2018年6月19日		2019年6月18日
付与対象者の区分 及び人数	第38回普通株式新株予約権 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 66名 当社及び当社関係会社の従業員 1,158名	第39回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 23名 当社及び当社関係会社の従業員 821名	第40回普通株式新株予約権 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 80名 当社及び当社関係会社の従業員 1,351名
新株予約権の数 *2	14,897個	12,203個 [12,181個]	16,596個
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的 となる株式の数 *3	1,489,700株	1,220,300株 [1,218,100株]	1,659,600株
新株予約権の行使 時の払込金額 *4	1株当たり 6,440円	1株当たり 56.22米ドル	1株当たり 6,705円
新株予約権の行使 期間	2019年11月20日から2028年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める一定の制限に服するものとする。		2020年11月20日から2029年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める一定の制限に服するものとする。
新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 格及び資本組入額	1株当たり発行価格 6,440円 1株当たり資本組入額 3,220円	1株当たり発行価格 56.22米ドル 1株当たり資本組入額 28.110米ドル	1株当たり発行価格 6,705円 1株当たり資本組 3,352.5円
新株予約権の行使の 条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他割当契約に定める条件及び制限に服するものとする。		
新株予約権の譲渡に 関する事項	*5	*6	*5
組織再編成行為にと もなう新株予約権の 交付に関する事項	-	-	-

(注) 1 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

*2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*3 注記2により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*4 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

*5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

*6 譲渡による新株予約権の取得(新株予約権者が死亡した時点において行使可能な新株予約権の当該新株予約権者の遺産又は受益者への移転を除く。)については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

定時株主総会の決議年月日	2019年6月18日		2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数	第41回普通株式新株予約権 当社関係会社の取締役 24名 当社及び当社関係会社の従業員 873名	第42回普通株式新株予約権 当社関係会社の従業員 1名	当社の執行役ならびに当社子 会社の取締役及び従業員
新株予約権の数	15,528個 *2	- *2 [200個]	50,000個を上限とする。 *5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,552,800株 *3	- *3 [20,000株]	5,000,000株を上限とする。 *6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 60.99米ドル *4	1株当たり 63.75米ドル *4	*7
新株予約権の行使期間	2020年11月20日から2029年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める一定の制限に服するものとする。	2021年4月17日から2030年4月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める一定の制限に服するものとする。	本新株予約権の割当日より1年を経過した日から、当該割当日より10年を経過する日まで。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 60.99米ドル 1株当たり資本組入額 30.495米ドル	1株当たり発行価格 63.75米ドル 1株当たり資本組入額 31.875米ドル	
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他割当契約に定める条件及び制限に服するものとする。		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得（新株予約権者が死亡した時点において行使可能な新株予約権の当該新株予約権者の遺産又は受益者への移転を除く。）については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。		譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-		

(注) 1 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

*2 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*3 注記2により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

- *4 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- *5 本新株予約権の付与株式数は100株とする。ただし、総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

- *6 注記5により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記記載の本新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

- *7 本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」）は、当初、以下のとおりとする。

当初行使価額

（イ）行使価額を円建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、（a）本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、又は（b）本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

（ロ）行使価額を米ドル建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均（以下「基準円価額」）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、基準円価額が、（a）本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、又は（b）本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定にもとづき新株予約権付社債を発行しています。

130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（社債間限定同順位特約付）

取締役会決議日（2015年6月23日） 代表執行役 社長 兼 CEOの決定日（2015年6月30日）		
	事業年度末現在 （2020年3月31日）	提出日の前月末現在 （2020年5月31日）
新株予約権の数	119,531個 *1	119,154個 *1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	23,925,340株 *2	23,848,879株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1百万円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2015年9月1日から2022年9月28日 までとする。 *4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 *3	1株当たり発行価格 4,996.0円 1株当たり資本組入額 2,498.0円	1株当たり発行価格 4,982.5円 1株当たり資本組入額 2,491.25円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。	同左

取締役会決議日(2015年6月23日) 代表執行役 社長 兼 CEOの決定日(2015年6月30日)		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
組織再編行為にともなう新株予約権の 交付に関する事項	*5	同左
新株予約権付社債の残高	119,531百万円	119,154百万円

(注)*1 新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求にかかる本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額(注記3で定義される。)で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

*2 注記3により転換価額(注記3で定義される。)が調整される場合には、社債の額面金額の総額を調整後転換価額で除した数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という)は、当初5,008円とする。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合により当社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、当社は、本新株予約権付社債の発行後、各事業年度において1株あたり25円を超える特別配当(以下「特別配当」という)を実施する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当にかかる当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

また、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割を行うとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由が発生するとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相相して発生する等、一方の事由にもとづく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

さらに転換価額は、組織再編行為による繰上償還又は上場廃止等による繰上償還に定める公告を行った場合、本新株予約権付社債の要項に従い減額される。

2018年4月27日開催の取締役会において2017年度の期末配当金を1株につき15円とすることが決議され、中間配当金1株につき12円50銭と合わせた2017年度の年間配当金(1株につき27円50銭)が「特別配当」に該当することになったことに伴い、本新株予約権付社債要項の規定に従い、2018年5月10日以降、転換価額を5,008円から5,005円60銭に調整している。

2019年4月26日開催の取締役会において2018年度の期末配当金を1株につき20円とすることが決議され、中間配当金1株につき15円と合わせた2018年度の年間配当金(1株につき35円)が「特別配当」に該当することになったことに伴い、本新株予約権付社債要項の規定に従い、2019年5月10日以降、転換価額を5,005円60銭から4,996円に調整している。

2020年5月13日付取締役会書面決議において2019年度の期末配当金を1株につき25円とすることが決議され、中間配当金1株につき20円と合わせた2019年度の年間配当金(1株につき45円)が「特別配当」に該当することになったことに伴い、本新株予約権付社債要項の規定に従い、2020年6月10日以降、転換価額を4,996円から4,982円50銭に調整している。

*4 本新株予約権付社債の新株予約権者は、2015年9月1日から2022年9月28日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

当社普通株式にかかる株主確定日及びその前営業日

振替機関が必要であると認められた日

組織再編行為による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、130%コールオプション条項に定めるところにより2022年9月28日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還にかかる元金が支払われる日の前営業日以降

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1ヵ月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1ヵ月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

- *5 当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、組織再編行為による繰上償還に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、下記に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(イ)承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ)承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ)承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求にかかる承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ニ)承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、注記3に準じた調整又は減額を行う。

(ホ)承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(ヘ)承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が注記4に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌営業日のうちいずれか遅い日）から注記4に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところにしたがって算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ)その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(リ)承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日 *1,2	92,721	1,262,494	151,829	858,867	151,829	1,072,560
2016年4月1日～ 2017年3月31日 *3	1,270	1,263,764	1,778	860,645	1,778	1,074,338
2017年4月1日～ 2018年3月31日 *4,5	2,788	1,266,552	5,033	865,678	5,033	1,079,371
2018年4月1日～ 2019年3月31日 *6,7	4,678	1,271,230	8,613	874,291	8,613	1,087,984
2019年4月1日～ 2020年3月31日 *8,9,10	10,171	1,261,059	5,923	880,214	5,923	1,093,907

(注) *1 2015年7月21日を払込期日とする有償一般募集(発行価格:3,420.5円、発行価額(払込金額):3,279.44円、資本組入額:1,639.72円)及び8月18日を払込期日とする有償第三者割当(発行価格(払込金額):3,279.44円、資本組入額:1,639.72円、割当先:野村證券株式会社)による増加は以下のとおりです。

- ・発行済株式総数増減数:92,000千株
- ・資本金増減額:150,854百万円
- ・資本準備金増減額:150,854百万円

*2 新株予約権の行使による増加は以下のとおりです。

- ・発行済株式総数増減数:721千株
- ・資本金増減額:975百万円
- ・資本準備金増減額:975百万円

*3 新株予約権の行使による増加です。

*4 新株予約権の行使(130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む)による増加は以下のとおりです。

- ・発行済株式総数増減数:2,570千株
- ・資本金増減額:4,544百万円
- ・資本準備金増減額:4,544百万円

*5 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加は以下のとおりです。

- ・発行済株式総数増減数:218千株
- ・資本金増減額:488百万円
- ・資本準備金増減額:488百万円

内訳は以下のとおりです。

払込期日	発行株数	発行価額	資本金組入額	割当先
2017年7月18日	当社普通株式 155,000株	1株当たり 4,365円	1株当たり 2,182.5円	当社の執行役 10名
2017年11月30日	当社普通株式 38,000株	1株当たり 4,358円	1株当たり 2,179円	当社の執行役員 3名
2018年2月28日	当社普通株式 25,000株	1株当たり 5,385円	1株当たり 2,692.5円	当社の非業務執行取締役 10名 当社子会社の経営幹部 1名

*6 新株予約権の行使(130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む)による増加は以下のとおりです。

- ・発行済株式総数増減数:4,528千株
- ・資本金増減額:8,182百万円
- ・資本準備金増減額:8,182百万円

*7 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加は以下のとおりです。

- ・発行済株式総数増減数：150千株
- ・資本金増減額：431百万円
- ・資本準備金増減額：431百万円

内訳は以下のとおりです。

払込期日	発行株数	発行価額	資本金組入額	割当先
2018年7月27日	当社普通株式 132,900株	1株当たり 5,664円	1株当たり 2,832円	当社の執行役 5名 当社の非業務執行取締役 11名 当社の経営幹部 6名
2018年11月20日	当社普通株式 17,000株	1株当たり 6,440円	1株当たり 3,220円	当社の執行役員 1名 当社子会社の経営幹部 1名

*8 新株予約権の行使（130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む）による増加は以下のとおりです。

- ・発行済株式総数増減数：2,381千株
- ・資本金増減額：5,395百万円
- ・資本準備金増減額：5,395百万円

*9 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加は以下のとおりです。

- ・発行済株式総数増減数：185千株
- ・資本金増減額：529百万円
- ・資本準備金増減額：529百万円

内訳は以下のとおりです。

払込期日	発行株数	発行価額	資本金組入額	割当先
2019年7月23日	当社普通株式 168,900株	1株当たり 5,648円	1株当たり 2,824円	当社の執行役 5名 当社の非業務執行取締役 11名 当社の経営幹部 7名 当社子会社の経営幹部 1名
2019年11月20日	当社普通株式 16,000株	1株当たり 6,442円	1株当たり 3,221円	当社の経営幹部 1名 当社の執行役員 1名

*10 自己株式の消却による減少は以下のとおりです。

- ・発行済株式総数増減数：12,737千株

11 当事業年度の末日後2020年5月31日までの間に、発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減はありません。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	3	163	87	2,610	1,440	438	418,815	423,556	-
所有株式数(単元)	56	3,072,971	204,746	158,078	7,153,285	1,256	2,001,239	12,591,631	1,895,681
所有株式数の割合(%)	0.00	24.41	1.63	1.26	56.81	0.01	15.90	100.00	-

(注)1 株主名簿上の自己名義株式40,899,141株は、「個人その他」に408,991単元及び「単元未満株式の状況」に41株含まれています。なお、自己株式40,899,141株は株主名簿記載上の株式数であり、2020年3月31日現在の実保有株式数は40,898,841株であります。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ190単元及び77株含まれています。

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
CITIBANK AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS *1 (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	388 GREENWICH ST., 14TH FL., NEW YORK, NY 10013. U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	114,472	9.38
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) *2	東京都港区浜松町2-11-3	100,101	8.20
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) *2	東京都中央区晴海1-8-11	74,820	6.13
JP MORGAN CHASE BANK 385632 *3 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	38,750	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7) *2	東京都中央区晴海1-8-11	29,074	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5) *2	東京都中央区晴海1-8-11	25,749	2.11
JP MORGAN CHASE BANK 385151 *3 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	23,502	1.93
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT *3 (常任代理人 香港上海銀行)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都日本橋3-11-1)	23,086	1.89
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 *3 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	21,566	1.77
GIC PRIVATE LIMITED - C	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912	17,995	1.47
計		469,114	38.45

(注) *1 ADR(米国預託証券)の受託機関であるCitibank, N.A.の株式名義人です。

*2 各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

*3 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

4 2019年9月20日付で公衆の縦覧に供されている三井住友信託銀行(株)を提出者とする大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)他1社が2019年9月13日現在で以下のとおり当社株式等を保有している旨が記載されていますが、当社としては2020年3月31日現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式等数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式等の数の割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)及び 共同保有者1社	72,546	5.70

5 2017年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン(株)が2017年3月15日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨が記載されていますが、当社としては2020年3月31日現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式の数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン(株)及び 共同保有者8社	79,185	6.27

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 40,898,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,218,264,300	12,182,643	-
単元未満株式	普通株式 1,895,681	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,261,058,781	-	-
総株主の議決権	-	12,182,643	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の普通株式が19,000株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる普通株式の議決権の数が190個含まれています。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
ソニー(株) (自己保有株式)	東京都港区港南1 - 7 - 1	40,898,800	-	40,898,800	3.24
計		40,898,800	-	40,898,800	3.24

(注)株主名簿上は当社名義となっていますが、当社が実質的に所有していない普通株式が300株あり、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれています。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月16日)での決議状況 (取得期間 2019年5月17日~2020年3月31日)	60,000,000	200,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	33,059,200	199,999,200,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	26,940,800	799,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	44.9	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	44.9	0.0

(注)上記取締役会において、取得方法は「東京証券取引所における取引一任契約にもとづく市場買付」として決議されました。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議にもとづかないもの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	32,278	212,075,397
当期間における取得自己株式	1,480	10,070,149

(注)当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	61,600	
当期間における取得自己株式		

(注)当社の取締役、執行役等に対し譲渡制限付株式報酬として割り当てた普通株式の一部を無償取得したものです(会社法施行規則第27条第1号)。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	12,737,400	-	-	-
合併、株式交換、会社分割にかかる移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使(130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む))	-	-	119,041	676,732,228

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	311	1,930,027	60	402,120
保有自己株式数	40,898,841	-	40,781,220	-

- (注) 1 当期間における処理自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使(130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む)による株式及び単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
- 2 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使(130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む)による株式及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大及び配当を通じて実施していくことを基本と考えています。安定的な配当の継続に努めたうえで、内部留保資金については、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。

なお、配当金額については、連結業績の動向、財務状況ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定していきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、原則として、中間配当及び期末配当ともに取締役会です。

当事業年度の期末配当金については、2020年5月13日付取締役会書面決議により、2020年6月に1株につき25円の配当を実施しました。また、2019年10月30日開催の取締役会決議により、2019年12月に1株につき20円の中間配当を実施しましたので、年間配当金は1株につき45円となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月30日 取締役会決議	24,607	20.0
2020年5月13日 取締役会決議	30,504	25.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(以下の記述は、連結会社の企業統治にかかるものです。)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、東京証券取引所へ提出の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しており、以下のWebサイトにてご覧頂けます。

<https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/Library/governance.html>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び企業統治の体制

当社は、中長期的な企業価値の向上をめざした経営を推進するための基盤として、ソニーグループに適したコーポレート・ガバナンス体制の構築とそのさらなる強化に取り組んでいます。具体的には、次の二つを実施することで、効果的なグループ経営の実現に継続的に取り組んでいます。

(i) 執行側から独立した社外取締役が相当数を占める取締役会が、指名、監査及び報酬の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持する。

(ii) 取締役会がグループ経営に関する基本方針その他重要事項について決定するとともに、執行役を含む上級役員（ソニーグループの経営において重要な役割を担う者）に対して、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで業務執行に関する決定権限を大幅に委譲することにより迅速な意思決定を可能にする。

上記に照らして、当社は、会社法上の「指名委員会等設置会社」を現時点において当社にとって最も適切な経営の機関設計として採用するとともに、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性の確保、取締役会での活発な議論を可能にするための適正な規模の維持、各委員会のより適切な機能の発揮等に関する独自の工夫を追加しています。

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、取締役会に選定された取締役からなる指名、監査及び報酬の各委員会、ならびに取締役会で選任された執行役を設置しています。なお、当社では、ソニーグループの経営全体を統括するCEO（最高経営責任者）、及びソニーグループの経営において重要かつ広範な本社機能を所管する者を執行役としています。また、CEOを含む執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者を上級役員としています。なお、当社の経営陣につき、経営における役割や責任の大きさに応じて上席事業役員、専務、常務、執行役員等の職位を付与しています。

<各機関の名称・目的・権限・構成等>

取締役会

(i) 構成員： 12名（うち社外取締役9名）

氏名	役職
吉田 憲一郎	取締役
十時 裕樹	取締役
隅 修三	取締役会議長・社外取締役
Tim Schaaff	非業務執行取締役
松永 和夫	取締役会副議長・社外取締役
岡 俊子	社外取締役
秋山 咲恵	社外取締役
Wendy Becker	社外取締役
畑中 好彦	社外取締役
Adam Crozier	社外取締役
岸上 恵子	社外取締役
Joseph A. Kraft Jr.	社外取締役

(ii) 目的・権限

- ・ ソニーグループの経営の基本方針等の決定
- ・ 当社の経営陣から独立した立場でのソニーグループの業務執行の監督
- ・ 各委員会メンバーの選定・解職
- ・ 執行役を含む上級役員の選解任
- ・ 代表執行役の選定・解職

なお、取締役会における決議事項や報告事項については、当社取締役会規定に定めっているとおりです（取締役会規定の別表ご参照）。

https://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/governance/framework/board.html

(iii) 取締役会の構成に関する方針

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために、取締役会の相当割合を、法令及び取締役会規定に定める資格要件を満たす社外取締役が構成するよう、指名委員会において取締役会の構成に関する検討を重ねています。そのうえで、指名委員会において、各人のこれまでの経験、実績、各領域での専門性、国際性といった個人の資質や取締役として確保できる時間の有無、当社からの独立性に加え、取締役会における多様性の確保、取締役会の適正規模、取締役会に必要な知識・経験・能力などを総合的に判断し、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進するという目的に照らして適任と考えられる候補者を選定しています。

取締役の員数は、当社取締役会規定において10名以上20名以下としており、2005年以降、取締役会の過半数は社外取締役により構成されています。

(iv) 取締役の資格要件及び再選回数制限

当社が取締役に関して、取締役会規定に定める資格要件は次のとおりです。2020年6月26日時点での在任取締役は、いずれも同日時点において以下の取締役共通の資格要件を満たしており、また、社外取締役については、社外取締役の追加資格要件を満たすとともに、東京証券取引所有価証券上場規程の定める独立役員としての届出を同取引所に対して行っています。

< 取締役共通の資格要件 >

- ・ ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社（以下「競合会社」）の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- ・ 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- ・ そのほか、取締役としての職務を遂行する上で、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

< 社外取締役の追加資格要件 >

- ・ 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金又は選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12ヵ月間において12万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領していないこと。
- ・ ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

なお、再選のための社外取締役の指名委員会による指名は5回を上限とし、それ以降の指名は指名委員会の決議に加えて取締役全員の同意が必要です。さらに、取締役全員の同意がある場合であっても、社外取締役の再選回数は8回までを限度としています。

(v) 社外取締役に係る事項

当社は、各社外取締役が、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与することを期待しています。かかる期待を踏まえた独立社外取締役を含む取締役候補の選任方針・手続については、上記のとおりです。なお、2020年6月26日現在、取締役会は12名の取締役で構成されており、そのうち9名が社外取締役です。また、取締役会議長は社外取締役が務めており、指名委員会は4名の委員のうち3名、報酬委員会、監査委員会はそれぞれ委員全員が社外取締役です。

また、当社は、当社定款規定にもとづき、社外取締役を含む非業務執行取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該責任限定契約の概要は、次のとおりです。

- ・非業務執行取締役は、責任限定契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
- ・非業務執行取締役の任期満了時において、再度当社の非業務執行取締役に選任され就任したときは、責任限定契約は何らの意思表示を要せず当然に再任後も効力を有するものとする。

(vi) 上級役員の選解任方針・手続

当社では、CEOを含む執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者を上級役員としています。

経営陣から独立した社外取締役が過半を占める取締役会は、CEOを含む上級役員の選解任及び担当領域の設定に関する権限を有しており、それらの権限を必要に応じて随時行使するものとしています。

CEOを含む上級役員の選任にあたって、取締役会は、指名委員会が策定するCEOに求められる要件やCEO以外の上級役員候補が当社の業務執行において期待される役割等に照らして望ましい資質や経験、実績を有しているかの議論、検討を行った上で、適任と考えられる者を選任しています。

また、CEOを含む上級役員の任期は1年としており、その再任にあたっては直近の実績も踏まえて同様の議論、検討を行います。なお、任期途中であっても、取締役会や指名委員会において必要と認める場合、その職務継続の適否について検討を開始し、不適格と認めた場合には、随時、交代、解任を行います。

指名委員会

(i) 構成員： 4名（うち社外取締役3名）

氏名	役職
隅 修三	指名委員会議長（社外取締役）
畑中 好彦	指名委員（社外取締役）
Adam Crozier	指名委員（社外取締役）
吉田 憲一郎	指名委員（取締役）

(ii) 目的・権限

- ・株主総会に提出する取締役の選解任議案の決定
- ・CEOが策定する、CEO及び指名委員会が指定するその他の役員の後継者計画の評価

なお、取締役の選解任議案については、上記の取締役会の構成に関する方針や取締役の資格要件及び再選回数制限を踏まえて決定しています。

(iii) 指名委員会の構成に関する方針

指名委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とし、かつ1名以上は執行役を兼務する取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。なお、指名委員の選定及び解職は、指名委員会の継続性にも配慮して行っています。2020年6月26日現在、4名の委員のうち3名が社外取締役です。

(iv) 後継者計画について

指名委員会は、取締役会からの委任を受けて、CEO及び指名委員会が指定するその他の役員の後継者計画の内容及び運用状況について評価し、適宜、取締役会にその評価結果を報告しています。

かかる評価の実施にあたっては、指名委員会は、CEOから定期的に後継者計画案について報告を受け、その内容を踏まえて評価を実施しています。当該評価を実施するうえで、指名委員会は、次世代経営人材の育成や登用の状況を適切に把握し、策定された計画案が、ソニーグループにとって持続的な社会価値の創造及び中長期的な企業価値の向上という目的に照らして妥当であるかどうかについて検討を実施しています。

監査委員会

(i) 構成員： 3名（うち社外取締役3名）

氏名	役職
松永 和夫	監査委員会議長（社外取締役）
岡 俊子	監査委員（社外取締役）
岸上 恵子	監査委員（社外取締役）

(ii) 目的・権限

- ・ 取締役・執行役の職務執行の監査
- ・ 会計監査人の監督

(iii) 監査委員会の構成に関する方針・監査委員の資格要件

監査委員会は、以下の要件を全て満たす取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。また、監査委員は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者より選定するとともに、原則として指名委員及び報酬委員を兼ねることはできないものとしています。なお、監査委員の選定及び解職は、監査委員会の継続性にも配慮して行っています。

- ・ 当社又は当社子会社の業務執行取締役、執行役、会計参与、支配人又はその他の使用人でないこと。
- ・ 当社に適用される米国証券関連諸法令に定める"Independence"要件又はこれに相当する要件を充足すること。

また、監査委員のうち少なくとも1名は、当社に適用される米国証券関連諸法令に定める"Audit Committee Financial Expert"要件又はこれに相当する要件を充足しなければならないとし、当該要件を充足するか否かは取締役会が判断しています。2020年6月26日現在、3名の委員全員が社外取締役であり、うち岡俊子及び岸上恵子の2名は米国証券取引所法に定める"Audit Committee Financial Expert"に相当する者です。また、岡俊子は企業経営及び会計に関する幅広い見識を、岸上恵子は国内外の多様な企業での監査実務経験と内部統制に関する専門性を有しており、2名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(iv) 会計監査人の選解任議案の決定、会計監査人の独立性等に関する考え方

監査委員会は、CEOその他の執行役から推薦される会計監査人候補について、推薦理由の妥当性を評価したうえで、候補の決定を行っています。また、監査委員会は、選任された会計監査人の独立性、資格要件及び適正性、ならびに業務内容について継続的に評価を行っています。監査委員会による会計監査人の評価の詳細については後述の「(3) 監査の状況 会計監査の状況」をご参照ください。

報酬委員会

(i) 構成員： 3名（うち社外取締役3名）

氏名	役職
Wendy Becker	報酬委員会議長（社外取締役）
秋山 咲恵	報酬委員（社外取締役）
Joseph A. Kraft Jr.	報酬委員（社外取締役）

(ii) 目的・権限

- ・ 取締役、上級役員及びその他の役員の個人別報酬の方針の決定
- ・ 報酬方針にもとづく取締役及び上級役員の個人別報酬の額及び内容の決定

なお、取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、後述の「(4) 役員の報酬等 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりです。なお、この基本方針につきましては、株主へ送付した「第103回定時株主総会招集ご通知」に添付の事業報告においても開示しています。事業報告については、以下をご参照ください。

https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders_meeting/Meeting103/103_ogm_J_all.pdf

(iii) 報酬委員会の構成に関する方針

報酬委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。また、CEO、COO（最高業務執行責任者）及びCFO（最高財務責任者）ならびにこれに準ずる地位を兼務する取締役は報酬委員となることができないものとしています。なお、報酬委員の選定及び解職は、報酬委員会の継続性にも配慮して行っています。2020年6月26日現在、3名の委員全員が社外取締役です。

上級役員（執行役、上席事業役員、専務及び常務が相当）

(i) 員数： 17名（執行役6名を含む）

(ii) 目的・権限

- ・ 取締役会が定める職務分掌に従ったソニーグループの業務執行の決定及び実行

(iii) 取締役会からの権限委譲

取締役会は、グループ経営に関する基本方針その他経営上特に重要な事項について決定するとともに、グループ経営に関する迅速な意思決定を可能にすべく、CEOを含む上級役員の担当領域を設定したうえで、CEOに対して、業務執行に関する決定及び実行にかかる権限を大幅に移譲しています。CEOはさらに、当該権限の一部を他の上級役員に対して委譲しています。

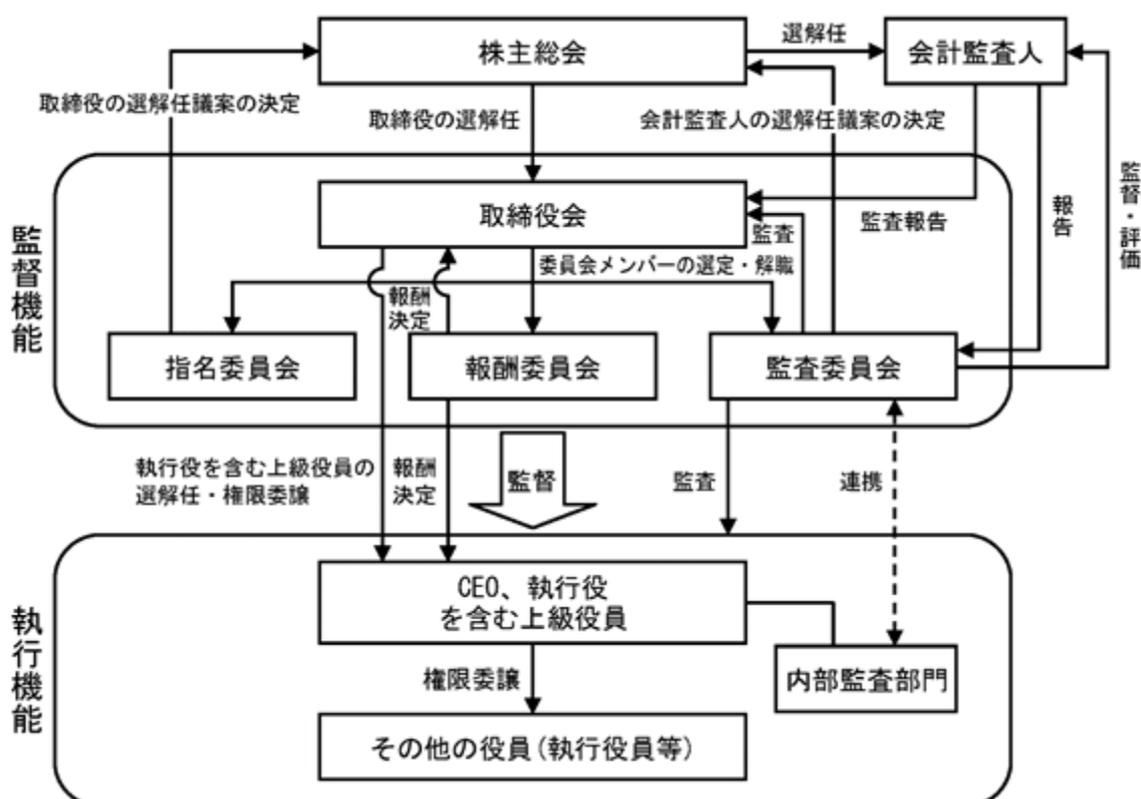
その他の役員（執行役員が相当）

(i) 員数： 25名

(ii) 目的・権限

- ・ 取締役会及び上級役員が決定する基本方針にもとづく、ビジネスユニット、本社機能、研究開発等の特定領域における担当業務の実行

（模式図：コーポレート・ガバナンス機構）



会議体の開催状況及び社外取締役の出席状況

2019年度の1年間（2019年4月1日～2020年3月31日）において、取締役会は9回、指名委員会は5回、監査委員会は6回、報酬委員会は5回開催されました。

取締役会への出席状況については、2019年度に在籍した社外取締役13名（2019年6月に退任した永山治氏及び原田泳幸氏を含む）は、在任期間中に開催された2019年度の実績報告会等の全てに出席しています。また、委員会に所属する2019年度に在籍した社外取締役は、畑中好彦を除き、在任期間中に開催された当年度の各委員会の全てに出席しています（指名委員会に所属する畑中好彦は、在任期間中に開催された同委員会4回のうち3回に出席）。

企業統治に関するその他の事項

<取締役、取締役会及び各委員会を支える活動・施策>

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現を担保するために、様々な活動を行い、施策を講じています。主な活動・施策等は以下のとおりです。

社外取締役による活動

代表執行役を兼務しない取締役から選任された取締役会議長が、取締役会の運営を主導するとともに、上級役員とのコミュニケーションや社外取締役間の連携を図っています。その具体的な取り組みの一つとして、社外取締役間の情報交換、認識共有を目的とした社外取締役会を原則として取締役会の開催日と同日に開催しています。

また、社外取締役による事業内容や経営課題の理解の促進、戦略議論の充実等を目的として、経営陣との戦略ワークショップ、社外取締役による事業所訪問、取締役会議長とCEOとの打合せ等を複数回実施しています。

事務局等の設置

取締役会における建設的な議論、活発な意見交換や各取締役の活動を支援するため、取締役会事務局及び各委員会事務局を設置しています。

各事務局は、取締役会や各委員会における議論に必要な資料を各取締役に対して事前に配布するとともに、経理情報、組織図、プレスリリース、外部のアナリストレポートや格付けレポート等の情報についても随時提供しています。取締役会・各委員会の前には、資料の事前配布及び議案の事前説明を行うとともに、案件によっては、臨時の説明会を開催し、取締役に詳細を説明しています。また、当日欠席した社外取締役に対して、後日、取締役会・各委員会において決議された内容等の説明を適宜行うこととしています。さらに、各事務局は、会議の開催頻度や各回における議題数が適切に設定されるよう、年間の開催スケジュールや想定される審議項目を事前に各取締役に共有しています。

必要な情報の提供等

取締役から必要な情報の提供を求められた場合には、各事務局がその提供に努めるとともに、円滑な情報提供が実施できているかどうか適宜確認しています。なお、取締役の役割・責務（委員としての役割・責務を含む）を果たすために必要な費用（外部専門家の助言を受けることや、各種セミナーへの参加費用等）については社内規程にもとづき当社が負担することとしています。

監査委員会補佐役の設置

監査委員会の職務執行を補佐するため、監査委員会の同意のもと、取締役会決議により監査委員会補佐役を置いています。監査委員会補佐役は、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務せず、各監査委員の指示・監督のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行っています。

取締役に対するトレーニング

当社は、新任取締役に対して、就任後速やかに、担当の上級役員又は外部専門家により、取締役や委員として求められる役割と責務（法的責任を含む）を主軸に置いたオリエンテーションを実施し、さらに、当社の事業・財務・組織・体制等に関するオリエンテーションを実施しています。また、就任後においても、社内規程にもとづきコンプライアンスに関する研修を行うとともに、会社の事業等に関する状況を含め、その役割と責務を果たすために必要な知識について、提供し、更新する機会を設けています。

<取締役会及び各委員会の実効性評価の実施>

(i) 実効性評価に関する当社の考え方

当社は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進すべく、継続的に取締役会及び各委員会の機能及び実効性の向上に取り組むことが重要であると考えています。この取り組みの一環として、当社は、原則として年に1回以上、かかる実効性評価を実施しています。

(ii) 直近の実効性評価

取締役会は、前回の実効性評価の結果を踏まえた対応が適切になされていることを確認したうえで、主に2019年度の活動を対象とした実効性評価を2020年2月から4月にかけて実施しました。なお、今回の実効性評価についても、前回と同様に、評価自体の透明性及客観性を確保することと専門的な視点からのアドバイスをを得ることを目的として、国内外のコーポレート・ガバナンスに高い知見を持つ外部専門家による第三者評価も取得したうえで、実施しました。

(iii) 評価プロセス

まず、取締役会において、前回の実効性評価を踏まえた対応状況及び今回の実効性評価の進め方について審議・確認しました。

そのうえで、外部専門家による第三者評価を実施しました。その評価手法は以下のとおりです。

- ・取締役会議事録等の資料の閲覧及び取締役会への陪席
- ・取締役会・各委員会の開催・運営実務等に関する各事務局との確認
- ・取締役会の構成、運営、取締役自身のコミットメント、各委員会の活動、実効性評価の手法そのもの等に関する全取締役に対するアンケートの実施
- ・取締役会議長、新任取締役、CEOを兼務する取締役その他一部の取締役に対するインタビューの実施
- ・日本及び欧米のグローバル企業との比較等

その後、取締役会が、当該外部専門家より第三者評価の結果についての報告を受け、その内容を分析・審議し、取締役会・各委員会の実効性確保の状況を確認しました。

(iv) 評価結果の概要

外部専門家による第三者評価の結果として、取締役会は、取締役の自己評価、日本・欧米のグローバル企業との比較等の諸点から、高く評価されるべき構成及び運営がなされている旨の報告を受けました。取締役会としては、その報告内容を踏まえて実効性確保の状況について分析・審議した結果、2020年4月時点において取締役会及び各委員会の実効性は十分に確保されていることを改めて確認しました。

なお、当該外部専門家から、取締役会・各委員会の実効性をさらに高めるために、他社事例も踏まえて検討対象となり得る選択肢として、昨今の経営環境に応じた任意委員会の設置可能性、監査委員会と内部監査部門の関係の強化、高度化した報酬制度及び取締役の経験・専門領域に関する開示の一層の拡充、取締役会の開催方法の検討等に関する案が例示されました。

(v) 評価結果等を踏まえた取り組み

当社は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営をさらに推進すべく、今回の取締役会及び各委員会の実効性評価の結果、ならびにかかるプロセスの中で各取締役から提示された多様な意見や外部専門家から提示された視点等を踏まえて、継続的に取締役会及び各委員会の機能向上に取り組んでいきます。

なお、2019年2月から4月にかけて実施した前回の実効性評価以降、取締役会の実効性向上につながる取り組みとして主に以下を実施しています。

- ・取締役会構成の多様化（新任の社外取締役として外国人二名、女性一名を選任）
- ・ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取締役会に対する定期的な報告を継続して実施
- ・情報セキュリティ担当取締役の継続的な設置
- ・社外取締役会のさらなる活用
- ・取締役及び上級役員の報酬に係る開示のさらなる拡充
- ・監査委員による事業所に対する往査実施

< 内部統制システム、リスク管理体制の整備及びソニーグループの業務の適正を確保するための体制整備の状況等 >
2006年4月26日開催の取締役会において、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる当社及びソニーグループの内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項（損失の危険の管理に関する規程その他の体制及びソニーグループの業務の適正を確保するための体制を含む）につき、現体制を確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。また、2009年5月13日及び2015年4月30日開催の取締役会において、かかる体制を改定・更新し、2020年5月15日付取締役会書面決議により、現体制がかかる体制に沿っていることを確認のうえ、引き続き継続的に評価し、適宜改善することを確認しました。2020年5月15日付の取締役会決議によって確認された内容及びその運用状況については、以下をご参照ください。

内部統制及びガバナンスの枠組みに関する取締役会決議及びその運用状況の概要：

<https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/governance.html>

上記取締役会決議にもとづく主な体制の概要については以下のとおりです。

情報開示体制

当社は、公開会社であり、その株式は、日本及び米国の証券取引市場に上場されています。そのため、ソニーグループは、これらの国の証券関連諸法・規則に従い、様々な情報を公開する義務を負っており、ソニーグループは情報開示に関する全ての法令・規則を遵守していきます。また、当社は、株主や投資家との信頼関係を醸成し、企業価値の最大化を図るために、適時かつ公正な情報開示を行うこと、正確な情報を分かりやすく表現すること、開示情報の充実を図ることをIR活動の基本方針としています。これらを担保するため、「情報開示に関する統制と手続き」を実施しています。東京証券取引所、米国証券取引委員会、その他の管轄機関への提出や届出、あるいはソニーグループとして行うその他の情報公開に携わるソニー役員・社員は、情報開示を、十分な内容で、公正、正確、適時かつ理解しやすく、また「情報開示に関する統制と手続き」に準拠したものにする必要があります。かかる情報開示の過程において情報を提供するソニー役員・社員も自己の提供する情報について同様の責任があります。

上記「情報開示に関する統制と手続き」の一部として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保に関し、関連する部署を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、CEO及びCFOを補佐しています。情報開示体制の詳細については、以下をご参照ください。

https://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/governance/internal_control/disclosure.html

リスク管理体制

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの発見・情報伝達・評価・対応に取り組んでいます。当社の執行役を含む上級役員は、自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与え得るリスクを管理するために必要な体制の整備・運用を推進しています。また、グループリスク管理を担当する執行役は、関連部門による活動を通じて、ソニーグループのリスク管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

なお、当社は、米国証券取引委員会（SEC）に登録しており、米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act：SOX法）の適用を受けるため、上記の情報開示体制及び以下の財務報告に係る内部統制は、同法に準拠したものとしています。

財務報告に係る内部統制

当社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した対外的な報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備及び運用されています。また、当社は、ソニーグループ本社機能の主要部分を所管する責任者により構成される組織横断的な運営委員会を設置しており、当該運営委員会は、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価しております。そして、評価の結果、CEO及びCFOは、2020年3月31日時点におけるソニーグループにおける財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至っています。

その他当社の定款規定について

< 剰余金の配当等の決定機関 >

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めています。

< 株主総会の特別決議要件 >

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めています。

< 取締役の選任の決議要件 >

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めています。

< 取締役・執行役の責任免除 >

当社は、会社法第423条第1項の取締役・執行役の責任について、同法第424条（総株主の同意による免除）の規定にかかわらず、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、それぞれに期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性4名 (役員のうち女性の比率25.0%)

(1) 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 指名委員	吉田 憲一郎	1959年10月20日生	1983年4月 当社入社 2000年7月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株))入社 2001年5月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) 執行役員 2005年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) 代表取締役 執行役員社長 2013年12月 当社執行役 EVP CSO 兼 デビュティCFO 2014年4月 当社代表執行役 EVP CFO 2014年6月 当社取締役(現在) 2015年4月 当社代表執行役 副社長 兼 CFO 2018年4月 当社代表執行役 社長 兼 CEO 2020年6月 当社代表執行役 会長 兼 社長 CEO(現在)	*2	175
取締役	十時 裕樹	1964年7月17日生	1987年4月 当社入社 2002年2月 ソニー銀行(株) 代表取締役 2005年6月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 取締役 兼 執行役員専務 2012年4月 ソネットエンタテインメント(株) (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 代表取締役 執行役員専務 2013年4月 ソネットエンタテインメント(株) 代表取締役 執行役員副社長 CFO 2013年12月 当社業務執行役員 SVP 2014年11月 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長 兼 CEO 2015年6月 ソネット(株)(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 取締役 会長 2016年4月 当社執行役 EVP 新規事業プラットフォーム 戦略担当 ソネット(株)代表取締役 執行役員社長 2017年6月 当社執行役 EVP CSO 中長期経営戦略、新規事業 担当 2018年4月 当社代表執行役 EVP CFO 2018年6月 当社代表執行役 専務 CFO 2019年6月 当社取締役(現在) 2020年6月 当社代表執行役 副社長 兼 CFO(現在)	*2	30
取締役 取締役会議長、指名 委員会議長	隅 修三	1947年7月11日生	1970年4月 東京海上火災保険(株) 入社 2000年6月 東京海上火災保険(株) 取締役海外本部ロンドン 首席駐在員 2002年6月 東京海上火災保険(株) 常務取締役 2004年10月 東京海上日動火災保険(株) 常務取締役 2005年6月 東京海上日動火災保険(株) 専務取締役 2007年6月 東京海上日動火災保険(株) 取締役社長 東京海上ホールディングス(株) 取締役社長 2013年6月 東京海上日動火災保険(株) 取締役会長 東京海上ホールディングス(株) 取締役会長 (株)豊田自動織機 社外取締役(現在) 2014年6月 2016年4月 東京海上日動火災保険(株) 相談役(現在) 2017年6月 当社取締役(現在)	*2	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 情報セキュリティ 担当	Tim Schaaff [ティム・ シャーフ]	1959年12月5日生	1982年12月 New England Digital Corporation 入社 1991年7月 Apple Computer, Inc. 入社 1998年 Apple Computer, Inc. バイス・プレジデント 2005年12月 Sony Corporation of America シニア・バイス・プレジデント 2006年11月 当社技術開発本部副本部長 2008年6月 Sony Media Software and Services Inc. プレジデント 2009年12月 Sony Network Entertainment International LLC プレジデント 2013年6月 当社取締役(現在) 2015年7月 Intertrust Technologies Corporation チーフ・プロダクト・オフィサー(現在)	*2	8
取締役 取締役会副議長、監 査委員会議長	松永 和夫	1952年2月28日生	1974年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 2004年6月 原子力安全・保安院長 2005年9月 大臣官房総括審議官 2006年7月 大臣官房長 2008年7月 経済産業政策局長 2010年7月 経済産業事務次官 2012年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 特任教授(現在) 2013年6月 高砂熱学工業(株) 社外取締役(現在) 2014年6月 当社取締役(現在) 橋本総業(株)(現 橋本総業ホールディングス 株) 社外取締役(現在) 2016年4月 三菱ふそうトラック・バス(株) 取締役副会長 2017年1月 三菱ふそうトラック・バス(株) 代表取締役会長 (現在)	*2	5
取締役 監査委員	岡 俊子	1964年3月7日生	1986年4月 等松・トウシュロスコンサルティング(株) 入社 2000年7月 朝日アーサーアンダーセン(株) 入社 2002年9月 デロイトトーマツコンサルティング(株) (現 アビームコンサルティング(株)) プリンシ パル 2005年4月 アビームM&Aコンサルティング(株) (現 PwCアドバイザリー合同会社) 代表取締役 社長 2016年4月 PwCアドバイザリー合同会社 パートナー 2016年6月 (株)岡&カンパニー 代表取締役(現在) 日立金属(株) 社外取締役(現在) 2018年6月 当社取締役(現在) 2019年6月 (株)ハビネット 社外取締役(現在) 2020年6月 JXTGホールディングス(株) 社外取締役(現在)	*2	2
取締役 報酬委員	秋山 咲恵	1962年12月1日生	1987年4月 Arthur Andersen & Co. 入社 1994年4月 (株)サキコーポレーション設立 代表取締役社長 2018年10月 (株)サキコーポレーション ファウンダー(現 在) 2019年6月 当社取締役(現在) 日本郵政(株) 社外取締役(現在) オリックス(株) 社外取締役(現在) 2020年6月 三菱商事(株) 社外取締役(現在)	*2	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 報酬委員会議長	Wendy Becker [ウェンディ・ベッカー]	1965年11月2日生	1987年9月 Procter&Gamble Company ブランドマネジャー 1993年9月 McKinsey & Company, Inc. コンサルタント 1998年12月 McKinsey & Company, Inc. パートナー 2008年2月 TalkTalk, The Carphone Warehouse Ltd. マネージングディレクター 2008年2月 Whitbread plc 社外取締役 報酬役員 2009年9月 Vodafone Group plc チーフ・マーケティング グ・オフィサー 2012年9月 Jack Wills Ltd. チーフ・オペレーティング・ オフィサー 2013年10月 Jack Wills Ltd. CEO 2017年2月 Great Portland Estates plc 社外取締役 報酬 委員会議長(現在) 2017年9月 Logitech International S.A. 社外取締役(現 在) 2019年6月 当社取締役(現在) 2019年9月 Logitech International S.A. 取締役会議長 指名委員会議長(現在)	*2	1
取締役 指名委員	畑中 好彦	1957年4月20日生	1980年4月 藤沢薬品工業(株)(現 アステラス製薬(株))入社 2005年6月 アステラス製薬(株) 執行役員 経営戦略本部 経 営企画部長 2006年4月 アステラス製薬(株)執行役員 兼 Astellas US LLC プレシデント&CEO 兼 Astellas Pharma US, Inc プレシデント&CEO 2008年6月 アステラス製薬(株) 上席執行役員 兼 Astellas US LLC プレシデント&CEO 兼 Astellas Pharma US, Inc プレシデント&CEO 2009年4月 アステラス製薬(株) 上席執行役員 経営戦略・財 務担当 2011年6月 アステラス製薬(株) 代表取締役社長 2018年4月 アステラス製薬(株) 代表取締役会長(現在) 2019年6月 当社取締役(現在)	*2	1
取締役 指名委員	Adam Crozier [アダム・クロ ージャ]	1964年1月26日生	1995年1月 Saatchi & Saatchi Group Ltd. Joint CEO 2000年1月 The Football Association CEO 2003年2月 Royal Mail Group Ltd. CEO 2010年4月 ITV plc CEO 2017年4月 Whitbread Group plc 取締役会議長(現在) 2018年12月 ASOS plc 取締役会議長(現在) 2020年2月 Kantar Group Ltd. 取締役会議長(現在) 2020年6月 当社取締役(現在)	*2	-
取締役 監査委員	岸上 恵子	1957年1月28日生	1985年10月 港監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1989年8月 公認会計士登録(現在) 1997年12月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任 監査法人)社員 2004年5月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法 人)代表社員(現 シニアパートナー) 2018年9月 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 理事 (現在) 2019年6月 (株)オカムラ 社外監査役(現在) 2020年6月 当社取締役(現在) 住友精化(株) 社外監査役(現在)	*2	-
取締役 報酬委員、情報セ キュリティ担当	Joseph A. Kraft Jr. [ジョセフ・クラ フト]	1964年5月12日生	1986年7月 Morgan Stanley Inc. 入社 2000年1月 Morgan Stanley Inc. マネージングダイレク ター 2007年4月 Dresdner Kleinwort Japan キャピタル・マー ケット本部長 マネージングダイレクター 2010年3月 Bank of America Merrill Lynch Japan 副支店 長 兼 マネージングダイレクター 2015年7月 Rorschach Advisory Inc. CEO(現在) 2020年6月 当社取締役(現在)	*2	-
計					225

(注)1 隅修三、松永和夫、岡俊子、秋山咲恵、Wendy Becker、畑中好彦、Adam Crozier、岸上恵子及びJoseph A. Kraft Jr.の各氏は、社外取締役です。

*2 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2020年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

(2) 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 会長 兼 社長 CEO	吉田 憲一郎	1959年10月20日生	(1) 取締役の状況参照	同左	175
代表執行役 副社長 兼 CFO (経営管理、経営戦略、経理、税務、財務、IR、ディスクロージャー・コントロール、情報システム、リスク管理、内部監査及びSOX404対応担当)	十時 裕樹	1964年7月17日生	(1) 取締役の状況参照	同左	30
代表執行役 副会長 (エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション事業担当、ストレージメディア事業担当)	石塚 茂樹	1958年11月14日生	1981年4月 当社入社 2004年8月 ソニーイーエムシーエス(株) 執行役員常務 2006年11月 当社デジタルイメージング事業本部長 2007年6月 当社業務執行役員 SVP 2009年6月 当社デバイスソリューション事業本部長 2012年4月 当社デジタルイメージング本部長 2015年4月 当社執行役 EVP 2017年4月 ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株) 代表取締役社長(現在) 2018年6月 当社専務 2020年4月 ソニーエレクトロニクス(株) 代表取締役社長 兼 CEO(現在) 2020年6月 当社代表執行役 副会長(現在)	*	18
執行役 副社長 (R&D担当、メディカル事業担当)	勝本 徹	1957年10月14日生	1982年4月 当社入社 2012年11月 当社業務執行役員 SVP 2013年4月 ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株) 代表取締役社長 2016年1月 ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株) 取締役(現在) 2017年1月 当社メディカルビジネスグループ長 2017年4月 ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ 代表取締役副社長(現在) 2018年4月 当社執行役 EVP 2018年6月 当社執行役 常務 2019年6月 当社執行役 専務 2020年6月 当社執行役 副社長(現在)	*	16

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役 専務 (法務、コンプライアンス、広報、サステナビリティ、渉外、品質、情報セキュリティ、プライバシー担当)	神戸 司郎	1961年12月18日生	1984年4月 当社入社 2010年6月 当社業務執行役員 SVP 2014年6月 当社執行役 EVP 2018年6月 当社執行役 常務 2020年6月 当社執行役 専務(現在)	*	32
執行役 専務 (人事、総務担当)	安部 和志	1961年4月23日生	1984年4月 当社入社 2001年10月 Sony Ericsson Mobile Communications AB バイス・プレジデント 2006年4月 Sony Corporation of America シニア・バイス・プレジデント 2014年11月 当社業務執行役員 SVP 2016年6月 当社執行役 EVP 2018年6月 当社執行役 常務 2020年6月 当社執行役 専務(現在)	*	21
計					290

(注) * 選任後、2020年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までです。

社外取締役の員数、社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

本項(1)に記載のとおり、2020年6月26日時点での取締役全12名のうち、会社法に定める社外取締役は9名であり、いずれも本項(1) <各機関の名称・目的・権限・構成等> 取締役会(iv)記載の「取締役共通の資格要件」及び「社外取締役の追加資格要件」を満たしています。また、いずれの社外取締役についても、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届出を行っています。各社外取締役の保有する当社の株式数については、上記に記載のとおりです。

社外取締役の機能及び役割ならびに独立性に関する基準又は方針の内容

本項(1)に記載のとおり、当社は、各社外取締役が、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与することを期待しています。また、各社外取締役は、これらの期待を踏まえて、取締役としての役割・責務を果たしており、当社として社外取締役の選任方針及び選任状況は適切と認識しています。なお、独立性に関する基準又は方針の内容については、上記に記載のとおりです。

社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は指名委員会等設置会社における取締役会の構成員として、ソニーグループの経営に関する基本方針その他重要事項を決議するほか、経営に対する実効性の高い監督の実現に取り組んでいます。取締役会が選定したメンバーにより構成される監査委員会は、法令及び取締役会が制定する監査委員会規定にもとづき、執行役及び取締役の職務執行の監査、ならびに会計監査人の監督を行っています。監査委員会は、後述の「(3) 監査の状況」に記載のとおり、内部監査、会計監査及び内部統制部門との相互連携を取った上で、その監査活動の状況を取締役に定期的に報告する等により、取締役会の職務である経営に対する実効性の高い監督に向けた取り組みの重要な一翼を担っています。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

監査委員会は、法令及び取締役会の制定による監査委員会規定にもとづき、当年度に6回開催した監査委員会での審議、ならびに、各監査委員の活動（当社の執行役員及び使用人あるいは主要子会社の取締役・監査役・使用人の職務執行についての確認もしくは報告の受領、事業所往査、等）及び監査委員会の職務を補助すべき使用人（補佐役）に行わせる活動（重要な経営執行にかかる会議への陪席、執行役の決裁書類等の閲覧等）を通じて、執行役員及び取締役の職務執行の監査を行いました。

監査委員会は、上記に加えて、内部監査部門及びソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っています。組織監査の詳細は、後述の「内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係」をご参照ください。なお、当事業年度において内部統制部門との会合を10回、会計監査人との会合を13回行いました。

また、監査委員会の組織及び人員については、前述の「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び企業統治の体制<各機関の名称・目的・権限・構成等> 監査委員会」、監査委員会による会計監査人の評価については、後述の「会計監査の状況」をそれぞれご参照ください。

当年度に開催した監査委員会への個々の監査委員の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
松永 和夫	6回	6回(100%)
皆川 邦仁	6回	6回(100%)
岡 俊子	6回	6回(100%)
秋山 咲恵	6回	6回(100%)

監査委員会における主な検討事項は、三様監査における監査計画、重点監査項目、決算状況及び開示書類の確認、内部統制システムの整備・運用状況、財務報告監査SOX404条活動、内部監査活動、会計監査人の報酬決定プロセス、会計監査人の監査の相当性、会計監査人の評価等です。

内部監査の状況

当社の内部監査を行う組織としてリスク&コントロール部（約30名）が設置されています。リスク&コントロール部は、ソニーグループの主要関係会社に設置された内部監査部門と連携の上、グローバルに統制の取れた内部監査活動の遂行を目的として、ソニーグループとしての内部監査方針を定め、グループの内部監査体制の整備・拡充に努めています。リスク&コントロール部及び各内部監査部門は、ソニーグループのガバナンスの一翼を担う機能として、独立性と客観性を保持した監査を行うことにより、グループにおける内部統制システムやリスクマネジメントの有効性などの評価を行い、ソニーグループの経営体質の強化・経営能率の増進、企業イメージを含む重要資産の保全ならびに損失の未然防止に寄与しています。

リスク&コントロール部及び各内部監査部門は、それぞれ担当する部署・関係会社を対象に、年度初めに行われるリスク評価をベースに、当社のマネジメントあるいは監査委員会からの特命事項も含め、年間の監査計画を立案し、内部監査を実施しています。個別の内部監査は、予め定めた監査手続に則り実施され、監査報告書発行後も、監査結果にもとづく改善計画が完了するまでフォローされます。

また、執行側の一機能でありながらも、客観的かつ公正不偏な内部監査を遂行するため、その独立性を担保する仕組みとして、当社のリスク&コントロール部の責任者の任免について、監査委員会の事前同意を要件としています。その上で、主要関係会社の内部監査部門の責任者の任免については、リスク&コントロール部の責任者による事前同意を要求しています。

リスク&コントロール部は、監査の結果を監査報告書にまとめ、定期的に監査委員会及び担当上級役員に報告しています。

<内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係>

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会を補助する使用人（補佐役）が直接行う監査活動に加えて、内部監査部門及びソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議等を通じて上記各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をし、その経過及び結果について報告を受けています。

また内部監査部門は、会計監査人に内部監査活動（計画と実績）の状況説明と監査結果の報告を定期的に行っており、内部監査計画の立案時及び内部監査を実施する際に適宜、会計監査人が発行した監査報告書を活用しています。

会計監査の状況

当社は2007年以降、PwCあらた有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。当年度における継続監査期間、及び当年度において当社の会計監査業務を執行した、PwCあらた有限責任監査法人の公認会計士の氏名は以下のとおりです。

継続監査期間

遅くとも1961年以降（同一のネットワークに属する組織等に係る期間を含む）

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 木内仁志*、井野貴章*、穴戸賢市*

* 連続して監査関連業務を行った年数については、7年以内であるため記載していません。

また、ソニーの会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士 94名、会計士補等 81名、その他 238名

会計監査人の選定方針と理由

監査委員会は、法令又は基準等が定める会計監査人の独立性及び適格性を勘案して、会計監査人候補者の決定、又は再任もしくは不再任の決定を行うことを方針としています。なお、会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされています。監査委員会は、毎年、期初に開催される監査委員会において、会計監査人を不再任としないことについての決定、又は不再任とする場合における会計監査人候補を含む会計監査人の選解任に関する株主総会の議案の決定を行っています。

監査委員会が、会計監査人としてPwCあらた有限責任監査法人を選任した理由は、以下の「監査委員会による会計監査人の評価」に記載される評価を通じて、当該会計監査人が法令又は基準等が定める会計監査人の独立性及び適格性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制が整えられていることに加え、これまでの監査実績及び監査の継続性を勘案した結果、再任が望ましいと判断したためです。

[会計監査人の解任又は不再任の決定の方針]

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、又はより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とします。

監査委員会による会計監査人の評価

監査委員会は、選任された会計監査人の独立性、資格要件及び適正性、ならびに業務内容について評価を継続的に行っています。具体的には、以下に定める活動を通じて会計監査人の評価を行っています。

会計監査人から、原則、毎年1回、当該会計監査人の品質管理体制、独立性、職業倫理、専門性、監査の有効性及び効率性等につき報告を受け、その内容を確認すること

期初において、当該年度における会計監査人が実施予定の監査計画の説明を受けたうえでその内容を確認し、その報酬等に同意をすることに加え、定期的に業務内容及びその報酬について報告を受け、その内容を確認すること
会計監査人から四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手續と結果についての報告を受け、その内容を評価すること

少なくとも毎年1回、ソニーグループの内部統制に関わる部門及び当社グローバル経理センターから会計監査人による監査活動について報告を受け、再任に関する意見を聴取すること

当年度も上述の評価を実施し、それらの内容を勘案した結果、当社の監査委員会は、PwCあらた有限責任監査法人が当社の会計監査人として適任であり、PwCあらた有限責任監査法人による監査の方法及び結果は相当であると評価いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)
提出会社	533	17	588	43
連結子会社	644	307	869	303
計	1,177	324	1,457	346

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(プライスウォーターハウスクーパース)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	2,539	353	2,554	172
計	2,539	353	2,554	172

上記a.及びb.の報酬に関する前連結会計年度及び当連結会計年度における非監査業務の内容は、各種アドバイザリー業務です。

c. その他の重要な監査証明業務にもとづく報酬の内容(a.及びb.を除く)

開示すべき重要な報酬がないため、記載を省略しております。

d. 監査報酬の決定方針

当社の会計監査人に対する監査業務及び非監査業務にかかる報酬は、会計監査人の独立性の保全を維持するために、業務内容及びその報酬額について、監査委員会による事前の同意が得られた上で決定されています。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、上述の監査報酬の決定方針に従った監査委員会による事前同意に際して、監査委員会として、執行役、社内関係部署及び会計監査人から必要な報告を受け、会計監査人の従前の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行った結果、上記報酬等の額が妥当であると判断したためです。

(4)【役員の報酬等】

取締役及び執行役の報酬等の額

当社から取締役及び執行役に対して支給されている報酬等の額

	定額報酬		業績連動報酬		株式退職金	
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取締役 (うち、社外取締役)	14 (*1/*2) (12)	210 (174)	- (-)	- (*3) (-)	3 (3)	111 (111)
執行役	5	360	5	446 (*4)	-	-
合計 (*6)	19	570	5	446	3	111 (*5)

(注) *1 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していませんので、上記の取締役に
は執行役を兼務する取締役2名は含まれていません。

*2 前年の定時株主総会開催日に退任した取締役3名を含んでいます。

*3 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して業績連動報酬を支給していません。

*4 上記の2019年度業績連動報酬は、2020年6月に支給した金額です。

*5 上記の株式退職金は、2020年の定時株主総会開催日に退任した取締役3名に支給する予定の金額です。株式退職金の制度内容については、以下の「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」
をご参照ください。

*6 上記のほか、株価連動報酬として、譲渡制限付株式及びストック・オプション付与を目的とした新株予約
権を発行しています。譲渡制限付株式については、当年度において、業務執行取締役ではない取締役分と
して37百万円及び執行役分として355百万円の会計上の費用をそれぞれ計上しました。ストック・オプ
ション付与を目的とした新株予約権については、当年度において、執行役分として479百万円の会計上の
費用を計上しました。なお、新株予約権の内容については、「第4 提出会社の状況」『1 株式等の状
況』の『(2) 新株予約権等の状況』に記載のとおりです。

当社及び子会社から取締役及び執行役に対して支給されている個人別の報酬等の額

氏名	役職 (*1)	定額報酬 (*2)	業績連動報酬 (*2) (*3)	株式退職金	合計 (*2)	ストック・ オプション 付与数 (*4)	譲渡制限付株式 付与数 (*5)
		百万円	百万円	百万円	百万円	万株	万株
吉田 憲一郎	当社取締役 (*6) (*7) 当社代表執行役 会長 兼 社長 CEO	175	279	-	454	15	5
十時 裕樹	当社取締役 (*6) (*7) 当社代表執行役 副社長 兼 CFO	59	56	-	115	3	1.5
勝本 徹	当社執行役 副社長 (*7)	48 (*8)	46 (*8)	-	93 (*8)	2	1
神戸 司郎	当社執行役 専務	42	39	-	81	2	0.6
安部 和志	当社執行役 専務	40	36	-	75	2	0.6

(注) *1 本表は、当社及び子会社から取締役及び執行役として受け取る報酬等のうち、当事業年度にかかるもの、及び当事業年度において報酬として受け、又は受ける見込み額が明らかになったものの総額が1億円以上である者を記載しています。なお、対象者の役職は本書提出日現在のものです。

*2 百万円未満を四捨五入して記載しています。したがって、各欄の合計が合計額の欄と一致しない場合があります。

*3 業績連動報酬額の決定にあたって使用された指標及び実績については、以下の「2019年度における執行役に対する業績連動報酬にかかる指標の目標及び実績」をご参照ください。

*4 上記のストック・オプションについて、2019年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値は1,864円です。なお、当該1株当たり加重平均公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいていくつかの想定値を使用している見積もられています。詳細は、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『18 株価連動型報奨制度』に記載のとおりです。また、当該1株当たり加重平均公正価値は、新株予約権を行使した際に実際に各執行役が得られる1株当たりの財産上の利益を表すものではありません。新株予約権を行使した際に実際に各執行役が得る財産上の利益は、行使時点での当社普通株式の市場価格が新株予約権の行使価額を上回るかどうかによって、また、行使期間などの制約があるため、当該新株予約権の付与により各執行役が当該公正価値と同等又はそれ以上の財産上の利益を得ることは全く保証されていません。さらに、当該1株当たり加重平均公正価値は、会計上の費用計上のために用いている数字であり、当該価値が当社による当社普通株式の市場価格に対する見込みを表すものではありません。

*5 執行役を対象に2019年度に付与された譲渡制限付株式の総数を記載しております。当該譲渡制限付株式の1株あたりの発行価額は、5,648円です。

*6 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していません。

*7 上記報酬の他にフリンジ・ベネフィット相当額及びそれにもなう所得税額の一部補填等を、吉田憲一郎については8百万円、十時裕樹については1百万円、勝本徹については1百万円、当社がそれぞれ負担しています。

*8 上記の報酬について、勝本徹については、ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株が定額報酬13百万円及び業績連動報酬9百万円を負担しています。

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び上級役員個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、報酬委員会が決定することとされており、報酬委員会によって定められた当該方針は、次のとおりです。

<取締役報酬について>

取締役の主な職務がソニーグループ全体の経営に対する監督であることに鑑み、グローバル企業であるソニーグループの経営に対する監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針としています。なお、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していません。

この基本方針を踏まえて、取締役の報酬の構成を

- ・ 定額報酬

- ・ 株価連動報酬
- ・ 株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、適切に設定されるよう、前述の方針に沿った設定を行うものとしています。

株価連動報酬については、譲渡制限付株式を用いて、株主との価値共有を一層促進すること及び健全かつ透明性のある経営の仕組みの構築・維持に対するインセンティブとして有効に機能するよう適切な制限や条件を設定するものとしています。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを取締役に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額としています。なお、取締役については、譲渡制限付株式の付与が行われた年度については、株式退職金のポイントを付与していません。

< 上級役員の報酬について >

上級役員がソニーグループ又は各事業の業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、会社業績の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを上級役員の報酬決定に関する基本方針としています。

この方針を踏まえて、上級役員の報酬の基本的な構成を

- ・ 定額報酬
- ・ 業績連動報酬
- ・ 株価連動報酬
- ・ 株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じて適切に設定しています。基本的には、グループ全体への経営責任・影響度がより大きい上級役員ほど、企業価値と連動する株価連動報酬の比率が高くなるように設定しています。（ご参考：「長期視点を促す役員報酬構成」）

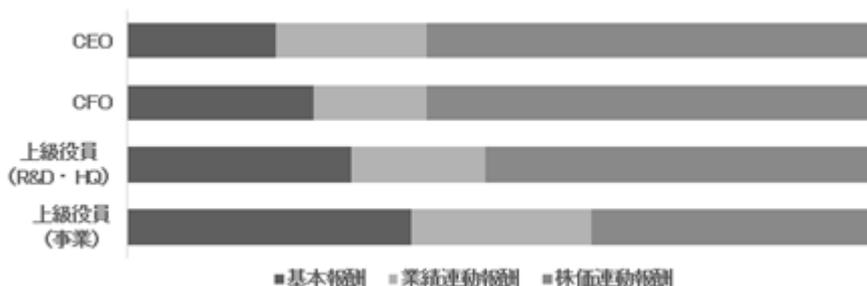
業績連動報酬については、中長期及び当該事業年度の経営数値目標の達成をめざすインセンティブとして有効に機能するよう適切な仕組みや指標が設定されるものとしています。具体的には、支給対象年度における（１）ROE（株主資本利益率）、当社株主に帰属する当期純利益及び営業活動によるキャッシュ・フロー等の連結又は個社の業績に関する指標（以下「業績関連指標」）のうち、担当領域に応じて設定された指標の達成度、及び（２）担当領域に関する個人業績の達成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの達成度を踏まえ、標準支給額に対し、原則０％から200％の範囲で支給額が変動するものとしています。個人業績の評価指標の一部には、One Sonyでの価値創出という観点からの事業間でのコラボレーションを加速するための取り組みや、社会価値創出及びESG（環境・社会・ガバナンス）の観点からのサステナビリティに関する取り組みを含めています。なお、業績連動報酬の標準支給額は、それぞれの職責に応じて、金銭報酬額（定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額）全体の内、適切な割合となるように設定されています。

株価連動報酬については、ストック・オプションや譲渡制限付株式等の株価に連動した報酬の仕組みを用いて、中長期的な株主価値向上をめざすインセンティブとして有効に機能するよう適切な制限や条件を設定するものとしています。また株価連動報酬は、それぞれの職責に応じ、金銭報酬額（定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額）と株価連動報酬額の合計額に対して適切な割合となるよう設定されています。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを上級役員に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額としています。

(ご参考：長期視点を促す役員報酬構成)

2019年度の報酬構成を記載しています。業績連動報酬については、標準支給額を用いています。



役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方法

上記報酬方針にもとづいた、取締役及び上級役員の個人別報酬支給額及び内容は報酬委員会が決定しています。具体的には、原則、毎年、定時株主総会開催日後に開催される報酬委員会において、取締役及び上級役員の各個人の当該事業年度における報酬の基本支給額及び内容を決定し、対象事業年度終了後に開催される報酬委員会において最終的な報酬支給額を決定しています。

なお、業績連動報酬については、各上級役員について、業績連動報酬の標準支給額ならびに業績関連指標（各指標の配分含む）及び個人業績の目標が設定され、対象事業年度終了後に開催される報酬委員会において、当該目標の達成度に応じて支給額を決定しています。

2019年度も同様の手続にもとづき、取締役及び上級役員の個人別報酬支給額を報酬委員会が決定しています。

2019年度における執行役に対する業績連動報酬にかかる指標の目標及び実績

2019年度における執行役の業績連動報酬の標準支給額は、金銭報酬額（定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額）全体の37.5%から50.0%の割合でした。また、2019年度において執行役に主に適用された業績関連指標、配分、目標値及び実績は以下のとおりです。

評価指標	評価ウェイト	2019年度 目標値（連結）	2019年度 実績（連結）
営業CF	50%	2018年度からの3年間において2.2兆円以上の営業CF（下記に定義する。）の創出を達成すべく設定された数値	7,629億円
当社株主に帰属する当期純利益	40%	5,000億円	5,822億円
ROE	10%	12.5%	14.8%

ソニーの第三次中期経営計画において営業活動によるキャッシュ・フローが最も重視される経営指標として設定されたことに伴い、金融分野を除いたベースでの営業活動によるキャッシュ・フロー（以下「営業CF」）の配分を最も高く設定したことに加え、当該第三次中期経営計画の数値目標に含まれるROE（株主資本利益率）も指標として設定しました。また、当該事業年度の経営数値目標の達成をめざすインセンティブとして機能させるべく、当社株主に帰属する当期純利益も指標として設定しました。

業績関連指標のうち、2019年度の営業CFの目標値は、第三次中期経営計画の目標数値である、2018年度からの3年間において2.2兆円以上の営業CFの創出をめざすべく、報酬委員会がインセンティブとして有効に機能すると判断した数値が設定されました。業績関連指標のうち、2019年度の当社株主に帰属する当期純利益については、2019年度通期の連結業績見通しとして、2019年4月に公表された数値である5,000億円、2019年度のROEについては12.5%が目標値としてそれぞれ設定されました。なお、2019年度の業績関連指標の実績は、営業CFが7,629億円、当社株主に帰属する当期純利益が5,822億円、及びROEが14.8%であり、それぞれ目標値を上回る結果となりました。

2019年度の執行役の業績連動報酬は、上記の「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に記載のとおり、担当領域に応じて設定された業績関連指標の達成度、及び担当領域に関する個人業績の達成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの達成度を踏まえ、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で決定されました。その結果、2019年度において、各執行役に対する業績連動報酬の支給額は、標準支給額に対して、149.1%～155.1%の範囲でした。

（ご参考）

< 譲渡制限付株式報酬制度について >

当社は、2017年度より当社の執行役及びその他経営幹部、ならびに当社の業務執行取締役でない取締役（以下「非業務執行取締役」）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

この制度は、当社の執行役及びその他経営幹部については、株主との価値共有を一層促進すること、ならびに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的とするものです。また、非業務執行取締役については、株主との価値共有を一層促進すること及び健全かつ透明性のある経営の仕組みの構築・維持に対するインセンティブとして機能させることを目的としています。

具体的には、一定期間、割り当てられた当社普通株式を自由に譲渡その他の処分をすることができないこと（以下「譲渡制限」）及び一定の事由が生じた場合には当社が当該割り当てられた当社普通株式を無償取得することを条件に、当社普通株式を執行役及びその他経営幹部、ならびに非業務執行取締役に付与します。前述の譲渡制限期間及び譲渡制限が解除される要件や付与対象者、ならびに付与数など同制度の具体的内容については、報酬委員会が決定します。

(5) 【株式の保有状況】

純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方

当社は、当社及び当社の子会社が保有する投資株式（当社の上場子会社が保有する株式及び当社が保有する当該上場子会社社株式を除く）について、以下の定義にしたがって区分し、管理しています。

- ・純投資目的である投資株式：専ら株価の変動や配当の受取によって利益を享受することを目的とする投資株式
- ・純投資目的以外の目的である投資株式：「純投資目的」以外の投資株式

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（金融商品取引所に上場されている株式に限る）について、当社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法

<保有方針>

当社は、当社又は当社の子会社による上場会社株式の取得又は継続保有（当社の上場子会社による取得及び継続保有、ならびに当社が保有する当社の上場子会社社株式を除く）にあたっては、適切な手続を経て十分に検討のもと、保有意義・経済合理性が十分認められるものに限り、取得又は継続保有することにしており、保有意義・経済合理性が十分であると認められなかった銘柄については縮減するものとしています。

<保有の合理性の検証方法>

当社及び当社の子会社が純投資目的以外の目的で保有する全ての上場会社株式（当社の上場子会社が保有する株式及び当社が保有する当該上場子会社社株式を除く）については、保有目的の適切さ、取引上の重要性（見込んでいた協業の進捗や今後の見通しを含む）と株式保有がかかる取引に与える影響をレビューするとともに、株式保有にかかる利回り及び資本コストの精査を通じて、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するかどうかという観点に照らして、随時、保有の適否の検証を行っています。なお、全ての上場会社株式の銘柄について、まず執行側において検証が行われ、その結果を踏まえて、業務執行の監督機関である当社取締役会において保有の適否の検証が行われています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（金融商品取引所に上場されている株式に限る）について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

2020年3月末時点において当社及び当社の子会社が保有する全ての上場会社株式（当社の上場子会社が保有する株式及び当社が保有する当該上場子会社社株式を除く）につき、前述の方法により、2020年6月26日に開催された取締役会にて保有の合理性の検証を行いました。

なお、縮減を検討すべきと判断された株式については、縮減に向けた検討を進めます。

当社が保有する保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（銘柄数・貸借対照表上の金額・前事業年度からの増減）

	非上場株式	それ以外
銘柄数	87銘柄	3銘柄
貸借対照表上の金額	13,286百万円	1,221百万円
株式数が増加した銘柄数	15銘柄	-
株式数の増加に係る取得価額の合計額	1,066百万円	-
増加の理由	ソニーグループの事業ポートフォリオの拡充及び関連事業推進・関係強化等を目的とした投資等	-
株式数が減少した銘柄数	6銘柄	1銘柄
株式数の減少に係る売却価額の合計額	2,522百万円	80,357百万円

当社が保有する保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（金融商品取引所に上場されている株式に限る。以下「特定投資株式」という。）及びみなし保有株式（各銘柄ごとの情報）

特定投資株式

銘柄	(2019年度)	(2018年度)	保有目的	定量的保有効果 *1	株式数の 増加した理由	当該株式の 発行者による 当社の株式の 保有の有無 *2
	株式数(株)	株式数(株)				
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)				
(株)WOWOW	230,000	230,000	ソニーの関連 事業推進及び 関係維持・強 化等のための 政策投資	前述の検証方法 に従い、保有の 合理性を判断し ています。	-	無
	552	682				
(株)ジャパンディスプレイ	10,700,000	10,700,000	同上	同上	-	無
	524	738				
(株)テレビ東京 ホールディングス	60,000	60,000	同上	同上	-	無
	144	140				
オリンパス(株)	-	68,975,800	同上	同上	-	無
	-	82,909				

(注)*1 定量的保有効果の開示は困難であるため、保有の合理性を検証した方法を記載しています。

*2 当社の株主名簿等により確認できる範囲で記載しております。

みなし保有株式

銘柄	(2019年度)	(2018年度)	保有目的	定量的保有効果 *1	株式数の 増加した理由	当該株式の 発行者による 当社の株式の 保有の有無 *2
	株式数(株)	株式数(株)				
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)				
(株)タムロン	3,129,850	3,129,850	ソニーの関連 事業推進及び 関係維持・強 化等のための 政策投資等 (退職給付信 託に拠出して おり、当社は 議決権の行使 に関する指図 権を有する)	前述の検証方法 に従い、保有の 合理性を判断し ています。	-	有
	5,674	6,319				
(株)レスターホールディングス *3	2,951,820	2,234,820	同上	同上	(株)バイテック ホールディング スを吸収合 併したことよ る	有
	4,469	4,575				
東映アニメーション(株)	780,000	780,000	同上	同上	-	無
	3,939	4,259				
(株)バイテック ホールディングス *3	-	717,000	同上	同上	-	-
	-	1,380				

(注)*1 定量的保有効果の開示は困難であるため、保有の合理性を検証した方法を記載しています。

*2 当社の株主名簿等により確認できる範囲で記載しております。

*3 (株)U K Cホールディングスは、2019年4月1日に(株)バイテックホールディングスを吸収合併し、(株)レスターホールディングスに社名変更しました。

当社が保有する保有目的が純投資目的である投資株式（銘柄数・貸借対照表上の金額・受取配当金・売却損益及び評価損益）
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第95条の規定により、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式及び作成方法にもとづいて作成しています。
- (2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社とその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されています。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)にもとづいて作成しています。
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため以下のような取り組みを行っています。

- (1) 当社では、「情報開示に関する統制と手続き(Disclosure Controls and Procedures)」として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内関連部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示の必要性とその内容を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保に関し、ソニーグループの本社機能の一部を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、マネジメントを補佐しています。
- (2) 前述の「情報開示に関する統制と手続き」にしたがい、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応するため、当社グローバル経理センターにおいて米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」)、米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission、以下「SEC」)及び会計専門家等から継続的に情報収集を行い、社内規程等を適宜整備しています。
- (3) また、2006年度(2006年4月1日から2007年3月31日まで)からは、財務報告に係る内部統制に関するマネジメントの報告書をSECに提出する年次報告書(Annual report on Form 20-F)に含めることも義務付けられました。これを遵守するため、当社は、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価する、本社機能の一部を所管する責任者により構成される組織横断的な運営委員会を設置しています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	2018年度(2019年3月31日)	2019年度(2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金及び現金同等物		1,470,073	1,512,357
2 有価証券(うち、譲受人が売却又は再担保差入れできる権利を有している差入担保資産 2018年度 15,437百万円、2019年度 17,521百万円を含む)	*8 *12	1,324,538	1,847,772
3 受取手形、売掛金及び契約資産	*7 *19	1,091,242	1,028,793
4 貸倒引当金		25,440	25,873
5 棚卸資産	*4	653,278	589,969
6 未収入金		223,620	188,106
7 前払費用及びその他の流動資産		509,301	594,021
流動資産合計		5,246,612	5,735,145
繰延映画製作費	*5	409,005	427,336
投資及び貸付金			
1 関連会社に対する投資及び貸付金	*6	163,365	207,922
2 投資有価証券その他(うち、譲受人が売却又は再担保差入れできる権利を有している差入担保資産 2018年度 832,984百万円、2019年度 930,882百万円を含む)	*8 *12 *13	11,561,286	12,526,210
投資及び貸付金合計		11,724,651	12,734,132
有形固定資産			
1 土地		83,992	81,482
2 建物及び構築物		664,157	659,556
3 機械装置及びその他の有形固定資産		1,585,382	1,725,720
4 建設仮勘定		39,208	76,391
		2,372,739	2,543,149
5 減価償却累計額		1,595,686	1,634,505
有形固定資産合計		777,053	908,644
その他の資産			
1 オペレーティング・リース使用权資産	*3	-	359,510
2 ファイナンス・リース使用权資産	*3	-	33,100
3 無形固定資産	*10	917,966	906,310
4 営業権	*10	768,552	783,888
5 繰延保険契約費	*11	595,265	600,901
6 繰延税金	*22	202,486	210,372
7 その他		339,996	340,005
その他の資産合計		2,824,265	3,234,086
資産合計		20,981,586	23,039,343

区分	注記 番号	2018年度(2019年3月31日)	2019年度(2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(負債の部)			
流動負債			
1 短期借入金	*12	618,618	810,176
2 1年以内に返済期限の到来する 長期借入債務	*12	172,461	29,807
3 1年以内に返済期限の到来する 長期オペレーティング・リース負債	*3	-	68,942
4 支払手形及び買掛金		492,124	380,810
5 未払金・未払費用		1,693,048	1,630,197
6 未払法人税及びその他の未払税金		135,226	145,996
7 銀行ビジネスにおける顧客預金	*13	2,302,314	2,440,783
8 その他	*19	666,024	733,732
流動負債合計		6,079,815	6,240,443
長期借入債務	*12	568,372	634,966
長期オペレーティング・リース負債	*3	-	314,836
未払退職・年金費用	*16	384,232	324,655
繰延税金	*22	531,421	549,538
保険契約債務その他	*11	5,642,671	6,246,047
生命保険ビジネスにおける契約者勘定	*11	3,048,202	3,642,271
その他	*19	281,382	289,285
負債合計		16,536,095	18,242,041
償還可能非支配持分		8,801	7,767
コミットメント及び偶発債務	*27		

区分	注記 番号	2018年度(2019年3月31日)	2019年度(2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資本の部)	*17		
当社株主に帰属する資本			
1 資本金			
普通株式(無額面)			
2018年度末			
- 授權株式数 3,600,000,000株		874,291	
発行済株式数 1,271,230,341株			
2019年度末			
- 授權株式数 3,600,000,000株			880,214
発行済株式数 1,261,058,781株			
2 資本剰余金		1,266,874	1,289,719
3 利益剰余金		2,320,586	2,768,856
4 累積その他の包括利益			
(1)未実現有価証券評価益(純額)		135,035	161,191
(2)未実現デリバティブ評価損益(純額)		19	1,248
(3)年金債務調整額		310,457	235,520
(4)外貨換算調整額		435,229	509,872
(5)金融負債評価調整額		-	1,973
累積その他の包括利益合計		610,670	580,980
5 自己株式			
普通株式			
2018年度末 - 20,483,474株		104,704	
2019年度末 - 40,898,841株			232,503
当社株主に帰属する資本合計		3,746,377	4,125,306
非支配持分		690,313	664,229
資本合計		4,436,690	4,789,535
負債及び資本合計		20,981,586	23,039,343

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	2018年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	2019年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
売上高及び営業収入			
1 純売上高		7,306,235	6,856,090
2 金融ビジネス収入	*11	1,274,708	1,299,847
3 営業収入		84,744	103,948
		8,665,687	8,259,885
売上原価、販売費・一般管理費及び その他の一般費用			
1 売上原価	*21	5,150,750	4,753,174
2 販売費及び一般管理費	*21	1,576,825	1,502,625
3 金融ビジネス費用	*11	1,112,446	1,171,875
4 その他の営業益(純額)	*21	71,568	3,611
		7,768,453	7,424,063
持分法による投資利益(損失)		2,999	9,637
営業利益		894,235	845,459
その他の収益			
1 受取利息及び受取配当金		21,618	19,278
2 持分証券に関する利益(純額)	*8	118,677	-
3 その他		4,440	2,671
		144,735	21,949
その他の費用			
1 支払利息		12,467	11,090
2 持分証券に関する損失(純額)	*8	-	20,180
3 為替差損(純額)		11,279	26,789
4 年金制度変更にかかる損失	*16	-	6,358
5 その他		3,576	3,541
		27,322	67,958
税引前利益		1,011,648	799,450
法人税等	*22		
1 当年度分		166,748	172,391
2 繰延税額		121,650	4,799
		45,098	177,190
当期純利益		966,550	622,260
非支配持分に帰属する当期純利益		50,279	40,069
当社株主に帰属する当期純利益		916,271	582,191
1 株当たり情報	*23		
当社株主に帰属する当期純利益			
- 基本的		723.41円	471.64円
- 希薄化後		707.74円	461.23円

【連結包括利益計算書】

区分	注記 番号	2018年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2019年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
包括利益			
1 当期純利益		966,550	622,260
2 その他の包括利益(税効果考慮後)	*17		
(1) 未実現有価証券評価益		33,285	40,390
(2) 未実現デリバティブ評価益		1,223	1,267
(3) 年金債務調整額		13,960	74,971
(4) 外貨換算調整額		8,444	75,888
(5) 金融負債評価調整額		-	3,032
包括利益		995,542	666,032
非支配持分に帰属する包括利益		57,669	54,151
当社株主に帰属する包括利益		937,873	611,881

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	2018年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2019年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益		966,550	622,260
2 営業活動から得た現金・預金及び現金同等物 (純額)への当期純利益の調整			
(1) 有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の 償却費(繰延保険契約費及び契約コストの償却 を含む)		374,026	416,642
(2) 繰延映画製作費の償却費		348,493	329,809
(3) 退職・年金費用(支払額控除後)		33,631	8,948
(4) その他の営業益(純額)	*21	71,568	3,611
(5) 投資有価証券に関する損益(純額) (金融ビジネス以外)	*8	118,630	20,177
(6) 金融ビジネスにおける有価証券及び投資有価証 券に関する損益(純額)		66,383	93,088
(7) 繰延税額	*22	121,650	4,799
(8) 持分法による投資(利益)損失(純額) (受取配当金相殺後)		7,947	5,114
(9) 資産及び負債の増減			
受取手形、売掛金及び契約資産の減少		1,144	62,654
棚卸資産の減少		30,455	40,315
繰延映画製作費の増加		410,994	361,194
支払手形及び買掛金の増加・減少()		18,534	91,435
未払法人税及びその他の未払税金の減少		20,039	40,144
保険契約債務その他の増加		544,179	520,683
繰延保険契約費の増加		88,807	99,433
生命保険ビジネスにおける有価証券の増加		64,034	124,270
その他の流動資産の増加()・減少		16,576	37,286
その他の流動負債の増加・減少()		56,723	27,083
(10) その他		110,153	19,940
営業活動から得た 現金・預金及び現金同等物(純額)		1,258,738	1,349,745

区分	注記 番号	2018年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2019年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の購入		312,644	439,761
2 固定資産の売却		17,585	18,758
3 金融ビジネスにおける投資及び貸付		1,078,250	1,319,062
4 投資及び貸付(金融ビジネス以外)		53,525	48,853
5 金融ビジネスにおける投資の売却又は償還 及び貸付金の回収		309,498	343,740
6 投資の売却又は償還及び貸付金の回収 (金融ビジネス以外)		2,442	14,456
7 EMI Music Publishing取得にともなう支出 (取得現金控除後)	*25	244,197	-
8 ビジネスの売却による収入		-	12,816
9 Spotify Technology S.A.株式の売却に関連する 収入	*8	82,467	-
10 オリンパス株式会社株式の売却による収入		-	80,357
11 その他		30,821	14,729
投資活動に使用した 現金・預金及び現金同等物(純額)		1,307,445	1,352,278
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入		94,351	118,447
2 長期借入債務の返済	*12 *25	382,671	198,055
3 短期借入金金の増加(純額)		123,979	193,332
4 金融ビジネスにおける顧客預り金の増加(純額)		246,945	258,720
5 配当金の支払		38,067	49,574
6 自己株式の取得	*17	100,177	200,211
7 Nile Acquisition LLCの非支配持分の取得	*17	32,041	-
8 Game Show Network, LLCの非支配持分の取得	*17	-	39,894
9 その他		35,203	17,107
財務活動から得た又は使用した() 現金・預金及び現金同等物(純額)		122,884	65,658
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物(制限付 き現金・預金含む)に対する影響額		52,465	21,643
現金・預金及び現金同等物(制限付き現金・預金含 む)純増加・減少()額		119,126	41,482
現金・預金及び現金同等物(制限付き現金・預金含 む)期首残高		1,592,939	1,473,813
現金・預金及び現金同等物(制限付き現金・預金含 む)期末残高		1,473,813	1,515,295
控除 - その他の流動資産及びその他の資産に含まれ る制限付き現金・預金		3,740	2,938
現金・預金及び現金同等物期末残高		1,470,073	1,512,357

区分	注記 番号	2018年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2019年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
補足情報			
1年間の現金支払額			
法人税等		210,499	216,922
支払利息		10,882	10,000
現金支出をとみなわない投資及び財務活動			
ファイナンス・リース契約による資産の取得		32,541	6,478

【連結資本変動表】

区分	注記 番号	金額(百万円)							
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	累積その他の 包括利益	自己株式	当社株主に 帰属する 資本合計	非支配持分	資本合計
2018年3月31日現在残高		865,678	1,282,577	1,440,387	616,746	4,530	2,967,366	679,791	3,647,157
1 新会計基準適用による累積的 影響額				7,976	15,526		7,550	5,432	2,118
2 新株の発行		431	431				862		862
3 新株予約権の行使		8,174	8,174				16,348		16,348
4 転換社債型新株予約権付社債 の株式への転換		8	8				16		16
5 株式にもとづく報酬			1,159				1,159		1,159
6 包括利益									
(1)当期純利益				916,271			916,271	50,279	966,550
(2)その他の包括利益 (税効果考慮後)	*17								
未実現有価証券評価益					24,370		24,370	8,915	33,285
未実現デリバティブ評価益					1,223		1,223		1,223
年金債務調整額					14,013		14,013	53	13,960
外貨換算調整額					10,022		10,022	1,578	8,444
包括利益合計							937,873	57,669	995,542
7 新株発行費(税効果考慮後)			147				147		147
8 配当金(1株当たり35.00円)				44,048			44,048	28,961	73,009
9 自己株式の取得	*17					100,177	100,177		100,177
10 自己株式の売却			1			3	4		4
11 非支配持分株主との取引及び その他			25,329				25,329	23,618	48,947
2019年3月31日現在残高		874,291	1,266,874	2,320,586	610,670	104,704	3,746,377	690,313	4,436,690

区分	注記 番号	金額(百万円)							資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	累積その他の の包括利益	自己株式	当社株主に 帰属する 資本合計	非支配持分	
2019年3月31日現在残高		874,291	1,266,874	2,320,586	610,670	104,704	3,746,377	690,313	4,436,690
1 新会計基準適用による累積的 影響額	*3			7,472			7,472		7,472
2 新株の発行		529	529				1,058		1,058
3 新株予約権の行使		5,179	5,180				10,359		10,359
4 転換社債型新株予約権付社債 の株式への転換		215	215				430		430
5 株式にもとづく報酬			1,980				1,980		1,980
6 包括利益									
(1)当期純利益				582,191			582,191	40,069	622,260
(2)その他の包括利益 (税効果考慮後)	*17								
未実現有価証券評価益					26,156		26,156	14,234	40,390
未実現デリバティブ評価益					1,267		1,267		1,267
年金債務調整額					74,937		74,937	34	74,971
外貨換算調整額					74,643		74,643	1,245	75,888
金融負債評価調整額					1,973		1,973	1,059	3,032
包括利益合計							611,881	54,151	666,032
7 新株発行費(税効果考慮後)			80				80		80
8 配当金(1株当たり45.00円)				55,111			55,111	25,885	80,996
9 自己株式の取得	*17					200,211	200,211		200,211
10 自己株式の売却			0			2	2		2
11 自己株式の消却	*17		1,072	71,338		72,410	-		-
12 非支配持分株主との取引及び その他			16,093				16,093	54,350	38,257
2020年3月31日現在残高		880,214	1,289,719	2,768,856	580,980	232,503	4,125,306	664,229	4,789,535

連結財務諸表注記

1 会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法

当社は、1961年6月、SECに米国預託証券（American Depositary Receipt）の発行登録を行い、1970年9月、ニューヨーク証券取引所に上場しています。前述の経緯により、当社は米国1934年証券取引所法第13条（Section 13 of the Securities Exchange Act of 1934）にもとづく継続開示会社となり、年次報告書（Annual report on Form 20-F）をSECに対し提出しています。

当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。ソニーが採用している会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法のうち、日本における会計処理の原則及び手続ならびに表示方法（以下「日本会計原則」）と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。ほとんどの違いは国内会社の会計処理によるもので、そのうち金額的に重要な修正及び組替項目については、米国会計原則による税引前利益に含まれる影響額を括弧内に表示しています。

(1) 保険事業の会計

新規保険契約の獲得もしくは保険契約の更新に直接関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保険契約債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。なお、日本会計原則においてはこれらの費用は、発生年度の期間費用として処理しています。（2018年度 14,886百万円の利益、2019年度 5,321百万円の利益）米国会計原則上、保険契約債務等は保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式等により計算していますが、日本会計原則においては行政監督庁の認める方式により算定しています。（2018年度 74,013百万円の利益、2019年度 65,061百万円の利益）

(2) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年1回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。（2018年度 30,271百万円の利益、2019年度 38,495百万円の利益）

(3) 持分法による投資利益（損失）の会計処理区分

持分法による投資利益（損失）は、持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考えて営業利益（損失）の前に区分して表示しています。なお、日本会計原則において持分法による投資利益（損失）は、営業外収益又は営業外費用の区分に表示されています。

(4) 変動持分事業体の連結

変動持分事業体（以下「VIE」）とされる事業体のうち、ソニーがその第一受益者であると判定されたVIEを連結しています。

(5) 法人税等に関する会計処理

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合に、評価性引当金の計上により減額されています。繰延税金資産の回収可能性については、関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否を定期的に評価しています。また、税務申告時にある税務処理を採用することによって生じる税金費用の減少が、50%以上の可能性で税務当局に認められないと考えられる場合には、税金引当を計上しています。

(6) 持分証券にかかる未実現評価損益の会計処理

連結子会社及び持分法適用会社への投資を除く持分証券を、原則として公正価値で測定し、連結会計期間末に保有する持分証券の再評価による価値の変動を損益に計上しています。持分証券の再評価により生じた未実現評価損益の詳細については、注記8をご参照ください。

(7) リース

リース期間が1年を超えるオペレーティング・リース契約について、将来のリース期間にわたる支払リース料総額を入手可能な情報を基にした借手の追加借入利率で割り引くことにより、使用权資産及びリース負債の現在価値を測定しています。これらは連結貸借対照表上、オペレーティング・リース使用权資産、1年以内に返済期限の到来する長期オペレーティング・リース負債、長期オペレーティング・リース負債に計上されています。

(8) 未払退職・年金費用

年金数理純損益は、コリドーアプローチ(回廊方式)により一定期間にわたって償却しています。日本会計原則において数理計算上の差異は、平均残存勤務期間以内の一定期間で全額が償却されています。

2 営業活動の内容

ソニーは、様々な一般消費者向け、業務向け及び産業向けのエレクトロニクス製品・部品、具体的にはネットワークサービス、ゲーム機、ゲームソフトウェア、テレビ、オーディオ・ビデオレコーダー及びプレーヤー、静止画・動画カメラ、スマートフォン、イメージセンサー等を開発、設計、制作、製造、提供、販売しています。ソニーの主要な生産施設は日本を含むアジアにあります。ソニーは、また、特定の製品の製造を外部の生産受託業者に委託しています。ソニーの製品及びサービスは世界全地域において、販売子会社及び資本関係のない各地の卸売り業者ならびにインターネットによる直接販売により販売、提供されています。ソニーは、音楽ソフトの企画、制作、製造、販売及び楽曲の詞及び曲の管理及びライセンスならびにアニメーション作品及びその派生ゲームアプリケーションの制作、販売を行っています。ソニーは、また、映画作品及びテレビ番組の製作又は制作、買付、販売ならびにテレビ及びデジタルのネットワークオペレーションを行っています。さらに、ソニーは、日本の生命保険子会社及び損害保険子会社を通じた保険事業、日本のインターネット銀行子会社を通じた銀行ビジネスなどの様々な金融ビジネスに従事しています。

3 主要な会計方針の要約

(1) 主要な会計方針

1 連結の基本方針ならびに関連会社に対する投資の会計処理

ソニーの連結財務諸表は、当社、当社が過半数の株式を所有する子会社、ソニーが支配持分を有するジェネラル・パートナーシップ及びその他の事業体ならびにソニーを主たる受益者とする変動持分事業体の勘定を含んでいます。連結会社間の取引ならびに債権債務は、全て消去しています。ソニーは、支配力を有していないが事業又は財務の方針に重要な影響を行使し得る、すなわち通常20%以上50%以下の持分を有する関連会社への投資に対し持分法を適用しています。また、ソニーが支配持分を有しないジェネラル・パートナーシップ及びリミテッド・パートナーシップに対する投資についても投資先の活動に少なからぬ影響を及ぼす場合（通常3%から5%を超える持分）には、持分法が適用されます。ソニーの持分が極めて僅少であるため、実質的にソニーが投資先の活動に影響を持たないパートナーシップに対する投資は、公正価値で測定しています。持分法適用会社に対する投資には、未分配損益に対するソニーの持分額を取得価額に加減算した金額を計上しています。これらの投資に関する損益は税引後の金額で計上され、未実現内部利益を控除した金額が連結営業利益（損失）に含まれています。個別の投資の価値が下落し、その下落が一時的でないと判断される場合には、公正価値まで評価減しています。

連結子会社あるいは持分法適用会社は、公募、第三者割当、あるいは転換社債の転換によりソニーのこれらの会社に対する1株当たりの持分額を超える、あるいは下回る価格で、第三者に対して株式を発行することがあります。このような取引について、ソニーの持分の変動により発生する損益は、持分の変動があった年度に計上しています。

子会社に対する支配権の喪失により発生する損益は、残余持分の公正価値への再評価にしたがって計上される一方、支配権を維持し続ける連結子会社に対する持分の変動については資本取引として処理され、損益は計上されません。

連結子会社及び持分法適用会社に対する投資原価が当該会社の純資産額のソニーの持分を超える場合、その金額は、取得時点における公正価値にもとづき、識別可能な各資産及び負債に配分しています。投資原価が当該被投資会社の純資産額のソニーの持分を超える金額のうち、特定の資産及び負債に配分されなかった部分は、投資額の一部として営業権に計上しています。

2 見積りの使用

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような見積り・予測を必要とします。最も重要な見積りは、投資有価証券の評価、棚卸資産の評価、長期性資産の公正価値、営業権及び無形固定資産の公正価値、企業結合により取得した資産及び引受負債の公正価値、製品保証に関する負債、年金及び退職金制度、繰延税金資産、不確実な税務ポジション、繰延映画製作費、保険関連の債務の算定、評価に使用される見積りを含みます。結果として、このような見積りと実績が大きく異なる場合があります。新型コロナウイルス感染拡大がソニーの事業に悪影響を与え得るタイミングや度合いは、非常に不確実であり、今後の事態の進展によります。この不確実性は、会計上の見積り及び前提に追加の変動をもたらす可能性があります。主に営業権及び長期性資産の減損や繰延税金資産の評価に使用される見積り及び前提に影響する可能性があります。

3 外貨換算

海外子会社及び関連会社の財務諸表項目の換算において、資産及び負債は決算日の適切な為替相場によって円貨に換算し、収益及び費用はおおむね取引発生時の為替相場によって円貨に換算しています。その結果生じた換算差額は、累積その他の包括利益の一部として表示しています。段階取得に関する企業結合の会計基準にしたがい、過去から保有している資本持分を再評価する際は、累積の外貨換算調整額を損益として認識します。

外貨建貨幣性資産及び負債は決算日の適切な為替相場によって換算し、その結果生じた為替差損益は当年度の損益に計上しています。

4 現金・預金、現金同等物、及び制限付き現金・預金

現金・預金及び現金同等物は、表示された金額で容易に換金され、かつ満期日まで短期間であるために利率の変化による価値変動リスクが僅少なもので、取得日から3ヵ月以内に満期の到来する流動性の高い全ての投資を含んでいます。ソニーは制限付き現金・預金を連結キャッシュ・フロー計算書上の現金・預金及び現金同等物に含めています。

5 市場性のある負債及び持分証券

売却可能証券に区分された負債証券は、その公正価値で計上されており、未実現評価損益（税効果考慮後）は累積その他の包括利益の一部として表示されています。持分証券及び売買目的有価証券に区分される負債証券は公正価値で計上されており、未実現評価損益は損益に含まれています。満期保有目的の負債証券は償却原価で計上されています。売却可能証券又は満期保有目的の個々の証券について、一時的な減損を認識した場合を除き公正価値まで評価減を損益に計上しています。実現した売却損益は平均原価法により計算し損益に反映しています。

ソニーは、個々の負債証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価していません。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソプリリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

売却可能証券に区分された負債証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、その公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

満期保有目的の負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかによって左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

6 容易に算定できる公正価値を待たない持分証券

容易に算定できる公正価値を持たない持分証券について、取得原価から減損を控除し、同じ発行体の同一又は類似投資の観察可能な価格変動（秩序ある取引における）を加減した金額で測定しています。容易に算定できる公正価値を持たない持分証券の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとして判断される場合は投資の減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。減損の要否の判定は、経営成績、事業計画及び将来の見積キャッシュ・フローなどの要因を考慮して決定されます。公正価値は、割引キャッシュ・フロー、直近の資金調達状況の評価及び類似会社との比較評価などを用いて算定しています。

7 貸倒引当金

回収可能性に疑義のある債権に対して貸倒引当金を計上しています。支払いが遅延している債権に対しては、顧客ごとに未収額の調査を行うことにより、係争あるいはその他回収可能性の問題を有する顧客を把握しています。貸倒引当金の計算にあたり、過去の回収率に加え継続的な信用リスク評価にもとづいて顧客の信用力を判断しています。

8 棚卸資産

ゲーム&ネットワークサービス（以下「G&NS」）分野、音楽分野、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション（以下「EP&S」）分野、イメージング&センシング・ソリューション（以下「I&SS」）分野及び映画（繰延映画製作費を除く）分野における棚卸資産は、正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成又は処分までの費用を控除した額）を超えない取得原価で評価しており、平均法によって計算しています。

9 未収入金

ソニーは、部品組立業者のために組立部品を含む物品を調達しており、未収入金には、この部品組立業者との間の物品手配に関連する債権を含んでいます。当該債権は関連する再購入の際に決済されます。収益又は利益はこれらの取引において計上されません。ソニーは後に完成品もしくは一部組立品として、棚卸資産を部品組立業者から再購入しています。

10 繰延映画製作費

繰延映画製作費は、映画作品及びテレビ番組の両方にかかる直接製作費、間接製作費及び取得費用を含み、未償却残高あるいは見積公正価値のいずれか低い価額により長期性資産として計上されています。繰延映画製作費の償却及び見積分配金債務の計上は、作品ごとの予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて行われます。繰延映画製作費は、ソニーの世界的なチャンネル・ネットワークで放映される買付作品から成るテレビ放映権も含み、ライセンス期間が開始されテレビ放映ができる状態にある場合にこれらの放映権が認識されます。テレビ放映権は、未償却残高あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で表示され、使用見込時期によって短期又は長期性資産として計上されます。テレビ放映権は、使用見込みにもとづき又は適切な場合には耐用年数にわたって定額法にもとづき、償却されますが、複数年でのライセンスとなるスポーツイベントのテレビ放映権は、原則として、関連する予想総収益に対する各年度の広告収入及び視聴料収入の割合にもとづき償却されます。繰延映画製作費の公正価値及びテレビ放映権の正味実現可能価額の計算に使用される見積りは、将来の需要と市況に関する前提条件にもとづき設定され、定期的に見直されています。

11 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得原価で表示しています。有形固定資産の減価償却費は定額法を採用し、これらの資産の見積耐用年数（建物及び構築物については2年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産については2年から10年の期間）にもとづき、計算しています。多額の更新及び追加投資は、取得原価で資産計上しています。維持費、修繕費及び少額の更新、改良に要した支出は発生時の費用として処理しています。

12 リース

契約開始時点において、ソニーは当該契約がリースを含んでいるかどうかを決定しています。対価の支払いと引き換えに、有形固定資産（識別された資産）の使用を一定期間支配する権利を契約が提供している場合には、その契約にはリースが含まれているものとしています。ソニーの連結貸借対照表上、オペレーティング・リースはオペレーティング・リース使用権資産、1年以内に返済期限の到来する長期オペレーティング・リース負債及び長期オペレーティング・リース負債に含まれています。またソニーの連結貸借対照表上、ファイナンス・リースはファイナンス・リース使用権資産、1年以内に返済期限の到来する長期借入債務及び長期借入債務に含まれています。

使用権資産は、リース期間にわたって原資産を使用する権利を表しており、リース負債はリース契約より発生するリース料の支払にかかる債務を表しています。使用権資産とリース負債は、リース開始日においてリース期間にわたるリース料の現在価値に基づいて認識されます。また使用権資産は、リース開始日以前に発生したリース料と当初直接コストを含んでおり、リース・インセンティブを除いています。リース料の現在価値を計算するにあたって、大部分のリースについてリースの計算利率は入手可能ではないため、ソニーは通常、借手の追加借入利率を使用しています。ソニーは、リース開始日におけるそれぞれの国や地域の経済状況及びリース期間を考慮した上で、担保付借入の見積利率をもとに借手の追加借入利率を決定しています。リースを延長又は終了させる契約上のオプションの行使が合理的に確実な場合、リース期間は当該オプションを含みます。貸借対照表上で認識されたオペレーティング・リースにかかるリース費用は、リース期間にわたって定額認識されます。ソニーは、全ての原資産の種類において、リース構成要素と非リース構成要素を単一のリース構成要素として会計処理しています。リース期間が1年以内のリースについて、ソニーは短期リースの例外措置を適用しており、使用権資産及びリース負債を認識せず費用を定額で認識しています。

2019年4月1日において、ソニーは比較年度の表示・開示を修正再表示しない修正遡及法によって、リース会計を変更する会計基準アップデート（Accounting Standards Update、以下「ASU」）2016-02を適用しました。ASU 2016-02適用前の2018年度以前において、オペレーティング・リースにかかる使用権資産とリース負債は、ソニーの連結貸借対照表上で認識されていませんでした。この新会計基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与えた詳細な影響については、注記3(2) 新会計基準の適用をご参照ください。

13 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産は、年1回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。事象又は状況の変化とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などで、それらはマネジメントにより定期的に見直されています。

2019年度第4四半期において、ソニーは営業権の定性的評価を行わず、報告単位の公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額の比較による定量的手続を行いました。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セ

グメントあるいはその一段階下のレベルを指します。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権について減損損失は認識されません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、報告単位の分配された営業権の総額を超えない範囲で、その超過分を減損損失として認識します。耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産の減損判定では、公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。

報告単位及び非償却性無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、利益倍率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等多くの見積り及び前提を使用します。営業権を持たない報告単位も含めて、報告単位の公正価値の総額に対するソニーの時価総額を考慮し、適切なコントロール・プレミアムとともに、個々の報告単位の分配されない全社に帰属する資産と負債も考慮します。

将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）に使用される前提は、それぞれの報告単位における見込み及び中期計画にもとづいており、過去の経験、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しています。永続成長率は主に中期計画の3ヵ年予測期間後のターミナル・バリューを決定するために使用されています。映画分野の報告単位など、特定の報告単位においては、より長い見込期間、及び予測期間最終年度の見積キャッシュ・フローに適用される利益倍率を用いた出口価格に、コントロール・プレミアムを加味して算定されたターミナル・バリューを使用しています。割引率は類似企業の加重平均資本コストにより算出されています。

マネジメントは、営業権の減損判定における公正価値の見積りに用いられた前提は、新型コロナウイルス感染拡大による潜在的な影響などを含め、合理的であると考えています。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける期間や度合いは不確実であり、今後の事態の進展によってはソニーの見積りや前提に変動をもたらす可能性があります。またこれらの見積りが実績と乖離する可能性があります。結果として、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、将来においてソニーが営業権及びその他の無形固定資産の減損損失を認識することになる可能性があります。

報告単位の一部が売却される場合、営業権は相対的公正価値法により売却される事業に按分されます。

償却対象となる無形固定資産は、主に特許権、ノウハウ、ライセンス契約、顧客関係、商標、販売、リースその他の方法で市場に出されるソフトウェア、社内利用ソフトウェア、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト、テレビ放送委託契約からなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約、商標、販売用ソフトウェア及び社内利用ソフトウェアは、主に、3年から10年の期間で均等償却しています。顧客関係、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト及びテレビ放送委託契約は、主に、10年から44年の期間で均等償却しています。

14 資産計上したソフトウェア

販売、リースその他の方法で市場に出されるソフトウェアの技術的実現可能性を確立することに関連して発生した費用は、その発生時点において、研究開発費として売上原価に計上しています。技術的実現可能性が確立した後、ソフトウェアの完成までに発生した費用については資産計上するとともに、おおむね3年のソフトウェアの見積耐用年数にわたって償却し、売上原価で計上しています。ゲームのソフトウェアの技術的実現可能性は、プロダクトマスターが完成したときに確立します。それ以前に発生した開発費の資産化は、開発の早期段階において技術的実現可能性があると認められるものに限定しています。ソフトウェアの未償却原価については、関連するソフトウェア製品の将来の収益獲得により回収可能であるかについて、決算日にて定期的な見直しを行っています。

アプリケーション開発段階で社内利用ソフトウェアのために発生した費用は、資産計上するとともに、見積耐用年数にわたって定額法で主に販売費及び一般管理費として償却しています。初期プロジェクト段階及び導入後に発生した費用は発生時に費用計上しています。

15 繰延保険契約費

新規保険契約の獲得もしくは保険契約の更新に直接関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査及び調査費用等から構成されます。繰延保険契約費については、資産計上した金額が見込粗利益又は保険料から保険給付金及び事業費を控除した額の現在価値を超えていないことを検証するために、少なくとも年1回、回収テストが行われます。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保険契約債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。非伝統的保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見込粗利益の現在価値に基づく一定の比率により償却されます。見積粗利益の現在価値算定における重要な前提条件として資産運用利回り、死亡率、解約率及び割引率などを使用しています。

16 製品保証引当金

ソニーは、収益認識時点で製品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率及び修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積り・予測は定期的に見直されています。

17 保険契約債務

保険契約債務は、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値として計上されています。これらの債務は将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱落率等の要因についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。これらの見積り・予測は定期的に見直されています。また、保険契約債務には一部の非伝統的な生命保険及び年金保険契約における最低保証給付に対する債務を含んでいます。なお、このうち一部の保険契約債務には公正価値オプションを適用しています。

18 生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定に関する負債は、貸借対照表日時点での契約者の給付に生じた契約の価値を表しています。負債は一般的に累積的な積立額に付与利息を加え、契約者の引出額と残高に対して課せられるその他の手数料を差し引いたものです。生命保険ビジネスにおける契約者勘定には最低保証が付帯する変額年金保険契約及び変額保険契約に関する債務を含んでいます。また、このうち一部の生命保険ビジネスにおける契約者勘定に関する負債には公正価値オプションを適用しています。

19 長期性資産の減損

ソニーは、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産を除く、保有して使用される長期性資産及び処分される予定の長期性資産について、個々の資産又は資産グループの帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、帳簿価額の回収可能性の見直しを行っています。保有して使用される長期性資産については、個々の資産又は資産グループの帳簿価額と個々の資産又は資産グループの現在価値に割引く前の将来見積キャッシュ・フローを比較することにより減損の有無が検討されます。このキャッシュ・フローが、個々の資産又は資産グループの帳簿価額を下回った場合、帳簿価額が見積もられた公正価値を超過する金額について、減損損失が当年度に認識されます。売却以外の方法で処分される予定の長期性資産は、処分されるまでは保有して使用される資産とみなされます。売却される予定の長期性資産は、帳簿価額又は公正価値から売却費用を差し引いた金額のいずれか小さい金額で計上され、減価償却は行われません。公正価値は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価格により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、永続価値（ターミナル・バリュー）を決定する際に適用される永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

マネジメントは将来キャッシュ・フロー及び公正価値の見積りは、新型コロナウイルス感染拡大による潜在的な影響などを含め、合理的であると考えています。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける期間や度合いは不確実であり、今後の事態の進展によってはソニーの見積りや前提に変動をもたらす可能性があります。またこれらの見積りが実績と乖離する可能性があります。結果として、ソニーのビジネスや前提条件の予測不能な変化によって見積りが変更となることにより、将来キャッシュ・フローや公正価値が減少し、長期性資産の評価に悪影響を与える可能性があります。

20 公正価値による測定

ソニーは、測定日に市場参加者間で行われる通常の取引において、資産の譲渡の対価として受け取ると想定される金額又は負債を移転する際に支払うと想定される金額である出口価格にもとづき公正価値を測定しています。

ソニーは、銀行ビジネスに含まれる子会社が保有する一部の外貨建有価証券に対して、公正価値オプションを適用しております。これは、外貨建有価証券から生じる換算差額を損益に計上することを認めることにより、為替レートの変動に関する会計上のミスマッチを軽減するためです。

また、通常は公正価値で測定されない一部の保険契約債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定に対して、公正価値オプションを適用しております。これは、変額年金保険契約のうち最低保証が付帯する契約の最低保証リスクの変動に伴う保険契約債務及び契約者勘定の公正価値の変動と、保険契約者のために運用する裏付投資資産及びデリバティブ取引の公正価値の変動を減殺することを目的としております。なお、公正価値の変動のうち信用リスクの変動から生じる公正価値の変動部分は、一部の子会社の格付けに応じた信用スプレッドに基づいて算定され、税効果控除後の金額でその他の包括利益に認識されています。

公正価値による測定に関する会計基準は、市場における観察可能性の程度にもとづき、評価に使用する基礎データの階層を決定しています。観察可能な基礎データは、独立した情報源から入手した市場データを反映したものですが、観察不能な基礎データは、市場参加者が資産あるいは負債を評価する際に通常使用すると想定される仮定を用いてソニーが独自に推定しているものです。過大なコストや手間をかけない範囲で観察可能な市場データが利用可能である場合には、観察可能な市場データが利用されています。全ての公正価値は下記3段階のレベルのいずれかで報告されますが、報告されるレベルは公正価値の測定に重要な影響を及ぼす基礎データのレベルのうち最も低いレベルにもとづき決定されます。公正価値の3段階のレベルは次のとおりです。

レベル1

重要な基礎データが活発な市場における同一の資産・負債の未調整の取引価格

レベル2

重要な基礎データがレベル1以外の観察可能なデータ

例えば、活発な市場における類似商品の取引価格、活発でない市場における同一又は類似商品の取引価格、全ての重要な基礎データが活発な市場で観察可能な場合のモデル計算による評価が含まれています。

レベル3

1つあるいは複数の重要な基礎データが観察不能

ソニーは、活発な市場における取引価格が調整を加えることなく利用可能である場合には、それを利用して公正価値の測定を行い、その項目をレベル1に分類しています。取引価格が利用できない場合には、金利、為替レート、オプションのボラティリティ等、直近の市場もしくは独立した情報源から入手した市場パラメータを使用し、ソニー内部で組成した評価手法にもとづいて公正価値を測定しています。ソニー内部で組成したモデルを使用して評価した項目は、評価に使用した重要な基礎データのうち、最も低いレベルに合わせてレベルの分類が行われます。一部の金融資産・負債については、ソニー内部で組成した価格との比較検証を含む評価手続にもとづいて、証券業者から得た指標価格や投資顧問会社から入手した定性的な基礎データ等の第三者の価格を使用し、公正価値を測定しています。また、ソニーは公正価値を測定する際に、取引相手及びソニーの信用力を考慮しています。ソニーは、ネットィング契約の締結や、与信限度の設定を通じ信用リスクの残高及び取引相手の信用力を積極的にモニターすることに加え、取引相手を各国の大手銀行や主要な金融機関に限定することにより、第三者に対する信用リスクを軽減する努力をしています。

レベル間の移動は、移動が生じた各四半期連結会計期間の期首に生じたとみなしています。

21 デリバティブ

全てのデリバティブは公正価値により連結貸借対照表上、資産又は負債として総額で計上されています。デリバティブの公正価値の変動は、対象となるデリバティブがヘッジとして適格であるか否か、また適格であるならば公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動のいずれをヘッジするために利用されているかにもとづき、直ちに損益もしくは累積その他の包括利益の一部として資本の部に計上されています。

特定の複合金融商品に関する会計基準は、デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、分離して個別に会計処理することが要求される組込デリバティブを内包するあらゆる複合金融商品について、公正価値の再評価を選択することを認めるものです。公正価値評価方法の選択は、個別の金融商品ごとに認められ、一度選択した評価方法は変更することができません。一部の金融子会社が保有していた組込デリバティブをともなう複合金融商品は、複合金融商品全体として公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーが保有するデリバティブはデリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

認識された資産及び負債、又は未認識の確定約定の公正価値変動に対するヘッジとして指定されているデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、関連するヘッジ対象資産及び負債の公正価値変動による損益を相殺しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

予定取引、又は認識された資産もしくは負債に関連するキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとして指定されているデリバティブの公正価値変動は当初、その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時に損益に振替えられています。オプション契約の公正価値に含まれる時間的価値部分は、ヘッジの有効性の評価から除外され、ヘッジ手段の契約期間にわたって定額で費用に認識されます。時間的価値部分の公正価値の変動と定額で費用に認識された金額の累計との差額は、その他の包括利益に認識されます。

ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は直ちに損益に計上されています。

ヘッジの有効性の評価

ヘッジ会計を適用する場合には、ソニーは様々なヘッジ活動を行う際のリスク管理目的及び方針を文書化するとともに、ヘッジとして指定される全てのデリバティブとヘッジ対象との間のヘッジ関係を文書化しています。ソニーは公正価値ヘッジもしくはキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されるデリバティブを連結貸借対照表上の特定の資産及び負債、又は特定の予定取引と紐付けています。ソニーはまた、ヘッジの開始時及び継続期間中において、ヘッジとして指定されたデリバティブがヘッジ対象の公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動を相殺するのに高度に有効かどうかの評価を行っています。デリバティブがヘッジとして高度に有効でない認められた場合には、ヘッジ会計は中止されます。

22 株価連動型報奨制度

ソニーは、株式報酬に関する会計基準にしたがい、株価連動型報奨制度について、公正価値にもとづく評価方法による費用処理を行っています。この費用は主に販売費及び一般管理費として計上されています。ストック・オプションプランの公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルを使用し、付与日時点で測定されています。ソニーは見積失効率を控除し、役務提供を受けた期間にわたって、段階的に権利が確定するストック・オプションプランの費用を認識しています。失効率は権利確定期間の大半が経過したストック・オプションプランの経験値にもとづいて見積もられています。

23 収益認識

ソニーは顧客との契約において約束した財又はサービスを顧客へ移転する履行義務を充足した時に、当該財又はサービスとの交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識します。これは、以下の5つのステップを用いて適用されます。

ステップ1．顧客との契約を識別する。

ステップ2．契約における履行義務を識別する。

ステップ3．取引価格を算定する。

ステップ4．取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5．ソニーが履行義務を充足した時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

ソニーはいくつかの分野において多様な知的財産を保有しており、その知的財産のライセンスによる収益を認識します。ソニーは機能的知的財産及び象徴的知的財産の両方を保有しています。機能的知的財産のライセンスは、供与する時点で存在するソニーの知的財産を使用する権利を与えるものであり、ソニーは顧客が支配を獲得し、そのライセンスからの便益を享受する権利を得た時点で履行義務を充足します。象徴的知的財産のライセンスは、一定の期間にわたってソニーの知的財産にアクセスする権利を与えるものであり、ソニーはその知的財産を維持するライセンス期間にわたって履行義務を充足します。

ソニーは契約獲得の増分コスト及び契約を履行するためのコストを回収すると見込んでいる場合には、当該コストを資産として認識します。契約獲得の増分コストは、当該契約を獲得しなければ発生しなかったものです。契約を履行するためのコストは、契約又は予想される契約に直接関連しており、ソニーが履行義務を充足するために使用する資源を創出もしくは増価するものです。ソニーは実務上の便法を適用しており、資産として認識するはずの契約獲得の増分コストの償却期間が1年以内である場合には、発生時に費用として認識します。

E P & S及びI & S S分野においては、顧客との契約における履行義務とは、主には、様々なエレクトロニクス製品・部品を顧客に引き渡すことです。一般的に、かかる履行義務から生じる収益は、約束された製品・部品を顧客に引き渡した時点で認識します。ただし、顧客との契約上、顧客による検収についての定めが存在する場合、顧客が検収を完了した時点又は検収猶予期間が終了し検収がなされたときみなされた時点で収益を認識します。また、インターネット関連サービスを利用者に提供する契約においては、加入契約期間にわたって収益を認識します。なお、予想される返品及びセールス・インセンティブが控除された後の純額で収益は認識されます。

G & N S分野においては、ハードウェア、周辺機器及びソフトウェアディスクからの収益は、小売事業者又は販売業者へ支配を移転することによって履行義務を充足した時に、予想される返品、セールス・インセンティブ及び広告協賛金が控除された後の純額で認識されます。開発・販売事業者へのプラットフォームライセンスからの収益は、ソフトウェアディスクが引き渡された時に認識されます。また、ライセンス供与された機能的知的財産であるデジタルゲームコンテンツからの収益は、オンラインプラットフォームを通じたデジタルコンテンツがライセンサーによって使用可能になった時に、予想されるセールス・インセンティブ及びクレジットカード会社への支払いが控除された後の純額で認識されます。将来にコンテンツを利用可能にする履行義務などの複数の履行義務に関連するデジタルゲームコンテンツからの収益は、市場において観察可能な独立販売価格もしくはソニーの最善の見積りである独立販売価格にもとづき各履行義務に配分されます。サブスクリプション方式による収益は、その加入契約期間に応じて認識されます。

音楽分野においては、ライセンスが供与される時点で存在するソニーの知的財産を使用する権利を顧客に与える知的財産のライセンス、もしくはライセンス期間にわたって存在するソニーの知的財産にアクセスする権利を与える知的財産のライセンスを行っています。これらの収益は、顧客が知的財産を使用する権利もしくはアクセスする権利を保有し、そのライセンスの使用又はアクセスのための支配を獲得した時に認識されます。デジタルコンテンツからの収益は、デジタルストリーミングサービス契約からの収益が含まれており、デジタルストリーミングサービスは契約期間にわたって更新され続けるコンテンツライブラリにおける知的財産への継続的なアクセス権として通常は別個の履行義務として認識されます。これは、（1）別のコンテンツに置き換える必要も、ロイヤルティに関するミニマムギャランティへの影響もなく、特定のコンテンツの削除ができるビジネス上の慣行や契約上の権利、及び（2）ライセンス対象に特定のコンテンツリストを含まない契約であることに基づいています。これらの契約からの収益は、契約期間にわたって定額法で認識される固定収入もしくは回収されることのないロイヤルティに関するミニマムギャランティがある場合を除いて、売上高及び使用量ベースのロイヤルティ収入にもとづき認識されます。CDなどの製品売上からの収益は、物品が移転し販売業者が販売可能となった時点で、予想される返品及びセールス・インセンティブが控除された後の純額で認識されます。

映画分野においては、劇場映画収益は、劇場での上映に合わせて認識されます。映画作品及びテレビ番組の放映にかかるライセンス契約による収益はライセンサーによって作品が放映可能となった時点で認識されます。複数の作品、地域、放映可能期間などの要素を持つ複数の履行義務に関わる映画作品及びテレビ番組の放映にかかるライセンス契約による収益は、市場環境や価格設定における内部規定などにもとづくソニーの最善の見積りによって各履行義務に配分されます。配給される各映画やテレビ番組は一般に別個の履行義務と識別されます。映画製作及びテレビ番組制作における現行契約の特定の更新又は延長に関連するライセンス収益は、ライセンサーがその更改や

延長されたコンテンツを使用し便益を享受する時に、認識されます。象徴的知的財産に対するミニマムギャランティに関連するライセンス収益は、ライセンス期間にわたって一定の比率で認識されます。ホームエンタテインメント用のDVD及びブルーレイディスクにかかる収益は、物品が移転し販売業者が販売可能となった時点で、予想される返品及びセールス・インセンティブが控除された後の純額で認識されます。デジタルダウンロード及びビデオ・オン・デマンドからの収益は、作品がデジタル配信プラットフォームで閲覧可能となった時点で収益を認識します。テレビ広告収入は、広告が放映された時点で認識され、この収益に関わる履行義務は広告掲載の提供であり、インプレッション保証型広告を含む場合があります。もし保証した広告表示回数に達しなかった場合は、その広告表示回数を満たすための追加の広告掲載が行われるまで認識されません。テレビチャンネルネットワークに支払われた有料放送料金は、サービスが提供された時点で収益が認識されます。この収益に関わる履行義務は機能的知的財産のライセンス提供で、契約期間にわたって番組が提供されるにつれて充足されます。

生命保険子会社が引受ける伝統的保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約者からの払込の期日が到来した時点で、収益として認識しています。

利率変動型終身保険、個人年金保険及び生命保険リスクのないその他の保険契約等非伝統的保険契約から受入れた保険料は、生命保険ビジネスにおける契約者勘定に計上しています。これら保険契約から稼得する収益は、保険契約期間にわたり認識される契約管理手数料からなり、金融ビジネス収入に含まれています。

損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約の期間にわたり保障金額の比率に応じて認識しています。

収益は、通常、顧客から徴収し政府機関へ納付される税金が控除された後の純額で認識されます。

24 売上原価

売上原価に分類される費用は製品の製作と生産に関連するもので、材料費、外注加工費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、人件費、研究開発費ならびに映画作品及びテレビ番組に関連する繰延映画製作費の償却費などが含まれます。

25 研究開発費

研究開発費は売上原価に計上されており、研究及び製品の開発にかかる人件費、またその他の直接経費及び間接経費などが含まれます。

研究開発費は発生時に費用化しています。

26 販売費及び一般管理費

販売費に分類される費用は製品の販売促進と販売にかかる費用で、広告宣伝費、販売促進費、運賃、製品保証費用などが含まれます。

一般管理費には役員報酬、人件費、有形固定資産の減価償却費、販売、マーケティング及び管理部門のオフィス賃借料、貸倒引当金繰入額ならびに無形固定資産の償却費などが含まれます。

27 金融ビジネス費用

金融ビジネス費用は、責任準備金の繰入額、繰延保険契約費の償却の他、金融ビジネス子会社の人件費、有形固定資産の減価償却費及び支払賃借料等の営業費用を含んでいます。

28 広告宣伝費

広告宣伝費は選定されたメディアにおいて広告宣伝が行われた時点で費用化しています。

29 物流費用

製品の運賃、荷役料、保管料及びソニーグループ内の運搬費用等の大部分は販売費及び一般管理費に含まれています。例外として、映画分野では、映画の製作又はテレビ番組の制作、及びこれらの配給に必要な構成要素として、上記の費用は売上原価に計上されています。原材料や仕掛品の運賃、仕入受取費用、検査費用及び保管料等のソニーの物流ネットワークに関わるその他の全ての費用は売上原価に含まれています。顧客が物品の支配を獲得した後に実行される発送活動は、約束された物品の移転とは別個の履行義務とみなされます。また、顧客が負担する物流費用は純売上高に含まれています。

30 法人税等

法人税等は、連結損益計算書の税引前利益、子会社及び持分法適用会社の将来配当することを予定している未分配利益について計上される繰延税金負債にもとづいて計算されています。資産・負債の帳簿価額と税務上の価額との間の一時差異に対する繰延税効果について、資産・負債法を用いて繰延税金資産・負債を認識しています。

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

ソニーは、税務申告において採用した、あるいは採用する予定の不確実な税務ポジションに起因する未認識の税務ベネフィットに関する資産・負債を計上しています。ソニーは、未認識税務ベネフィットを含む法人税等に関する利息と罰金を、連結損益計算書の支払利息と法人税等にそれぞれ含めています。ソニーの納税額は、様々な税務当局による継続的な調査によって、更正処分などの影響を受ける可能性があります。加えて、いくつかの重要な移転価格税制の案件に関する事前確認申出を受けて、それぞれの国の税務当局同士が現在交渉しています。不確実な税務ポジションから起こり得る結果に対するソニーの見積りは、判断を必要とし、また高度な見積りが要求されます。ソニーは、税務調査の対象となる全ての年度の税務ポジションについて、決算日における事実、状況、及び入手可能な証拠にもとづき評価し、税務ベネフィットを計上しています。ソニーは、税務調査において50%超の可能性をもって認められる税務ポジションに関する税務ベネフィットについて、完全な知識を有する税務当局との合意において50%超の可能性で実現が期待される金額を計上しています。ソニーは、50%以上の可能性で認められないと考えられる場合には、税務ベネフィットを計上していません。しかしながら、税務調査の終了、異なる税務管轄の税務当局間の交渉の結果、新しい法規や判例の公表、又は、その他の関連事象による、税金債務の見積りの減額又は増額によって、ソニーの将来の業績は、影響を受ける可能性があります。結果として、ソニーの未認識税務ベネフィットの金額及び実効税率は、大きく変動する可能性があります。

2017年度における米国税制改革法により、米国法人は、その米国外子会社が稼得したグローバル無形資産低課税所得(Global Intangible Low Tax Income、以下「GILTI」)に対して課税されます。ソニーは、GILTIを発生時に期間費用として会計処理する方法を採用しています。

31 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(損失)(以下「EPS」)

基本的EPSは各算定期間の普通株式の加重平均発行済株式数にもとづいて計算されます。希薄化後EPSは、新株発行をもたらす権利の行使や約定の履行あるいは新株への転換によって起こる希薄化の影響を考慮して計算されます。当社株主に帰属する当期純損失の場合は全ての潜在株式をこの計算から除いています。

(2) 新会計基準の適用

リース

2016年2月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）はリース会計基準を変更するASU 2016-02を公表しました。このASUは、ほとんど全てのリース契約を貸借対照表上で認識することを要求しています。

ソニーはこのASUを、新基準適用時の比較年度の表示・開示を修正再表示しない修正遡及法によって2019年4月1日から適用しました。ソニーは、このASUで認められている移行時の一連の免除措置を適用したため、適用日前に契約満了又は存在しているリース契約について、リースに該当するか否かの検討、リースの分類、直接コストの資産化について再評価していません。また、短期リースの例外措置を適用しました。

このASUの適用により、2019年4月1日時点の連結財務諸表においてオペレーティング・リースに係る使用権資産を316,923百万円、リース負債を341,251百万円認識しました。これは、主に不動産に関連するオペレーティング・リース契約の影響によるものです。なお、使用権資産とリース負債の差額24,328百万円は主に繰延賃借料の影響によるもので、期首時点の繰延賃借料残高は使用権資産から控除されています。また、連結貸借対照表上、ファイナンス・リースに係る使用権資産は、2018年度は有形固定資産の内訳として表示していますが、2019年度からファイナンス・リース使用権資産として表示しています。

購入した繰上償還可能な負債証券のプレミアムの償却

2017年3月、FASBはASU 2017-08を公表しました。このASUは、繰上償還可能な負債証券の特定のプレミアムを最も早い償還日までの期間にわたって償却することを要求しています。ディスカウントで購入した繰上償還可能な負債証券の償却期間は影響を受けません。ソニーは、2019年4月1日からこのASUを適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

ヘッジ活動に関する会計処理の改訂

2017年8月、FASBはヘッジ活動に関する会計処理の改訂に関するASU 2017-12を公表しました。このASUは、特定の状況における非財務及び財務リスクに関するヘッジ会計の適用を簡素化し、企業のリスクマネジメント活動とヘッジ会計の結果を、より適切に整合させることを目的としています。このASUはさらに、一部のヘッジ会計に関する連結財務諸表上の表示及び開示と、ヘッジの有効性の評価についても改訂しています。ソニーは、2019年4月1日からこのASUを適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

(3) 最近公表された会計基準

金融商品の信用損失の測定

2016年6月、FASBは金融商品の信用損失の測定に関する基準を変更するASU 2016-13を公表しました。このASUは、金融商品の信用損失の測定にあたり、過去の損失実績、現在の状況、将来の状況の予測及び予測される信用損失など関連する全ての情報を考慮することを要求しています。このASUは、2020年4月1日からソニーに適用されます。このASUの適用は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えないと予想されています。

映画製作費及び番組コンテンツのライセンス契約に関する改訂

2019年3月、FASBは映画製作費及び番組コンテンツのライセンス契約に関する会計処理を変更するASU 2019-02を公表しました。このASUは、テレビ番組制作費用の資産化にかかるガイダンスを改訂し、テレビ放映権の減損にあたっては正味実現可能価額ではなく、公正価値を用いるように要求しています。また、映画製作費及びテレビ放映権の表示及び開示要求を改訂しています。加えて繰延映画製作費の計上にあたっては、主要な収益戦略が個々の作品か、ストリーミング配信のライブラリに加えるための映画公開のように、他の映画や放映権と合わせた資産グループかを定性的に判断することが要求されます。資産グループの場合、減損は個々の作品ではなく資産グループで判定されます。このASUは、2020年4月1日から将来に向かってソニーに適用されます。このASUの適用により、ソニーは棚卸資産に含まれていた映画分野におけるテレビ放映権約241億円及び音楽分野におけるアニメーション作品制作費約74億円を繰延映画製作費に含めて開示します。

長期保険契約に関する会計処理の改訂

2018年8月、FASBは長期保険契約に関する会計処理の改訂に関するASU 2018-12を公表しました。また、2019年11月、FASBはASU 2019-09を公表し、ASU 2018-12の適用日を2022年1月1日に延期しました。このASUは、長期保険契約の認識及び測定、また見積りの方法について包括的な変更を要求しています。また重要な定性的、及び定量的な追加の開示を要求しています。このASUは、2022年4月1日からソニーに適用されます。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中です。

公正価値測定に関する開示

2018年8月、FASBは公正価値測定に関する開示規定を改訂するASU 2018-13を公表しました。このASUは、2020年4月1日からソニーに適用されます。このASUは、開示への影響のみであるため、このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響はありません。

確定給付制度に関する開示

2018年8月、FASBは確定給付年金制度及びその他の退職給付制度に関する開示規定を改訂するASU 2018-14を公表しました。このASUは、2020年4月1日からソニーに遡及適用されます。このASUは、開示への影響のみであるため、このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響はありません。

法人税等に関する会計処理の改訂

2019年12月、FASBは法人所得税に関する会計処理を簡素化するASU 2019-12を公表しました。このASUは、2021年4月1日からソニーに適用されます。当該ASUのうち一部の改訂は、比較期間を遡及的に修正する方法又は適用日時点の累積的影響額を遡及的に認識する方法を要求しています。それを除き当該改訂は、適用年度から将来に向かって適用することを要求しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中です。

金利指標改革

2020年3月、FASBは金利指標改革によって影響を受ける特定の契約に対して任意の救済措置を提供するASU 2020-04を公表しました。このASUは2022年12月31日までの間の任意の時点で適用することが認められています。ソニーは金利指標改革の影響及びこのASUを適用するかどうかはまだ評価中です。

(4) 勘定科目の組替再表示

2018年度にかかる連結財務諸表の一部の金額を、2019年度の表示に合わせて組替再表示しています。

4 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりです。

	2019年3月31日	2020年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
製品	407,295	345,231
仕掛品	154,178	149,969
原材料・購入部品	91,805	94,769
計	653,278	589,969

5 繰延映画製作費

繰延映画製作費の内訳は次のとおりです。

	2019年3月31日	2020年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
映画製作：		
既公開	87,158	99,482
完成、未公開	3,189	18,776
製作・開発中	130,736	67,199
テレビ製作：		
既公開	144,316	186,344
製作・開発中	9,147	25,093
テレビ放映権	70,401	61,959
控除： 棚卸資産に含まれる1年以内償却予定のテレビ放映権等	35,942	31,517
計	409,005	427,336

ソニーは、2020年3月31日現在の既公開作品にかかる未償却残高のうち約92%が、3年以内に償却されると見積もっています。2020年3月31日現在の既公開及び完成作品にかかる繰延映画製作費のうち約217,000百万円は1年以内に償却される予定です。また、未払金・未払費用に含まれる未払分配金債務約163,000百万円は1年以内に支払われる予定です。

6 関連会社に対する投資

投資先である持分法適用関連会社から提供された重要な持分法適用関連会社の財務情報及び連結財務諸表との調整項目を含む情報にもとづく合算・要約財務情報は次のとおりです。

貸借対照表

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
流動資産	355,320	389,195
固定資産	608,626	164,852
流動負債	188,905	194,219
固定負債及び非支配持分	584,714	60,469
持分比率	20%-50%	20%-50%

損益計算書

区分	2018年度	2019年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高及び営業収入	390,457	387,678
営業利益	53,920	58,431
株主に帰属する当期純利益	5,539	34,916
持分比率	20%-50%	20%-50%

2018年11月14日、ソニーの完全子会社であるSony Corporation of Americaは、EMI Music Publishingを所有し運営するDH Publishing, L.P. (以下「EMI」) について、ムバダラインベストメントカンパニーが主導するコンソーシアムが保有する約60%の持分全てを取得しました。当該取得にともない、EMIはソニーの完全子会社となりました。詳細については注記25に記載しています。

2020年3月31日現在、ソニーの持分法適用会社であるエムスリー株式会社(以下「エムスリー」) に対するソニーの投資簿価は、エムスリーの純資産に対するソニーの持分相当額を56,140百万円上回っています。この超過額の大部分は、エムスリー残余持分の公正価値への再評価によるものであり、識別可能な有形資産及び無形資産に按分されています。この無形資産は主にエムスリーの医療ウェブ・ポータルに関連しています。超過額のうち特定の資産に按分されなかった残余価値は、投資残高の一部の営業権として認識しています。無形資産として按分された金額は、それぞれの見積耐用年数(主に10年)にわたって定額法で償却し、税効果考慮後の金額を持分法による投資利益に計上しています。

2019年3月31日及び2020年3月31日現在、上記のエムスリーを除き、関連会社の純資産に対するソニーの持分相当額と関連会社に対するソニーの投資簿価との間に重要な差異はありません。

2019年12月19日、ソニーの連結子会社であったSREホールディングス株式会社(以下「SRE」) は東京証券取引所マザーズ市場にその普通株式を上場しました(以下「本上場」)。本上場に際し、ソニーが保有するSRE株式の一部売出し及びSREによる株式の新規発行(以下あわせて「本売出し等」) が行われました。本売出し等にともない、ソニーの保有比率は56.3%から44.5%に低下し、SREはソニーの持分法適用会社となりました。また、本売出し等により、ソニーは2019年度の連結損益計算書上、株式売却後も当社が継続して保有するSRE株式の公正価値に基づく再評価益及び株式売却益の合計である17,266百万円の利益をその他の営業損(益)(純額)に計上しました。

2020年1月29日、ソニーの連結子会社であるソニー生命保険(株)(以下「ソニー生命」) は、ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)及びSA Reinsurance Ltd.(以下あわせて「両合弁会社」) について、AEGON International B.V. が保有する50%の株式の全てを取得しました。当該取得にともない、両合弁会社はソニーの連結子会社となりました。詳細については注記25に記載しています。なお、ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)は、2020年4月1日付で、商号を「ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社」に変更しております。

いくつかの関連会社は、東京証券取引所に上場しており、2020年3月31日現在、これらに対するソニーの投資簿価と市場価格の総額はそれぞれ141,508百万円及び756,073百万円です。

2019年3月31日及び2020年3月31日現在、持分法適用関連会社の数は、それぞれ133社及び140社です。

持分法適用関連会社との取引残高及び取引高は次のとおりです。その他の関連当事者との重要な取引高又は取引残高はありません。

	2019年3月31日	2020年3月31日
科目	金額(百万円)	金額(百万円)
売掛金	12,404	12,030
未収入金	134	1,589
その他の流動資産	33	9,757
買掛金	1,087	1,497
短期借入金	29,744	31,557
ファイナンス・リース債務等*	20,265	34,564
オペレーティング・リース債務	-	2,393

(注)* ファイナンス・リース債務等は2018年度においてキャピタル・リース未払金として表示していました。

	2018年度	2019年度
科目	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高	41,437	35,951
仕入高	5,584	3,479

日本のリース会社であるSFIリーシング(株)(以下「SFIL」)は、2010年11月の事業分割後、ソニーが34%を保有し持分法を適用しています。2018年度において、ソニーは機械装置の一部についてSFILとの間でセール・アンド・リースバック取引を行いました。

三井倉庫サプライチェーンソリューション(株)は、2015年4月1日のロジスティクス事業の一部売却後、ソニーが34%を保有し持分法を適用しています。2019年3月31日及び2020年3月31日現在、三井倉庫サプライチェーンソリューション(株)とその子会社との取引残高は、それぞれ3,435百万円及び1,181百万円であり、これらは主に未払費用に含まれています。また、2018年度及び2019年度における取引高は、それぞれ10,606百万円及び6,069百万円で、これらは主に販売費及び一般管理費に含まれています。

2018年度及び2019年度における持分法適用関連会社からの配当金は、それぞれ4,948百万円及び4,523百万円です。

7 金融資産の移転

ソニーは主にE P & S分野において複数の売掛債権売却プログラムを設定しています。これらのプログラムにより、ソニーは売掛債権を銀行又はスポンサー銀行に関連する特別目的会社に売却することができます。ソニーは2018年度及び2019年度を通じてそれぞれ合計81,947百万円及び65,214百万円の売掛債権の売却を行いました。これらの取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄したことから、金融資産の譲渡に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。ソニーは、債権が営業活動の成果であり、かつ短期的な債権であることから、これらの債権の回収を、連結キャッシュ・フロー計算書上、営業活動によるキャッシュ・フローに含めています。また、これらの取引における売却損益は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかる報酬及びコストは僅少であるため、サービス資産及び負債を計上していません。

上記のうち一部の売掛債権売却プログラムにはVIEが関与しています。(注記24参照)

8 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券に含まれる負債証券は主に金融分野に含まれ、そのうち売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの取得原価、未実現評価損益及び公正価値は次のとおりです。

項目	2019年3月31日				2020年3月31日			
	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
負債証券								
売却可能証券								
日本国債	1,422,620	220,989	20	1,643,589	1,552,036	210,459	566	1,761,929
日本地方債	67,461	70	34	67,497	69,132	73	33	69,172
日本社債	202,433	17,178	223	219,388	202,164	19,112	567	220,709
外国国債	153,429	8,669	603	161,495	198,777	81,014	14	279,777
外国社債	360,299	944	376	360,867	361,422	507	2,179	359,750
証券化商品	190,111	1	-	190,112	205,223	0	-	205,223
その他	2,286	2,402	-	4,688	14,398	1,867	12	16,253
	2,398,639	250,253	1,256	2,647,636	2,603,152	313,032	3,371	2,912,813
満期保有目的証券								
日本国債	6,042,635	2,016,786	-	8,059,421	6,204,505	2,098,885	1,397	8,301,993
日本地方債	3,518	388	-	3,906	2,504	331	-	2,835
日本社債	409,329	44,348	5,845	447,832	482,050	61,176	4,754	538,472
外国国債	386,392	18,609	13,742	391,259	723,937	302,297	-	1,026,234
外国社債	198	11	-	209	98	7	-	105
証券化商品	-	-	-	-	5,418	-	421	4,997
	6,842,072	2,080,142	19,587	8,902,627	7,418,512	2,462,696	6,572	9,874,636
合計	9,240,711	2,330,395	20,843	11,550,263	10,021,664	2,775,728	9,943	12,787,449

下記の表は、2020年3月31日現在における売却可能証券及び満期保有目的証券に区分される負債証券の取得原価及び公正価値を、契約上の償還期限別に示したものです。

2020年3月31日	売却可能証券		満期保有目的証券	
	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	145,867	146,084	6,075	6,109
1年超5年以内	432,281	435,443	199,509	217,983
5年超10年以内	561,098	637,363	246,072	283,086
10年超	1,463,906	1,693,923	6,966,856	9,367,458
合計	2,603,152	2,912,813	7,418,512	9,874,636

2018年度及び2019年度における売却可能証券の売却収入は、それぞれ66,906百万円及び84,362百万円です。これらの売却収入のうち実現総利益はそれぞれ240百万円及び354百万円であり、実現総損失はそれぞれ475百万円及び128百万円です。

有価証券に含まれる売買目的有価証券の残高は主に金融分野に含まれ、2019年3月31日及び2020年3月31日現在、それぞれ234,117百万円及び270,120百万円あり、ソニーは、2018年度及び2019年度にそれぞれ3,610百万円及び1,705百万円の未実現評価益を計上しました。売買目的有価証券の公正価値の変動は、主に連結損益計算書上、金融ビジネス収入に計上されています。

下記の表は、2019年3月31日及び2020年3月31日現在におけるソニーの保有する投資有価証券のうち、銘柄ごとに継続して未実現評価損となっているものの公正価値と未実現評価損を、投資区分及びその期間別に示したものです。

2019年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
負債証券						
売却可能証券						
日本国債	-	-	4,063	20	4,063	20
日本地方債	27,404	29	4,872	5	32,276	34
日本社債	25,725	21	19,925	202	45,650	223
外国国債	-	-	15,878	603	15,878	603
外国社債	50,281	117	15,455	259	65,736	376
証券化商品	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
	103,410	167	60,193	1,089	163,603	1,256
満期保有目的証券						
日本国債	-	-	-	-	-	-
日本地方債	-	-	-	-	-	-
日本社債	-	-	97,984	5,845	97,984	5,845
外国国債	-	-	151,229	13,742	151,229	13,742
外国社債	-	-	-	-	-	-
	-	-	249,213	19,587	249,213	19,587
合計	103,410	167	309,406	20,676	412,816	20,843

2020年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
負債証券						
売却可能証券						
日本国債	51,746	539	2,032	27	53,778	566
日本地方債	25,010	10	16,340	23	41,350	33
日本社債	62,118	548	10,694	19	72,812	567
外国国債	-	-	1,537	14	1,537	14
外国社債	86,220	2,133	18,896	46	105,116	2,179
証券化商品	-	-	-	-	-	-
その他	12,055	12	-	-	12,055	12
	237,149	3,242	49,499	129	286,648	3,371
満期保有目的証券						
日本国債	134,320	1,397	-	-	134,320	1,397
日本地方債	-	-	-	-	-	-
日本社債	98,172	4,285	3,727	469	101,899	4,754
外国国債	-	-	-	-	-	-
外国社債	-	-	-	-	-	-
証券化商品	5,418	421	-	-	5,418	421
	237,910	6,103	3,727	469	241,637	6,572
合計	475,059	9,345	53,226	598	528,285	9,943

2020年3月31日現在、ソニーは上記の表に示される未実現評価損を含む投資の公正価値の下落は一時的であると判断しました。

有価証券及び投資有価証券に含まれる持分証券に関して、ソニーは2018年度及び2019年度において、売却による実現利益（純額）をそれぞれ77,495及び20,176百万円、連結会計期間末に保有する持分証券の再評価により、それぞれ未実現評価益（純額）を104,168百万円、未実現評価損（純額）を134,831百万円計上しました。連結損益計算書上、金融分野において保有する持分証券に関して発生した損益は金融ビジネス収入、金融除くその他の分野における保有にかかるものは持分証券に関する利益（損失）（純額）に計上しています。上記の損益には、ソニーが保有するSpotify Technology S.A.（以下「Spotify」）株式にかかる損益が含まれています。

2018年4月3日、Spotifyがニューヨーク証券取引所に上場しました。ソニーは、当該上場時点で発行済株式総数の5.707%を保有していました。

2018年度において、ソニーは保有していたSpotify株式の一部を合計82,616百万円（768百万米ドル）の現金対価で売却しました。売却した株式については、売却額から売却に直接関連するアーティストとレーベルへの分配見込額及びその他の取引原価を控除した株式売却益（税引前）54,179百万円（504百万米ドル）を連結損益計算書上、持分証券に関する利益（純額）に計上しました。なお、アーティストとレーベルへの分配額は、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれています。

2019年3月31日時点で継続保有する株式については、公正価値78,947百万円（711百万米ドル）から売却に直接関連するアーティストとレーベルへの分配見込額及びその他の原価を控除した株式評価益（税引前）47,543百万円（449百万米ドル）を連結損益計算書上、持分証券に関する利益（純額）に計上しました。

2019年度において、ソニーが保有しているSpotify株式の売却はありませんでした。2020年3月31日時点で継続保有する株式については、連結損益計算書上、株価の変動からアーティストとレーベルへの分配見込額を調整した株式評価損（税引前）6,063百万円（57百万米ドル）を持分証券に関する損失（純額）に計上しました。

2019年3月31日及び2020年3月31日現在、ソニーにおいて、容易に算定できる公正価値を持たない持分証券の残高は、それぞれ25,720百万円及び30,120百万円でした。これに関しソニーは2018年度において、加算調整額を計上しておらず、2019年度において1,070百万円計上しました。また、2018年度及び2019年度における減算調整額（減損含む）については、それぞれ4,285百万円及び9,075百万円計上しました。

9 リース

ソニーは、情報関連及びその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設及びその他の資産の一部をファイナンス・リース又はオペレーティング・リースとして賃借しています。

(1) リース費用

リース費用の内訳は次のとおりです。

項目	2019年度
	金額（百万円）
ファイナンス・リース費用	
使用権資産の償却費	10,077
リース負債にかかる利息	1,266
ファイナンス・リース費用合計	11,343
オペレーティング・リース費用	76,863
短期リース費用	20,620
変動リース料	141
サブリース収入	3,860
計	105,107

(2) リースに関する連結貸借対照表の補足情報

リースに関する連結貸借対照表の補足情報は次のとおりです。

項目	2020年3月31日
	金額（百万円）
ファイナンス・リース	
短期リース負債	9,240
長期リース負債	29,843
計	39,083

項目	2020年3月31日
	年数（年）
加重平均残存リース期間	
オペレーティング・リース	9.91
ファイナンス・リース	8.61

項目	2020年3月31日
	率(%)
加重平均割引率	
オペレーティング・リース	3.147
ファイナンス・リース	2.338

(3) オペレーティング・リースによる賃借料及び転貸賃貸料

2018年度のオペレーティング・リースによる賃借料は71,516百万円です。2018年度のオペレーティング・リースによる転貸賃貸料は1,013百万円です。2019年3月31日現在における解約不能のオペレーティング・リースによる転貸契約にもとづいて将来受け取るべき最低賃貸料は1,598百万円です。2019年3月31日現在における当初の又は残存する解約不能リース期間が1年を超えるオペレーティング・リースによる最低賃借料は次のとおりです。

年度	2019年3月31日
	金額(百万円)
2019年度	58,901
2020年度	48,823
2021年度	34,726
2022年度	25,355
2023年度	22,152
2024年度以降	78,507
将来の最低賃借料の支払額合計	268,464

(4) リース負債の満期分析

リース負債の満期分析は次のとおりです。

年度	2020年3月31日	
	金額(百万円)	
	オペレーティング・リース	ファイナンス・リース
2020年度	76,469	10,213
2021年度	69,606	7,323
2022年度	55,648	5,990
2023年度	40,303	4,689
2024年度	30,664	3,163
2025年度以降	152,275	23,088
リース料の支払額合計	424,965	54,466
利息控除額	41,187	15,383
合計	383,778	39,083

(5) その他の情報

リースに関するその他の情報は次のとおりです。

項目	2019年度
	金額(百万円)
リース負債の測定に含まれた現金支払額	
営業活動からのキャッシュ・フローに含まれるオペレーティング・リースに係る支払額	71,612
財務活動からのキャッシュ・フローに含まれるファイナンス・リースに係る支払額	33,088
オペレーティング・リース負債と引き換えに取得した使用权資産	124,380

10 営業権及びその他の無形固定資産

2019年度に取得した無形固定資産は146,023百万円です。このうち、145,596百万円が償却対象の資産であり、内訳は次のとおりです。

項目	当年度取得無形固定資産	加重平均償却年数
	取得原価 (百万円)	年数
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	7,848	8
販売用ソフトウェア	16,609	3
社内利用ソフトウェア	93,768	4
ミュージック・カタログ	19,837	14
その他	7,534	11

2019年度に取得した社内利用ソフトウェアは、主に多岐にわたるビジネス・プラットフォームで新たに資産計上されたものです。

償却対象の無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2019年3月31日		2020年3月31日	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	169,761	145,525	166,076	146,051
顧客関係	15,759	11,825	16,104	12,467
商標	15,768	9,863	11,152	6,114
販売用ソフトウェア	125,350	96,322	141,111	110,663
社内利用ソフトウェア	529,022	345,935	594,109	384,236
ミュージック・カタログ	615,206	106,725	612,266	124,787
アーティスト・コントラクト	42,575	29,108	41,764	29,017
テレビ放送委託契約	74,605	28,685	53,266	21,645
その他	61,675	49,288	64,456	51,317
計	1,649,721	823,276	1,700,304	886,297

2018年度及び2019年度における無形固定資産償却費は、それぞれ109,452百万円及び110,819百万円です。また、2020年度以降5年間の見積償却費は次のとおりです。

年度	金額（百万円）
2020年度	97,978
2021年度	82,057
2022年度	66,079
2023年度	50,098
2024年度	38,658

耐用年数が確定できない無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
商標	69,447	69,975
配給契約	18,834	18,834
その他	3,240	3,494
計	91,521	92,303

2018年度及び2019年度におけるセグメント別の営業権の推移は次のとおりです。

項目	G & N S	音楽	映画	E P & S	I & S S	金融	その他	合計
	金額 (百万円)							
2018年3月31日 営業権残高 -総額	150,606	165,700	246,620	194,468	45,793	7,931	27,912	839,030
減損累計額	-	306	102,208	181,665	-	706	23,653	308,538
営業権残高	150,606	165,394	144,412	12,803	45,793	7,225	4,259	530,492
取得*	2,261	240,396	387	-	-	-	-	243,044
売却及び 処分	-	-	-	-	-	-	-	-
減損	-	-	-	776	-	-	4,331	5,107
為替換算 調整	1,088	2,420	3,673	73	771	-	72	3,111
その他	-	-	2,988	-	-	-	-	2,988
2019年3月31日 営業権残高 -総額	153,955	403,676	252,262	194,416	46,564	7,931	28,570	1,087,374
減損累計額	-	306	106,778	182,462	-	706	28,570	318,822
営業権残高	153,955	403,370	145,484	11,954	46,564	7,225	-	768,552
取得*	17,945	2,956	14,889	364	-	3,609	-	39,763
売却及び 処分	-	-	609	-	-	-	-	609
減損	-	-	-	-	-	-	-	-
為替換算 調整	926	13,802	5,410	129	372	-	-	20,639
その他	-	1,199	1,980	-	-	-	-	3,179
2020年3月31日 営業権残高 -総額	170,974	391,631	257,074	194,635	46,192	11,540	28,269	1,100,315
減損累計額	-	306	104,700	182,446	-	706	28,269	316,427
営業権残高	170,974	391,325	152,374	12,189	46,192	10,834	-	783,888

ソニーは、2019年度第1四半期より、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この変更に関連して、従来のH E & S分野、I P & S分野及びM C分野を合わせてE P & S分野としています。以上のセグメント変更にともない、旧H E & S分野、I P & S分野及びM C分野の過年度の営業権残高を当年度の表示に合わせて組替再表示しています。これらの組替再表示に関する詳細は注記28に記載しています。

(注)* 2018年度の音楽分野における金額は、主にEMI Music Publishingの取得に関するものです。2019年度のG & N S分野における金額は、Insomniac Games, Inc.の取得、映画分野における金額は、主にSilvergate Mediaの取得、金融分野における金額は、生命保険事業を営む持分法適用関連会社の子会社化に関するものです。これらの取得に関する詳細は注記25に記載しています。

11 保険関連科目

金融分野に含まれる日本の子会社は、注記1に記載のとおり、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則及び会計実務に準拠して会計記録を保持していますが、米国会計原則とは、いくつかの点で異なります。

これらの相違の主なものは、生命保険事業及び損害保険事業における保険契約の獲得費用、及び生命保険事業における保険契約債務です。保険契約の獲得費用は、日本会計原則では発生年度の期間費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、関連する保険契約の保険料払込期間にわたって償却されます。また、保険契約債務は、日本会計原則では管轄の行政当局の認める方式により算定されますが、米国会計原則では、主として、計算基礎の一定の変更を施し、平準純保険料式による評価を行って計上されます。連結財務諸表の作成上、米国会計原則に準拠するため、このような差異は適切に調整されています。

2019年3月31日及び2020年3月31日現在の保険子会社の米国会計原則に準拠しない法定帳簿上の純資産合計は、それぞれ548,730百万円及び586,983百万円です。

(1) 保険契約

金融分野に含まれる生命保険子会社が引受ける保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。2018年度及び2019年度における生命保険料収入は、それぞれ910,011百万円及び1,052,316百万円です。金融分野に含まれる損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。2018年度及び2019年度における損害保険料収入は、それぞれ111,392百万円及び115,730百万円です。

(2) 繰延保険契約費

2018年度及び2019年度の繰延保険契約費の償却費は、それぞれ79,906百万円及び93,734百万円です。2018年度及び2019年度の生命保険ビジネスにおける非伝統的保険商品の繰延保険契約費は、それぞれ209,897百万円及び206,363百万円です。

(3) 保険契約債務

後述の最低保証給付に対する債務を除き、保険契約債務は、主として個人保険契約に関連しており、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。当該保険契約債務は0.5%から4.5%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表によっています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が大きく異なる場合、あるいは前提条件を大きく変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

保険契約債務には変額年金保険契約及び変額保険契約における最低保証給付に対する債務を含んでいます。最低保証に係る詳細は(5)に記載しています。また、このうち一部の保険契約債務には公正価値オプションを適用しています。詳細については注記14に記載しています。

2019年3月31日及び2020年3月31日現在の保険契約債務は、それぞれ5,633,865百万円及び6,237,048百万円です。

(4) 生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定は、勘定預り金累積元本に付与利息を加えたものから、引出額、経費及び危険保険料を差し引いた額を表しており、ユニバーサル保険及び投資契約等から構成されています。ユニバーサル保険には、利率変動型終身保険及び変額保険が含まれています。利率変動型終身保険に対する付与利率は1.7%から2.0%です。変額保険契約については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。投資契約には、主に一時払養老保険契約、一時払学資保険契約、変額年金保険契約及び年金開始後契約が含まれています。投資契約(変額年金保険契約を除く)に対する付与利率は、0.01%から6.3%です。変額年金保険契約については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。生命保険ビジネスにおける契約者勘定には最低保証が付帯する変額年金保険契約及び変額保険契約に関する債務を含んでいます。また、このうち一部の生命保険ビジネスにおける契約者勘定には公正価値オプションを適用しています。詳細については注記14に記載しています。

生命保険ビジネスにおける契約者勘定の内訳は次のとおりです。

項目	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
ユニバーサル保険	2,104,646	2,611,577
投資契約	816,903	885,690
その他	126,653	145,004
合計	3,048,202	3,642,271

(5) 変額年金保険契約及び変額保険契約における最低保証

変額年金保険契約及び変額保険契約に関して、ソニーは最低保証(死亡、年金原資など)を行っており、契約上定められた最低給付額を保険契約者に支払う義務を負っています。最低保証が付帯する変額年金保険契約には公正価値オプションを適用しています。詳細については注記14に記載しています。公正価値オプションを適用している部分を除き、当該最低保証給付に係る保険契約債務は、契約の存続期間全体の予想される超過支払いの現在価値を予想される総徴収の現在価値で除した比率に基づいて計算しています。当該計算の重要な前提条件には、死亡率、解約率、割引率及び資産運用利回りが含まれています。また、2019年3月31日現在及び2020年3月31日現在における保険種類別の契約者勘定、正味危険保険金相当額、最低保証給付に対する保険契約債務及び平均到達年齢は次の通りです。

項目	2019年3月31日		
	金額(百万円)		
	変額年金保険	変額保険	合計
契約者勘定	-	1,092,559	1,092,559
正味危険保険金相当額	-	4,334,224	4,334,224
最低保証給付に対する 保険契約債務	-	63,423	63,423

項目	2019年3月31日	
	変額年金保険	変額保険
平均到達年齢(歳)	-	44

項目	2020年3月31日		
	金額(百万円)		
	変額年金保険	変額保険	合計
契約者勘定	464,093	1,096,935	1,561,028
正味危険保険金相当額	71,685	4,564,214	4,635,899
最低保証給付に対する 保険契約債務	64,045	79,860	143,905

項目	2020年3月31日	
	変額年金保険	変額保険
平均到達年齢(歳)	60	45

12 短期借入金及び長期借入債務
短期借入金の内訳は次のとおりです。

項目	2019年3月31日		2020年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金	55,186	加重平均利率：年2.52%	91,725	加重平均利率：年0.86%
債券貸借取引受入担保金	432,820	加重平均利率：年0.56%	567,194	加重平均利率：年0.93%
担保付コールマネー	130,612	加重平均利率：年0.18%	151,257	加重平均利率：年0.13%
短期借入金合計	618,618		810,176	

2020年3月31日現在、簿価474,644百万円の有価証券及び投資有価証券が、国内の金融子会社の短期の債券貸借取引567,194百万円に対する担保として設定されています。この取引は、契約の解除による清算に該当する場合、純額決済することができます。

2020年3月31日現在、簿価42,576百万円の有価証券及び投資有価証券が、国内の金融子会社のコールマネー151,257百万円に対する担保として設定されています。

上記の他、国内の金融子会社において為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価12,445百万円の有価証券及び投資有価証券を差し入れています。

長期借入債務の内訳は次のとおりです。

項目	2019年3月31日		2020年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金 (借入先：主として銀行)	57,321	利率：年0.01%から7.89%まで 返済期限：2019年から2024年まで	17,880	利率：年0.01%から5.10%まで 返済期限：2020年から2029年まで
無担保社債	69,964	利率：年0.05% 満期：2019年	-	
無担保社債	50,000	利率：年2.07% 満期：2019年	-	
無担保社債	89,819	利率：年0.23% 満期：2021年	89,894	利率：年0.23% 満期：2021年
無担保社債	10,000	利率：年0.11% 満期：2022年	10,000	利率：年0.11% 満期：2022年
無担保社債	10,000	利率：年1.41% 満期：2022年	10,000	利率：年1.41% 満期：2022年
無担保社債	15,000	利率：年0.28% 満期：2023年	15,000	利率：年0.28% 満期：2023年
無担保社債	-		29,886	利率：年0.13% 満期：2024年
無担保社債	10,000	利率：年0.22% 満期：2025年	10,000	利率：年0.22% 満期：2025年
無担保社債	24,911	利率：年0.42% 満期：2026年	24,923	利率：年0.42% 満期：2026年
無担保社債	-		10,000	利率：年0.18% 満期：2026年
無担保社債	-		59,738	利率：年0.30% 満期：2029年

項目	2019年3月31日		2020年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保転換社債型 新株予約権付社債	119,961	利率：ゼロクーポン 満期：2022年 期限前償還可能 転換価額：5,008円	119,531	利率：ゼロクーポン 満期：2022年 期限前償還可能 転換価額：4,996円
担保付借入金	200,003	利率：年0.00% 満期：2020年から2023年まで	201,205	利率：年0.00% 満期：2020年から2023年まで
ファイナンス・リース債務等*	72,991	利率：年0.36%から9.14%まで 支払期間：2019年から2048年まで	56,350	利率：年0.01%から12.59%まで 支払期間：2020年から2050年まで
預り保証金	10,863		10,366	
小計	740,833		664,773	
控除：1年以内に返済期限の到来する額	172,461		29,807	
長期借入債務合計	568,372		634,966	

(注)* ファイナンス・リース債務等は2018年度においてキャピタル・リース未払金等として表示していました。

2020年3月31日現在、簿価52,942百万円の有価証券及び投資有価証券と簿価378,241百万円の銀行ビジネスにおける住宅ローンが、国内の金融子会社の長期借入金200,000百万円に対する担保として設定されています。

2015年7月21日、ソニーは、発行価額120,000百万円、2022年満期の130%コールオプション条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（ゼロクーポン）（以下「本社債」）を発行しました。本社債の新株予約権の行使期間は、2015年9月1日から2022年9月28日までであり、当初の転換価額は5,008円です。標準的な希薄化防止条項とは別に、合併や会社分割などの組織再編や上場廃止等による繰上償還が行われる前の一定期間に転換価額は減額されます。減額される金額は、転換価額減額開始日及び本社債の要項に定める当社普通株式の参照株価に応じて、一定の方式にしたがって決定されます。減額された後の転換価額の上限は5,008円、下限は3,526.5円です。転換価額は、各事業年度の1株当たり配当額が25円を上回る場合にも調整されます。2020年3月期の1株当たり配当額が25円を上回り45円となったため、2020年6月10日以降、転換価額は1株当たり4,982.5円に調整されました。ソニーは、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、その選択により、2020年7月21日以降、残存する本社債の全部を額面金額の100%で繰上償還する権利を有します。本社債は、組込デリバティブの分離会計を必要とされていません。本社債には、重大な不利益を及ぼす財務制限条項は存在しません。

2019年10月に、ソニーは総額100,000百万円の無担保普通社債を発行し、調達資金はすべて債務返済に充当しました。

また、その他の短期借入金及び長期借入債務に、重大な不利益を及ぼす財務制限条項やクロスデフォルト条項は存在しません。

長期借入債務の各年度の返済予定額は次のとおりです。

年度	2020年3月31日
	金額(百万円)
2020年度	29,807
2021年度	159,102
2022年度	229,617
2023年度	81,041
2024年度	43,923
2025年度以降	121,283
合計	664,773

2020年3月31日現在、ソニーの未使用コミットメントラインは518,147百万円であり、契約している金融機関から通常180日を超えない期間で借入れることができます。さらにソニーは1,044,150百万円のコマーシャルペーパー・プログラムを設定しています。このプログラムにより、ソニーは通常270日を超えない期間でコマーシャルペーパーを発行することができます。

13 銀行ビジネスにおける住宅ローン及び顧客預金

(1) 銀行ビジネスにおける住宅ローン

ソニーは通常の事業を通じて金融債権を取得し、また保有しています。ソニーが保有する金融債権の大部分は銀行ビジネスにおける住宅ローンによって構成され、その他個別に重要性のある金融債権はありません。

銀行ビジネスに含まれる子会社は、債務者ごとに資金状況や延滞状況に応じた区分にもとづき、住宅ローンの信用状況をモニタリングしています。債務者の延滞状況は日常的に確認し、区分については四半期ごとに見直しています。

住宅ローンに対応する貸倒引当金は、上述の区分と担保の状況に応じて設定されています。銀行ビジネスにおける住宅ローン残高及びこれに対応する貸倒引当金の残高は、2019年3月31日現在でそれぞれ1,685,504百万円及び829百万円、2020年3月31日現在でそれぞれ1,927,054百万円及び780百万円です。2018年度及び2019年度において、銀行ビジネスにおける住宅ローンの償却及び貸倒引当金の変動で、重要なものはありません。

また、2019年3月31日及び2020年3月31日現在、銀行ビジネスにおける住宅ローンのうち、未収利息の計上を行っていない債権及び延滞が発生している債権で、重要なものはありません。

(2) 銀行ビジネスにおける顧客預金

金融分野に含まれる銀行ビジネスにおける顧客預金は、その全額が利付預金です。2019年3月31日及び2020年3月31日現在、契約額が10百万円以上の定期預金の残高は、それぞれ292,968百万円及び306,449百万円です。これらの顧客預金は主に満期日以前に引き出し可能なため、流動負債に分類されています。

2020年3月31日現在の残存期間が1年を超える定期預金残高は次のとおりです。

年度	2020年3月31日
	金額(百万円)
2021年度	39,145
2022年度	16,102
2023年度	10,513
2024年度	3,238
2025年度	2,190
2026年度以降	12,823
残存期間が1年を超える定期預金残高合計	84,011

14 公正価値による測定

注記3に記載のとおり、公正価値による測定に関する会計基準にもとづき、ソニーが保有する資産及び負債は下記のとおり区分され、会計処理されています。

(1) 継続的に公正価値測定されている資産・負債

ソニーが各金融商品の公正価値測定に利用している評価手法、それが通常どの公正価値のレベルに分類されているかは以下のとおりです。

負債証券、持分証券、及びその他の投資

活発な市場における取引価格が利用可能である場合、有価証券の公正価値の階層はレベル1に分類されます。レベル1の有価証券には、上場持分証券が含まれています。取引価格を利用できないもしくは市場が活発でない有価証券については、価格モデル、類似の特徴をもつ有価証券の取引価格あるいは割引キャッシュ・フローモデルを使用して公正価値を見積もり、主にレベル2に分類されます。レベル2の有価証券には、公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券が含まれています。取引量が少ないもしくは評価に使用する基礎データの観察可能性が低い有価証券については、レベル3に分類しています。レベル3の有価証券には、主に、レベル1・レベル2に分類されなかった証券化商品、複合金融商品、プライベートエクイティ投資、及び国内外の社債が含まれています。

デリバティブ

上場されているデリバティブで、その取引価格を使用して公正価値が測定されているデリバティブは、レベル1に分類されます。しかしながら、上場されているデリバティブ契約は少数であり、ソニーが保有するデリバティブの多くは、容易に観察可能な市場パラメータを評価の基礎として利用したソニー内部のモデルによる評価を行っています。利用しているパラメータには、活発に価格が形成されているものや、価格情報提供者のような外部業者から入手したものが含まれています。デリバティブの種類や契約条項に応じて、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデル等の評価手法により公正価値を測定するとともに、その手法を継続的に適用しています。ソニーは、開発後一定期間を経過しているようなデリバティブ商品について、金融業界において広く受け入れられている評価モデルを使用しています。これらのモデルは、満期までの期間を含むデリバティブ契約の条項や、金利、ボラティリティ、取引相手の信用格付け等の市場で観察されるパラメータを使用しています。さらに、これらのモデルの多くは、その評価方法に重要な判断を必要としないものであり、モデルで使用している基礎データ自体も活発な価格付けが行われる市場で容易に観察可能なものであるため、主観性の高いものではありません。これらの手法で評価されている金融商品は、通常、レベル2に分類されています。

ソニーは、金利スワップの公正価値を決定するにあたり、市場において観察可能で、該当する金融商品の期間に対応する金利のイールドカーブを使用した将来見積キャッシュ・フローの現在価値を使用しています。ソニーは、外国為替のデリバティブについて、直物相場、時間価値及びボラティリティ等、市場で観察可能な基礎データを利用した先物為替予約や通貨オプションの評価モデルを使用しています。これらのデリバティブは、そのデリバティブ資産・負債の公正価値の測定に際して、主に観察可能な基礎データを使用しているため、レベル2に分類されています。

保険契約債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定

ソニーは、公正価値オプションを適用した保険契約債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定の公正価値を決定するにあたり、死亡率、解約率、割引率、資産運用利回り及びその他の保険数理上の前提条件を使用した将来見積キャッシュ・フローの現在価値を使用しています。主に観察可能な基礎データを使用しており、レベル3に分類されています。

変額年金保険契約の最低保証給付にともなう保険契約債務の公正価値の算定にあたって、死亡率(0.004%~44.865%)、解約率(1.000%~7.500%)、及び割引率(0.061%~1.433%)を重要な観察不能な基礎データとして使用しております。主要な最低保証給付である最低年金原資保証の公正価値は、一般的に、死亡率、解約率、又は割引率が上昇した場合には低下します。

2018年度及び2019年度におけるレベル3に分類されている資産・負債の公正価値の変動は、次のとおりです。

項目	2018年度					
	金額(百万円)					
	資産				負債	
	負債証券				その他の 投資	保険契約債務及び生命 保険ビジネスに おける契約 者勘定
	売却可能証券					
	日本社債	外国社債	証券化商品	その他		
期首残高	-	27,878	83,614	-	9,104	-
実現及び未実現損益						
損益に含まれる金額*1	-	465	562	-	276	-
その他の包括利益(損失)に含まれる金額*2	-	131	1	-	-	-
購入又は発行	-	5,787	94,696	-	4	-
売却	-	-	-	-	6	-
償還又は決済	-	10,435	13,601	-	2,460	-
レベル3への移動*3	-	20,863	5,284	-	-	-
レベル3からの移動*4	-	21,985	5,473	-	-	-
期末残高	-	22,704	165,083	-	6,918	-
損益に含まれる金額のうち、年度末に保有する資産・負債の未実現利益(損失)*1	-	219	510	-	441	-

項目	2019年度					
	金額(百万円)					
	資産				負債	
	負債証券				その他の 投資	保険契約債務及び生命 保険ビジネスに おける契約 者勘定
	売却可能証券					
	日本社債	外国社債	証券化商品	その他		
期首残高	-	22,704	165,083	-	6,918	-
ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)及びSA Reinsurance Ltd.の取得*5	-	-	-	-	-	547,190
実現及び未実現損益						
損益に含まれる金額*1	-	311	18,151	-	500	12,500
その他の包括利益(損失)に含まれる金額*2	-	73	1	-	-	3,032
購入又は発行	30	13,597	40,175	12,101	4,711	5,295
売却	-	-	-	-	9	-
償還又は決済	-	20,867	12,967	-	1,878	4,762
レベル3への移動*3	-	3,374	-	-	-	-
レベル3からの移動*4	-	3,276	2,301	-	-	-
期末残高	30	15,770	171,840	12,101	9,242	532,191
損益に含まれる金額のうち、年度末に保有する資産・負債の未実現利益(損失)*1	-	94	16,507	-	376	10,273

(注)*1 連結損益計算書上、金融ビジネス収入又は金融ビジネス費用に含まれています。

*2 連結包括利益計算書上、売却可能証券については未実現有価証券評価益(純額)、保険契約債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定については金融負債評価調整額に含まれています。

- *3 証券業者から入手した指標価格にもとづく公正価値と内部で組成した価格との間に重要な乖離が生じ、また基礎データの観察可能性が低下したため、一部の社債及び証券化商品がレベル3へ移動しました。
- *4 観察可能な市場データが利用可能となったため、一部の社債及び証券化商品がレベル3から移動しました。
- *5 注記25参照。

レベル3の資産には、証券化商品、プライベートエクイティ投資及び市場における取引価格が利用できず、基礎データの観察可能性が低い国内外の社債が含まれています。その公正価値を測定するにあたり、ソニーは主に証券業者から得た指標価格等の第三者の価格に調整を加えることなく使用しています。レベル3の負債には、基礎数値が観察不能な保険契約債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定が含まれており、自社で算定した価格を使用しております。ソニーは、その公正価値の検証のため、主として市場参加者が公正価値の測定に通常使用すると想定される仮定を用いてマネジメントが行う重要な判断や見積りを含む内部の価格モデルを使用しています。

(2) 非継続的に公正価値測定されている資産・負債

ソニーは特定の事象が生じた場合に非継続的に公正価値測定される資産及び負債を保有しています。

2018年度及び2019年度において公正価値で測定されている資産・負債は、次のとおりです。

項目	2018年度			
	金額（百万円）			
	見積公正価値			損益 計上額
	レベル1	レベル2	レベル3	
資産				
長期性資産の減損	-	-	4,389	44,135
営業権の減損	-	-	0	5,107
				49,242

項目	2019年度			
	金額（百万円）			
	見積公正価値			損益 計上額
	レベル1	レベル2	レベル3	
資産				
SRE残余持分の再評価	15,911	-	-	13,347
長期性資産の減損	-	-	8,155	36,003
				22,656

長期性資産の減損

2018年度及び2019年度において、ソニーはE P & S分野でスマートフォン事業資産グループの減損損失をそれぞれ19,172百万円及び12,714百万円計上しました。スマートフォン事業資産グループでは、スマートフォンの販売状況及び予測される引き続き厳しい事業環境を、当該資産グループに関連する長期性資産に対応する将来見積キャッシュ・フローに反映させた結果、減損損失の計上が必要になりました。

2018年度において、ソニーはその他分野に含まれるストレージメディア事業資産グループの減損損失を12,858百万円計上しました。ソニーは事業及び市場トレンドを踏まえた戦略的見直しを行った結果、長期性資産及び営業権の計上金額の全額を回収する十分な将来キャッシュ・フローが得られないと判断したため、減損損失を計上しました。

公正価値の測定にあたって考慮された、資産の状況、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを考慮した割引率といった重要な基礎データは観察不能であるため、当該公正価値測定はレベル3に分類されています。2018年度において、スマートフォン事業の長期性資産の公正価値測定は、8.5%の割引率及び26%から24%の見積収益成長率が使用されています。2019年度において、スマートフォン事業の長期性資産の公正価値測定は、10.6%の割引率及び10%から70%の見積収益成長率が使用されています。また、ストレージメディア事業の長期性資産及び営業権の公正価値測定は、8.9%の割引率及び34%から21%の見積収益成長率が使用されています。

上記に記載するものを除き、2019年度において計上されている減損損失の中には個々に重要な項目はありません。その他の減損損失は主に映画分野に含まれるメディアネットワークの複数資産グループにおけるチャンネルポートフォリオ見直しによるものです。

EMIの資本持分の再評価

注記25に記載のとおり、2018年度において、ソニーはEMIの取得にともなって、過年度より所有しているEMIの資本持分を再評価しました。将来キャッシュ・フローの予測及び類似取引や企業の市場比較といった重要な基礎データは観察不能であるため、当該公正価値評価はレベル3に分類されています。

SREホールディングス株式会社株式の再評価

注記6に記載のとおり、2019年度において、当社が保有するSREホールディングス株式会社（以下「SRE」）株式の一部売出し及びSREによる株式の新規発行が行われました。ソニーは、かかる売出し以降も当社が継続して保有するSRE株式を再評価しました。SRE株式の取引価格は東京証券取引所で利用可能であるため、当該株式の公正価値評価はレベル1に分類されています。

ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)及びSA Reinsurance Ltd.の資本持分の再評価

注記25に記載のとおり、2019年度において、ソニーはソニーライフ・エイゴン生命保険(株)及びSA Reinsurance Ltd.（以下あわせて「両合弁会社」）の子会社化にともなって、過年度より所有している両合弁会社の資本持分を再評価しました。将来キャッシュ・フローの予測及び類似取引や企業の市場比較といった重要な基礎データは観察不能であるため、当該公正価値評価はレベル3に分類されています。なお、ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)は2020年4月1日付で、商号を「ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社」に変更しています。

(3) 金融商品

公正価値で計上されない金融商品のレベル別見積公正価値は次のとおりです。

項目	2019年3月31日				
	金額（百万円）				
	見積公正価値				簿価
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計
資産					
銀行ビジネスにおける住宅ローン	-	1,861,384	-	1,861,384	1,685,504
資産合計	-	1,861,384	-	1,861,384	1,685,504
負債					
長期借入債務（1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む）	-	737,529	-	737,529	740,833
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	-	877,157	-	877,157	816,903
負債合計	-	1,614,686	-	1,614,686	1,557,736

項目	2020年3月31日				
	金額(百万円)				
	見積公正価値				簿価
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計
資産					
銀行ビジネスにおける住宅ローン	-	2,161,432	-	2,161,432	1,927,054
資産合計	-	2,161,432	-	2,161,432	1,927,054
負債					
長期借入債務(1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む)	-	699,358	-	699,358	664,773
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	-	969,464	-	969,464	885,690
負債合計	-	1,668,822	-	1,668,822	1,550,463

現金・預金及び現金同等物、コールローン、定期預金、受取手形及び売掛金、コールマネー、短期借入金、支払手形及び買掛金、及び銀行ビジネスにおける顧客預金は主として短期取引であり、おおむね公正価値で計上されているため、上記の表から除かれています。また、注記8に記載されている満期保有目的証券についても上記の表から除かれています。

現金・預金及び現金同等物、コールローン及びコールマネーはレベル1に分類されます。定期預金、短期借入金及び銀行ビジネスにおける顧客預金は、レベル2に分類されます。連結貸借対照表の有価証券及び投資有価証券その他に含まれる満期保有目的証券は、公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券が含まれ、主にレベル2に分類されます。

連結貸借対照表の投資有価証券その他に含まれる銀行ビジネスにおける住宅ローンの公正価値は、将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBORベースのイールドカーブに一定のリスクプレミアムを加味した割引率で割り引いて算定しています。1年以内返済予定分を含む長期借入債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約の公正価値は、市場価値又は類似した負債をソニーが新たに借入れる場合に適用される利率率を使って、将来の返済額を現在価値に割引いた金額で見積もられています。

15 デリバティブ及びヘッジ活動

ソニーは通常の事業において取得した、金融資産・負債を含む金融商品を所有しています。これらの金融商品は為替変動及び金利変動に起因する市場リスクにさらされています。これらのリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針にしたがい、先物為替予約、通貨オプション契約、金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）を含むデリバティブを利用しています。金融分野においては、資産負債の総合管理（以下「ALM」）の一環として、その他のデリバティブも利用しています。これらのデリバティブは信用度の高い金融機関との間で取引されており、ほとんどの外国為替にかかる契約は米ドル、ユーロ及びその他の主要国の通貨で構成されています。これらのデリバティブは主として貸借対照表日より6ヵ月以内に決済日もしくは行使日を迎えるものです。金融分野においてALMの一環として利用されている一部のデリバティブを除き、ソニーは、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においてALMの一環として利用されているデリバティブ取引は、あらかじめ定められたリスク管理方針にしたがい、一定の極度の範囲内で行われています。

ソニーが保有するデリバティブは下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ及びそのヘッジ対象はともに公正価値で連結貸借対照表に計上されています。また、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、ヘッジ対象の簿価変動による損益を相殺しています。

2018年度及び2019年度において、公正価値ヘッジの有効性評価から除外された金額はありません。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられています。オプション契約の公正価値に含まれる時間的価値部分は、ヘッジの有効性の評価から除外され、ヘッジ手段の契約期間にわたって定額で費用に認識されます。時間的価値部分の公正価値の変動と定額で費用に認識された金額の累計との差額は、その他の包括利益に認識されます。

ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は、直ちに損益に計上されています。

ソニーが保有するデリバティブの利用目的及び区分は下記のとおりです。

先物為替予約及び通貨オプション契約

ソニーは主として、外貨建て取引及び外貨建て売上債権・買入債務から生じるキャッシュ・フローの為替変動によるリスクを低減するため、先物為替予約、買建て通貨オプション契約及び売建て通貨オプション契約を利用しています。なお、売建て通貨オプション契約は主に、買建て通貨オプション契約との組み合わせオプションとして行われており、対応する買建て通貨オプション契約と同月内に行使日を迎えるものです。

また、ソニーは一部の外貨建ての売上及び仕入にかかる予定取引から生じるキャッシュ・フローを固定するため、2018年度及び2019年度において先物為替予約及び売建て通貨オプション契約と買建て通貨オプション契約との組み合わせオプションを利用しました。これらのデリバティブは、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されました。

一方、ヘッジとして指定されていないその他の先物為替予約及び通貨オプション契約の公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

なお、一部の金融子会社が保有する先物為替予約、通貨オプション契約及び通貨スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）

金利スワップ契約は、主に資金調達コストの引き下げ、資金調達手段の多様化、金利及び外国為替レートの不利な変動ならびに公正価値変動がもたらす借入債務及び売却可能負債証券にかかるリスクを軽減するために利用されています。

金融分野で締結している一部の金利スワップ契約は、固定金利付き売却可能負債証券の公正価値変動に起因するリスクを軽減するために利用されています。これらのデリバティブは、金融分野の固定金利付き売却可能負債証券にかかる公正価値変動リスクに対するヘッジとしてみなされることから、公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されています。

一部の金融子会社がALMの一環として保有する金利スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

上記以外のヘッジとして指定されていない金利スワップ契約は、変動金利付き借入債務の金利変動に起因するリスク軽減のために利用されており、その公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

その他の契約

一部の金融子会社がALMの一環として保有する株式先物契約、エクイティスワップ契約、債券先物契約、コモディティ先物契約、金利スワップション契約、その他の外国為替契約及び複合金融商品の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

組込デリバティブをともなう複合金融商品は、組込デリバティブを分離せず、複合金融商品全体として公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーの保有するデリバティブの公正価値は次のとおりです。

ヘッジとして指定された デリバティブ	科目 デリバティブ資産	公正価値(百万円)		科目 デリバティブ負債	公正価値(百万円)	
		2019年 3月31日	2020年 3月31日		2019年 3月31日	2020年 3月31日
金利契約	前払費用及び その他の流動資産	10	9	流動負債 その他	141	183
金利契約	その他の資産 その他	101	27	固定負債 その他	8,274	8,177
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	131	1,799	流動負債 その他	42	-
計		242	1,835		8,457	8,360
ヘッジとして指定されて いないデリバティブ	科目 デリバティブ資産	公正価値(百万円)		科目 デリバティブ負債	公正価値(百万円)	
		2019年 3月31日	2020年 3月31日		2019年 3月31日	2020年 3月31日
金利契約	前払費用及び その他の流動資産	39	44	流動負債 その他	344	200
金利契約	その他の資産 その他	882	1,523	固定負債 その他	3,637	9,120
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	8,807	19,655	流動負債 その他	11,549	14,580
外国為替契約	その他の資産 その他	72	49	固定負債 その他	1,059	1,755
株式契約	前払費用及び その他の流動資産	444	18,886	流動負債 その他	7,776	1,476
債券契約	前払費用及び その他の流動資産	-	306	流動負債 その他	-	290
コモディティ契約	前払費用及び その他の流動資産	-	85	流動負債 その他	-	85
計		10,244	40,548		24,365	27,506
デリバティブ合計		10,486	42,383		32,822	35,866

2018年度及び2019年度における、デリバティブの連結損益計算書及び連結包括利益計算書への影響額は次のとおりです。

公正価値ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	損益に計上された金額(百万円)	
		2018年度	2019年度
金利契約	金融ビジネス収入	1,835	3,925
計		1,835	3,925

キャッシュ・フロー・ヘッジとして 指定されたデリバティブ	影響を受ける 連結損益計算書の項目	2018年度	2019年度
		未実現デリバティブ評価損益として その他の包括利益に計上された金額 (税効果考慮前)(百万円)	
外国為替契約 有効性評価に含まれる部分	-	2,315	1,712
有効性評価から除外された部分(償却部分)	-	-	1,087
計		2,315	2,799
		累積その他の包括利益における 未実現デリバティブ評価損益からの 組替額 (税効果考慮前)(百万円)	
外国為替契約 有効性評価に含まれる部分	売上原価	1,093	-
有効性評価に含まれる部分	純売上高	-	106
有効性評価から除外された部分(償却部分)	純売上高	-	1,087
計		1,093	981

ヘッジとして指定されて いないデリバティブ	科目	損益に計上された金額(百万円)	
		2018年度	2019年度
金利契約	金融ビジネス収入	3,192	1,190
外国為替契約	金融ビジネス収入	8,198	2,473
外国為替契約	為替差損(純額)	7,437	10,184
株式契約	金融ビジネス収入	7,649	15,438
債券契約	金融ビジネス収入	-	2,954
コモディティ契約	金融ビジネス収入	-	110
計		26,476	26,441

2019年度における、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブのヘッジ対象である売却可能負債証券の償却原価及び公正価値ヘッジ調整累計額は次のとおりです。

公正価値ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	ヘッジ対象の 償却原価 (百万円)	公正価値ヘッジ 調整累計額 (百万円)
金利契約	有価証券	15,255	-
金利契約	投資有価証券その他	91,080	-
計		106,335	-

デリバティブの種類別の想定元本を含む追加情報は次のとおりです。

種類	2019年3月31日		2020年3月31日	
	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)
外国為替契約				
先物為替予約	701,880	304	740,464	4,361
買建て通貨オプション	53,846	179	473	7
売建て通貨オプション	58,825	35	460	5
通貨スワップ契約	959,777	5,564	893,874	1,006
その他の外国為替契約	68,513	2,084	62,080	1,811
金利契約				
金利スワップ契約	339,934	11,346	994,133	16,019
金利スワップション契約	5,300	18	18,700	58
株式契約				
株式先物契約	58,725	308	63,354	871
エクイティスワップ契約	63,107	7,640	103,409	18,281
債券契約				
債券先物契約	-	-	56,546	16
コモディティ契約				
コモディティ先物契約	-	-	1,465	0

全てのデリバティブは連結貸借対照表上、資産又は負債として総額計上されていますが、一部の子会社は国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」）マスター契約を中心としたマスターネットティング契約又は類似の契約を結んでいます。ISDAマスター契約は、複数のデリバティブ契約を結んでいる二者間の契約で、一方当事者について期限の利益喪失事由又は解約事由が発生した場合、これらのデリバティブ契約の中で対象となる契約について解約時の価額を算出し、両当事者間の決済を単一の通貨にて単一の純額決済で行うことができます。

2019年3月31日及び2020年3月31日時点でのデリバティブ資産、デリバティブ負債、金融資産及び金融負債の相殺の影響は次のとおりです。

項目	2019年3月31日			
	連結貸借対照表上 総額で表示された 金額（百万円）	連結貸借対照表上相殺されていないマ スターネットティング契約にかかる金額		純額 （百万円）
		金融商品 （百万円）	現金担保 （百万円）	
デリバティブ資産				
マスターネットティング契約の対象と なるデリバティブ	6,855	3,442	136	3,277
マスターネットティング契約の対象と ならないデリバティブ	3,631			3,631
計	10,486	3,442	136	6,908
デリバティブ負債				
マスターネットティング契約の対象と なるデリバティブ	25,872	3,970	20,191	1,711
マスターネットティング契約の対象と ならないデリバティブ	6,950			6,950
債券貸借取引受入担保金	432,820	432,820	-	-
計	465,642	436,790	20,191	8,661

項目	2020年3月31日			
	連結貸借対照表上 総額で表示された 金額（百万円）	連結貸借対照表上相殺されていないマ スターネットティング契約にかかる金額		純額 （百万円）
		金融商品 （百万円）	現金担保 （百万円）	
デリバティブ資産				
マスターネットティング契約の対象と なるデリバティブ	38,281	12,614	20,545	5,122
マスターネットティング契約の対象と ならないデリバティブ	4,102			4,102
計	42,383	12,614	20,545	9,224
デリバティブ負債				
マスターネットティング契約の対象と なるデリバティブ	31,896	7,086	23,873	937
マスターネットティング契約の対象と ならないデリバティブ	3,970			3,970
債券貸借取引受入担保金	567,194	564,874	-	2,320
計	603,060	571,960	23,873	7,227

16 年金及び退職金制度

(1) 確定給付制度及び退職金制度

当社及び国内子会社の従業員は、通常、退職時に以下のような退職一時金又は年金の受給資格を付与されます。当社及び一部の子会社では、1年間の従業員個別の貢献を反映したポイントが毎年加算されるポイント制度を採用しています。このポイント制度のもとでは自己都合退職、会社都合退職にかかわらず、過去の勤務にもとづく累積ポイントと累積ポイントをベースに加算される利息ポイントの合計にもとづいて退職金支給額が計算されます。

この年金制度のもとでは、一般的には現行の退職金規則による退職金の65%がこの制度により充当されます。残りの部分については、会社が支払う退職一時金により充当されます。年金給付は退職する従業員の選択により一時払いあるいは月払いの年金として支給されます。年金基金へ拠出された資金は、関係法令にしたがい数社の金融機関により運用されています。

2012年4月1日より、当社及びほぼ全ての国内子会社は、終身年金を有期年金に変更するなどの現行年金制度の改訂を行いました。また、確定拠出年金制度を導入し、2012年4月1日以降の入社者は確定給付年金制度には加入しません。

いくつかの海外子会社は、ほぼ全従業員を対象とする確定給付年金制度あるいは退職一時金制度を有し、拠出による積立てを行うか又は引当金を計上しています。これらの制度にもとづく給付額は、主に現在の給与と勤続年数によって計算されます。

2019年10月1日より、当社及びほぼ全ての国内子会社は、確定給付年金制度の改訂を行い、制度改訂前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。この結果、2019年度の連結貸借対照表上、未払退職・年金費用が74,872百万円減少し、累積その他の包括利益が81,230百万円増加しました。また、2019年度の連結損益計算書上、年金制度変更にかかる損失をその他の費用に6,358百万円計上しました。

2018年度及び2019年度の純期間退職・年金費用の内訳は次のとおりです。

純期間退職・年金費用（ 収益 ）：

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
勤務費用	23,128	17,948	2,780	3,616
利息費用	7,020	4,162	10,083	9,212
年金制度資産期待運用収益	16,695	17,040	11,797	10,916
年金数理純損益の償却	15,365	12,969	2,656	2,606
過去勤務費用の償却	7,864	4,294	269	2
縮小・清算による影響額	-	6,358	1,804	68
純期間退職・年金費用	20,954	20,103	5,257	4,588

2018年度及び2019年度の純期間退職・年金費用の内訳のうち、勤務費用以外の金額は、各年度の連結損益計算書のそれぞれ「 その他の収益」及び「 その他の費用」に含まれています。

累積その他の包括利益で認識された年金数理純損益及び過去勤務費用のうち、2020年度の純期間退職・年金費用として認識されると見込まれる償却費は、それぞれ12,185百万円及び1,412百万円です。

退職給付債務及び年金制度資産の変動、年金制度の財政状況の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2019年3月31日	2020年3月31日	2019年3月31日	2020年3月31日
退職給付債務の変動				
期首退職給付債務	1,010,574	1,034,954	356,397	351,918
勤務費用	23,128	17,948	2,780	3,616
利息費用	7,020	4,162	10,083	9,212
従業員による拠出額	-	-	462	487
退職給付制度改訂による影響額	-	-	-	10,210
年金数理純損失（利益）	29,295	3,330	1,700	19,776
為替相場の変動による影響額	-	-	1,554	16,919
縮小・清算による影響額	-	359,205	6,120	4,434
連結範囲の変更による影響額	-	-	1,947	-
その他	6	2	-	-
退職給付支払額	35,069	35,668	13,777	14,055
期末退職給付債務	1,034,954	658,863	351,918	359,811
年金制度資産の変動				
期首年金制度資産公正価値	711,077	742,204	269,745	274,749
年金制度資産運用損益	18,701	2,942	15,243	26,738
為替相場の変動による影響額	-	-	838	14,904
会社による拠出額	36,875	7,453	8,542	9,916
従業員による拠出額	-	-	462	487
縮小・清算による影響額	-	284,333	5,960	3,146
退職給付支払にともなう払出額	24,449	31,060	12,445	12,730
期末年金制度資産公正価値	742,204	437,206	274,749	281,110
年金制度の財政状況	292,750	221,657	77,169	78,701

連結貸借対照表計上額の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2019年3月31日	2020年3月31日	2019年3月31日	2020年3月31日
固定資産	3,476	3,391	14,745	24,777
流動負債	-	-	4,412	4,355
固定負債	296,226	225,048	87,502	99,123
連結貸借対照表に計上した純額	292,750	221,657	77,169	78,701

累積その他の包括利益で認識した金額（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2019年3月31日	2020年3月31日	2019年3月31日	2020年3月31日
過去勤務費用（貸方）	8,859	369	45	10,058
年金数理純損失	311,128	223,354	71,906	66,326
合計	302,269	222,985	71,861	76,384

全ての確定給付年金制度に関する累積給付債務は次のとおりです。

国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
2019年3月31日	2020年3月31日	2019年3月31日	2020年3月31日
1,029,910	654,209	336,185	354,100

累積給付債務が年金制度資産公正価値を超える年金制度の予測給付債務、累積給付債務及び年金制度資産公正価値は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2019年3月31日	2020年3月31日	2019年3月31日	2020年3月31日
予測給付債務	1,022,235	645,544	200,596	230,058
累積給付債務	1,017,191	640,890	196,928	226,080
年金制度資産公正価値	726,009	420,497	123,937	130,955

2019年3月31日及び2020年3月31日現在の退職給付債務計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2019年3月31日	2020年3月31日	2019年3月31日	2020年3月31日
割引率	0.6%	0.6%	2.8%	2.0%
昇給率	*	*	2.3%	2.2%

(注) * ほぼ全てのソニーの国内制度はポイント制度であり、ポイント制度は昇給率を計算の基礎に組み入れていません。

2018年度及び2019年度における純期間退職・年金費用計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
割引率	0.8%	0.6%	2.9%	2.8%
年金制度資産の期待収益率	2.6%	2.6%	4.4%	4.2%
昇給率	*	*	2.6%	2.3%

(注) * ほぼ全てのソニーの国内制度はポイント制度であり、ポイント制度は昇給率を計算の基礎に組み入れていません。

ソニーは、これらの想定率を状況の変化に応じて見直しています。

加重平均昇給率は給与関連制度のみを基礎として計算されています。前述のポイント制度は従業員の給与をもとに退職給付支払を行う制度ではないため、計算からは除かれています。

死亡率の見積りは将来の平均余命見込みと制度加入者の種別にもとづきます。

年金制度資産の長期期待収益率を決定するため、ソニーは、現在の及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。

ソニーの年金制度資産における運用方針は、将来の債務支払要求を満たすことができる運用収益を生み出すように策定されています。これらの債務の正確な決済金額は、制度加入者の退職日及び平均余命を含む将来の事象に左右されます。これらの債務は、現在の経済環境及びその他の関連する要因にもとづく年金数理上の前提条件を使用して見積もられます。ソニーの投資戦略は、持分証券のような潜在的に高利回りの資産と確定利付証券のようなボラティリティの低い資産をバランスよく組み込むことで、運用収益要求とポートフォリオにおけるリスク管理の必要性とのバランスをとっています。リスクには特にインフレーション、持分証券資産価値のボラティリティ、年金積立水準に不利に影響し結果としてソニーの拠出額への依存性が増加するような金利の変動が含まれます。潜在的な年金制度資産のリスク集中を緩和するために、業種及び地域間のポートフォリオバランスを考慮しつつ、金利感度、経済成長への依存性、為替、及び運用収益に影響するその他の要因にも配慮しています。2020年3月31日における当社及び大部分の国内子会社の年金制度の政策資産配分は、資産・負債総合管理の結果として、持分証券17%、確定利付証券54%、その他の投資29%となっています。また、海外子会社の加重平均政策資産配分は、持分証券14%、確定利付証券63%、その他の投資23%となっています。

注記3に記載されている公正価値の階層にもとづく、国内及び海外制度における年金制度資産の公正価値は、以下のとおりです。

資産クラス	国内制度			
	金額（百万円）			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2019年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	10,689	10,689	-	-
持分証券：				
株式 *1	140,559	135,713	4,846	-
確定利付証券：				
政府債 *2	210,817	-	210,817	-
社債 *3	97,519	-	97,519	-
資産担保証券 *4	1,537	-	1,537	-
合同運用ファンド *5	138,455	-	138,455	-
コモディティファンド *6	21,674	-	21,674	-
プライベートエクイティ *7	27,956	-	-	27,956
ヘッジファンド *8	71,606	-	-	71,606
不動産及びその他 *9	21,392	-	-	21,392
合計	742,204	146,402	474,848	120,954

資産クラス	国内制度			
	金額（百万円）			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2020年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	24,851	24,851	-	-
持分証券：				
株式 *1	50,646	47,308	3,338	-
確定利付証券：				
政府債 *2	107,478	1,087	106,391	-
社債 *3	71,192	20	71,172	-
資産担保証券 *4	1,090	-	1,090	-
合同運用ファンド *5	58,740	-	58,740	-
コモディティファンド *6	21,823	-	21,823	-
プライベートエクイティ *7	30,191	-	-	30,191
ヘッジファンド *8	48,410	-	-	48,410
不動産及びその他 *9	22,785	-	2,586	25,371
合計	437,206	73,266	259,968	103,972

(注) *1 2019年3月31日及び2020年3月31日現在、国内株式を約51%及び37%、海外株式を約49%及び63%含みます。

*2 2019年3月31日及び2020年3月31日現在、国内の国債及び地方債を約48%及び36%、海外の国債及び地方債を約52%及び64%含みます。

*3 国内及び海外の社債及び政府系機関債を含みます。

*4 主に不動産担保証券を含みます。

*5 合同運用ファンドは、主に投資信託を含む合同資金による機関投資です。これらは2019年3月31日及び2020年3月31日現在、持分証券を約50%及び50%、確定利付証券を約49%及び45%、その他の投資を約1%及び5%含みます。

*6 商品先物投資のファンドです。

*7 主に米国及びヨーロッパにおけるベンチャー、パイアウト、ディストレスに投資する複数のプライベートエクイティ・ファンドオブファンズを含みます。

*8 単一のヘッジファンドに付随するリスク及びボラティリティを分散及び軽減するために、幅広いヘッジファンドに投資するファンドオブヘッジファンズを主に含みます。

*9 主に不動産私募ファンドを含みます。

資産クラス	海外制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2019年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	4,340	4,340	-	-
持分証券：				
株式 *1	23,766	23,113	653	-
確定利付証券：				
政府債 *2	84,761	-	84,761	-
社債 *3	32,749	-	32,749	-
資産担保証券	1,115	-	1,115	-
保険契約 *4	18,308	-	5,814	12,494
合同運用ファンド *5	76,503	-	76,503	-
不動産及びその他 *6	33,207	-	11,118	22,089
合計	274,749	27,453	212,713	34,583

資産クラス	海外制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2020年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	4,632	4,632	-	-
持分証券：				
株式 *1	18,380	17,762	618	-
確定利付証券：				
政府債 *2	93,826	-	93,826	-
社債 *3	31,769	-	31,769	-
資産担保証券	1,320	-	1,320	-
保険契約 *4	19,334	-	7,156	12,178
合同運用ファンド *5	78,280	-	78,280	-
不動産及びその他 *6	33,569	-	11,272	22,297
合計	281,110	22,394	224,241	34,475

(注) *1 主に海外株式を含みます。

*2 主に海外の国債及び地方債を含みます。

*3 主に海外の社債を含みます。

*4 主に年金保険契約あるいは利益分配型年金保険契約です。

*5 合同運用ファンドは、ミューチュアル・ファンド、コモン・トラスト・ファンド、及びコレクティブ・インベストメント・ファンドを含む合同資金による機関投資です。これらは主に海外の持分証券及び確定利付証券で構成されています。

*6 主に不動産私募ファンドを含みます。

それぞれの年金制度資産が分類されている公正価値の階層におけるそれぞれのレベルは、その資産の公正価値測定に用いた基礎データにもとづき決定され、必ずしもその資産の安全性又は格付けを指し示すものではありません。

国内及び海外年金制度資産の公正価値測定に使用される評価方法は以下のとおりです。2018年度及び2019年度における評価方法の変更はありません。この評価方法は通期にわたり一貫して適用されます。

株式は、その個々の株式が取引される活発な市場における終値で評価されます。これらの資産は、通常レベル1に分類されます。

確定利付証券の公正価値は、通常は、価格決定モデル、類似証券の取引価格、あるいは割引キャッシュ・フローを用いて見積もられ、通常レベル2に分類されます。

合同運用ファンドは、ファンドマネジャーから提供され、ソニーが再検討した評価額を用いて、通常は評価されます。この評価額は、そのファンドの所有する現物資産から負債を差し引き、ソニーの持分に対応した評価額にもとづいています。これらの投資は、取引価格の有無により、レベル1、レベル2、あるいはレベル3に分類されます。

コモディティファンドは、観察可能な市場データから主に算出されたあるいはそれに裏付けられる基礎データを用いて評価されます。これらの資産は通常レベル2に分類されます。

プライベートエクイティ及び不動産私募ファンドは、市場取引価格が欠如していること、元々流動性に乏しく本質的に長期保有目的の資産であることから、その評価については重要な判断が要求されます。これらの資産は当初は原価で評価され、入手可能な関連性のある市場データを利用し、それらの資産の簿価に調整が必要かどうかを決定することで定期的に見直しを行います。これらの投資はレベル3に分類されます。

ヘッジファンドは、ファンドマネジャーあるいは証券保管機関から提供され、ソニーが再検討した評価額を用いています。この評価額は、そのファンドの所有する現物資産から負債を差し引き、ソニーの持分に対応した評価額にもとづいています。これらの投資は、レベル3に分類されます。

以下の表は、2018年度及び2019年度の国内及び海外制度におけるレベル3資産の公正価値の変動を要約したものです。

	国内制度			
	金額(百万円)			
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 (レベル3)			
	プライベート エクイティ	ヘッジファンド	不動産及び その他	合計
期首残高 (2018年4月1日現在)	24,144	70,204	19,431	113,779
未実現運用収益	4,428	659	1,622	6,709
購入・売却・償還(純額)	616	743	339	466
期末残高 (2019年3月31日現在)	27,956	71,606	21,392	120,954
未実現運用収益	2,649	648	418	2,419
購入・売却・償還(純額)	414	22,548	3,561	19,401
期末残高 (2020年3月31日現在)	30,191	48,410	25,371	103,972

	海外制度			
	金額(百万円)			
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 (レベル3)			
	保険契約	社債	不動産及び その他	合計
期首残高 (2018年4月1日現在)	12,729	5,303	25,976	44,008
未実現運用収益	736	-	559	1,295
購入・売却・償還(純額)	389	-	3,809	4,198
レベル間の振替(純額)	-	5,540	123	5,417
その他*	582	237	760	1,105
期末残高 (2019年3月31日現在)	12,494	-	22,089	34,583
未実現運用収益	559	-	132	691
購入・売却・償還(純額)	373	-	755	382
レベル間の振替(純額)	-	-	-	-
その他*	502	-	679	1,181
期末残高 (2020年3月31日現在)	12,178	-	22,297	34,475

(注)* 主に外貨換算調整額で構成されます。

ソニーは、年金制度資産の公正価値、年金制度資産の期待収益、及び退職給付債務の現在価値を勘案し、マネジメントにより適当と判断された場合に、確定給付年金制度への拠出を行っています。2020年度における拠出額の見込みは、国内制度で約20億円、海外制度で約80億円です。

予想将来給付額は次のとおりです。

年度	国内制度（百万円）	海外制度（百万円）
2020年度	37,384	20,825
2021年度	36,228	104,988
2022年度	36,985	12,089
2023年度	38,271	12,269
2024年度	37,216	13,074
2025年度-2029年度	185,218	112,218

(2) 確定拠出制度

2018年度及び2019年度における確定拠出年金費用は次のとおりです。

	2018年度	2019年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
国内制度	3,353	6,925
海外制度	11,602	10,313

17 資本勘定

(1) 普通株式

2018年度及び2019年度における発行済株式数の増加の内訳は次のとおりです。

項目	株式数(株)
2018年3月31日現在残高	1,266,552,149
新株の発行	149,900
新株予約権の行使	4,525,300
転換社債型新株予約権付社債の株式への転換	2,992
2019年3月31日現在残高	1,271,230,341
新株の発行	184,900
新株予約権の行使	2,294,900
転換社債型新株予約権付社債の株式への転換	86,040
自己株式の消却	12,737,400
2020年3月31日現在残高	1,261,058,781

2020年3月31日現在、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権が全て転換又は行使された場合に発行される株式数は、36,802,040株です。

当社は会社法に準拠し、取締役会の決議により随時分配可能額まで自己株式を取得することが可能です。

当社は2019年2月8日に開催された取締役会において、会社法の規定にもとづき自己株式を取得することを決議しました。当社は2019年3月31日までに、上記取締役会の決議にもとづき、自己株式19,309,100株を100,000百万円で取得しました。

当社は2019年5月16日に開催された取締役会において、会社法の規定にもとづき自己株式を取得することを決議しました。当社は2020年3月31日までに、上記取締役会の決議にもとづき、自己株式33,059,200株を199,999百万円で取得しました。

当社は取締役会から委任された代表執行役の決定にもとづき、2020年3月26日に自己株式12,737,400株を消却しました。

(2) 利益剰余金

2020年3月31日現在の当社の分配可能額は、683,084百万円です。2019年度にかかる利益処分額は、すでに連結財務諸表に反映されており、2020年5月13日付の当社取締役会書面決議において承認されています。上記の分配可能額は、連結財務諸表に反映されている2020年3月31日に終了した6ヵ月にかかる配当金を含んでいます。

利益剰余金には、持分法適用会社の未分配利益に対するソニーの持分相当額が含まれており、2019年3月31日及び2020年3月31日現在のこの金額は、それぞれ46,477百万円及び61,226百万円です。

(3) その他の包括利益

2018年度及び2019年度における累積その他の包括利益（税効果考慮後）の項目別の変動は次のとおりです。

項目	金額（百万円）				
	未実現 有価証券 評価損益	未実現 デリバティブ 評価損益	年金債務 調整額	外貨換算 調整額	合計
2017年度末（2018年3月31日）	126,191	1,242	296,444	445,251	616,746
新会計基準適用による累積的影響	15,526	-	-	-	15,526
組替前その他の包括利益	33,124	2,316	23,448	10,071	22,063
累積その他の包括利益からの組替額*	161	1,093	9,488	1,627	6,929
その他の包括利益（純額）	33,285	1,223	13,960	8,444	28,992
控除：非支配持分に帰属するその他の包括利益	8,915	-	53	1,578	7,390
2018年度末（2019年3月31日）	135,035	19	310,457	435,229	610,670

項目	金額（百万円）					合計
	未実現 有価証券 評価損益	未実現 デリバティブ 評価損益	年金債務 調整額	外貨換算 調整額	金融負債評価 調整額	
2018年度末（2019年3月31日）	135,035	19	310,457	435,229	-	610,670
組替前その他の包括利益	40,334	1,193	17,519	75,814	3,032	48,774
累積その他の包括利益からの組替額*	56	74	92,490	74	-	92,546
その他の包括利益（純額）	40,390	1,267	74,971	75,888	3,032	43,772
控除：非支配持分に帰属するその他の包括利益	14,234	-	34	1,245	1,059	14,082
2019年度末（2020年3月31日）	161,191	1,248	235,520	509,872	1,973	580,980

(注)* 外貨換算調整額は、海外子会社及び関連会社の清算又は売却にともない、累積その他の包括利益から当年度損益へ組み替えられました。

2018年度及び2019年度における累積その他の包括利益からの組替額は以下のとおりです。

項目	金額(百万円)		連結損益計算書に影響する項目
	2018年度	2019年度	
未実現有価証券評価益	235	82	金融ビジネス収入
税効果	74	26	
税効果考慮後	161	56	
未実現デリバティブ評価損益	1,093	-	売上原価
税効果考慮前	-	106	純売上高
税効果	1,093	106	
税効果考慮後	-	32	
税効果考慮後	1,093	74	
年金債務調整額	9,891	92,514	*
税効果	403	24	
税効果考慮後	9,488	92,490	
外貨換算調整額	1,627	74	為替差損(純額)・その他の営業損 (益)(純額)
税効果	-	-	
税効果考慮後	1,627	74	
累積その他の包括利益からの組替額合計 (税効果考慮後)	6,929	92,546	

(注)* 注記16に記載のとおり、年金及び退職金に関する償却費は純期間退職・年金費用に含まれています。

(4) 非支配持分との資本取引

2018年度及び2019年度の当社株主に帰属する当期純利益及び非支配持分との取引による資本剰余金の増減額は次のとおりです。

項目	2018年度	2019年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
当社株主に帰属する当期純利益	916,271	582,191
非支配持分との取引にともなう資本剰余金の増加(減少)額	22,775	16,372
当社株主に帰属する当期純利益及び非支配持分との取引にともなう資本剰余金の増減額の合計	893,496	598,563

2018年7月、Sony Corporation of Americaは、Estate of Michael Jackson(以下「MJ財団」)が保有するNile Acquisition LLC(以下「Nile」)の25.1%の持分を取得しました。ソニーは当該取引において、取引に関連して発生した各種費用等の償還を含む合計287.5百万米ドルをMJ財団に支払いました。支払額287.5百万米ドルと非支配持分簿価との差額295.9百万米ドルは、資本剰余金の減少として認識されています。当該取引の結果、Nileはソニーの完全子会社となりました。

2019年11月18日、ソニーは映画分野の完全子会社を通じて、AT&T Inc.(以下「AT&T」)が保有する米国におけるメディアネットワーク子会社であるGame Show Network, LLC(以下「Game Show Network」)の持分の42%を取得しました。これに伴い、Game Show Networkはソニーの完全子会社となりました。ソニーは、当該取引に先立って実施したAT&Tへの支払配当金129百万米ドルを含む53,992百万円(496百万米ドル)をAT&Tに支払いました。ソニーが支払った現金の合計と非支配持分の簿価との差額は、資本剰余金の増加として計上されています。

18 株価連動型報奨制度

ソニーは2018年度及び2019年度において、株価連動型報奨制度にかかる費用として、それぞれ5,499百万円及び5,958百万円を計上しました。

ソニーは一部の取締役、執行役及び経営幹部社員に対するインセンティブプランとして、新株予約権を発行するストック・オプションプランを有しています。新株予約権は、一般に、付与日から3年間にわたり段階的に権利が確定し、付与日より10年後まで権利行使が可能です。

2018年度及び2019年度において、ストック・オプションプランにおける権利行使によって受け取った現金の総額は、それぞれ12,757百万円及び7,560百万円でした。なお、権利行使にあたり、当社は新株を発行しています。

2018年度及び2019年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値は、それぞれ1,593円及び1,864円です。2018年度及び2019年度における報奨費用を認識するにあたって、新株予約権の付与日現在の公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいて、以下の加重平均想定値を使用して見積もられています。

項目	2018年度	2019年度
加重平均リスク・フリー利率	1.37%	0.70%
加重平均見積権利行使期間	5.98年	5.73年
加重平均見積ボラティリティ*	32.52%	29.30%
加重平均見積配当率	0.35%	0.32%

(注)* 加重平均見積ボラティリティは、新株予約権の加重平均見積権利行使期間における当社普通株式のヒストリカル・ボラティリティです。

2019年度における新株予約権の実施状況は以下のとおりです。

項目	2019年度			
	株式数 (株)	加重平均権利行使 価格(円)	加重平均残存年数 (年)	本源的価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	12,213,900	3,665		
付与	3,279,700	6,669		
権利行使	2,294,900	3,294		
資格喪失もしくは期限切れ	322,000	5,500		
期末現在未行使残高	12,876,700	4,982	7.52	19,459
期末現在行使可能残高	6,235,700	3,581	6.43	15,552

2018年度及び2019年度において行使されたストック・オプションプランの本源的価値の総額はそれぞれ13,325百万円及び7,575百万円でした。

2020年3月31日現在、権利行使が可能となっていない新株予約権にかかる未認識の報奨費用の総額は、5,912百万円です。この費用が認識されると見込まれる加重平均年数は、1.97年です。

19 収益

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は次のとおりです。

項目	金額（百万円）	
	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 *1	1,183,115	1,126,597
契約資産 *1	19,147	13,985
契約負債 *2	254,646	271,286

(注) *1 顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、連結貸借対照表のうち「受取手形、売掛金及び契約資産」ならびに非流動の「その他」に含まれています。

*2 契約負債は、連結貸借対照表のうち流動・非流動の「その他」に含まれています。

契約負債は、主に契約の履行以前に顧客から受領した対価に関する残高です。2019年3月31日時点における契約負債残高のうち204,265百万円を、2019年度において収益として認識しています。2019年3月31日以前の期間に充足した履行義務から61,706百万円を、2019年度において収益として認識しています。

(2) 履行義務

残存履行義務（未充足又は部分的に未充足）は、未履行の受注残高であり、将来の履行に伴って収益として認識されます。ソニーは、残存履行義務の開示に当たって実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高ベース又は使用量ベースで受領するロイヤルティにかかる部分について開示対象より除外しています。以下の表は、2020年3月31日時点で充足していない履行義務に配分された取引価額の要約であり、そのうち50%以上が1年以内に収益として認識され、ほとんど全てが3年以内に認識されるものと見込まれています。

項目	金額（百万円）
	2019年度 (2020年3月31日)
映画 - 映画製作及びテレビ番組制作 *1	569,081
映画 - メディアネットワーク	22,333
音楽 *2	44,971
その他	47,126

(注) *1 映画分野における映画製作及びテレビ番組制作については、契約期間にかかわらず全ての契約を含めています。

*2 音楽分野に含まれている金額は、主に更新され続けるコンテンツライブラリへの継続的なアクセス権のライセンス契約における、ロイヤルティのミニマムギャランティ又は固定収入です。これらの契約には、上記の金額からは除外されているミニマムギャランティを上回る売上高・使用量ベースのロイヤルティも潜在的に含まれていますが、これらの追加的なロイヤルティのうち、ほとんど全てが3年以内に収益として認識されます。

(3) 契約コスト

契約コストの残高は次のとおりです。

項目	金額（百万円）	
	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
契約獲得の増分コスト	6,581	7,464

ソニーは、資産として認識するはずの契約獲得の増分コストの償却期間が1年以内である場合、発生時に費用として認識することを認める実務上の便法を適用しています。2019年度において認識された償却費は、6,420百万円です。契約獲得の増分コストは主にE P & S分野におけるインターネット関連サービス事業で認識され、契約期間にわたり償却されます。

(4) 収益の分解

売上高及び営業収入のセグメント別、製品カテゴリー別及び地域別の内訳については注記28に記載しています。

20 構造改革にかかる費用

ソニーは様々なビジネスの業績向上のための活動の一環として、数々の構造改革活動を実施しました。ソニーは、構造改革活動を将来の収益性に好影響をもたらすためにソニーが実施する活動と定義しており、事業や製品カテゴリーからの撤退、従業員数の削減プログラムの実施、低コスト地域への生産移管・集約、OEM/ODMの活用、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の能率化などの活動が含まれています。構造改革活動は通常、発生から一年以内に完了する短期的性質のものであります。

2018年度及び2019年度における構造改革に関連する債務の推移は以下のとおりです。

項目	金額（百万円）			
	退職関連費用	現金支出をともなわない資産の減損・償却及び処分損（純額）	その他の関連費用	合計
2018年3月31日現在債務残高	19,486	-	4,188	23,674
構造改革費用発生額	24,449	2,731	5,825	33,005
非現金支出費用	-	2,731	-	2,731
現金支出による支払・決済額	19,150	-	2,555	21,705
調整額	955	-	357	598
2019年3月31日現在債務残高	25,740	-	7,101	32,841
構造改革費用発生額	22,957	100	1,653	24,710
非現金支出費用	-	100	-	100
現金支出による支払・決済額	23,385	-	6,703	30,088
調整額	674	-	131	805
2020年3月31日現在債務残高	24,638	-	1,920	26,558

（注）構造改革費用に含まれていない重要な資産の減損については注記14をご参照ください。

2018年度及び2019年度におけるセグメント別の構造改革に関連する費用は以下のとおりです。

	2018年度				
	金額（百万円）				
	退職関連費用	その他の 関連費用 *	構造改革費用 合計	構造改革に 関連する資産 の減価償却費	合計
ゲーム&ネットワークサービス	-	-	-	-	-
音楽	2,991	201	3,192	-	3,192
映画	4,795	-	4,795	-	4,795
エレクトロニクス・プロダクツ& ソリューション	11,437	4,574	16,011	86	16,097
イメージング&センシング・ソリューション	-	-	-	-	-
金融	-	-	-	-	-
その他及び全社（共通）	5,226	3,781	9,007	-	9,007
連結合計	24,449	8,556	33,005	86	33,091

	2019年度				
	金額（百万円）				
	退職関連費用	その他の 関連費用 *	構造改革費用 合計	構造改革に 関連する資産 の減価償却費	合計
ゲーム&ネットワークサービス	-	-	-	-	-
音楽	3,179	6	3,185	-	3,185
映画	545	-	545	-	545
エレクトロニクス・プロダクツ& ソリューション	14,500	227	14,727	-	14,727
イメージング&センシング・ソリューション	-	-	-	-	-
金融	-	-	-	-	-
その他及び全社（共通）	4,733	1,520	6,253	256	6,509
連結合計	22,957	1,753	24,710	256	24,966

（注）* 現金支出をとみなわない資産の減損・償却及び処分損（純額）が含まれています。

構造改革に関連する資産の減価償却費として開示されているものは、承認された構造改革計画のもとで、償却対象固定資産の耐用年数及び残存価額の見直しを行ったことにより発生した減価償却費の増加分です。資産の減損については、その年度において直ちに費用認識されます。

早期退職プログラム

ソニーは、主としてE P & S分野に関するセグメントの業績向上及び本社部門における費用削減のため、営業費用の一層の削減を目的とする様々な人員削減プログラムを実施しました。ソニーは、製造拠点の再編措置、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の効率化を通して、本社を含めた全社的な合理化を行いました。また、ソニーは人員の配置転換や再就職支援を含めたプログラムを通して、その労働力の再分配と最適化を行っています。上記の表における退職関連費用は、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に計上されています。

音楽

音楽分野における組織最適化と業績改善のため、ソニーは事業運営の合理化とコスト削減を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。これらの活動により、2018年度及び2019年度にそれぞれ、3,192百万円及び3,185百万円の主に従業員数の削減に関連する構造改革費用を計上しました。

映画

映画分野における組織最適化と業績改善のため、ソニーは事業運営の合理化とコスト削減を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。これらの活動により、2018年度に4,795百万円の主に従業員数の削減に関連する構造改革費用を計上しました。2019年度における重要な構造改革費用の発生はありませんでした。

E P & S

E P & S 分野に含まれるスマートフォン事業をはじめとするいくつかの事業の業績を向上させるべく、ソニーは収益構造の改善を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。これらの活動により、2018年度及び2019年度にそれぞれ、16,011百万円及び14,727百万円の主に海外製造拠点及び海外一部地域の撤退措置による構造改革費用を計上しました。

21 連結損益計算書についての補足情報

(1) その他の営業損（益）（純額）

ソニーは、取引の性質又はソニーのコアビジネスとの関連性等を考慮し、その他の営業損（益）（純額）を計上しています。

その他の営業損（益）（純額）の内訳は次のとおりです。

項目	2018年度	2019年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
EMI株式の再評価益 *1	116,939	-
SRE株式の再評価益及び売却益 *2	-	17,266
ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)及びSA Reinsurance Ltd.株式の再評価益 *3	-	1,827
子会社及び関連会社株式の取得及び売却にともなう損失（利益）（純額） *4	1,557	12,801
資産の除売却損（益）及び減損（純額） *5	46,928	29,778
その他	-	1,495
計	71,568	3,611

（注）*1 注記6及び25参照

*2 注記6参照

*3 注記6及び25参照

*4 注記25参照

*5 注記10、14及び20参照

(2) 研究開発費

2018年度及び2019年度の売上原価に計上された研究開発費は、それぞれ481,202百万円及び499,290百万円です。

(3) 広告宣伝費

2018年度及び2019年度の販売費及び一般管理費に計上された広告宣伝費は、それぞれ385,500百万円及び359,458百万円です。

(4) 物流費用

2018年度及び2019年度の販売費及び一般管理費に計上された製品の物流費用は、それぞれ51,757百万円及び46,196百万円で、ソニーグループ内での製品運搬費用も含まれています。

22 法人税等

国内及び海外における税引前利益及び法人税等の内訳は次のとおりです。

項目	2018年度	2019年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
税引前利益		
当社及び全ての国内子会社	310,020	466,253
海外子会社	701,628	333,197
計	1,011,648	799,450
法人税等 - 当年度分		
当社及び全ての国内子会社	82,081	105,755
海外子会社	84,667	66,636
計	166,748	172,391
法人税等 - 繰延税額		
当社及び全ての国内子会社	17,907	9,421
海外子会社	139,557	4,622
計	121,650	4,799
法人税等	45,098	177,190

日本の法定税率と実効税率との差は次のとおり分析されます。

項目	2018年度	2019年度
法定税率	31.5%	31.5%
損金に算入されない費用	0.7	0.3
税額控除	1.6	1.7
法定税率の変動及び税制改正	0.3	0.4
評価性引当金の変動（2018年度におけるSony Americas Holding Inc.（以下「SAHI」）及びその米国連結納税グループにおける取り崩しを除く）	2.3	8.1
2018年度におけるSAHI及びその米国連結納税グループにおける評価性引当金の取り崩し	15.3	-
海外関係会社の未分配利益にかかる繰延税金負債の変動	0.1	0.2
日本における生命保険及び損害保険事業に適用される軽減税率	0.5	0.6
海外との税率差	6.4	2.4
税金引当にともなう調整	0.3	0.9
持分法による投資利益の影響	0.0	0.0
EMI持分の再評価益	2.4	-
外国子会社合算税制	0.0	5.3
その他	3.1	2.8
実効税率	4.5%	22.2%

2017年12月22日、米国税制を大幅改正する米国税制改革法が成立しました。改正の主な内容として、2018年1月1日以降に開始する課税年度に適用される法人税率が35%から21%に引き下げられ、また、米国子会社における過去の海外留保利益にかかる一時の強制みなし配当課税により、米国の国際課税制度が全世界所得課税からテリトリアル課税へ移行されました。

法定法人税率の35%から21%への引き下げに加えて、米国税制改革法では新たな支払利子の損金不算入制限を含む一部の控除制度の廃止、税源浸食濫用防止税（Base Erosion Anti-Abuse Tax、以下「BEAT」）という新たな課税制度の導入、ならびに米国における企業グループが米国外で稼得した利益に対する課税方法の変更が行われました。米国税制改革法ではまた、2022年まで繰延映画製作費を含む適格資産の即時償却を認めることにより、加速償却による損金算入の選択適用が拡張されました。さらに、米国税制改革法では、外国源泉の無形資産関連所得（Foreign Derived Intangible Income）もしくはFDIIと呼ばれる米国法人の一部の米国外源泉所得に対して有利な取り扱いも規定されています。

BEATは、その適用法人に対して通常の法人税額（外国税額控除を含む一部の税額控除後）と、一部の関連者への支払を足した修正課税所得の10%（2019年に開始する課税年度から適用。2018年度では6.25%を適用）のいずれか高い金額の支払を課すことで、多国籍企業に対する追加税負担を求めております。このBEATによる通常の法人税額との比較は、納税者の関連者への「税源浸食的」支払が、米国の税務申告における損金の総額の3%を上回る場合には毎年行わなければならないと見られます。米国財務省は、納税者が3%の閾値を下回ることを目的として、当該「税源浸食的」支払を損金の額に含めないことを選択できるようにする規則を発行しました。ソニーは当初、2019年度において3%の閾値を超えると予想していましたが、税務申告時において更なる詳細な分析の結果、3%の閾値を下回るとされたため、通常の法人税額の計算にて外国税額控除を使用することができ、その税負担を軽減しております。ソニーは、2020年度において3%の閾値を下回ると予想しておりますが、もし上回った場合は、「税源浸食的」支払を損金の額に含めないことにより閾値が3%を下回るように上述の規則を選択適用する予定です。したがって、ソニーは米国の通常の法人税額を、税額控除によって相殺されると想定して計算しています。ソニーは、毎年自身がBEATの適用下にあるかを判断し、BEATを期間費用として会計処理し、繰延税金を通常の法定税率により計上することを要求されています。したがって、ソニーは米国の繰延税金資産及び繰延税金負債を21%で計上しています。

ソニーは、繰越欠損金、一時差異及び繰越税額控除に対する繰延税金資産の全てもしくは一部について、50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金を計上しています。繰延税金資産の最終的な回収可能性は、関連する税務管轄における将来課税所得の発生によって決定されます。2018年12月31日時点で、米国のSAHI及びその米国連結納税グループは、G & N S分野及び音楽分野を中心に、一定の利益水準を維持できていました。かかる状況を踏ま

え、ソニーは、2018年度第3四半期連結会計期間において、入手可能な肯定的及び否定的な証拠を評価した結果、主として繰越欠損金、一時差異及び一部の繰越税額控除に対する米国における相当部分の繰延税金資産について評価性引当金を取り崩し、連結損益計算書上、法人税等が154,201百万円減少しました。

繰延税金資産・負債の主な内訳は次のとおりです。

借方（貸方）

項目	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
繰延税金資産		
税務上繰越欠損金	413,494	348,714
未払退職・年金費用	103,652	77,559
繰延映画製作費を含む償却費	86,196	65,349
リース負債	-	100,720
製品保証引当金及び未払費用	108,515	116,234
保険契約債務	36,683	42,056
棚卸資産	19,716	15,512
減価償却費	34,638	39,085
繰越税額控除	117,471	94,900
持分証券に関する損失	-	11,815
貸倒引当金	9,136	9,090
投資の減損	12,278	6,029
前受収益	19,081	24,420
その他	169,897	122,591
総繰延税金資産	1,130,757	1,074,074
控除：評価性引当金	(723,114)	(608,243)
繰延税金資産合計	407,643	465,831
繰延税金負債		
繰延保険契約費	(169,244)	(170,868)
保険契約債務	(181,052)	(193,315)
映画分野における未請求債権	(44,842)	(26,214)
使用権資産	-	(96,970)
未実現有価証券評価益	(75,573)	(92,791)
持分証券に関する利益	(33,082)	-
株式交換により取得した無形固定資産	(23,949)	(23,949)
EMI Music Publishingの無形固定資産	(93,979)	(89,909)
海外関係会社の未分配利益	(15,758)	(25,359)
エムスリー投資	(37,007)	(38,303)
その他	(62,092)	(47,319)
総繰延税金負債	(736,578)	(804,997)
純繰延税金負債	(328,935)	(339,166)

2019年度において、ソニーは、入手可能な肯定的及び否定的証拠を比較衡量した結果、日本における当社とその連結納税グループ、ならびにスウェーデンのSony Mobile Communications AB、英国のSony Europe B.V.、ブラジルにおける一部の子会社及び他の税務管轄における一部の子会社の繰延税金資産に対して、評価性引当金を引き続き計上しました。主に外国税額控除及び一部の試験研究費の税額控除にかかる残りの米国の繰延税金資産に対しても、評価性引当金を引き続き計上しています。評価性引当金のうち、日本における当社とその連結納税グループにおいて、法人税にかかるものを274,761百万円、地方税にかかるものを125,465百万円計上しています。なお、2019年度末において、日本における当社とその連結納税グループにおける法人税に関する繰延税金資産に対して、将来加算一時差異と相殺されると見込まれる部分を除き、引き続き評価性引当金を計上しています。2020年初頭からの新型コロナウイルス感染拡大による影響により将来の収益性の見込が不確実であることから、2019年度においては過去数年にわたって利益を計上しているものの、日本における当社とその連結納税グループにおける繰延税金資産（純額）には引き続き評価性引当金を計上しています。

2018年度及び2019年度における評価性引当金の純増減額は、それぞれ176,721百万円及び114,871百万円の減少です。

2018年度の評価性引当金の減少は、SAHI及びその米国連結納税グループにおける相当部分の繰延税金資産に対する評価性引当金を取り崩したこと及び日本の連結納税グループとその他の税務管轄において繰越欠損金及びその他の繰延税金資産を使用したことによるものです。

2019年度の評価性引当金の減少は、主に日本の連結納税グループにおいて繰越欠損金及びその他の繰延税金資産を使用したこと、及び米国の連結納税グループにおいて外国税額控除及び試験研究費の税額控除を使用したことによるものです。

2020年3月31日現在、一部の海外関係会社の未分配利益のうち、将来配当することを予定していない1,019,525百万円に対して、16,312百万円の税金引当を行っていません。また、1991年11月の㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの公募による株式発行により計上された子会社株式売却益61,544百万円とEMI持分の再評価益（注記25参照）を含む、子会社における会計と税務の差異に起因する利益に対しては、税務戦略にもとづき所有株式の処分から発生する重大な課税を見込んでいないため税金引当を行っていません。

2020年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の総額は348,714百万円であり、その繰越欠損金は、様々な税務管轄で申告される予定の将来課税所得と相殺することが可能です。繰越可能期間が無期限の96,890百万円を除き、繰越欠損金の大部分は2020年度から2023年度までの間に期限切れとなります。

2020年3月31日現在の繰越税額控除に対する繰延税金資産の総額は、94,900百万円です。繰越可能期間が無期限の15,059百万円を除き、繰越税額控除の大部分は2020年度から2029年度までの間に期限切れとなります。

未認識税務ベネフィットの期首総額と期末総額との調整は次のとおりです。

項目	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
期首残高	95,425	50,577
過年度の税務ポジションに関する減少	31,396	331
過年度の税務ポジションに関する増加	3,094	162
当年度の税務ポジションに関する増加	2,594	8,074
解決	4,235	13,240
時効による消滅	14,824	1,251
外貨換算調整額	81	2,723
期末残高	50,577	41,268
認識された場合、実効税率に影響を与える未認識税務ベネフィットの期末純残高	35,004	29,539

未認識税務ベネフィットの総額の主な増減(解決を含む)は、G&NS分野、E P & S分野、I & S S分野及びその他分野の特定の連結子会社間クロスボーダー取引に関する二国間事前確認制度(Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」)の申請の結果を含む移転価格調整に関連しています。これらのAPAsは、租税条約で規定される二国間相互協議手続にもとづいた、ソニーと二カ国の税務当局間の合意を含んでいます。ソニーは見積もられた税金費用を、通常これらの手続の進捗や移転価格の税務調査の進捗に応じて見直し、必要に応じて見積りを調整しています。加えて、これらのAPAsは政府間協議による合意のため、最終結果がソニーの現時点における50%超の可能性で実現が見込まれる見積評価と異なる場合があります。

2018年度において、ソニーは、1,479百万円の支払利息の戻し入れ及び218百万円の罰金の計上を行いました。2019年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ9,309百万円及び4,855百万円です。

2019年度において、ソニーは、1,276百万円の支払利息の戻し入れ及び117百万円の罰金の計上を行いました。2020年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ8,033百万円及び4,971百万円です。

ソニーは世界中の様々な国、地域で営業活動を行っており、その税務申告書は、定期的に日本及び海外の税務当局の税務調査を受けています。いくつかの国、地域における、税務調査終了、現行の調査の結果、時効による消滅、及びソニーの税務ポジションの再評価などの結果により、今後の12ヵ月間で未認識税務ベネフィットは変動する可能性があります。ソニーは、今後の12ヵ月間で未認識税務ベネフィットが最大1,791百万円減少することを見込んでいます。

ソニーは、日本の税務当局により2010年度から2019年度が、米国の税務当局により2016年度から2019年度が、その他の重要な海外の税務当局により2006年度から2019年度が、引き続き税務調査の対象となっています。

23 基本的及び希薄化後EPSの調整表

2018年度及び2019年度における基本的及び希薄化後EPSの調整計算は次のとおりです。

項目	2018年度			2019年度		
	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)
基本的EPS						
当社株主に帰属する当期純利益	916,271	1,266,592	723.41	582,191	1,234,408	471.64
希薄化効果						
新株予約権	-	4,088		-	3,853	
転換社債型新株予約権付社債 (ゼロクーポン)	-	23,966		-	23,994	
希薄化後EPS						
計算に用いる当社株主に帰属する 当期純利益	916,271	1,294,646	707.74	582,191	1,262,255	461.23

2018年度及び2019年度において、希薄化後EPSの計算から除いた潜在株式数はそれぞれ5,731千株及び3,212千株です。2018年度及び2019年度において、新株予約権の権利行使価格が当期間における当社の普通株式の市場平均株価を上回っている場合は希薄化効果がないと認め、その潜在株式をこの計算から除外しています。2015年7月に発行された転換社債型新株予約権付社債(ゼロクーポン)は、転換仮定法にもとづいて発行時点から希薄化後EPSの計算に含めています。

24 変動持分事業体

ソニーは、VIEとの間で各種の取り決めを結んでいます。

(1)連結VIE

ソニーの米国における音楽制作子会社は音楽ソフトの制作及び製造に関連する会社との間で複数の合弁契約を締結しています。ソニーはこれらの合弁会社を再検討した結果、これらの合弁会社はVIEであると判断しました。定性的評価にもとづき、ソニーはこれらのVIEに資金を提供する責任を有し、多くの場合これらのVIEが利益を計上するまでの間、全ての損失を負担することから、これらのVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を持ち、またこれらのVIEの損失を負担する義務を負うと判断されます。結果としてソニーはこれらのVIEの第一受益者と判断され、これらのVIEを連結しています。ソニーの資産はこれらVIEの債務の返済に使用することはできません。2020年3月31日現在、これらのVIEの保有する資産合計及び負債合計は、総額でそれぞれ46,154百万円及び25,100百万円です。

(2)非連結VIE

注記7に記載のとおり、一部の売掛債権売却プログラムにはVIEが関与しています。これらのVIEは全てスポンサー銀行に関連する特別目的会社です。定性的評価にもとづき、ソニーはこれらのVIEの活動を指揮する力、損失を負担する義務又は残余利益を受け取る権利がないことから、第一受益者ではないためこれらのVIEを連結対象とはしていません。なお、ソニーの最大損失額は僅少と考えられます。

金融分野においては、ソニーが第一受益者ではないVIEに対し、変動持分を保有することがあります。そのようなVIEに対し、ソニーが保有する変動持分には、持分証券、証券化商品、外国社債、その他の投資が含まれます。

以下の表は、2019年3月31日及び2020年3月31日における非連結のVIEに対する変動持分の簿価、連結貸借対照表上の科目、及び最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積られる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。VIEに対するソニーの関与に関わるリスクは簿価及びコミットメントの金額に限定されます。

項目	2019年3月31日				2020年3月31日			
	金額(百万円)				金額(百万円)			
	簿価				簿価			
	有価証券	投資有価証券 その他	前払費用及 びその他の 流動資産	最大損失の エクスポー ジャー	有価証券	投資有価証券 その他	前払費用及 びその他の 流動資産	最大損失の エクスポー ジャー
持分証券*1	135,552	8,485	-	146,031	579,773	6,229	-	587,602
証券化商品	-	191,049	-	195,190	-	210,641	-	210,641
外国社債*2	29,889	65,503	-	95,392	41,452	41,036	-	82,488
その他の投資	-	4,688	21,000	25,688	-	16,253	21,000	43,719
合計	165,441	269,725	21,000	462,301	621,225	274,159	21,000	924,450

*1持分証券には、主に投資信託が含まれています。

*2外国社債には、主にリパッケージ債が含まれています。

25 企業結合

(1) EMI Music Publishingの取得

2018年11月14日、ソニーの完全子会社であるSony Corporation of Americaは、EMI Music Publishingを所有し運営するDH Publishing, L.P.（以下「EMI」）について、ムバダラインベストメントカンパニーが主導するコンソーシアムが保有する約60%の持分全てを取得し、その持分の現金対価として、新株予約権及びマネジメントインセンティブの対価と合わせて合計257,168百万円（2,269百万米ドル）を支払いました。当該取得にともない、EMIはソニーの完全子会社となりました。ソニーは、音楽出版事業を営んでいる完全子会社のSony/ATV Music Publishingがこれまで管理していたEMIの音楽出版カタログの全てを取得することにより、自らの音楽出版ライブラリの強化の実現をめざします。ソニーの2018年度の連結損益計算書は、当該取得日以降EMIが計上した売上高28,871百万円（260百万米ドル）と営業利益6,432百万円（58百万米ドル）を含みます。また、2018年度第4四半期連結会計期間の連結損益計算書は、EMIが計上した売上高18,420百万円（167百万米ドル）と営業利益4,522百万円（41百万米ドル）を含みます。

この取得前は、ソニーはEMIの持分を持分法で会計処理していました。この取得でEMIの支配持分を獲得したため、ソニーは取得法にもとづきEMIを連結し、識別可能資産、引受負債及びその残余としての営業権を公正価値で計上しました。また、ソニーは既に保有していたEMIの持分約40%を公正価値141,141百万円（1,245百万米ドル）で再評価した結果、2018年度第3四半期連結会計期間において116,939百万円（1,032百万米ドル）の評価益をその他の営業益（純額）に計上しました。この評価益に対する税金費用及び繰延税金負債は計上していません。また、ソニーは、当該取得にともないEMIの有利子負債148,621百万円（1,311百万米ドル）を承継し、そのうち108,942百万円（961百万米ドル）を手許の現金から直ちに返済しました。

音楽分野に計上されたEMIの資産及び負債に割り当てられた暫定評価及び最終評価の公正価値の集計は以下のとおりです。2019年3月31日時点では、法人税等及び残余の営業権を含む特定の領域において、支払われた対価の割当は完了していませんでした。

項目	公正価値で 計上された 資産及び負債 (暫定評価) (百万円)	測定期間調整 (百万円)	公正価値で 計上された 資産及び負債 (最終評価) (百万円)
現金・預金及び現金同等物	12,971	-	12,971
受取手形、売掛金及び契約資産	32,287	-	32,287
前払費用及びその他の流動資産	10,220	98	10,122
投資有価証券その他	1,476	-	1,476
無形固定資産	420,534	-	420,534
営業権	237,271	1,206	236,065
その他	10,023	-	10,023
資産合計	724,782	1,304	723,478
支払手形及び買掛金	1,731	-	1,731
未払金・未払費用	70,675	-	70,675
未払法人税及びその他の未払税金	3,082	69	3,013
長期借入債務	148,621	-	148,621
未払退職・年金費用	1,947	-	1,947
繰延税金	94,849	1,235	93,614
その他	5,564	-	5,564
負債合計	326,469	1,304	325,165

無形固定資産は主にミュージック・カタログが含まれており、加重平均償却期間は43年です。営業権は、新たな収益の流入による将来の成長やソニーの既存の資産や事業とのシナジー等の識別不能無形固定資産を表しており、取得した有形資産や無形固定資産の見積公正価値に対する購入価格の超過する部分として計算され、税務上損金に算入されません。この取得により計上された営業権は音楽分野に含まれます。

下記の概算の補足財務資料（未監査）は、この取得が2017年度の期首に発生したと仮定した場合のソニーとEMIの業績合計額です。

項目	金額（百万円）
	連結会計年度 （自 4月1日 至 3月31日）
	2018年度
純売上高	8,738,209
営業利益	801,973
当社株主に帰属する当期純利益	817,629
1株当たり情報	
- 基本的	645.53円
- 希薄化後	631.55円

この概算の補足財務情報（未監査）は、ソニーが合理的と考える見積り及び前提にもとづき作成されたものであり、この取得が2017年度の開始の日に完了したと仮定した場合のソニーの業績を表示又は示唆することを目的としたものではありません。また、この概算の補足財務情報（未監査）を将来のソニーの業績を示す指標として用いるべきではありません。この概算の補足財務情報（未監査）は、EMIの持分法による投資利益（損失）の消去及び連結処理、過年度に所有していた資本持分の再評価による利益の調整、税効果後の無形固定資産償却費用の増分、新株予約権及びマネジメントインセンティブ費用の調整が含まれています。

(2) Insomniac Games, Inc.の取得

2019年11月15日、ソニーのG & N S分野の完全子会社であるSony Interactive Entertainment LLCは、ゲーム開発会社であるInsomniac Games, Inc. (以下「Insomniac Games」)の買収を完了しました。

本買収の対価24,895百万円(229百万米ドル)は、主に現金により支払われました。本買収の結果、Insomniac Gamesはソニーの完全子会社となりました。

当該取得により、ソニーは営業権17,945百万円(164百万米ドル)及び無形固定資産6,794百万円(62百万米ドル)を計上しました。この取引で支払われた現金対価は、受領した現金が控除された上で、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。プロフォーム情報は、この取得の与える影響が軽微なため、開示を省略しています。

(3) Silvergate Mediaの取得

2019年12月9日、ソニーは映画分野の完全子会社を通じて、子ども向けアニメーションの開発・制作とライセンスの提供をしているSilvergate Media Group (以下「Silvergate」)を買収しました。本買収の対価21,017百万円(192百万米ドル)は、現金により支払われました。本買収の結果、ソニーは、(1) Silvergate BP Bidco Limitedが保有する一部の権利を除くSilvergateの全ての資産を保有するSilvergate Topco Limitedの100%の持分、及び(2)「ピーターラビット」テレビシリーズを制作しているSilvergate BP Bidco Limitedの31%の持分を保有することになり、ソニーは営業権11,431百万円(106百万米ドル)と無形固定資産3,387百万円(32百万米ドル)を計上しました。この取引で支払われた現金対価は、受領した現金が控除された上で、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。プロフォーム情報は、この取得の与える影響が軽微なため、開示を省略しています。

(4) 生命保険事業を営む持分法適用関連会社の子会社化

2020年1月29日、ソニーの連結子会社であるソニー生命はソニーライフ・エイゴン生命保険㈱及びSA Reinsurance Ltd. (以下あわせて「両合弁会社」)について、AEGON International B.V.が保有する50%の株式の全てを取得し、その両合弁会社の株式取得にかかる対価として現金で18,750百万円を支払いました(以下「本取引」)。なお、本取引の完了にともない、ソニー生命が両合弁会社の株式の100%を保有することとなり、両合弁会社はソニーの連結子会社となりました。ソニー生命は、ソニーライフ・エイゴン生命保険㈱が培ってきた変額保険ビジネスの強みやノウハウを活用し、シニア層の取組みを強化するとともに、一体的な業務・組織運営で効率化を図ります。なお、ソニーライフ・エイゴン生命保険㈱は、2020年4月1日付で、商号を「ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社」に変更しております。

本取引の完了に伴う両合弁会社の株式取得以前においては、ソニーは両合弁会社の持分を持分法で会計処理していました。本取引により両合弁会社の支配持分を獲得したため、ソニーは取得法にもとづき両合弁会社を連結し、識別可能資産、引受負債及びその残余としての営業権を公正価値で計上しました。また、ソニーは、既に保有していた両合弁会社の持分50%を企業結合日における公正価値13,932百万円で再評価した結果、2019年度において1,827百万円の評価益をその他の営業益(純額)に計上しました。この評価益に対する税金費用及び繰延税金負債は計上していません。

金融分野に計上された両合弁会社の資産及び負債に割り当てられた公正価値の集計は以下のとおりです。

項目	金額(百万円)
現金・預金及び現金同等物	27,380
有価証券	530,851
前払費用及びその他の流動資産	21,933
投資有価証券その他	15,329
営業権	3,609
その他	406
資産合計	599,508
保険契約債務その他	66,599
生命保険ビジネスにおける契約者勘定	495,248
その他	4,979
負債合計	566,826

営業権は、ソニー生命との一体的な業務・組織運営による効率化等での収益性改善を表しており、識別可能資産、負債の見積公正価値に対する購入価格の超過する部分として計算され、税務上損金に算入されません。この取得により計上された営業権は金融分野に含まれます。

プロフォーム情報は、この取得の与える影響が軽微なため、開示を省略しています。

(5) その他の取得

2018年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。支払われた対価の合計は7,743百万円であり、主として現金で支払われました。将来変更される可能性がある重要な条件付対価はありません。これらの取得により、ソニーは営業権5,773百万円と無形固定資産4,422百万円を計上しました。

2019年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。支払われた対価の合計は6,853百万円であり、主として現金で支払われました。将来変更される可能性がある重要な条件付対価はありません。これらの取得により、ソニーは営業権6,778百万円と無形固定資産2,301百万円を計上しました。

これらの取得に関して重要な仕掛研究開発費への価格割当はありません。上記の全ての取得企業及び事業はそれぞれの取得日よりソニーの業績に連結されています。その他の取得は、個別ならびに総計で重要性がないため、プロフォーム情報は表示していません。

26 共同契約

ソニーは、主として、映画分野の子会社において、他の1つ又は複数の活動のある参加者と共同で映画又はテレビ作品に対する資金調達、製作及び配給を行うための共同契約を締結し、この子会社と他の参加者が、所有によるリスクと便益を共有しています。これらの契約は共同製作・配給契約となります。

ソニーは、主として、映画又はテレビ作品のうち自社が保有し資金調達する部分のみを資産計上しています。ソニーと他の参加者は、主として、異なるメディア又はマーケットで作品を配給しています。ソニーが作品を配給したメディア又はマーケットで獲得した収益及び発生した費用は、主として、総額を計上しています。ソニーは、主として、他の参加者が作品を配給した際には、獲得した収益及び発生した費用の計上はしていません。ソニーと他の参加者は、主として、全てのメディア又はマーケットでの作品の配給から得た利益を分配しています。映画作品においては、ソニーが純額を受取人の場合、(1)他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益におけるソニーへの分配金から(2)ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を差し引き、純額を純売上高として計上しています。ソニーが純額の支払人の場合、純額を売上原価として計上しています。テレビ作品においては、他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益のソニーへの分配金を売上として計上し、ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を売上原価として計上しています。

2018年度及び2019年度において、これらの共同契約において、他の参加者からソニーに帰属すべき額として、それぞれ42,343百万円、33,921百万円が純売上高として計上され、他の参加者に帰属すべき額として、それぞれ22,702百万円、21,052百万円が売上原価に計上されました。

27 コミットメント、偶発債務及びその他

(1) ローン・コミットメント

金融子会社は、顧客に対する貸付契約にもとづき、貸付の未実行残高を有しています。2020年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は34,306百万円です。ローン・コミットメントの翌年度以降における支払予定額について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

(2) パーチェス・コミットメント等

2020年3月31日現在のパーチェス・コミットメント等の残高は、合計で684,911百万円です。これらのうち、主要なものは次のとおりです。

映画分野の一部の子会社は、製作関係者との間で映画の製作及びテレビ番組の制作を行う契約を締結し、また第三者との間で完成した映画作品もしくはそれに対する一部の権利を購入する契約、スポーツイベントの放映権を購入する契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として3年以内の期間に関するものです。2020年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は126,917百万円です。

音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティスト、ならびに作詞家、音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との間で契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として5年以内の期間に関するものです。2020年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は128,678百万円です。

G & N S 分野の一部の子会社は、ゲームソフトウェアの開発、販売及び配信に関する長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として8年以内の期間に関連するものです。2020年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は29,243百万円です。

ソニーは、固定資産の購入契約を締結しています。2020年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は199,145百万円です。

ソニーは、部材の調達契約を締結しています。2020年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は115,670百万円です。

ソニーは、広告宣伝の権利に関するスポンサーシップ契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主に1年以内の期間に関するものです。2020年3月31日現在、当該契約にもとづく支払予定額は5,162百万円です。

パーチェス・コミットメントの翌年度以降5年間の各年度及びそれ以降の年度における支払予定額の総額は次のとおりです。

年度	2020年3月31日
	金額(百万円)
2020年度	378,319
2021年度	103,033
2022年度	76,541
2023年度	49,549
2024年度	36,936
2025年度以降	40,533
パーチェス・コミットメント合計	684,911

(3) 訴訟

2009年以降、米国司法省、欧州委員会及びその他の国の当局が光ディスクドライブ市場の競争状況に関する調査を実施し、当社及び当社の一部の子会社も当該調査の対象となっておりましたが、当社は、これらの当局による調査は既に終了していると理解しています。他方で、2015年10月、欧州委員会は同委員会の調査結果を踏まえて、当社及び当社の一部の子会社に対して総額31百万ユーロの制裁金の支払いを命じる決定を下しました。かかる決定を受け、当社はかかる決定を不服として、欧州普通裁判所に提訴しましたが、2019年7月、欧州普通裁判所が欧州委員会の決定を支持する旨の判決を下しました。当社は、判決内容を精査した結果、同年9月、欧州司法裁判所に上告しました。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟(集団訴訟を含む)が、複数の地域にて提起されていましたが、それらの訴訟については、係属中の一つの訴訟を除き、当該製品の直接・間接の購入者による米国での集団訴訟を含め、和解に至りました。ソニーは、係属中の訴訟の最終的な結果が、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えることはないと考えています。

2011年以降、当社及び一部の子会社が営んでいた二次電池事業に関連して、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟(集団訴訟を含む)が、複数の地域にて提起されていましたが、それらの訴訟については、係属中の一つの訴訟を除き、当該製品の直接・間接の購入者による米国で

の集団訴訟を含め、和解に至りました。ソニーは、係属中の訴訟の最終的な結果が、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えることはないと考えています。

当社及び一部の子会社は、これらの他にも複数の訴訟の被告又は政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニーが現在知り得るかぎりの情報にもとづき、それらの訴訟その他の法的手続により生じ得る結果は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えることはないと考えています。

(4) 保証債務

ソニーは、ある特定の事象又は状況が発生した場合に、被保証者への支払要求に対して保証を行っております。2020年3月31日現在の保証債務にもとづく将来の潜在的支払債務は、最大で2,214百万円です。

上記に加え、ソニーは、ある一定期間において、提供した製品及びサービスに対する保証を行っております。2018年度及び2019年度の製品保証に関する負債の増減額は次のとおりです。

項目	2018年度	2019年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
製品保証に関する負債の期首残高	44,717	33,005
製品保証に関する負債の計上額	23,041	21,448
期中取崩額	26,326	21,491
期首残高に対する見積変更額	7,370	562
外貨換算調整額	1,057	593
製品保証に関する負債の期末残高	33,005	31,807

延長保証サービスの提供により顧客から受領した対価は、上記の表の金額には含まれておりません。なお、延長保証サービスはソニーが提供する保証サービスにおいて重要なものではありません。

28 セグメント情報

以下の報告セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業利益（損失）が最高経営意思決定者によって経営資源の配分の決定及び業績の評価に通常使用されているものです。最高経営意思決定者は、個別の資産情報を使用してセグメント評価を行っていません。ソニーにおける最高経営意思決定者は、社長兼CEOです。

ソニーは、2019年4月1日付の組織変更及び担当上級役員の変更にともない、2019年度第1四半期より、業績報告におけるビジネスセグメント区分を変更し、従来のホームエンタテインメント&サウンド分野、イメージング・プロダクツ&ソリューション分野及びモバイル・コミュニケーション分野を合わせ、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション（以下「E P & S」）分野としました。このセグメント変更にともない、各分野の2018年度における売上高及び営業収入ならびに営業損益を2019年度の表示に合わせて組替再表示しています。また、2019年度第1四半期より、従来の半導体分野を、イメージング&センシング・ソリューション（以下「I & S S」）分野に名称変更しました。

G & N S分野には、主にネットワークサービス事業、家庭用ゲーム機の製造・販売及びソフトウェアの制作・販売が含まれています。音楽分野には、主に音楽制作、音楽出版及び映像メディア・プラットフォーム事業が含まれています。映画分野には、主に映画製作、テレビ番組制作及びメディアネットワーク事業が含まれています。E P & S分野には、主にテレビ事業、オーディオ・ビデオ事業、静止画・動画カメラ事業、スマートフォン事業及びインターネット関連サービス事業が含まれています。I & S S分野には、主にイメージセンサー事業が含まれています。金融分野には、主に日本市場における個人向け生命保険及び損害保険を主とする保険事業ならびに日本における銀行業が含まれています。その他分野は、ディスク製造事業、記録メディア事業等の様々な事業活動から構成されています。ソニーの製品及びサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものです。

【ビジネスセグメント情報】

セグメント別売上高及び営業収入：

項目	2018年度	2019年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
ゲーム&ネットワークサービス：		
外部顧客に対するもの	2,224,622	1,919,760
セグメント間取引	86,250	57,791
計	2,310,872	1,977,551
音楽：		
外部顧客に対するもの	795,025	838,592
セグメント間取引	12,464	11,317
計	807,489	849,909
映画：		
外部顧客に対するもの	985,270	1,010,714
セグメント間取引	1,603	1,140
計	986,873	1,011,854
エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション：		
外部顧客に対するもの	2,303,167	1,969,880
セグメント間取引	17,461	21,388
計	2,320,628	1,991,268
イメージング&センシング・ソリューション：		
外部顧客に対するもの	770,622	985,259
セグメント間取引	108,708	85,317
計	879,330	1,070,576
金融：		
外部顧客に対するもの	1,274,708	1,299,847
セグメント間取引	7,831	7,901
計	1,282,539	1,307,748
その他：		
外部顧客に対するもの	299,806	214,999
セグメント間取引	45,931	36,421
計	345,737	251,420
全社（共通）及びセグメント間取引消去	267,781	200,441
連結合計	8,665,687	8,259,885

G & N S分野におけるセグメント間取引は、主としてその他分野に対するものです。

I & S S分野におけるセグメント間取引は、主としてG & N S分野及びE P & S分野に対するものです。

その他分野におけるセグメント間取引は、主としてG & N S分野、音楽分野及び映画分野に対するものです。

全社（共通）及びセグメント間取引消去には、ブランド及び特許権使用によるロイヤルティ収入が含まれています。

セグメント別損益：

項目	2018年度	2019年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
営業利益（損失）：		
ゲーム&ネットワークサービス	311,092	238,400
音 楽	232,487	142,345
映 画	54,599	68,157
エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション	76,508	87,276
イメージング&センシング・ソリューション	143,874	235,584
金 融	161,477	129,597
その他	11,127	16,288
計	968,910	917,647
全社（共通）及びセグメント間取引消去	74,675	72,188
連結営業利益	894,235	845,459
その他の収益	144,735	21,949
その他の費用	27,322	67,958
連結税引前利益	1,011,648	799,450

上記の営業利益（損失）は、売上高及び営業収入から売上原価、販売費・一般管理費及びその他の一般費用を差し引き、持分法による投資利益（損失）を加えたものです。

その他の重要事項：

項目	2018年度	2019年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
持分法による投資利益（損失）：		
ゲーム&ネットワークサービス	-	-
音 楽	6,915	4,239
映 画	106	629
エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション	38	136
イメージング&センシング・ソリューション	-	0
金 融	682	104
その他	4,530	5,995
連結合計	2,999	9,637

項目	2018年度	2019年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
減価償却費及び償却費：		
ゲーム&ネットワークサービス	29,023	29,135
音 楽	21,259	29,137
映 画	24,081	21,665
エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション	61,749	63,291
イメージング&センシング・ソリューション	110,746	134,035
金 融（繰延保険契約費の償却を含む）	91,179	106,667
その他	4,940	5,095
計	342,977	389,025
全社（共通）	31,049	27,617
連結合計	374,026	416,642

下記の表は、各セグメントにおける製品カテゴリー別の外部顧客に対する売上高及び営業収入です。ソニーのマネジメントは、各セグメントをそれぞれ単一のオペレーティング・セグメントとして意思決定を行っています。

項目	2018年度	2019年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
ゲーム&ネットワークサービス		
デジタルソフトウェア・アドオンコンテンツ	1,102,231	1,010,296
ネットワークサービス	326,524	337,265
ハードウェア・その他	795,867	572,199
計	2,224,622	1,919,760
音楽		
音楽制作（ストリーミング）	227,513	276,039
音楽制作（その他）	199,413	191,114
音楽出版	106,666	157,478
映像メディア・プラットフォーム	261,433	213,961
計	795,025	838,592
映画		
映画製作	436,017	475,061
テレビ番組制作	288,816	301,224
メディアネットワーク	260,437	234,429
計	985,270	1,010,714
エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション		
テレビ	788,423	646,513
オーディオ・ビデオ	362,580	346,060
静止画・動画カメラ	421,506	384,142
モバイル・コミュニケーション	487,330	362,144
その他	243,328	231,021
計	2,303,167	1,969,880
イメージング&センシング・ソリューション	770,622	985,259
金融	1,274,708	1,299,847
その他	299,806	214,999
全社（共通）	12,467	20,834
連結	8,665,687	8,259,885

ソニーは2019年度第1四半期よりE P & S分野の新設に伴い製品カテゴリー区分を変更しました。また、ソニーは2019年度第4四半期より音楽分野において音楽制作カテゴリーの細分化により、製品カテゴリー区分を変更しました。これらの変更により、上記2018年度の実績を組替再表示しています。

G & N S分野のうち、デジタルソフトウェア・アドオンコンテンツカテゴリーにはSony Interactive Entertainmentがネットワークを通じて販売するソフトウェアタイトル及びアドオンコンテンツ、ネットワークサービスカテゴリーにはゲーム、ビデオ及び音楽コンテンツ関連のネットワークサービス、ハードウェア・その他カテゴリーには据え置き型及び携帯型ゲームコンソール、パッケージソフトウェアと周辺機器などが主要製品として含まれています。音楽分野のうち、音楽制作（ストリーミング）はストリーミングによるデジタルの音楽制作物の販売、音楽制作（その他）にはパッケージ及びダウンロードによるデジタルの音楽制作物の販売やアーティストのライブパフォーマンスからの収入、音楽出版には、楽曲の詞、曲の管理及びライセンス、映像メディア・プラットフォームには、アニメーション作品及びその派生ゲームアプリケーションの制作・販売、音楽・映像関連商品の様々なサービス提供などが含まれています。映画分野のうち、映画製作には実写及びアニメーション映画作品の全世界での製作・買付・配給・販売、テレビ番組制作にはテレビ番組の制作・買付・販売、メディアネットワークには、全世界でのテレビ、デジタルのネットワークオペレーションなどが含まれています。E P & S分野のうち、テレビカテゴリーには液晶テレビ、有機ELテレビ、オーディオ・ビデオカテゴリーにはブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー、家庭用オーディオ、ヘッドホン、メモリ内蔵型携帯オーディオ、静止画・動画カメラカテゴリーにはレンズ交換式カメラ、コンパクトデジタルカメラ、民生用・放送用ビデオカメラ、モバイル・コミュニケーションカテゴリーにはスマートフォン、インターネット関連サービス、その他カテゴリーにはプロジェクターなどを含むディスプレイ製品、医療用機器などが主要製品として含まれています。

E P & S分野のうち、モバイル・コミュニケーションカテゴリーの、2018年度及び2019年度における営業損失は、それぞれ 97,136百万円及び 21,057百万円です。

【地域別情報】

2018年度及び2019年度における顧客の所在国又は地域別に分類した売上高及び営業収入、2019年3月31日現在及び2020年3月31日現在の有形固定資産（減価償却累計額控除後）及び使用権資産は次のとおりです。

項目	2018年度	2019年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
日本	2,591,784	2,472,479
米国	1,982,135	1,864,390
欧州	1,862,166	1,697,791
中国	770,416	845,235
アジア・太平洋地域	912,193	892,026
その他地域	546,993	487,964
計	8,665,687	8,259,885

項目	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
有形固定資産（減価償却累計額控除後）及び使用権資産*：		
日本	590,694	946,922
米国	113,581	214,226
欧州	22,622	67,799
中国	11,694	17,996
アジア・太平洋地域	34,273	46,932
その他地域	4,189	7,379
計	777,053	1,301,254

（注）* ASU2016-02の適用により、2020年3月31日現在の金額には、2019年度から認識されたオペレーティング・リース使用権資産が含まれています。

日本、米国ならびに中国以外の各区分に属する主な国又は地域は次のとおりです。

- (1) 欧州： イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、スウェーデン
- (2) アジア・太平洋地域： インド、韓国、オセアニア、タイ、マレーシア
- (3) その他地域： 中近東/アフリカ、ブラジル、メキシコ、カナダ

売上高及び営業収入、有形固定資産（減価償却累計額控除後）及び使用権資産に関して、欧州、アジア・太平洋地域、その他地域において個別には金額的に重要性のある国はありません。

報告セグメント間及び地域間の取引は、市場の実勢価格を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

2018年度及び2019年度において、単一顧客として重要な顧客に対する売上高及び営業収入はありません。

29 重要な後発事象

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社株券等に対する公開買付け

金融事業のさらなる成長とガバナンス強化を通じて、ソニーグループ全体の企業価値向上を図ることを目的に、当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、連結子会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（以下「SFH」）の普通株式及び新株予約権の全てを取得し、SFHを当社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」）を実施することを決議し、本公開買付けを2020年5月20日に開始しました。当社は、2020年5月19日時点で、SFH普通株式283,050,000株（所有割合：約65%）を所有していました。

本公開買付けにSFHの全株主（当社を除く）及び全新株予約権者が応募した場合、当社の買付代金は約395,538百万円となります。

< 本公開買付けの概要 >

買付対象：普通株式（ただし、当社が所有するSFH普通株式及びSFHが所有する自己株式を除く）及び新株予約権

買付期間：2020年5月20日から2020年7月13日まで

買付価格：普通株式1株につき、金2,600円

新株予約権1個につき、金259,900円

買付予定数（新株予約権の目的となる株式の数を含む）：152,130,036株

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を7,070,000株と設定しています。応募株券等の総数（新株予約権の目的となる株式の数を含む）が買付予定数の下限（7,070,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【借入金等明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【資産除去債務明細表】

2020年3月31日現在における資産除去債務の金額に重要性がないため、記載を省略しています。

【評価性引当金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	その他 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	25,440	9,006	6,908	1,665	25,873
繰延税金資産に対する評価性引当金	723,114	53,245	161,547	6,569	608,243

(注)1 貸倒引当金のその他は外貨換算調整額です。

2 繰延税金資産に対する評価性引当金のその他は外貨換算調整額です。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高及び営業収入 (百万円)	1,925,724	4,047,983	6,511,145	8,259,885
税引前利益 (百万円)	231,018	493,112	803,433	799,450
当社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	152,122	340,009	569,547	582,191
基本的1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期)純利 益(円)	121.78	273.52	460.11	471.64

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり当社株主に 帰属する四半期純利益(円)	121.78	151.89	187.02	10.33

訴訟

訴訟事件等については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『27 コミットメント、偶発債務及びその他』に記載のとおりです。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,858	189,841
受取手形	43	45
売掛金	41,976	43,024
製品	108	117
仕掛品	195	173
原材料及び貯蔵品	47	84
前払費用	4,036	3,442
未収入金	143,441	174,822
その他	244,434	24,775
貸倒引当金	57	20
流動資産合計	441,082	436,303
固定資産		
有形固定資産		
建物	181,941	172,425
減価償却累計額	138,210	129,050
建物(純額)	43,731	43,375
構築物	9,516	8,896
減価償却累計額	7,614	7,146
構築物(純額)	1,902	1,750
機械及び装置	15,859	14,432
減価償却累計額	12,003	11,383
機械及び装置(純額)	3,856	3,049
車両運搬具	73	102
減価償却累計額	62	56
車両運搬具(純額)	10	46
工具、器具及び備品	11,291	10,661
減価償却累計額	8,416	7,893
工具、器具及び備品(純額)	2,875	2,768
土地	19,464	16,888
リース資産	1,279	1,150
減価償却累計額	1,230	1,100
リース資産(純額)	49	51
建設仮勘定	164	307
有形固定資産合計	72,051	68,234

(単位：百万円)

	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
無形固定資産		
特許権	234	175
借地権	1,537	1,537
ソフトウェア	1,540	1,142
リース資産	15	8
その他	13,274	10,398
無形固定資産合計	16,599	13,259
投資その他の資産		
投資有価証券	106,008	19,676
関係会社株式	1,975,995	2,090,765
出資金	1	45
関係会社出資金	102,297	102,297
長期貸付金	741,012	852,257
破産更生債権等	394	356
長期前払費用	3,941	4,148
繰延税金資産	716	18,461
その他	15,506	18,894
貸倒引当金	233,684	232,891
投資その他の資産合計	2,712,185	2,874,008
固定資産合計	2,800,834	2,955,501
資産合計	3,241,916	3,391,804
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,451	1,268
買掛金	11,560	8,849
短期借入金	846	5,319
1年内償還予定の社債	120,000	-
リース債務	47	42
未払金	44,193	37,573
未払費用	39,597	34,893
未払法人税等	222	3,882
前受金	6,188	5,516
預り金	10,835	10,395
前受収益	1,657	1,476
賞与引当金	8,695	7,470
その他	117	211
流動負債合計	245,409	116,894

(単位：百万円)

	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
固定負債		
社債	140,000	240,000
新株予約権付社債	119,961	119,531
リース債務	62	46
退職給付引当金	81,355	94,807
パソコン回収再資源化引当金	564	548
債務保証損失引当金	17,624	60,620
資産除去債務	2,194	6,438
その他	43,062	46,382
固定負債合計	404,822	568,373
負債合計	650,231	685,268
純資産の部		
株主資本		
資本金	874,291	880,214
資本剰余金		
資本準備金	1,087,984	1,093,907
その他資本剰余金	1,073	-
資本剰余金合計	1,089,057	1,093,907
利益剰余金		
利益準備金	34,870	34,870
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	645,559	915,587
利益剰余金合計	680,429	950,457
自己株式	104,704	232,503
株主資本合計	2,539,072	2,692,074
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	41,101	1,078
評価・換算差額等合計	41,101	1,078
新株予約権	11,512	13,384
純資産合計	2,591,685	2,706,537
負債純資産合計	3,241,916	3,391,804

【損益計算書】

(単位：百万円)

	2018年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2019年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
売上高	173,314	158,662
関係会社受取配当金	200,121	410,430
営業収益合計	373,436	569,092
売上原価	81,622	65,455
売上総利益	291,814	503,637
販売費及び一般管理費	150,067	171,328
営業利益	141,747	332,309
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,679	2,836
その他	45,742	39,600
営業外収益合計	50,421	42,436
営業外費用		
支払利息	75	276
その他	34,630	35,182
営業外費用合計	34,706	35,457
経常利益	157,462	339,288
特別利益		
投資有価証券売却益	-	57,258
年金制度変更にかかる利益	-	19,883
固定資産売却益	-	8,215
関係会社貸倒引当金戻入額	29,299	-
特別利益合計	29,299	85,356
特別損失		
関係会社債務保証損失引当金繰入額	17,624	42,996
投資有価証券評価損	-	4,279
関係会社株式評価損	184,929	-
特別損失合計	202,552	47,275
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	15,792	377,368
法人税、住民税及び事業税	32,696	13,536
法人税等調整額	1,777	82
法人税等合計	30,919	13,618
当期純利益	15,127	390,987

【株主資本等変動計算書】

2018年度

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	865,678	1,079,371	1,072	34,870	668,447	4,530	2,644,907	
当期変動額								
新株の発行	8,613	8,613					17,226	
剰余金の配当					38,015		38,015	
当期純利益					15,127		15,127	
自己株式の取得						100,177	100,177	
自己株式の処分			1			3	4	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	8,613	8,613	1	-	22,888	100,174	105,835	
当期末残高	874,291	1,087,984	1,073	34,870	645,559	104,704	2,539,072	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	31,618	10,519	2,687,044
当期変動額			
新株の発行			17,226
剰余金の配当			38,015
当期純利益			15,127
自己株式の取得			100,177
自己株式の処分			4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9,482	993	10,476
当期変動額合計	9,482	993	95,359
当期末残高	41,101	11,512	2,591,685

2019年度
(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	874,291	1,087,984	1,073	34,870	645,559	104,704	2,539,072
当期変動額							
新株の発行	5,923	5,923					11,846
剰余金の配当					49,622		49,622
当期純利益					390,987		390,987
自己株式の取得						200,211	200,211
自己株式の処分			0			2	2
自己株式の消却			72,410			72,410	-
利益剰余金から資本剰余金への 振替			71,337		71,337		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	5,923	5,923	1,073	-	270,028	127,800	153,002
当期末残高	880,214	1,093,907	-	34,870	915,587	232,503	2,692,074

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	41,101	11,512	2,591,685
当期変動額			
新株の発行			11,846
剰余金の配当			49,622
当期純利益			390,987
自己株式の取得			200,211
自己株式の処分			2
自己株式の消却			-
利益剰余金から資本剰余金への 振替			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	40,022	1,872	38,150
当期変動額合計	40,022	1,872	114,852
当期末残高	1,078	13,384	2,706,537

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

機械及び装置 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）にもとづく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。

(2) 賞与引当金

執行役及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

(4) パソコン回収再資源化引当金

家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。

(5) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等にかかる損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

4 繰延資産の処理方法

支出時の費用として処理しています。

5 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しています。

(表示方法の変更)

前年度において、区分掲記していた「流動資産」の「預け金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の貸借対照表の組替えを行っています。

また、前年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の貸借対照表の組替えを行っています。

これらの結果、前年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた152,572百万円のうち、143,441百万円を「未収入金」とし、「預け金」に表示していた235,303百万円を「その他」に含め、「その他」を244,434百万円として組替えています。

(追加情報)

(年金制度変更)

2019年10月1日より、当社は確定給付年金制度の改定を行い、制度改定前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。この結果、当年度の損益計算書において、「特別利益」に「年金制度変更にかかる利益」を19,883百万円計上しました。

上記の制度移行に伴い、年金制度の存続部分の平均残存勤務期間が短縮されたため、当年度に未認識数理計算上の差異5,555百万円を退職給付費用に含めて一括費用処理しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	394,814百万円	179,613百万円
長期金銭債権	744,721	856,237
短期金銭債務	77,826	76,395
長期金銭債務	603	450

2 圧縮記帳

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
国庫補助金等	362百万円	362百万円
保険金等	25	25

3 保証債務等

	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
債務保証契約	408,389百万円	577,744百万円
経営指導念書等の差入れ (注)	723	685

(注) 経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	2018年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2019年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	156,372百万円	136,506百万円
受取配当金	200,121	410,430
仕入高	70,753	53,808
営業取引以外の取引による取引高	175,482	161,824

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	2018年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2019年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸倒引当金繰入額	11百万円	191百万円
貸倒損失	9	9
賞与引当金繰入額	3,897	1,130
退職給付費用	2,106	6,797
業務委託費	48,896	49,367
減価償却費	9,412	6,748
開発研究費	49,363	57,275
その他	36,394	49,812

なお、販売費に属する費用のおおよその割合は前年度5%、当年度3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前年度95%、当年度97%です。

3 固定資産売却益の内訳

	2018年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2019年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
土地及び建物	- 百万円	8,215百万円
商標権	-	-
計	-	8,215

同一の売買契約において土地と建物等が一体となった固定資産を売却した際、土地部分は売却益、建物等部分は売却損が発生しており、売却損益の合算金額を固定資産売却益に計上しています。

(株主資本等変動計算書関係)

2018年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年4月27日 取締役会	普通株式	18,981百万円	15円00銭	2018年3月31日	2018年5月30日
2018年10月30日 取締役会	普通株式	19,034百万円	15円00銭	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	25,015百万円	利益剰余金	20円00銭	2019年3月31日	2019年5月29日

2019年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	25,015百万円	20円00銭	2019年3月31日	2019年5月29日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	24,607百万円	20円00銭	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	30,504百万円	利益剰余金	25円00銭	2020年3月31日	2020年6月5日

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

2018年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	158,312	591,008	432,696
関連会社株式	8,946	423,108	414,162
合計	167,258	1,014,116	846,859

2019年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	158,312	517,132	358,820
関連会社株式	27,505	756,073	728,568
合計	185,817	1,273,205	1,087,388

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
子会社株式	1,807,606	1,903,874
関連会社株式	1,131	1,074

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産		
繰延税金資産*1		
関係会社株式等	197,621百万円	199,509百万円
繰越欠損金*2	121,263	80,967
貸倒引当金	71,571	71,317
退職給付引当金	27,678	29,558
その他	24,205	39,260
繰延税金資産小計	442,338	420,611
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額*2	105,683	66,354
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	317,430	334,463
繰延税金資産合計	19,225	19,794
繰延税金負債*1		
資産除去債務	174	907
その他	18,335	426
繰延税金負債合計	18,509	1,333
繰延税金資産の純額	716	18,461

(注)*1 繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)を適用し、改正前の税法の規定に基づいて算定しています。

*2 2020年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額は80,967百万円であり、2020年度から2030年度までの間に繰越期限が到来します。なお、翌事業年度以降の課税所得と相殺できない部分については、貸借対照表上の繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額として繰延税金資産の金額から控除していません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

	2018年度 (2019年3月31日)	2019年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
受取配当金等の一時差異に該当しない項目	366.9	26.9
評価性引当額	216.3	5.0
控除不能外国税額等	7.6	2.5
その他	7.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	195.8	3.6

(重要な後発事象)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社株券等に対する公開買付け

金融事業のさらなる成長とガバナンス強化を通じて、ソニーグループ全体の企業価値向上を図ることを目的に、当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、連結子会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(以下「SFH」)の普通株式及び新株予約権の全てを取得し、SFHを当社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、公開買付け(以下「本公開買付け」)を実施することを決議し、本公開買付けを2020年5月20日に開始しました。当社は、2020年5月19日時点で、SFH普通株式283,050,000株(所有割合:約65%)を所有していました。

本公開買付けにSFHの全株主(当社を除く)及び全新株予約権者が応募した場合、当社の買付代金は約395,538百万円となります。

<本公開買付けの概要>

買付対象:普通株式(ただし、当社が所有するSFH普通株式及びSFHが所有する自己株式を除く)及び新株予約権

買付期間:2020年5月20日から2020年7月13日まで

買付価格:普通株式1株につき、金2,600円

新株予約権1個につき、金259,900円

買付予定数(新株予約権の目的となる株式の数を含む):152,130,036株

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を7,070,000株と設定しています。応募株券等の総数(新株予約権の目的となる株式の数を含む)が買付予定数の下限(7,070,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却 累計額又は 償却累計額	当期償却額	差引 期末帳簿価額
有形 固定 資産	建物	181,941	7,617	17,133	172,425	129,050	5,513	43,375
	構築物	9,516	2	621	8,896	7,146	103	1,750
	機械及び装置	15,859	1,232	2,660	14,432	11,383	1,225	3,049
	車両運搬具	73	40	10	102	56	4	46
	工具、器具及び 備品	11,291	864	1,494	10,661	7,893	851	2,768
	土地	19,464	-	2,576	16,888	-	-	16,888
	リース資産	1,279	43	172	1,150	1,100	32	51
	建設仮勘定	164	273	131	307	-	-	307
	計	239,587	10,071	24,797	224,861	156,627	7,727	68,234
無形 固定 資産	特許権	6,404	26	109	6,321	6,146	61	175
	借地権	1,537	-	-	1,537	-	-	1,537
	ソフトウェア	13,091	513	782	12,822	11,680	505	1,142
	リース資産	39	-	11	28	21	7	8
	その他	57,835	1,563	869	58,529	48,130	4,125	10,398
	計	78,906	2,102	1,771	79,237	65,977	4,698	13,259

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	233,741	206	1,036	232,911
賞与引当金	8,695	7,470	8,695	7,470
退職給付引当金	81,355	37,141	23,689	94,807
パソコン回収再資源化引当金	564	-	16	548
債務保証損失引当金	17,624	42,996	-	60,620

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り又は買増し 取扱場所 株主名簿管理人 手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/pn/
株主に対する特典	<2020年実績> 100株以上保有（2020年3月末現在）の株主宛に2020年6月4日付で、以下の内容の「株主特典クーポン」をご案内しました。 クーポンの名称：「株主特典AV」クーポン、「株主特典VAIO」クーポン クーポンの内容：ソニーの公式通販サイト「ソニーストア」及びソニーストアの各店舗（銀座・札幌・名古屋・大阪・福岡天神）、ソニーショップ（e-ソニーショップVAIO展示店）にて、対象商品を割引価格で購入できるクーポン（AV商品15%オフ、VAIO本体5%オフ） 有効期間： 2020年6月5日～2021年5月31日 その他： 譲渡ないし換金はできません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書
事業年度（2018年度）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月18日 関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書
2019年6月18日 関東財務局長に提出
- (3) 有価証券届出書（譲渡制限付普通株式）及びその添付書類
2019年7月1日 関東財務局長に提出
- (4) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2019年6月1日 至 2019年6月30日） 2019年7月1日 関東財務局長に提出
- (5) 訂正有価証券報告書及び確認書
2019年8月1日 関東財務局長に提出
2019年6月18日に提出した上記(1)の有価証券報告書にかかる訂正報告書です。
- (6) 四半期報告書及び確認書
事業年度（2019年度第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
2019年8月5日 関東財務局長に提出
- (7) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2019年7月1日 至 2019年7月31日） 2019年8月7日 関東財務局長に提出
- (8) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2019年8月1日 至 2019年8月31日） 2019年9月6日 関東財務局長に提出
- (9) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2019年9月1日 至 2019年9月30日） 2019年10月7日 関東財務局長に提出
- (10) 有価証券届出書（普通株式新株予約権証券）及びその添付書類
2019年10月30日 関東財務局長に提出
普通株式新株予約権証券は当社第40回普通株式新株予約権及び第41回普通株式新株予約権として発行したものです。
- (11) 有価証券届出書（譲渡制限付普通株式）及びその添付書類
2019年10月30日 関東財務局長に提出
- (12) 四半期報告書及び確認書
事業年度（2019年度第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）
2019年11月6日 関東財務局長に提出
- (13) 有価証券届出書の訂正届出書
2019年11月6日 関東財務局長に提出
2019年10月30日に提出した上記(10)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。

- (14) 有価証券届出書の訂正届出書
2019年11月6日 関東財務局長に提出
2019年10月30日に提出した上記(11)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (15) 自己株券買付状況報告書
報告期間 (自 2019年10月1日 至 2019年10月31日) 2019年11月8日 関東財務局長に提出
- (16) 有価証券届出書の訂正届出書
2019年11月20日 関東財務局長に提出
2019年10月30日に提出した上記(10)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (17) 自己株券買付状況報告書
報告期間 (自 2019年11月1日 至 2019年11月30日) 2019年12月6日 関東財務局長に提出
- (18) 自己株券買付状況報告書
報告期間 (自 2019年12月1日 至 2019年12月31日) 2020年1月10日 関東財務局長に提出
- (19) 自己株券買付状況報告書
報告期間 (自 2020年1月1日 至 2020年1月31日) 2020年2月7日 関東財務局長に提出
- (20) 四半期報告書及び確認書
事業年度(2019年度第3四半期) (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
2020年2月10日 関東財務局長に提出
- (21) 臨時報告書
2020年2月21日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定にもとづく臨時報告書です。
- (22) 自己株券買付状況報告書
報告期間 (自 2020年2月1日 至 2020年2月29日) 2020年3月6日 関東財務局長に提出
- (23) 臨時報告書
2020年3月26日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定にもとづく臨時報告書です。
- (24) 自己株券買付状況報告書
報告期間 (自 2020年3月1日 至 2020年3月31日) 2020年4月7日 関東財務局長に提出
- (25) 臨時報告書の訂正報告書
2020年4月17日 関東財務局長に提出
2020年3月26日に提出した上記(23)の臨時報告書にかかる訂正報告書です。
- (26) 臨時報告書
2020年5月19日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定にもとづく臨時報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

ソニー株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木内 仁志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井野 貴章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴戸 賢市

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結資本変動表、連結財務諸表注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条により規定された米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結財務諸表注記3 主要な会計方針の要約(2)新会計基準の適用「リース」に記載されているとおり、会社は、2019年4月1日からASU2016-02「リース」を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

日本の連結納税グループに係る繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記3及び22に記載のとおり、繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求される。したがって、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより定期的に評価される。当該評価に関する経営者の判断においては、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略が特に考慮されている。2020年3月31日に終了する事業年度において、会社は、過去数年間にわたる好業績を含む、入手可能な肯定的及び否定的証拠を比較衡量した結果、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、将来における収益性が見込が不確実なため、日本の連結納税グループにおいて、将来加算一時差異と相殺されると見込まれる金額を除いて、繰延税金資産にかかる評価性引当金を引き続き計上した。2020年3月31日現在、日本の連結納税グループにおいて、法人税に係る評価性引当金を274,761百万円計上している。</p> <p>当監査法人は、以下の理由により、日本の連結納税グループに係る繰延税金資産の回収可能性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来収益の予測を含む入手可能な肯定的及び否定的証拠に基づく評価を行う際には、経営者の重要な判断を伴うこと。 ・ 将来収益の予測を含む経営者の判断に対する、監査手続の実施及び監査証拠の評価において、監査人の高度な職業的専門家としての判断を伴い、多くの検討を伴うこと。 	<p>当監査法人は、日本の連結納税グループに係る繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の連結納税グループにおける将来予測などの肯定的及び否定的証拠の評価を含む、経営者が実施した繰延税金資産の回収可能性の評価に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・ 肯定的及び否定的証拠に対して経営者が比較衡量した結果について評価した。 ・ 使用された肯定的及び否定的証拠の網羅性を評価した。 ・ 日本の連結納税グループにおける将来の収益見込の不確実性を含め、経営者が使用した前提条件の合理性を評価した。また、当該合理性の評価においては、経営者が使用した前提条件が、現在及び過去の会社の業績に照らして合理的であるか評価することを含んでいる。

保険契約債務及び繰延保険契約費	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記3及び11に記載のとおり、保険契約債務には変額年金保険契約及び変額保険契約における最低保証給付に対する保険契約債務を含んでいる。会社は、最低保証が付帯する変額年金保険契約の全体に公正価値オプションを適用している。このうち、最低保証部分に対する保険契約債務の公正価値は、将来見積キャッシュ・フローの現在価値として算定されている。当該計算の重要な前提条件には、死亡率、解約率、割引率及び資産運用利回りが含まれている。会社は、2020年3月31日現在、変額年金保険契約に係る最低保証給付に対する保険契約債務を、64,045百万円計上している。</p> <p>会社は、最低保証給付が付帯されている変額保険契約についても、最低保証給付に対する保険契約債務を計上している。当該最低保証給付に係る保険契約債務は、2020年3月31日現在における最善の見積りの前提条件を使用して、契約の存続期間全体の予想される超過支払いの現在価値を予想される総徴収の現在価値で除した比率に基づいて計算されている。当該計算の重要な前提条件には、死亡率、解約率、割引率及び資産運用利回りが含まれている。会社は、2020年3月31日現在、変額保険契約に係る最低保証給付に対する保険契約債務を、79,860百万円計上している。</p> <p>また、会社は、新規保険契約の獲得もしくは保険契約の更新に直接関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べている。それらのうち、変額年金保険契約、変額保険契約及び投資契約のような非伝統的保険商品に関する繰延保険契約費は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益の現在価値に基づく一定の比率により償却される。保険契約の見積粗利益の現在価値は、死亡率、解約率、割引率及び資産運用利回りを含む、多くの前提条件により影響を受ける。会社は、2020年3月31日現在、非伝統的保険商品に係る繰延保険契約費を、206,363百万円計上している。</p> <p>当監査法人は、以下の理由により、最低保証給付に対する保険契約債務及び非伝統的保険商品に係る繰延保険契約費における重要な見積りの前提条件の合理性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な見積りの前提条件の策定には、経営者の重要な判断を伴うこと。 ・重要な見積りの前提条件に対する監査手続の実施及び監査証拠の評価にあたり、監査人の高度な職業的専門家としての判断を伴い、多くの検討を伴うこと。 ・監査手続の実施及び監査証拠の評価において、専門家の関与を伴うこと。 	<p>当監査法人は、最低保証給付に対する保険契約債務及び非伝統的保険商品に係る繰延保険契約費における重要な見積りの前提条件を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な見積りの前提条件である、死亡率、解約率、割引率及び資産運用利回り等の策定に係る内部統制、及び当該前提条件を策定するために使用された過去の死亡給付、解約及び資産運用利回り等のデータの網羅性及び正確性を担保する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・経営者が重要な見積りの前提条件を策定するために使用したデータの網羅性及び正確性を評価した。また、当該前提条件の合理性について、商品間の比較や、過年度の前提条件との比較、過去の実績データや数理実務に基づいて検討した。 ・経営者が重要な見積りの前提条件を決定した方法の合理性、及び当該前提条件の合理性を、専門家を利用して評価した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

財務報告に係る内部統制に関する監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制 統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準（以下、「COSO規準（2013年版）」という。）を基礎とするソニー株式会社の2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。

当監査法人は、ソニー株式会社が、2020年3月31日現在において、COSO規準（2013年版）を基礎として、全ての重要な点において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

監査意見の根拠

財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任、及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制についての意見を表明することにある。当監査法人は、米国公開会社会計監視委員会（The Public Company Accounting Oversight Board（以下、「PCAOB」という））に登録された監査法人であり、米国連邦証券法並びに適用される米国証券取引委員会及びPCAOBの規則等に従って、ソニー株式会社から独立していることが要求されている。

当監査法人は、PCAOBの定める財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を行った。PCAOBの基準は、財務報告に係る有効な内部統制が全ての重要な点において維持されているかどうかについて合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し実施することを求めている。内部統制監査は、財務報告に係る内部統制についての理解、開示すべき重要な不備が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づく内部統制の整備及び運用状況の有効性についての検証及び評価、並びに当監査法人が状況に応じて必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

強調事項

会社の内部統制報告書に記載のとおり、会社は、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社（2020年4月1日よりソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社に社名変更）及びSA Reinsurance Ltd.（以下「両社」）を2019年度中に買収によって取得したため、これを基準日（2020年3月31日）における財務報告に係る内部統制の有効性の評価対象から除外している。当監査法人も、両社を内部統制監査の対象から除外している。両社は連結子会社であり、会社による内部統制の有効性の評価及び当監査法人による内部統制監査の対象から除外された両社の合計の総資産、並びに売上高及び営業収入が2020年3月31日における連結財務諸表に占める比率はそれぞれ約3%及び1%未満である。

我が国の内部統制監査との主要な相違点

当監査法人は、PCAOBの監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

1. 我が国の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対して監査意見を表明するが、PCAOBの基準では、財務報告に係る内部統制に対して監査意見を表明する。
2. PCAOBの基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを内部統制監査の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は監査の対象には含まれていない。
3. PCAOBの基準では、持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制については、監査の対象には含まれていない。

財務報告に係る内部統制の定義及び限界

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制には、（1）会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持に関連する方針及び手続、（2）一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、及び、会社の収入と支出が経営者及び取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供するための方針及び手続、並びに（3）財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供するための方針及び手続が含まれる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽表示を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により内部統制が不十分となるリスク、又は方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

ソニー株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木内 仁志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井野 貴章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴戸 賢市

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場価格のない子会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表の有価証券関係注記に記載のとおり、会社は、2020年3月31日現在、関係会社株式2,090,765百万円を貸借対照表に計上しており、このうち、市場価格のない子会社株式が、1,903,874百万円含まれている。当該金額は総資産額の56.1%に相当する。2020年3月31日現在、会社の連結子会社数は1,490社であり、その所在国や営む事業は多岐にわたる。会社はこれらの子会社の株式を直接的に又は間接的に保有しているが、その大部分は、市場価格のない株式である。市場価格のない子会社株式について財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がある。但し、実質価額が著しく下落した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。</p> <p>当監査法人は、以下の理由により、市場価格のない子会社株式にかかる評価の妥当性の検討を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格のない子会社株式は、財務諸表における金額的重要性が高く、実質価額の著しい下落により減額処理が行われると、財務諸表全体に与える金額的影響が大きくなる可能性があること。 ・実質価額が著しく下落した場合に行う回復可能性の検討は、経営者の判断を伴うこと。 	<p>当監査法人は、市場価格のない子会社株式の評価の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査上重要と判断した会社の会議体における議事録の閲覧及び経営者や事業部責任者等への質問を通じて子会社の経営環境を理解し、財政状態の悪化の兆候を示唆する子会社の有無を確認した。 ・実質価額の算定にあたり使用する子会社の財務数値が、各子会社において適切に承認されたものであることを確認する経営者の統制を理解し、運用評価手続を実施した。 ・実質価額を各子会社の財務数値より再計算し、帳簿価額との比較に際して用いた実質価額の正確性、及び帳簿価額に対する実質価額の著しい下落が生じた子会社株式の有無について、経営者の判断の妥当性を評価した。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外

事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。